

平成 28 年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業報告書

## 地域の児童館が果たすべき機能及び役割に関する調査研究

主任研究員 植木 信一

新潟県立大学 准教授

平成 29 年 3 月

一般財団法人 児童健全育成推進財団

## 目 次

### 第1章 調査研究の目的と方法

1. 調査研究の目的 .....	3
2. 調査研究の方法（事業の実施内容） .....	4
3. 調査における倫理面への配慮 .....	6
4. 調査研究の体制 .....	6

### 第2章 全国児童館実態調査（小型児童館・児童センター）の結果

1. 調査の方法・内容と回収結果 .....	9
2. 調査の集計・結果 .....	12
3. 分析・考察 .....	74

### 第3章 全国児童館実態調査（大型児童館）の結果

1. 調査の方法・内容と回収結果 .....	89
2. 調査の集計・自由記述の結果 .....	91
3. 分析・考察 .....	115

### 第4章 児童館の機能・役割に関するヒアリング

1. 児童館へのヒアリングの方法・内容 .....	119
2. 結果 .....	122
(1) 宮城県・山元町こどもセンター .....	122
(2) 熊本県・合志市西児童館 .....	126
(3) 栃木県野木町・あかつか児童センター .....	130
(4) さいたま市・尾間木児童センター .....	134
(5) 愛知県半田市・板山ふれあいセンター .....	138
(6) 広島県府中町・児童センターバンビーズ .....	142
(7) 東京都町田市・子どもセンターまあち .....	146
(8) 愛媛県・松山市南部児童センター .....	150
(9) 兵庫県・県立こどもの館 .....	154
(10) 新潟県・県立こども自然王国 .....	158
3. 考察 .....	162

## 第5章 児童館第三者評価に関する調査

1. 児童館第三者評価プリテストの方法・内容 .....	171
2. 結果・考察 .....	175

## 第6章 まとめと提言

1. まとめ .....	205
(1) 全国児童館実態調査（小型児童館・児童センター）のまとめ .....	205
(2) 全国児童館実態調査（大型児童館）のまとめ .....	206
(3) 児童館の機能・役割に関するヒアリングのまとめ .....	207
(4) 児童館第三者評価に関する調査のまとめ .....	209
2. 提言 .....	210

## 参考資料

・実態調査質問様式 .....	217
・参考文献 .....	227
・研究会、ワーキンググループの開催概要 .....	228
・執筆者一覧 .....	229
・成果の公表方法 .....	230

### 【本調査研究で用いた用語等】

- ・子ども 児童福祉法における「児童」と同義で、「満18歳に満たない者」をいう  
なお、調査対象市区町村によっては「満18歳まで」としているところもある。
- ・児童厚生員 現行の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（38条）では、児童館職員を「児童の遊びを指導する者」としているが、本調査では、児童館ガイドラインに倣い、「児童厚生員」として記載している。
- ・放課後児童クラブ 児童福祉法における「放課後児童健全育成事業」を指す。

ただし、調査対象事例の独自性を担保するため、当該自治体で使用されている表現を優先して記載している場合がある。

# 第 1 章

## 調査研究の目的と方法



## 第1章 調査研究の目的と方法

### 1. 調査研究の目的

児童館は児童福祉法に基づく児童福祉施設である。この児童館は現在、4,613館存在している（平成27年10月1日現在、厚生労働省「社会福祉施設等調査」）。国は、平成23年3月に、地域における子どもの遊びの環境の充実と健全育成の推進を目的として、「児童館ガイドライン」を作成し、「児童館の運営・活動は、本ガイドラインを参考に、常に児童館における活動や運営の向上に努めること」「市町村は、各児童館の運営状況等の把握に努め、必要な指導・助言を行う等、その充実・向上や運営の向上に努めること」等を示した。この「児童館ガイドライン」は、児童福祉法40条に基づく児童館の理念を、今日の社会状況にあわせて発展させ、職員の専門性を向上させて活動内容を地域の期待に応じるものにしていく必要があることも示している。

本研究会は、児童館の実際の調査に子どもの健全育成の拠点となる児童館が、地域において果たすべき今日的機能及び役割を整理し、この「児童館ガイドライン」の見直しや関係する法令等を検討していく上での方向性及び具体的な検討項目を明らかにすることを目的として行った。その際、調査研究会は一昨年度と昨年度に行われた研究会（「児童館の運営内容等に関する調査研究〈平成26年度〉」「児童館における子育て支援等の実践状況に関する調査研究〈平成27年度〉」）の調査研究の成果を踏まえて行った。

平成26年度の調査研究は、「児童館に関する施策と活動を積極的に推進している自治体、児童館を取り上げ、調査して、地域の子ども・子育てに関わる今日の課題と児童館が果たす役割の検証を通じて、「児童館ガイドライン」の成果と今後の課題を探り、児童館ガイドラインを普及する課題や児童館についての第三者評価基準を「児童館ガイドライン」に準拠したものに改善する必要等を提起した。

平成27年度の調査研究は、「全国の市区町村を対象にした（質問紙郵送配布・回収による）悉皆調査」を実施すると共に、市区町村の行政担当者を対象にしたヒアリング調査（10か所）を行い、「児童館を取り巻く今日的課題」「児童福祉法や児童館ガイドライン等、児童館関係法令や制度面への意見」「児童館の展望・今後の発展・活性化に必要な視点」等を明らかにした。この調査研究からは、「市区町村からみた児童館の設置率は、62.2%（平成27年10月1日時点、1741市区町村中740注）であり、都道府県からみる設置率には大きな差異が見られます（90%以上6、70～90%未満10、50～70%未満20、50%未満11）。」「市区町村によって廃止と新設という異なる動きがあり（新設予定・検討中85市区町村、うち未設置市区町村23、休館・廃止の予定検討107市区町村）わずかながら減少傾向がみられ

る」等のことが明らかになった。また、それらの研究成果を反映して「児童館第三者評価項目の修正（案）」を作成した。なお、「児童館ガイドライン」については、周知状況等を把握した。

これらのことを踏まえて、本調査研究では、全国の市区町村及び府県における児童館の実際と「児童館ガイドライン」の普及・活用の状況とその実際を把握することから、児童館の現状と課題について再整理し、今後求められる児童館の役割や児童館活性化の方向を探ることとした。

## 2. 調査研究の方法（事業の実施内容）

本調査研究の目的に基づいて、以下の調査を行った。

### （1）児童館の実践状況と児童館ガイドラインに関する質問紙郵送による調査

全国の児童館に対して、児童館の概況（利用者数、開館日、時間、職員体制等）、活動内容（世代別活動状況、子育て支援、障害児支援、相談対応等）、運営内容（組織マネジメント、研修、マニュアル等）を中心とした調査項目に、児童館ガイドラインの評価を含めて、質問紙郵送・回収による悉皆調査を実施した。

- ・調査対象客体数：全国の児童館 4,613 か所及び大型児童館（A型・B型）20 か所
- ・調査対象者：児童館長、児童厚生員
- ・調査方法：質問紙郵送調査
- ・回収方法：郵送を主として、電子メールを併用する

### （2）今日的福祉課題の対応において児童館を効果的に活用している児童館の取組を検証するための、全国 10 か所の児童館のヒアリング調査

児童館への質問紙調査と並行して、今日的福祉課題等の対応において児童館を効果的に活用している自治体の取組を検証するため、10 か所の児童館等へのヒアリング調査を実施した。選考にあたっては、研究員からの情報や関係機関からの資料、先行研究も参考にし、「平成 27 年度の市町村への児童館実態調査の結果から特筆すべき児童館」「平成 24 年度以降に新設した児童館」「国の児童館ガイドラインを意識した先駆的または独創的な取組を行っている児童館」「研究委員から先駆的または独創的な取組をしているとして推薦された児童館」を基準にして選考した。なお、県立大型児童館についてはA型・B型児童館各 1 館のヒアリングも行った。

- ・調査対象客体数：抽出した全国の児童館・児童センター・大型児童館 計 10 か所
- ・調査対象者：行政担当者・児童館職員等

- ・調査方法：ヒアリング

ヒアリングは半構造化面接とし、構造化された項目は、研究会にて検討し、事前に対応者に送付して実施した。

ヒアリングと合わせて、児童館視察を行った。これはヒアリング内容の妥当性を検証することや、研究員が先駆的取り組み事例や日頃の児童館活動の様子に触れることにより、調査内容を深めることを目的としたものである。

(3) 児童館ガイドラインに準拠した児童館版福祉サービス第三者評価項目修正版を使用した第三者評価プリテスト

過去に福祉サービス第三者評価の受審経験のある児童館あるいは法人の中から訪問先を抽出し、平成27年度に作成した児童館版福祉サービス第三者評価項目修正版を使用して、第三者評価プリテスト（訪問調査）を実施した。実施後、各項目の妥当性について評価結果を基に検証した。又、プリテストとあわせて自治体担当者等に対する項目の妥当性に関する意見聴取を2か所実施した。

(プリテスト)

- ・調査対象客体数：2施設
- ・調査対象者：児童館長等
- ・調査方法：第三者評価を業務として担当している研究員を派遣し、児童館にて訪問調査を実施。
- ・研究協力者が参与観察を行う。

(意見聴取)

- ・調査対象客体数：2自治体
- ・調査対象者：児童館所管課職員、児童館長
- ・調査方法：評価項目修正版に対するヒアリングを実施。
- ・研究協力者が参与観察を行う。

(4) 「児童館ガイドライン」改訂にむけた検討課題

今年度の調査結果の分析と3年間の調査研究を通じて把握した、市区町村及び児童館関係者の「児童館ガイドライン」についての意見等を基に、「児童館ガイドライン改訂にむけた提言」をまとめ「まとめと提言」の中に示した。



### 3. 調査における倫理面への配慮

本研究における倫理面への配慮は下記の通り行った。

- (1) ヒアリング調査及び研究員による報告は、事前に、調査及び報告の趣旨とヒアリング及び報告の内容について説明を行い、同意を得て実施した。ヒアリング結果の報告の資料は、提供者の同意を得て掲載することとした。
- (2) アンケート調査は、調査結果を調査者が当初設定した目的以外に使用されないよう配慮した。
- (3) 報告書作成に際しては、利用者データや事例などについて研究倫理上必要な手続きを経ていること及び記述においてプライバシーが侵害されないようにすることに留意した。

### 4. 調査研究の体制

「児童館研究会」(表 1-1) を設置し、検討を重ねた。研究会の下部組織としてワーキンググループを設置した。

表 1-1 児童館研究会

氏名	所属
<主任研究員> ○植木 信一	新潟県立大学 人間生活学部 准教授
<研究員> 有馬 秀人	世田谷区子ども・若者部 児童課長
○有村 大士	日本社会事業大学 社会福祉学部 准教授
友川 礼	松山東雲短期大学 講師
中川 一良	京都市北白川児童館 館長
○野中 賢治	一般財団法人 児童健全育成推進財団 企画調査室長
柳澤 邦夫	上三川町立上三川小学校 校長
○依田 秀任	一般財団法人 児童健全育成推進財団 理事・事務局長
○阿南 健太郎	一般財団法人 児童健全育成推進財団 課長 (東京都福祉サービス第三者評価者)
○尾崎 豊	一般財団法人 児童健全育成推進財団 課長
○長谷川 万記	一般財団法人 児童健全育成推進財団 主任
<研究協力者> 熊澤 桂子	東京教育専門学校 専任講師 (一般財団法人 児童健全育成推進財団 第三者評価者)
西島 結	一般財団法人 児童健全育成推進財団 第三者評価者 (東京都福祉サービス第三者評価者)
山本 克彦	日本福祉大学 福祉経営学部 准教授
渡部 博昭	一般財団法人 児童健全育成推進財団 部長 (東京都福祉サービス第三者評価者)

(敬称略、○はワーキンググループメンバー)

## 第2章

### 全国児童館実態調査

(小型児童館・児童センター)

の結果



## 第2章 全国児童館実態調査（小型児童館・児童センター）の結果

### 1. 調査の方法・内容と回収結果

#### （1）調査対象

全国の市区町村（1,737 か所）を対象として、児童館と児童健全育成事業を主管する部署の行政担当者に調査を依頼した。

#### （2）調査方法

質問紙の郵送配布により行った。回答方法は、①郵送（回答用紙を返信用封筒に同封し、返送）②電子メール（調査専用のメールアドレス宛に Excel 版調査票の送付希望の連絡をし、回答後、電子メールで送信）である。

#### （3）調査基準日、調査期間等

①調査基準日：平成 28 年 10 月 1 日

②調査期間：平成 28 年 10 月 25 日～平成 28 年 12 月 12 日

#### （4）調査内容

①調査名：全国児童館実態調査（小型児童館・児童センター）

②調査項目

自治体担当課向けに児童館の設置状況や今後の設置予定を問う設問、児童館向けには所在地、種別、設置・運営形態等の施設概要を把握するための設問、児童館ガイドラインの内容に沿った設問、児童館内で実施する「放課後児童クラブ」に関する設問等 62 項目を設定した。設問の詳細は、以下のとおりである。

問 1. 児童館の種別

問 2. 設置・運営形態、児童にかかわる業務（清掃等は除く）の委託の有無

問 3. 諸室の状況

問 4. 併設する施設、併設する施設と共有している諸室

問 5. 最寄りの小・中学校から児童館までの所要時間と利用状況

問 6. 児童館運営のための基本方針の明文化の有無

問 7. 児童館の開館時間、午前中の活動内容

問 8. 休館日

問 9. 正午から午後 1 時まで（昼休み時間中）の運営

問 10. 児童館の利用対象

- 問 11. 平成 27 年度の延べ利用人数
- 問 12. 平成 27 年度の開館日数
- 問 13. 児童館長の配置の有無、常勤・非常勤および専任・兼任の別
- 問 14. 児童厚生員（指導員）の配置人数（常勤・非常勤別）
- 問 15. 児童厚生員（指導員）の児童館での勤続年数（常勤・非常勤別）
- 問 16. 児童館長・児童厚生員（指導員）の保有資格
- 問 17. 職員が業務として参加する職場以外での研修の機会の回数および費用負担
- 問 18. 児童館で活動している母親クラブの有無、児童館と母親クラブの連携事業
- 問 19. ボランティアの参加の有無、ボランティアをする人
- 問 20. 運営委員会（運営協議会）の設置の有無、運営委員の属性
- 問 21. 実習生の受け入れ（大学、短大、専門学校）
- 問 22. 児童館 1 館あたりの年間予算
- 問 23. 職員の倫理規定等の明文化の有無
- 問 24. 安全管理マニュアルの策定の有無
- 問 25. 防災マニュアルの策定の有無
- 問 26. 防犯マニュアルの策定の有無
- 問 27. 避難訓練の実施の有無
- 問 28. 苦情処理方法
- 問 29. 評価の実施の有無
- 問 30. 利用者からの費用徴収の有無
- 問 31. 児童館利用者用保険（共済）の加入状況
- 問 32. 児童館ガイドラインに基づく児童館活動内容
- 問 33. 小学生以上の対象者別実施活動（事業・取組）の内容と頻度
- 問 34. 移動児童館（出前児童館）等アウトリーチ活動の取組の有無
- 問 35. 子どもが参画する取組について
- 問 36. 乳幼児とその親を対象とした子育て支援の取組
- 問 37. 地域子ども・子育て支援事業の取組
- 問 38. 地域の子育て支援ニーズの把握の有無
- 問 39. 児童館独自の児童や地域等に関する調査の有無
- 問 40. 障害児の利用状況
- 問 41. バリアフリー設備の設置状況
- 問 42. 児童館職員が対応した相談の年間件数（平成 27 年度実績）
- 問 43. 相談員による相談対応の実績
- 問 44. 子どもからの主な相談内容
- 問 45. 保護者からの主な相談内容

- 問 46. 相談対応について
- 問 47. 連携・協力している社会資源
- 問 48. 要保護児童対策地域協議会への参画の有無
- 問 49. 児童館が気付いた児童への虐待事案の有無（平成 27 年度実績）
- 問 50. 児童館内での放課後児童クラブの実施の有無
- 問 51. 児童館内で実施している放課後児童クラブの運営について
- 問 52. 放課後児童クラブの運営費に対する補助の有無
- 問 53. 放課後児童クラブの登録児童人数
- 問 54. 平成 28 年度の放課後児童クラブの開所日数
- 問 55. 放課後児童支援員の人数
- 問 56. 放課後児童クラブの開設日
- 問 57. 放課後児童クラブの開設時間
- 問 58. 児童館での放課後児童クラブ専用室の有無
- 問 59. 放課後児童クラブを利用できる学年
- 問 60. 放課後児童クラブへの障害児の受け入れの有無、定数、受け入れに係る職員の加配の有無
- 問 61. 都道府県での放課後児童支援員認定資格研修の修了者数
- 問 62. 放課後児童クラブ登録児童用保険（共済）の加入状況

#### （５）回収結果

①回収件数：4,007 件（対象客体数 4,316 件）

回収方法別内訳：紙媒体（郵送／FAX）3,455 件 電子メール 552 件

②回収率：86.8%

③集計作業

集計作業は、数量データを中心とした分析とした。単純集計による結果をまとめるとともに、児童館長・児童厚生員の配置と児童館ガイドラインにおける「児童館の活動内容」との関係についてクロス集計を行い、それらの結果から優位性が明らかになった項目について分析と考察を行った。

## 2. 調査の集計・結果

### (1) 施設概要

#### 問1. 児童館の種別

児童館の種別について記入のあった児童館 3,700 館は、「小型児童館」2,293 (62%)、「児童センター」1,246 (33.7%)、「大型児童センター」50 (1.4%)、「その他の児童館」111 (3%) であった (表 2-2-1)。

表 2-2-1. 児童館の種別

項目	回答数	割合
小型児童館	2293	62.0%
児童センター	1246	33.7%
大型児童センター	50	1.4%
その他の児童館	111	3.0%
合計	3700	100%

欠測値N 73

#### 問2. 設置運営の形態

設置・運営の形態は、「公設公営」2,088 (56.2%)、「公設民営」1,507 (40.6%)、「民設民営」117 (3.2%)、「その他」1 (0%) であった (表 2-2-2)。

表 2-2-2. 設置運営の形態

項目	回答数	割合
公設公営	2088	56.2%
公設民営	1507	40.6%
民設民営	117	3.2%
その他	1	0.0%
合計	3713	100%

欠測値N 60

児童に直接関わる業務の委託は、「あり」262 (12.7%)、「なし」1,802 (87.3%) であった。なお、1,709 館は無回答であった (表 2-2-3)。

表 2-2-3. 児童に直接関わる業務の委託

項目	回答数	割合
あり	262	12.7%
なし	1802	87.3%
合計	2064	100%

欠測値N 1709

運営の形態は、「指定管理」1,358(90.2%)、「業務委託」142(9.4%)、「PFI」1(0.1%)、「その他」4(0.3%)となっており、9割以上が「指定管理」であった(表 2-2-4)。

表 2-2-4. 運営の形態

項目	回答数	割合
指定管理	1358	90.2%
業務委託	142	9.4%
PFI	1	0.1%
その他	4	0.3%
合計	1505	100%

欠測値N 2268

なお、指定管理の年数は5年が最も多く半数以上を占め、続いて4年、3年の順となっていた。なお、長期を記入した児童館では、継続して指定管理を受けている期間を足し合わせて記入している可能性がある(図 2-2-1、表 2-2-5)。

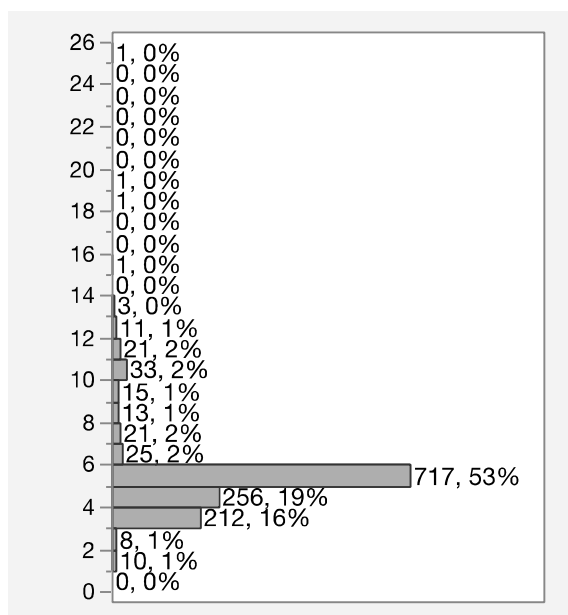


図 2-2-1. 運営の形態



表2-2-5. 運営の形態の統計量

平均	4.9043736
標準偏差	1.9194971
平均の標準誤差	0.0522615
平均の上側95%	5.0068962
平均の下側95%	4.801851
N	1349
最小値	1
最大値	25
中央値	5

## 問3. 諸室等の状況 (表2-2-6)

9割以上の児童館に設置されていたのは、「遊戯室(プレイルーム)」3,602(97.1%)、「図書室」3,338(90%)、「事務室(スタッフルーム)」3,443(92.9%)であった。一方、2割以下しか設置されていなかったのは「音楽室(スタジオ)」166(4.5%)、「調理室」661(17.8%)、「相談室」550(14.8%)、「ボランティア室」153(4.1%)、「視聴覚・鑑賞室(DVD鑑賞や読み聞かせ等の部屋)」155(4.2%)、「多目的室」457(12.3%)であった。その他の諸室は「集会室」2,239(60.4%)、「創作活動室(工作室)」1,156(31.2%)、静養室」849(22.9%)、「乳幼児室」908(24.5%)、「館庭(子どもが遊べる屋外スペース)」1,801(48.6%)、「諸室等その他」1,420(38.3%)であった。

表2-2-6. 諸室等の状況

	有		無		合計		欠測値 N
	N	%	N	%	N	%	
遊戯室(プレイルーム)	3602	97.1%	106	2.9%	3708	100%	65
図書室	3338	90%	370	10%	3708	100%	65
集会室	2239	60.4%	1469	39.6%	3708	100%	65
創作活動室(工作室)	1156	31.2%	2552	68.8%	3708	100%	65
音楽室(スタジオ)	166	4.5%	3542	95.5%	3708	100%	65
静養室	849	22.9%	2859	77.1%	3708	100%	65
乳幼児室	908	24.5%	2800	75.5%	3708	100%	65
調理室	661	17.8%	3047	82.2%	3708	100%	65
相談室	550	14.8%	3158	85.2%	3708	100%	65

ボランティア室	153	4.1%	3555	95.9%	3708	100%	65
視聴覚・鑑賞室 (DVD鑑賞や読み聞かせ等の部屋)	155	4.2%	3553	95.8%	3708	100%	65
事務室 (スタッフルーム)	3443	92.9%	265	7.1%	3708	100%	65
多目的室	457	12.3%	3251	87.7%	3708	100%	65
館庭 (子どもが遊べる屋外スペース)	1801	48.6%	1907	51.4%	3708	100%	65
諸室等その他	1420	38.3%	2288	61.7%	3708	100%	65

#### 問4. 併設施設

併設する施設がないのは1,634(47%)で、半数以上が併設であった。併設する施設で多かったのは「その他の併設施設」663(19.1%)であり、2割弱の児童館はその他の施設と合築となっていた。また、5%を超えたのは「保育所以外の児童福祉施設」326(9.4%)、「保育所」293(8.4%)、「高齢者福祉施設」281(8.1%)、「コミュニティーセンター」222(6.4%)であった(表2-2-7)。

表2-2-7. 併設施設

	併設あり		併設なし		合計		欠測値 N
	N	%	N	%	N	%	
保育所	293	8.4%	3185	91.6%	3478	100%	295
保育所以外の児童福祉施設	326	9.4%	3152	90.6%	3478	100%	295
高齢者福祉施設	281	8.1%	3197	91.9%	3478	100%	295
障害者福祉施設	71	2%	3407	98%	3478	100%	295
保健所・保健センター	53	1.5%	3425	98.5%	3478	100%	295
幼稚園	19	0.5%	3459	99.5%	3478	100%	295
小学校	116	3.3%	3362	96.7%	3478	100%	295
中学校	4	0.1%	3474	99.9%	3478	100%	295
公民館	239	6.9%	3239	93.1%	3478	100%	295
コミュニティーセンター	222	6.4%	3256	93.6%	3478	100%	295
集会所	96	2.8%	3382	97.2%	3478	100%	295
児童遊園	151	4.3%	3327	95.7%	3478	100%	295
その他の併設施設	663	19.1%	2815	80.9%	3478	100%	295
併設施設なし	1634	47%	1844	53%	3478	100%	295

なお、併設施設と共有している諸室は表2-2-8のようになっていた。

表2-2-8. 併設施設と共有している諸室

	遊戯室		図書室		集会室		創作活動室		音楽室		静養室	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
保育所	48	40.0	29	24.2	16	13.3	9	7.5	2	1.7	10	8.3
保育所以外の児童福祉施設	144	59.3	127	52.3	71	29.2	33	13.6	5	2.1	37	15.2
高齢者福祉施設	20	14.4	16	11.5	32	23.0	14	10.1	3	2.2	8	5.8
障害者福祉施設	23	74.2	17	54.8	17	54.8	13	41.9	16	51.6	18	58.1
保健所・保健センター	1	5.6	1	5.6	5	27.8	2	11.1	0	0.0	0	0.0
幼稚園	6	60.0	2	20.0	1	10.0	1	10.0	0	0.0	0	0.0
小学校	4	7.0	4	7.0	0	0.0	1	1.8	1	1.8	0	0.0
中学校	2	100.0	1	50.0	0	0.0	0	0.0	1	50.0	0	0.0
公民館	43	29.7	35	24.1	30	20.7	8	5.5	2	1.4	9	6.2
コミュニティーセンター	41	33.1	33	26.6	51	41.1	21	16.9	10	8.1	5	4.0
集会所	5	10.0	3	6.0	17	34.0	1	2.0	0	0.0	1	2.0
児童遊園	5	5.4	5	5.4	2	2.2	2	2.2	0	0.0	0	0.0
その他	118	33.4	142	40.2	89	25.2	31	8.8	2	0.6	22	6.2

	乳幼児室		調理室		相談室		ボランティア室		視聴覚・鑑賞室		事務室	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
保育所	4	3.3	16	13.3	8	6.7	1	0.8	2	1.7	24	20.0
保育所以外の児童福祉施設	20	8.2	27	11.1	19	7.8	10	4.1	4	1.6	133	54.7
高齢者福祉施設	2	1.4	14	10.1	14	10.1	4	2.9	2	1.4	61	43.9
障害者福祉施設	17	54.8	12	38.7	16	51.6	1	3.2	1	3.2	2	6.5
保健所・保健センター	1	5.6	6	33.3	2	11.1	0	0.0	1	5.6	1	5.6
幼稚園	1	10.0	1	10.0	1	10.0	0	0.0	0	0.0	4	40.0
小学校	0	0.0	2	3.5	1	1.8	0	0.0	1	1.8	1	1.8
中学校	0	0.0	1	50.0	1	50.0	0	0.0	0	0.0	1	50.0
公民館	3	2.1	33	22.8	4	2.8	0	0.0	6	4.1	85	58.6
コミュニティーセンター	6	4.8	47	37.9	9	7.3	5	4.0	6	4.8	63	50.8
集会所	1	2.0	19	38.0	1	2.0	0	0.0	0	0.0	10	20.0
児童遊園	2	2.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	1.1	8	8.6
その他	30	8.5	82	23.2	37	10.5	8	2.3	15	4.2	148	41.9

	多目的室		館庭		その他		合計	
	N	%	N	%	N	%	N	%
保育所	10	8.3	72	60.0	23	19.2	120	100
保育所以外の児童福祉施設	15	6.2	126	51.9	43	17.7	243	100
高齢者福祉施設	19	13.7	34	24.5	44	31.7	139	100
障害者福祉施設	5	16.1	5	16.1	6	19.4	31	100
保健所・保健センター	2	11.1	5	27.8	5	27.8	18	100
幼稚園	1	10.0	6	60.0	1	10.0	10	100
小学校	3	5.3	34	59.6	23	40.4	57	100
中学校	1	50.0	0	0.0	1	50.0	2	100
公民館	19	13.1	43	29.7	35	24.1	145	100
コミュニティーセンター	30	24.2	30	24.2	40	32.3	124	100
集会所	14	28.0	13	26.0	11	22.0	50	100
児童遊園	0	0.0	82	88.2	11	11.8	93	100
その他	45	12.7	111	31.4	117	33.1	353	100

問5. 最寄りの学校から児童館までの所要時間と利用状況

最寄りの小学校から児童館までの徒歩による所要時間は約10分であったが、30分を超えるような児童館もあった（図2-2-2、表2-2-9）。

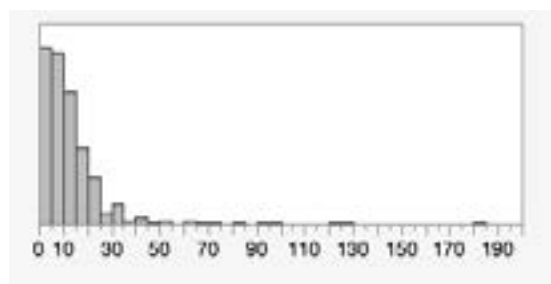


図2-2-2. 最寄りの小学校から児童館までの所要時間（徒歩）

表2-2-9. 最寄りの小学校から児童館までの所要時間（徒歩）の要約統計量

平均	9.8729297
標準偏差	10.506413
平均の標準誤差	0.1731225
平均の上側95%	10.212355
平均の下側95%	9.5335042
N	3683

該当小学校の児童の割合は平均 63.0%であった（図 2-2-3、表 2-2-10）。

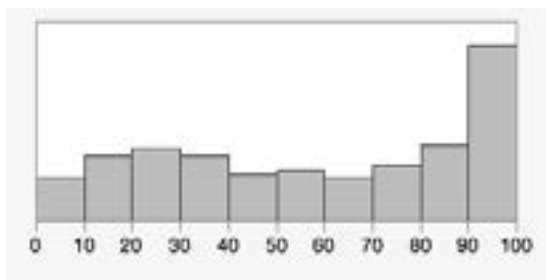


図 2-2-3. 該当小学校の児童の割合

表2-2-10. 該当小学校の児童の割合の要約統計量

平均	62.95314
標準偏差	33.219699
平均の標準誤差	0.5871551
平均の上側95%	64.104378
平均の下側95%	61.801901
N	3201

最寄りの中学校から児童館までの徒歩による所要時間は約 20 分であった（図 2-2-4、表 2-2-11）。

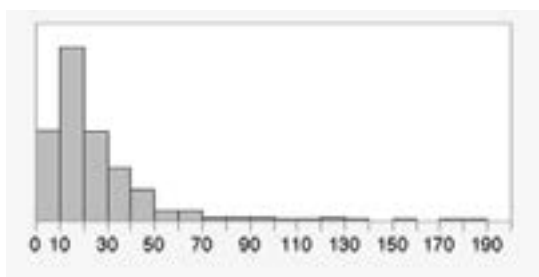


図 2-2-4 最寄りの中学校から児童館までの所要時間（徒歩）

表2-2-11. 最寄りの中学校から児童館までの所要時間（徒歩）の要約統計量

平均	19.538639
標準偏差	15.976564
平均の標準誤差	0.2712963
平均の上側95%	20.070556
平均の下側95%	19.006722
N	3468

該当中学校の児童の利用割合は 40.5%となっており、小学校と比較して 2 割低かった。10%以下が最も多いのも小学校との大きな違いであった（図 2-2-5、表 2-2-12）。

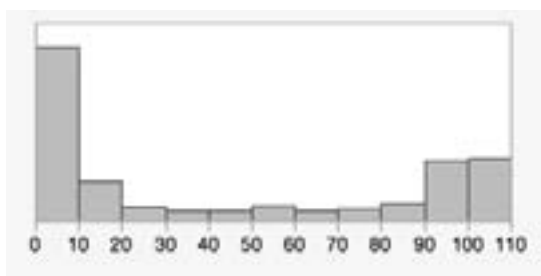


図2-2-5. 該当中学校の児童の利用割合

表2-2-12. 該当中学校の児童の利用割合の要約統計量

平均	40.455214
標準偏差	42.129515
平均の標準誤差	0.7702038
平均の上側95%	41.965397
平均の下側95%	38.945031
N	2992

## （2）施設運営

### 問 6．児童館運営のための基本方針

児童館運営のための基本方針が明文化されていたのは 3,254（88.5%）と 9 割弱であった。一方、明文化されていない児童館も 395（10.7%）あった（表 2-2-13）。

表2-2-13. 児童館運営のための基本方針

項目	回答数	割合
基本方針が明文化されている	3254	88.5%
基本方針が明文化されていない	395	10.7%
その他	26	0.7%
合計	3675	100%

欠測値N

98

### 問 7．児童館の開館時間

平日の開館は「9 時台」が 1,911（51.7%）と最も多く、続いて「10 時台」780（21.1%）

であった（図 2-2-6、表 2-2-14）。

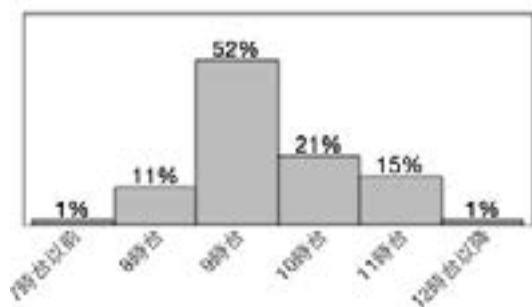


図 2-2-6. 平日の開館

表2-2-14. 平日の開館

項目	回答数	割合
7時台以前	21	0.6%
8時台	420	11.4%
9時台	1911	51.7%
10時台	780	21.1%
11時台	539	14.6%
12時台以降	22	0.6%
合計	3693	100%

欠測値N

80

平日の閉館は、「17時台」1,656（44.8%）、「18時台」1,662（45%）が多く、合わせて9割弱を占めた（図 2-2-7、表 2-2-15）。

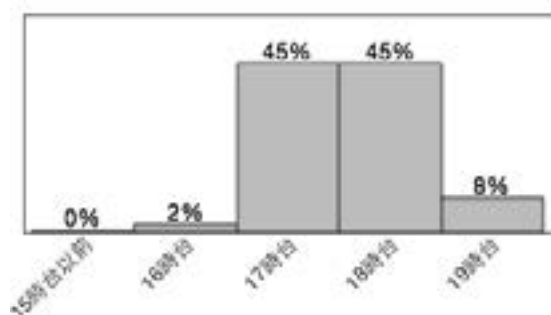


図 2-2-7. 平日の閉館

表2-2-15. 平日の閉館

項目	回答数	割合
15 時台以前	9	0.2%
16 時台	56	1.5%
17 時台	1656	44.8%
18 時台	1662	45.0%
19 時台以降	311	8.4%
合計	3694	100%

欠測値N 79

土曜日の開館は、「9 時台」1,811 (51.6%)、「8 時台」861 (24.5%)、「10 時台」691 (19.7%)の順で多く、平日の開館と比較して多少早かった (図 2-2-8、表 2-2-16)。

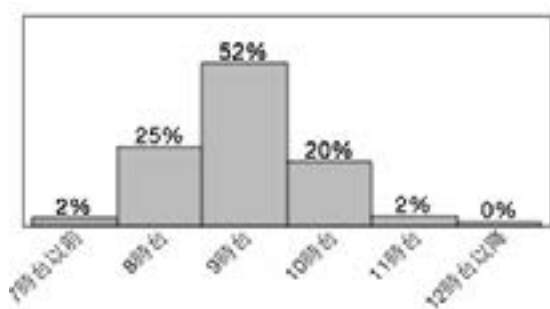


図 2-2-8. 土曜日の開館

表2-2-16. 土曜日の開館

項目	回答数	割合
7 時台以前	62	1.8%
8 時台	861	24.5%
9 時台	1811	51.6%
10 時台	691	19.7%
11 時台	75	2.1%
12 時台以降	11	0.3%
合計	3511	100%

欠測値N 262

土曜日の閉館は、「17 時台」1,755 (50%)、「18 時台」1,269 (36.1%) であり、平日と比較して「17 時台」が若干多くなっていた (図 2-2-9、表 2-2-17)。



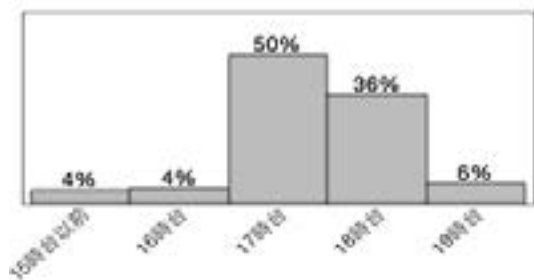


図 2-2-9. 土曜日の閉館

表2-2-17. 土曜日の閉館

項目	回答数	割合
15 時台以前	130	3.7%
16 時台	149	4.2%
17 時台	1755	50.0%
18 時台	1269	36.1%
19 時台以降	209	6.0%
合計	3512	100%

欠測値N

261

日曜の開館は、多いのは「9 時台」768 (66%)、「10 時台」306 (26.3%)であった。土曜日と比較し、「8 時台」69 (5.9%)が少なかった (図 2-2-10、表 2-2-18)。

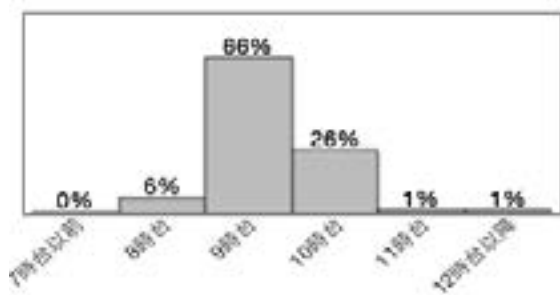


図 2-2-10. 日曜の開館

表2-2-18. 日曜の開館

項目	回答数	割合
7時台以前	2	0.2%
8時台	69	5.9%
9時台	768	66.0%
10時台	306	26.3%
11時台	9	0.8%
12時台以降	9	0.8%
合計	1163	100%

欠測値N 2610

日曜の開館は、「9時台」768（66.0%）が最も多く、続いて「10時台」306（26.3%）、  
「8時台」69（5.9%）であった。土曜日と比較して多少早かった（図2-2-11、表2-2-19）。

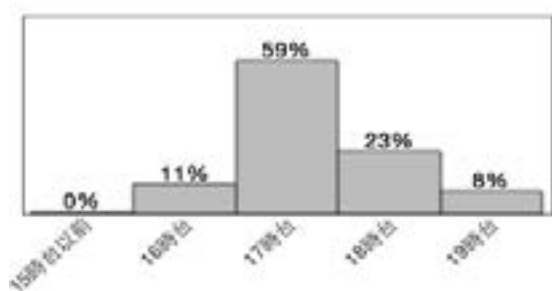


図2-2-11. 日曜の開館

表2-2-19. 日曜の開館

項目	回答数	割合
15時台以前	2	0.2%
16時台	123	10.6%
17時台	680	58.5%
18時台	267	23.0%
19時台以降	90	7.7%
合計	1162	100%

欠測値N 2611

学校休業日の開館は、「9時台」1,494（48.5%）が最も多く、続いて「8時台」876（28.5%）、  
「10時台」449（14.6%）であった。開館は日曜よりも土曜に近かった（図2-2-12、表2-2-20）。

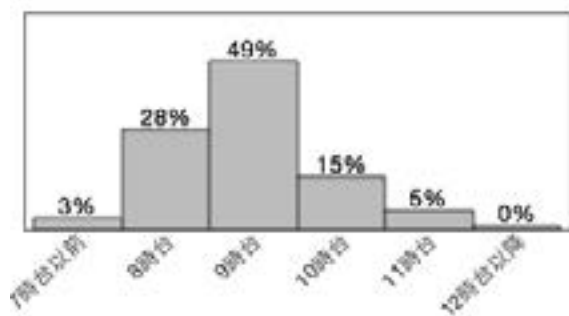


図 2-2-12. 学校休業日の開館

表2-2-20. 学校休業日の開館

項目	回答数	割合
7時台以前	90	2.9%
8時台	876	28.5%
9時台	1494	48.5%
10時台	449	14.6%
11時台	160	5.2%
12時台以降	9	0.3%
合計	3078	100%

欠測値N

695

学校休業日の閉館は、「17時台」1,284（41.7%）よりも「18時台」1,500（48.8%）の割合が多かった（図 2-2-13、表 2-2-21）。

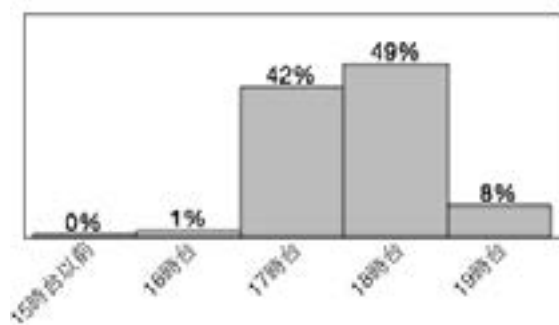


図 2-2-13. 学校休業日の閉館

表2-2-21. 学校休業日の閉館

項目	回答数	割合
15 時台以前	2	0.1%
16 時台	30	1.0%
17 時台	1284	41.7%
18 時台	1500	48.8%
19 時台以降	260	8.5%
合計	3076	100%

欠測値N

697

午前中開館している児童館の午前中の活動内容は、「児童館主催の子育て支援事業」2,526 (79.5%) が半数以上を占めた。続いて、「地域住民が利用」938 (29.5%)、「児童館以外の主催する子育て支援事業」894 (28.1%)、「母親クラブ」722 (22.7%) であった。また、「幼児集団保育」144 (4.5%) であった (表 2-2-22)。

表2-2-22. 午前中開館している児童館の午前中の活動内容

	該当		非該当		合計		欠測値 N
	N	%	N	%	N	%	
児童館主催の子育て支援事業	2526	79.5%	650	20.5%	3176	100%	597
児童館以外の主催する子育て支援事業	894	28.1%	2282	71.9%	3176	100%	597
幼児集団保育	144	4.5%	3032	95.5%	3176	100%	597
母親クラブ	722	22.7%	2454	77.3%	3176	100%	597
地域住民が利用	938	29.5%	2238	70.5%	3176	100%	597
午前中の活動内容その他	355	11.2%	2821	88.8%	3176	100%	597

#### 問 8. 休館日

平日は概ね 100% 近く開館しているが、日曜の開館の影響か「月曜」の休館が 637 (17.2%) と、他の平日と比較して 15% ほど多かった。平日以外では、「土曜」201 (5.4%)、「お盆」476 (12.9%) の閉館も少なかった。また、「日曜」2,553 (68.9%)、「祝日」3,004 (81.1%)、「年末」3,619 (97.7%)、「年始」3,618 (97.7%) の休館が多い一方、わずかではあるが「休館日なし」4 (0.1%) の児童館もあった (表 2-2-23)。

表2-2-23. 休館日

	開館		休館		合計		欠測値
	N	%	N	%	N	%	N
月曜	3066	82.8%	637	17.2%	3703	100%	70
火曜	3622	97.8%	81	2.2%	3703	100%	70
水曜	3674	99.2%	29	0.8%	3703	100%	70
木曜	3664	98.9%	39	1.1%	3703	100%	70
金曜	3692	99.7%	11	0.3%	3703	100%	70
土曜	3502	94.6%	201	5.4%	3703	100%	70
日曜	1150	31.1%	2553	68.9%	3703	100%	70
祝日	699	18.9%	3004	81.1%	3703	100%	70
お盆	3227	87.1%	476	12.9%	3703	100%	70
年末	84	2.3%	3619	97.7%	3703	100%	70
年始	85	2.3%	3618	97.7%	3703	100%	70
休館日なし	3699	99.9%	4	0.1%	3703	100%	70
休館日その他	2702	73%	1001	27%	3703	100%	70

## 問9. 正午から午後1時まで（昼休み時間中）の運営

正午から午後1時まで（昼休み時間中）の運営は、「開館」が2,574（70.2%）である一方、「閉館」594（16.2%）であった。また、「一部の部屋に限って利用可」274（7.5%）、「その他」224（6.1%）であった（表2-2-24）。

表2-2-24. 正午から午後1時まで（昼休み時間中）の運営

項目	回答数	割合
開館	2574	70.2%
一部の部屋に限って利用可	274	7.5%
閉館	594	16.2%
その他	224	6.1%
合計	3666	100%

欠測値N

107

## 問10. 児童館の利用対象

利用対象は、「乳幼児と保護者」3,565（96.4%）、「小学生」3,653（98.7%）、「中学生」3,415（92.3%）が9割を超えていた。また、「高校生世代」は2,954（79.8%）であった。

なお、「地域住民」1,843(49.8%)、「高齢者」905(24.5%)、「利用対象その他」398(10.8%)と子どもや保護者以外の利用者も想定されていた(表2-2-25)。

表2-2-25. 児童館の利用対象

	対象		非対象		すべて		欠測値 N
	N	%	N	%	N	%	
乳幼児と保護者	3565	96.4%	135	3.6%	3700	100%	73
小学生	3653	98.7%	47	1.3%	3700	100%	73
中学生	3415	92.3%	285	7.7%	3700	100%	73
高校生世代	2954	79.8%	746	20.2%	3700	100%	73
地域住民	1843	49.8%	1857	50.2%	3700	100%	73
高齢者	905	24.5%	2795	75.5%	3700	100%	73
利用対象その他	398	10.8%	3302	89.2%	3700	100%	73

問 11. 平成 27 年度の延べ利用人数

平成 27 年度の延べ利用人数は表 26 のようになった。平均をみると小学生が 10747.9 人であるのに対し、中学生 639.7 人、高校生 240.63 人と年齢が上がるごとに利用が少なくなっていた。また、乳幼児や保護者等の利用者の平均も 2000 人を超えていた。なお、中学生、高校生の利用者延べ人数の差が極めて大きく、中学生の最大値が 60200 人、さらに高校生 154839 人と平均からは大きく離れていた(表 2-2-26)。

表2-2-26. 平成 27 年度の延べ利用人数

	①乳幼児 (0~2才)	②乳幼児(3才就学前)	⑰小学生	⑱中学生	⑲高校生	⑳保護者等	合計
平均	2822.34	775.12	10747.9 3	639.66	240.63	4224.11	19534.1 1
標準偏差	5220.97	2165.93	9349.92	1646.09	2733.26	8402.57	21615.6 9
平均の標準誤差	86.72	35.97	155.29	27.34	45.39	139.50	356.96
平均の上側95%	2992.35	845.65	11052.4 1	693.26	329.62	4497.62	20233.9 6

平均の下側95%	2652.32	704.59	10443.4 6	586.05	151.63	3950.60	18834.2 6
N	3625	3625	3625	3625	3626	3628	3667
欠測値N	148	148	148	148	147	145	106
ゼロの個数	606	2022	26	469	1677	322	5
最小値	0	0	0	0	0	0	0
最大値	120300	27399	210244	60200	154839	240520	601520
中央値	1167	0	8993	192	3	2356	15623

	⑰小学生：自由来館						
	③1年生	④2年生	⑤3年生	⑥4年生	⑦5年生	⑧6年生	⑨計
平均	1231.30	1067.99	978.73	901.72	704.94	688.80	5808.07
標準偏差	1613.54	1235.06	1065.53	1201.73	839.53	1080.36	6579.61
平均の標準誤差	36.32	27.80	23.98	27.05	18.90	24.32	109.69
平均の上側95%	1302.53	1122.50	1025.76	954.77	741.99	736.49	6023.13
平均の下側95%	1160.08	1013.47	931.70	848.67	667.88	641.11	5593.01
N	1974	1974	1974	1974	1974	1974	3598
欠測値N	1799	1799	1799	1799	1799	1799	175
ゼロの個数	166	208	210	180	224	233	125
最小値	0	0	0	0	0	0	0
最大値	22865	9684	9237	15733	9101	27330	180500
中央値	736.5	682	641	556	420.5	361.5	3921.5

	⑰小学生：放課後児童クラブ						
	⑩1年生	⑪2年生	⑫3年生	⑬4年生	⑭5年生	⑮6年生	⑯計
平均	1522.79	1214.56	838.75	219.58	68.69	40.19	4938.16
標準偏差	2739.87	2002.90	1704.20	657.07	421.02	437.25	7294.62
平均の標準誤差	49.72	36.34	30.92	11.92	7.64	7.93	121.61
平均の上側95%	1620.28	1285.82	899.38	242.96	83.67	55.75	5176.59
平均の下側95%	1425.31	1143.30	778.12	196.21	53.71	24.64	4699.73

N	3037	3037	3037	3037	3037	3037	3598
欠測値 N	736	736	736	736	736	736	175
ゼロの個数	1618	1622	1648	2017	2465	2686	1601
最小値	0	0	0	0	0	0	0
最大値	63036	22248	51912	22248	18540	22248	200232
中央値	0	0	0	0	0	0	323

### 問 12. 平成 27 年度の開館日数

平成 27 年度の開館日数は平均 293.6 日であり、270 日以上 300 日未満の割合が高かった（図 2-2-14、表 2-2-27）。

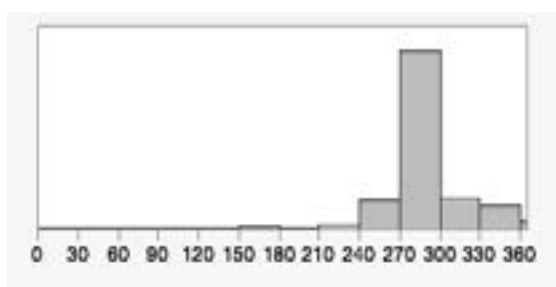


図 2-2-14. 平成 27 年度の開館日数

表 2-2-27. 平成 27 年度の開館日数の要約統計量

平均	293.58488
標準偏差	31.276121
平均の標準誤差	0.5175443
平均の上側 95%	294.59959
平均の下側 95%	292.57018
N	3652

### 問 13. 児童館長の配置

9 割以上の児童館に児童館長が配置されていた（表 2-2-28）。その内訳を見てみると、「常勤」2,542（76%）、「非常勤」801（24%）、「専任」1,621（54.8%）、「兼任」1,335（45.2%）であった（表 2-2-29、2-2-30）。なお、「常勤・専任」の配置は 1,199（40.9%）と約 4 割であった（表 2-2-31）。



表2-2-28. 児童館長の配置

項目	回答数	割合
配置されている	3368	91.1%
配置されていない	330	8.9%
合計	3698	100%

欠測値N 75

表2-2-29. 常勤・非常勤の別

項目	回答数	割合
常勤	2542	76.0%
非常勤	801	24.0%
合計	3343	100%

欠測値N 430

表2-2-30. 専任・兼任の別

項目	回答数	割合
専任	1621	54.8%
兼任	1335	45.2%
合計	2956	100%

欠測値N 817

表2-2-31. 常勤・専任

項目	回答数	割合
常勤・専任	1199	40.9%
常勤・兼任	1003	34.2%
非常勤・専任	422	14.4%
非常勤・兼任	309	10.5%
合計	2933	100%

欠測値N 840

問 14. 児童厚生員（指導員）の配置（館長を除く）

児童厚生員の配置は「2人」817（22.5%）が最も多かった（図2-2-15、表2-2-32）。常勤児童厚生員の人数は「2人」994（27.4%）が最も多い一方、「0人」も834（23%）を占めていた（図2-2-16、表2-2-33）。非常勤児童厚生員は、「0人」が1,167（32.2%）であ

る一方、「1人」586（16.2%）、「2人」555（15.3%）、さらには「6～10人」も384（10.6%）であり、多数の非常勤職員を雇用している児童館もあった（図2-2-17、表2-2-34）。

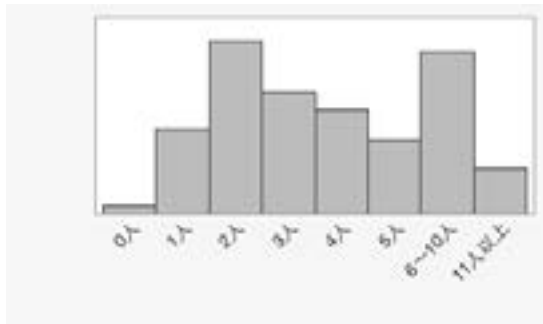


図2-2-15. 児童厚生員の配置

表2-2-32. 児童厚生員

項目	回答数	割合
0人	36	1.0%
1人	401	11.0%
2人	817	22.5%
3人	572	15.7%
4人	493	13.6%
5人	342	9.4%
6～10人	767	21.1%
11人以上	210	5.8%
合計	3638	100%

欠測値N

135

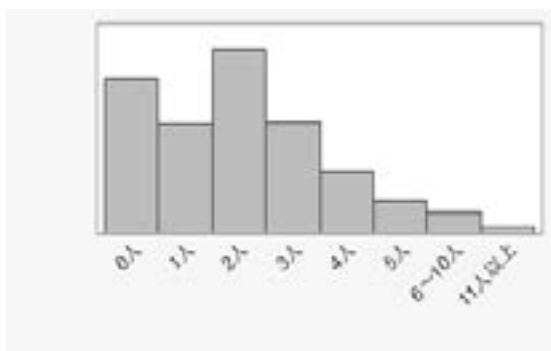


図2-2-16. 常勤児童厚生員

表2-2-33. 常勤児童厚生員

項目	回答数	割合
0人	1167	32.2%
1人	586	16.2%
2人	555	15.3%
3人	392	10.8%
4人	278	7.7%
5人	209	5.8%
6~10人	384	10.6%
11人以上	53	1.5%
合計	3624	100%

欠測値N

149

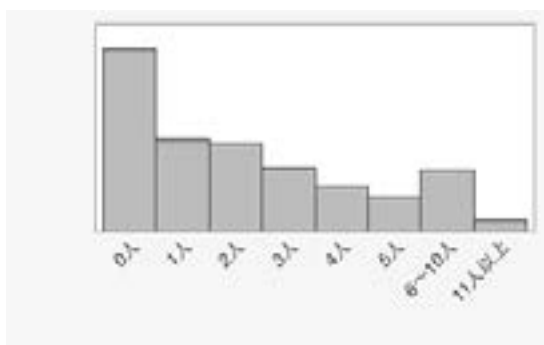


図 2-2-17. 非常勤児童厚生員

表2-2-34. 非常勤児童厚生員

項目	回答数	割合
0人	1167	32.2%
1人	586	16.2%
2人	555	15.3%
3人	392	10.8%
4人	278	7.7%
5人	209	5.8%
6~10人	384	10.6%
11人以上	53	1.5%
合計	3624	100%

欠測値N

149

通常時の人員体制は、8割以上の児童館で複数の人員体制、そして半数以上の児童館で3名以上の人員が確保されていた（図 2-2-18、表 2-2-35）。その際の常勤の人員体制は「2人」が1,040（30%）と約3割であるのに対して、次いで「0人」が815（23.5%）であった。4分の1の児童館では通常時に常勤が確保されていなかった（図 2-2-19、表 2-2-36）。また、通常時の非常勤人員体制は「0人」1,201（34.7%）、「1人」861（24.9%）であるのに対して、半数近くの児童館で複数が配置されていた（図 2-2-20、表 2-2-37）。

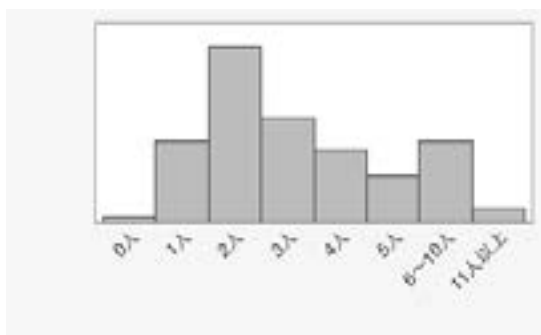


図 2-2-18. 通常時の人員体制

表2-2-35. 通常時の人員体制

項目	回答数	割合
0人	25	0.7%
1人	495	14.2%
2人	1065	30.6%
3人	624	17.9%
4人	434	12.5%
5人	278	8.0%
6~10人	489	14.0%
11人以上	74	2.1%
合計	3484	100%

欠測値N

289

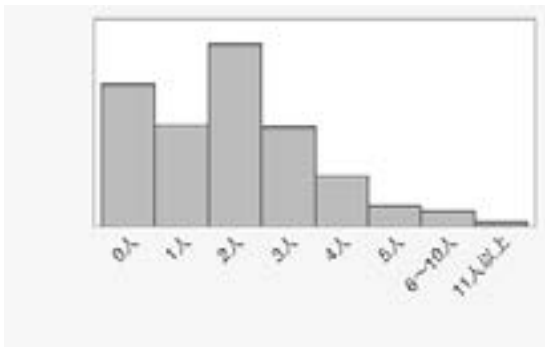


図 2-2-19. 通常時の常勤人員体制

表2-2-36. 通常時の常勤人員体制

項目	回答数	割合
0人	815	23.5%
1人	576	16.6%
2人	1040	30.0%
3人	557	16.1%
4人	281	8.1%
5人	102	2.9%
6～10人	75	2.2%
11人以上	15	0.4%
合計	3461	100%

欠測値N

312

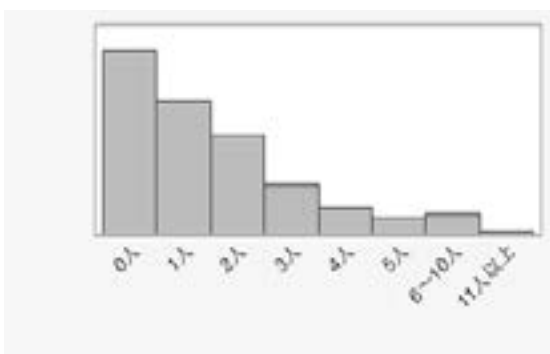


図 2-2-20. 通常時の非常勤人員体制

表2-2-37. 通常時の非常勤人員体制

項目	回答数	割合
0人	1201	34.7%
1人	861	24.9%
2人	649	18.8%
3人	326	9.4%
4人	174	5.0%
5人	106	3.1%
6～10人	128	3.7%
11人以上	16	0.5%
合計	3461	100%

欠測値N 312

問 15. 児童厚生員（指導員）の勤続年数

常勤の勤続年数をみると「3年未満」の職員がいない児童館が半数を超えていた。一方、「3～5年未満」の職員がいる児童館は約25%であった。しかし、「5～10年未満」では約34%、「10～20年未満」では約30%と増加していた。「3年未満」と「5～10年未満」、「10～20年未満」のベテランと二分されている（表2-2-38）。

非常勤職員では、半数近くの児童館で「3年未満」の職員がおり、さらに「3～5年未満」、「5～10年未満」の職員がいる児童館は約3割、そして「10～20年未満」、「20年以上」の職員がいる児童館はさらに少なかった（表2-2-39）。

職員全体でみると「3年未満」の職員がいない児童館は996（27.6%）であった。一方、「3～5年未満」、「5～10年未満」、「10～20年未満」の職員が、全体の4～5割を占めた（表2-2-40）。

職員全体の勤続年数は、「常勤」、「非常勤」とも「5～10年未満」が最も多かった（表2-2-40）。また、「常勤」と比較して「非常勤」は短い勤続年数に分布していた（表2-2-41）。

表2-2-38. 常勤勤続年数

項目	3年未満		3～5年未満		5～10年未満		10～20年未満		20年以上	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
0人	2007	55.6%	2699	74.8%	2389	66.2%	2505	69.4%	3020	83.7%
1人	991	27.5%	693	19.2%	870	24.1%	816	22.6%	400	11.1%
2人	399	11.1%	164	4.5%	265	7.3%	228	6.3%	106	2.9%
3人	128	3.5%	35	1.0%	58	1.6%	49	1.4%	42	1.2%

4人	34	0.9%	10	0.3%	15	0.4%	8	0.2%	27	0.7%
5人	24	0.7%	1	0.0%	7	0.2%	2	0.1%	10	0.3%
6～10人	22	0.6%	7	0.2%	4	0.1%	1	0.0%	3	0.1%
11人以上	4	0.1%	0	0.0%	1	0.0%	0	0.0%	1	0.0%
合計	3609	100.0%	3609	100.0%	3609	100.0%	3609	100.0%	3609	100.0%
欠測値N	164		164		164		164		164	

表2-2-39. 非常勤続年数

項目	3年未満		3～5年未満		5～10年未満		10～20年未満		20年以上	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
0人	1905	52.8%	2672	74.0%	2495	69.1%	2778	77.0%	3338	92.5%
1人	757	21.0%	606	16.8%	667	18.5%	548	15.2%	245	6.8%
2人	403	11.2%	199	5.5%	269	7.5%	181	5.0%	19	0.5%
3人	235	6.5%	79	2.2%	100	2.8%	67	1.9%	5	0.1%
4人	134	3.7%	29	0.8%	36	1.0%	22	0.6%	2	0.1%
5人	80	2.2%	13	0.4%	19	0.5%	7	0.2%		
6～10人	89	2.5%	9	0.2%	22	0.6%	4	0.1%		
11人以上	6	0.2%	2	0.1%	1	0.0%	2	0.1%		
合計	3609	100.0%	3609	100.0%	3609	100.0%	3609	100.0%	3609	100.0%
欠測値N	164		164		164		164		164	

表2-2-40. 職員全体の勤続年数

項目	3年未満		3～5年未満		5～10年未満		10～20年未満		20年以上	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
0人	996	27.6%	1997	55.3%	1614	44.7%	1866	51.7%	2793	77.3%
1人	1095	30.3%	1011	28.0%	1119	31.0%	1102	30.5%	586	16.2%
2人	641	17.8%	368	10.2%	503	13.9%	423	11.7%	125	3.5%
3人	340	9.4%	117	3.2%	211	5.8%	143	4.0%	54	1.5%
4人	202	5.6%	54	1.5%	76	2.1%	43	1.2%	35	1.0%
5人	123	3.4%	26	0.7%	41	1.1%	22	0.6%	12	0.3%
6～10人	188	5.2%	33	0.9%	41	1.1%	9	0.2%	5	0.1%
11人以上	26	0.7%	5	0.1%	6	0.2%	3	0.1%	1	0.0%
合計	3611	100.0%	3611	100.0%	3611	100.0%	3611	100.0%	3611	100.0%
欠測値N	162		162		162		162		162	

表 2-2-41. 職員勤続年数

項目	常勤		非常勤		平均	
	N	%	N	%	N	%
1年未満	5	0.2%	27	1.3%	7	0.2%
1～3年未満	366	15.2%	526	25.6%	385	13.5%
3～5年未満	452	18.8%	472	22.9%	524	18.4%
5～10年未満	822	34.1%	662	32.2%	1157	40.7%
10～15年未満	392	16.3%	241	11.7%	450	15.8%
15～20年未満	203	8.4%	86	4.2%	191	6.7%
20年以上	168	7.0%	43	2.1%	129	4.5%
合計	2408	100.0%	2057	100.0%	2843	100.0%
欠測値N	1365		1716		930	

問 16. 児童厚生員（指導員）の保有資格

館長の保有資格が多かったのは、「保育士」に加え、「幼稚園教諭」、「中学校教諭」、「小学校教諭」、「高等学校教諭」といった教職系資格であった。また、特に資格を取得していない館長も2割強を占めていた(表 2-2-42)。

表2-2-42. 館長の保有資格

	あり		なし		合計		欠測値 N
	N	%	N	%	N	%	
①保育士	973	26.7	2674	73.3	3647	100	126
②幼稚園教諭	763	20.9	2884	79.1	3647	100	126
③小学校教諭	487	13.4	3160	86.6	3647	100	126
④中学校教諭	609	16.7	3038	83.3	3647	100	126
⑤高等学校教諭	478	13.1	3169	86.9	3647	100	126
⑥社会福祉士	65	1.8	3582	98.2	3647	100	126
⑦その他資格（1）	110	3	3537	97	3647	100	126
⑧その他資格（2）	15	0.4	3632	99.6	3647	100	126



⑨放課後児童支援員	229	6.3	3418	93.7	3647	100	126
⑩児童厚生2級指導員	293	8	3354	92	3647	100	126
⑪児童厚生1級指導員	161	4.4	3486	95.6	3647	100	126
⑫児童厚生1級特別指導員	6	0.2	3641	99.8	3647	100	126
⑬児童健全育成指導士	17	0.5	3630	99.5	3647	100	126
⑭資格を取得していない職員	768	21.1	2879	78.9	3647	100	126
資格保有者合計	2816	77.2	831	22.8	3647	100	126

職員の保有資格では、常勤職員の8割弱、非常勤職員の7割弱が何らかの資格を保持していた。最も多かったのが保育士であり、80%以上の児童館に配置されていた。児童厚生員に関する資格では2級資格をもった職員が6割以上の施設に配置されているものの、その他の資格については更に資格の取得と配置が求められる（表2-2-43）。

表2-2-43. 職員の保有資格

		0人		1人		2人		3人		4人		5人以上		合計		欠測値
		N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N		
①保育士	常勤	1538	42.2	1046	28.7	658	18	239	6.6	105	2.9	61	1.7	3647	100	126
	非常勤	2116	58	823	22.6	372	10.2	186	5.1	84	2.3	66	1.8	3647	100	126
	合計	726	19.9	851	23.3	841	23.1	552	15.1	336	9.2	341	9.4	3647	100	126
②幼稚園 教諭	常勤	2004	54.9	904	24.8	491	13.5	160	4.4	66	1.8	22	0.6	3647	100	126
	非常勤	2390	65.5	672	18.4	326	8.9	150	4.1	61	1.7	48	1.3	3647	100	126
	合計	1207	33.1	836	22.9	721	19.8	435	11.9	230	6.3	218	6	3647	100	126
③小学校 教諭	常勤	2915	79.9	594	16.3	111	3	21	0.6	4	0.1	2	0.1	3647	100	126
	非常勤	2910	79.8	512	14	182	5	32	0.9	7	0.2	4	0.1	3647	100	126
	合計	2049	56.2	1028	28.2	397	10.9	123	3.4	35	1	15	0.4	3647	100	126
④中学校 教諭	常勤	2729	74.8	675	18.5	180	4.9	39	1.1	9	0.2	15	0.4	3647	100	126
	非常勤	2639	72.4	640	17.5	221	6.1	102	2.8	30	0.8	15	0.4	3647	100	126
	合計	1749	48	1036	28.4	484	13.3	196	5.4	105	2.9	77	2.1	3647	100	126
⑤高等学 校教諭	常勤	2976	81.6	511	14	118	3.2	25	0.7	7	0.2	10	0.3	3647	100	126
	非常勤	2986	81.9	443	12.1	148	4.1	47	1.3	12	0.3	11	0.3	3647	100	126
	合計	2261	62	825	22.6	331	9.1	134	3.7	47	1.3	49	1.3	3647	100	126
⑥社会福 祉士	常勤	3493	95.8	137	3.8	12	0.3	2	0.1	3	0.1	0	0	3647	100	126
	非常勤	3597	98.6	47	1.3	2	0.1	1	0	0	0	0	0	3647	100	126
	合計	3384	92.8	238	6.5	19	0.5	3	0.1	2	0.1	1	0	3647	100	126

⑦その他 資格(1)	常勤	3518	96.5	118	3.2	9	0.2	1	0	1	0	0	0	3647	100	126
	非常勤	3509	96.2	125	3.4	8	0.2	3	0.1	0	0	2	0.1	3647	100	126
	合計	3299	90.5	305	8.4	33	0.9	5	0.1	1	0	4	0.1	3647	100	126
⑧その他 資格(2)	常勤	3614	99.1	27	0.7	3	0.1	2	0.1	1	0	0	0	3647	100	126
	非常勤	3618	99.2	25	0.7	4	0.1	0	0	0	0	0	0	3647	100	126
	合計	3574	98	60	1.6	9	0.2	2	0.1	0	0	2	0.1	3647	100	126
⑨放課後 児童支援員	常勤	3011	82.6	475	13	115	3.2	35	1	11	0.3	0	0	3647	100	126
	非常勤	3370	92.4	159	4.4	91	2.5	18	0.5	8	0.2	1	0	3647	100	126
	合計	2635	72.3	664	18.2	241	6.6	69	1.9	29	0.8	9	0.2	3647	100	126
⑩児童厚 生2級指導 員	常勤	2628	72.1	617	16.9	291	8	81	2.2	23	0.6	7	0.2	3647	100	126
	非常勤	3112	85.3	322	8.8	134	3.7	46	1.3	18	0.5	15	0.4	3647	100	126
	合計	2161	59.3	770	21.1	407	11.2	178	4.9	68	1.9	63	1.7	3647	100	126
⑪児童厚 生1級指導 員	常勤	3323	91.1	263	7.2	55	1.5	5	0.1	0	0	1	0	3647	100	126
	非常勤	3557	97.5	78	2.1	6	0.2	5	0.1	0	0	1	0	3647	100	126
	合計	3137	86	385	10.6	98	2.7	24	0.7	1	0	2	0.1	3647	100	126
⑫児童厚 生1級特別 指導員	常勤	3631	99.6	16	0.4	0	0	0	0	0	0	0	0	3647	100	126
	非常勤	3646	100	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3647	100	126
	合計	3624	99.4	23	0.6	0	0	0	0	0	0	0	0	3647	100	126
⑬児童健 全育成指導 士	常勤	3642	99.9	4	0.1	0	0	1	0	0	0	0	0	3647	100	126
	非常勤	3645	99.9	2	0.1	0	0	0	0	0	0	0	0	3647	100	126
	合計	3624	99.4	21	0.6	1	0	1	0	0	0	0	0	3647	100	126
⑭資格を取 得していない 職員	常勤	3133	85.9	337	9.2	128	3.5	34	0.9	10	0.3	5	0.1	3647	100	126
	非常勤	2641	72.4	451	12.4	260	7.1	133	3.6	78	2.1	84	2.3	3647	100	126
	合計	1924	52.8	835	22.9	385	10.6	224	6.1	141	3.9	138	3.8	3647	100	126
資格保有 者合計	常勤	835	22.9	236	6.5	505	13.8	413	11.3	437	12	1221	33.5	3647	100	126
	非常勤	1140	31.3	344	9.4	486	13.3	335	9.2	280	7.7	1062	29.1	3647	100	126
	合計	7	0.2	51	1.4	200	5.5	301	8.3	307	8.4	2781	76.3	3647	100	126

問 17. 職員が業務として参加する職場以外での研修の機会

職員が職場以外で参加する研修は年2から3回が多く、ともに20%であった  
 なお、5回以上の児童館も2割以上を占めていた(表2-2-44)。参加にかかる経費の負担  
 については、9割以上の児童館で予算から支出されていたが、自費にて参加している児童  
 館もあった(表2-2-45)。

表2-2-44. 職員が職場以外で参加する研修の平均回数

項目	回答数	割合
0回	244	6.7%
1回	642	17.7%
2回	727	20.1%
3回	723	20.0%
4回	403	11.1%
5～9回	674	18.6%
10～14回	160	4.4%
15回以上	51	1.4%
合計	3624	100%

欠測値N

149

表2-2-45. 参加にかかる経費の負担

	該当		非該当		合計		欠測値 N
	N	%	N	%	N	%	
予算から支出	2996	87.4	432	12.6	3428	100	345
一部個人負担	380	11.1	3048	88.9	3428	100	345
全額個人負担	139	4.1	3289	95.9	3428	100	345
その都度決める	138	4	3290	96	3428	100	345
その他の経費負担方法	200	5.8	3228	94.2	3428	100	345

問 18. 児童館で活動している母親クラブ

活動している母親クラブがある児童館は 1,331 (36.0%) であった (表 2-2-46)。児童館と母親クラブの連携事業を実施している児童館は 1,279 (96.7%) であり、多くの事業が実施されていた (表 2-2-47)。

表2-2-46. 児童館で活動している母親クラブの有無

項目	回答数	割合
あり	1331	36.0%
なし	2365	64.0%
合計	3696	100%

欠測値N

77

表2-2-47. 児童館と母親クラブの連携事業

	非該当		該当		合計		欠測値 N
	N	%	N	%	N	%	
家庭養育に関する研修活動	939	71%	383	29%	1322	100%	2451
遊び場の安全点検	812	61.4%	510	38.6%	1322	100%	2451
交通安全活動	1006	76.1%	316	23.9%	1322	100%	2451
世代間交流事業	762	57.6%	560	42.4%	1322	100%	2451
親子交流事業	453	34.3%	869	65.7%	1322	100%	2451
児童館行事のボランティア	395	29.9%	927	70.1%	1322	100%	2451
読み聞かせ	1025	77.5%	297	22.5%	1322	100%	2451
母親クラブとの連携なし	1279	96.7%	43	3.3%	1322	100%	2451
母親クラブとのその他の連携	1229	93%	93	7%	1322	100%	2451

問 19. ボランティアの参加

ボランティアの参加がある児童館は 2,890 (78.7%) に上った (表 2-2-48)。参加延べ人数は「100 人以上」が最も多く 4 割を占めていた (表 2-2-49)。ボランティア参加者を見ると、「医療・教育・福祉分野等の専門職者によるボランティア」が最も多く、続いて「利用児童の O B ・ O G のボランティア」、「母親クラブによるボランティア」と続いていた (表 2-2-50)。

表2-2-48. ボランティアの参加

項目	回答数	割合
あり	2890	78.7%
なし	783	21.3%
合計	3673	100%

欠測値N 100

表2-2-49. 平成 27 年度のボランティア参加延べ人数

項目	回答数	割合
1～9 人	217	8.8%
10～29 人	425	17.2%
30～49 人	306	12.4%
50～69 人	252	10.2%

70～99 人	243	9.9%
100 人以上	1024	41.5%
合計	2467	100%

欠測値N 1306

表2-2-50. ボランティア参加者

	非該当		該当		合計		欠測値 N
	N	%	N	%	N	%	
地域住民によるボランティア	2250	78.6%	611	21.4%	2861	100%	912
保護者によるボランティア	1334	46.6%	1527	53.4%	2861	100%	912
医療・教育・福祉分野等の専門職者によるボランティア	291	10.2%	2570	89.8%	2861	100%	912
学生によるボランティア	1558	54.5%	1303	45.5%	2861	100%	912
利用児童のOB・OGのボランティア	753	26.3%	2108	73.7%	2861	100%	912
児童によるボランティア	870	30.4%	1991	69.6%	2861	100%	912
民生・児童委員によるボランティア	1238	43.3%	1623	56.7%	2861	100%	912
主任児童委員によるボランティア	982	34.3%	1879	65.7%	2861	100%	912
母親クラブによるボランティア	766	26.8%	2095	73.2%	2861	100%	912
その他のボランティア	399	13.9%	2462	86.1%	2861	100%	912

問 20. 運営委員会（運営協議会）

運営委員会（運営協議会）の開催回数は、「年1～3回」が最も多く、6割近くを占めていた。「なし」も4割近くあった（表2-2-51）。その構成員は表2-2-52の通りであった。

表2-2-51. 運営委員会（運営協議会）の回数

項目	回答数	割合
なし	1341	36.8%
年1～3回	2164	59.3%
年4回以上	144	3.9%
合計	3649	100%

欠測値N 124

表2-2-52. 運営委員会の構成員

	該当		非該当		合計		欠測値 N
	N	%	N	%	N	%	
小学校教員	575	24.8%	1746	75.2%	2321	100%	1452
中学校教員	1516	65.3%	805	34.7%	2321	100%	1452
保育所職員	1688	72.7%	633	27.3%	2321	100%	1452
自治会代表	912	39.3%	1409	60.7%	2321	100%	1452
民生・児童委員	678	29.2%	1643	70.8%	2321	100%	1452
主任児童委員	875	37.7%	1446	62.3%	2321	100%	1452
母親クラブ役員	1650	71.1%	671	28.9%	2321	100%	1452
P T A役員	1243	53.6%	1078	46.4%	2321	100%	1452
子ども会役員	1541	66.4%	780	33.6%	2321	100%	1452
社会福祉協議会職員	1758	75.7%	563	24.3%	2321	100%	1452
利用者代表	1798	77.5%	523	22.5%	2321	100%	1452
利用児童代表	2251	97%	70	3%	2321	100%	1452
その他の運営委員	1282	55.2%	1039	44.8%	2321	100%	1452

問 21. 実習生の受け入れ（大学、短大、および専門学校）

半数以上の児童館が実習生を受け入れていた（表 2-2-53）。また、半数以上の児童館が受け入れマニュアルやプログラムを整備していた（表 2-2-54）。

表2-2-53. 実習生の受け入れ（大学、短大、専門学校）

項目	回答数	割合
あり	1910	52.3%
なし	1741	47.7%
合計	3651	100%

欠測値N 122

表2-2-54. 受け入れマニュアルやプログラムの有無

項目	回答数	割合
あり	931	51.8%
なし	867	48.2%
合計	1798	100%
欠測値N	1975	

問 22. 年間予算

児童館の年間予算については、回答しづらいとの意見が多く寄せられた。直営施設の場合、人件費について児童館現場が情報を持ちあわせていないことが多く、フルコストを把握できないからである。そのため、設問では人件費を除いた部分について回答できるようにしている。

人件費を含む場合は0～5,000万円（90%）が（図 2-2-21、表 2-2-55）、また、人件費を除いた場合は、0～2,000万円（94%）が大半を占めた。（図 2-2-22、表 2-2-56）

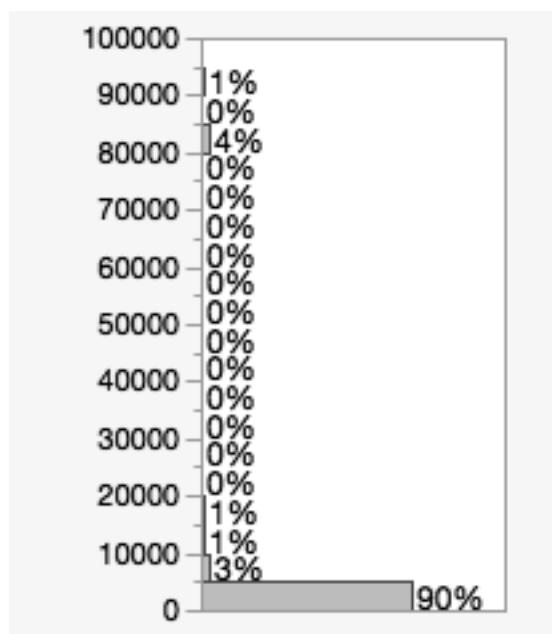


図 2-2-21. 年間予算／人件費含む

表2-2-55. 年間予算／人件費含む

平均	5885.2972
標準偏差	17792.245
平均の標準誤差	334.86928
平均の上側95%	6541.9106
平均の下側95%	5228.6838
N	2823
最小値	0
最大値	91249
中央値	1131

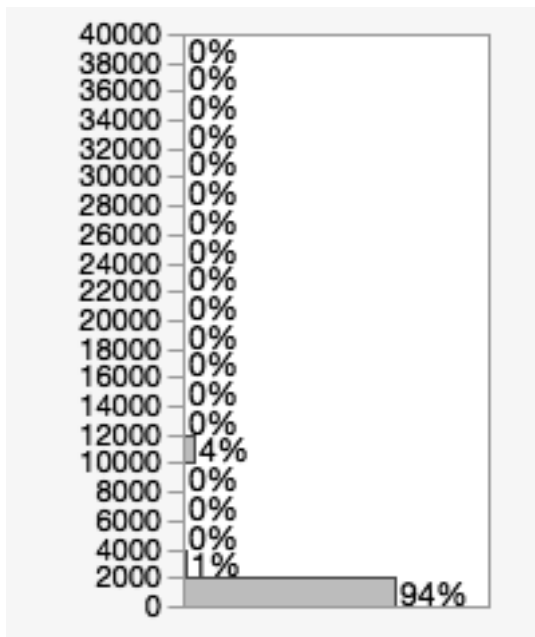


図 2-2-22. 年間予算／人件費以外の事務費、事業費

表2-2-56. 年間予算／人件費以外の事務費、事業費等

平均	869.75241
標準偏差	2412.7088
平均の標準誤差	42.577951
平均の上側95%	953.23514
平均の下側95%	786.26969
N	3211
最小値	0
最大値	38236
中央値	204

### 問 23. 職員の倫理規定等の明文化

8割以上の児童館で職員の倫理規程等が明文化されていた（表 2-2-57）。

表2-2-57. 職員の倫理規定等の明文化

項目	回答数	割合
明文化されている	3048	83.4%
明文化されていない	607	16.6%



合計	3655	100%
----	------	------

欠測値N 118

#### 問 24. 安全管理マニュアルの策定

8割以上の児童館で安全管理マニュアル等が策定されていた（表 2-2-58）。

表2-2-58. 安全管理マニュアルの策定

項目	回答数	割合
策定している	3109	84.5%
策定していない	571	15.5%
合計	3680	100%

欠測値N 93

#### 問 25. 防災マニュアルの策定

9割弱の児童館で防災マニュアルが策定されていた（表 2-2-59）。

表2-2-59. 防災マニュアルの策定

項目	回答数	割合
策定している	3238	87.9%
策定していない	444	12.1%
合計	3682	100%

欠測値N 91

#### 問 26. 防犯マニュアルの策定

7割以上の児童館で防犯マニュアルが作成されていた。しかしながら、読み替えると4分の1を超える児童館で防犯マニュアルが策定されていなかった（表 2-2-60）。

表2-2-60. 防犯マニュアルの策定

項目	回答数	割合
策定している	2713	74.0%
策定していない	954	26.0%
合計	3667	100%

欠測値N 106

問 27. 避難訓練

約 5 % の児童館を除き、ほとんどの児童館で避難訓練が実施されていた（表 2-2-61）。  
 なお、回数は 2 回前後と 12 回が突出して多くなっており、年 1 ～ 3 回、あるいは月 1 回で実施している児童館が多いと考えられた（図 2-2-23、表 2-2-62）。

表 2-2-61. 避難訓練の実施

項目	回答数	割合
実施している	3517	95.1%
実施していない	181	4.9%
合計	3698	100%

欠測値 N

75

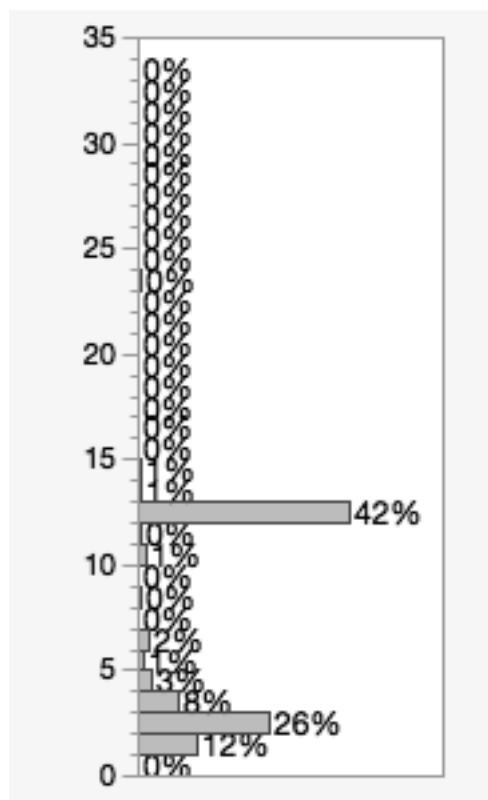


図 2-2-23. 避難訓練の実施回数

表2-2-62. 避難訓練の実施回数

平均	6.9263804
標準偏差	5.1155396
平均の標準誤差	0.0874355
平均の上側 95%	7.0978115
平均の下側 95%	6.7549492
N	3423

問 28. 苦情処理の方法

苦情処理の方法として多かったのは、苦情解決担当者や苦情受付担当者を決めることで半数以上の児童館で実施されていた。一方、第三者委員を決めている、あるいは「特に決まっていない」を選択している児童館が半数を超えていた（表 2-2-63）。

表2-2-63. 苦情処理の方法

	該当		非該当		合計		欠測値
	N	%	N	%	N	%	N
苦情解決責任者を決めている	2462	67.2%	1199	32.8%	3661	100%	112
苦情受付担当者を決めている	1929	52.7%	1732	47.3%	3661	100%	112
第三者委員を決めている	1352	36.9%	2309	63.1%	3661	100%	112
特に決まっていない	904	24.7%	2757	75.3%	3661	100%	112

問 29. 評価の実施

8割近くの児童館が評価を「定期的に受審している」を選択していた。内訳としては自己評価、「利用者評価」を実施している児童館が多く、「第三者評価」を実施している児童館は10%台にとどまった（表 2-2-64、2-2-65）。

表2-2-64. 受審の状況

項目	回答数	割合
定期的に受審している	320	76.0%
不定期だが、これまでに受審したことがある	101	24.0%
合計	421	100%

欠測値N

3352

表2-2-65. 評価の方法

	該当		非該当		すべて		欠測値
	N	%	N	%	N	%	N
自己評価	1519	41.93%	2104	58.07%	3623	100.00%	150
利用者評価	1176	32.46%	2447	67.54%	3623	100.00%	150
行政のモニタリング評価	864	23.85%	2759	76.15%	3623	100.00%	150
第三者評価	440	12.14%	3183	87.86%	3623	100.00%	150
実施していない	1374	37.92%	2249	62.08%	3623	100.00%	150

問 30. 利用者からの費用徴収

利用者からの費用徴収は毎回、あるいは定期的に徴収している児童館は少なかった。また、「まったく徴収しない」も3割以上を占めた（表2-2-66）。

表2-2-66. 利用者からの費用徴収

	該当		非該当		合計		欠測値
	N	%	N	%	N	%	N
毎回利用料（入館料）を徴収している	31	0.8%	3654	99.2%	3685	100%	88
特定の行事等必要に応じて参加費を徴収している	2150	58.3%	1535	41.7%	3685	100%	88
保険料を徴収している	194	5.3%	3491	94.7%	3685	100%	88
まったく徴収しない	1261	34.2%	2424	65.8%	3685	100%	88
その他の徴収形態	359	9.7%	3326	90.3%	3685	100%	88

入館料を設定している場合の価格は図2-2-24、表2-2-67の通りであった。

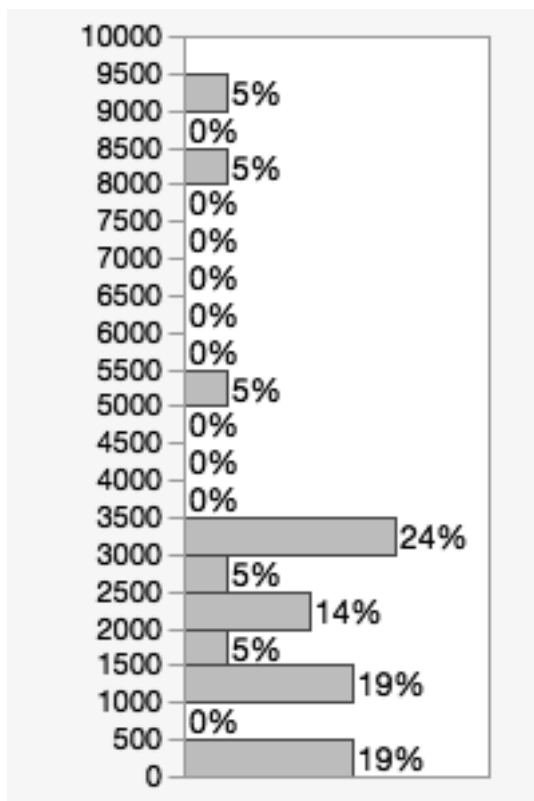


図 2-2-24. 入館料

表2-2-67. 入館料の要約統計量

平均	2470.9524
標準偏差	2368.6956
平均の標準誤差	516.89177
平均の上側95%	3549.1697
平均の下側95%	1392.7351
N	21
最小値	100
最大値	9000
中央値	2000

保険料を徴収している場合の価格は、図 2-2-25、表 2-2-68 の通りであった。

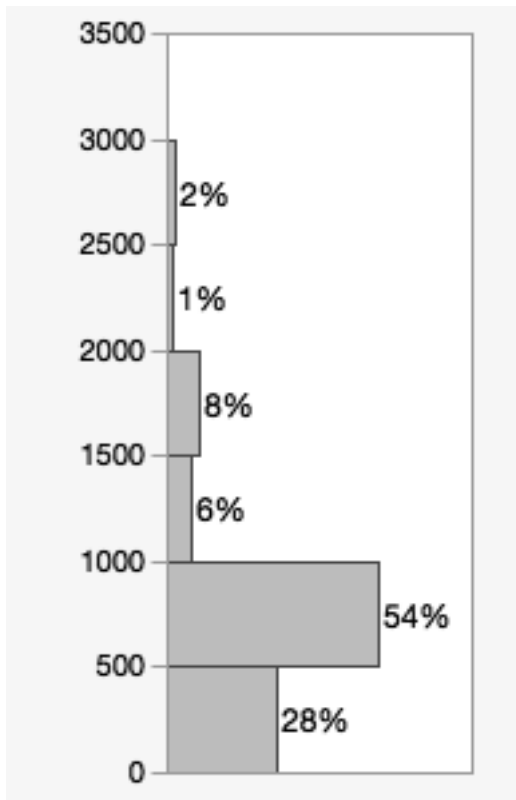


図 2-2-25. 保険料の徴収額

表 2-2-68. 保険料の徴収額

平均	777.48851
標準偏差	549.54223
平均の標準誤差	41.660689
平均の上側 95%	859.71718
平均の下側 95%	695.25983
N	174
最小値	24
最大値	2810
中央値	800

問 31. 児童館利用者用保険（共済）の加入状況

児童館利用者用保険（共済）については、7割以上の児童館で傷害保険（共済）、賠償責任保険に加入していた（表 2-2-69）。

表2-2-69. 児童館利用者用保険（共済）の加入状況

	該当		非該当		合計		欠測値 N
	N	%	N	%	N	%	
傷害保険（共済）に加入	2715	74.1%	947	25.9%	3662	100%	111
賠償責任保険に加入	2582	70.5%	1080	29.5%	3662	100%	111
その他の保険（共済）に加入	449	12.3%	3213	87.7%	3662	100%	111
加入していない	185	5.1%	3477	94.9%	3662	100%	111

（3）児童館の活動（事業・取組）

問 32. 児童館ガイドラインに基づく児童館の活動内容

児童館ガイドラインに基づく児童館の活動内容をみると95%以上の児童館で遊びによる子どもの育成、「子どもの居場所の提供」を実施していた。また、3,257(88.3%)の児童館では「保護者の子育て支援」に取り組んでいた。一方、放課後児童クラブの実施を除いては、「子どもの意見を述べる場の提供」の実施は6割弱にとどまっていた（表2-2-70）。

表2-2-70. 児童館ガイドラインに基づく児童館の活動内容

	該当		非該当		合計		欠測値 N
	N	%	N	%	N	%	
遊びによる子どもの育成	3616	98%	74	2%	3690	100%	83
子どもの居場所の提供	3546	96.1%	144	3.9%	3690	100%	83
保護者の子育ての支援	3257	88.3%	433	11.7%	3690	100%	83
子どもが意見を述べる場の提供	2178	59%	1512	41%	3690	100%	83
地域の健全育成の環境作り	2761	74.8%	929	25.2%	3690	100%	83
ボランティアの育成と活動支援	2268	61.5%	1422	38.5%	3690	100%	83
放課後児童クラブの実施	1991	54%	1699	46%	3690	100%	83
配慮を必要とする子ども（要保護児童）への対応	2402	65.1%	1288	34.9%	3690	100%	83

問 33. 小学生以上の対象者別実施活動（事業・取組）の内容と頻度

児童館で実施している諸活動の内容とその頻度については、小学生（表2-2-71）、中学生（表2-2-72）、高校生（表2-2-73）に分けてみてみた。高い実施率だったものは、小学生は運動あそび・スポーツ（91.5%）、季節行事（89.6%）、中学生は運動あそび・スポーツ（73.3%）、居場所づくり（68.5%）、高校生は居場所づくり（69.3%）、運動あそび・スポ

ーツ（61.8%）となっており、世代ごとのニーズの違いを見ることができた。実施回数については、表 2-2-74 の通りである。

表2-2-71. 小学生以上の対象者別実施活動（事業・取組）

	該当		非該当		合計		欠測値 N
	N	%	N	%	N	%	
運動あそび・スポーツ	3148	91.5%	294	8.5%	3442	100%	331
伝承あそび	2662	77.3%	780	22.7%	3442	100%	331
居場所づくり（ロビー機能）	2039	59.2%	1403	40.8%	3442	100%	331
造形活動	2964	86.1%	478	13.9%	3442	100%	331
音楽活動	1364	39.6%	2078	60.4%	3442	100%	331
劇遊び等表現活動	917	26.6%	2525	73.4%	3442	100%	331
鑑賞会（劇、映画、音楽等）	2360	68.6%	1082	31.4%	3442	100%	331
季節行事	3085	89.6%	357	10.4%	3442	100%	331
自然体験活動	1669	48.5%	1773	51.5%	3442	100%	331
食育	1928	56%	1514	44%	3442	100%	331
環境・エコ活動	1348	39.2%	2094	60.8%	3442	100%	331
講習会	588	17.1%	2854	82.9%	3442	100%	331
ボランティア活動	1097	31.9%	2345	68.1%	3442	100%	331
伝統芸能活動	602	17.5%	2840	82.5%	3442	100%	331
ランドセル来館	954	27.7%	2488	72.3%	3442	100%	331
学習支援	767	22.3%	2675	77.7%	3442	100%	331
食事提供	257	7.5%	3185	92.5%	3442	100%	331

表 2-2-72. 中学生の実施活動

	該当		非該当		合計		欠測値 N
	N	%	N	%	N	%	
運動あそび・スポーツ	1646	73.3%	601	26.7%	2247	100%	1526
伝承あそび	692	30.8%	1555	69.2%	2247	100%	1526
居場所づくり（ロビー機能）	1540	68.5%	707	31.5%	2247	100%	1526
造形活動	708	31.5%	1539	68.5%	2247	100%	1526
音楽活動	387	17.2%	1860	82.8%	2247	100%	1526
劇遊び等表現活動	161	7.2%	2086	92.8%	2247	100%	1526
鑑賞会（劇、映画、音楽等）	658	29.3%	1589	70.7%	2247	100%	1526



季節行事	948	42.2%	1299	57.8%	2247	100%	1526
自然体験活動	316	14.1%	1931	85.9%	2247	100%	1526
食育	378	16.8%	1869	83.2%	2247	100%	1526
環境・エコ活動	295	13.1%	1952	86.9%	2247	100%	1526
講習会	148	6.6%	2099	93.4%	2247	100%	1526
ボランティア活動	820	36.5%	1427	63.5%	2247	100%	1526
伝統芸能活動	149	6.6%	2098	93.4%	2247	100%	1526
ランドセル来館	103	4.6%	2144	95.4%	2247	100%	1526
学習支援	251	11.2%	1996	88.8%	2247	100%	1526
食事提供	75	3.3%	2172	96.7%	2247	100%	1526

表2-2-73. 高校生以上の対象者別実施活動（事業・取組）

	該当		非該当		合計		欠測値 N
	N	%	N	%	N	%	
運動あそび・スポーツ	991	61.8%	613	38.2%	1604	100%	2169
伝承あそび	336	20.9%	1268	79.1%	1604	100%	2169
居場所づくり（ロビー機能）	1111	69.3%	493	30.7%	1604	100%	2169
造形活動	319	19.9%	1285	80.1%	1604	100%	2169
音楽活動	270	16.8%	1334	83.2%	1604	100%	2169
劇遊び等表現活動	74	4.6%	1530	95.4%	1604	100%	2169
鑑賞会（劇、映画、音楽等）	391	24.4%	1213	75.6%	1604	100%	2169
季節行事	517	32.2%	1087	67.8%	1604	100%	2169
自然体験活動	161	10%	1443	90%	1604	100%	2169
食育	216	13.5%	1388	86.5%	1604	100%	2169
環境・エコ活動	159	9.9%	1445	90.1%	1604	100%	2169
講習会	94	5.9%	1510	94.1%	1604	100%	2169
ボランティア活動	626	39%	978	61%	1604	100%	2169
伝統芸能活動	85	5.3%	1519	94.7%	1604	100%	2169
ランドセル来館	61	3.8%	1543	96.2%	1604	100%	2169
学習支援	96	6%	1508	94%	1604	100%	2169
食事提供	52	3.2%	1552	96.8%	1604	100%	2169

表2-2-74. 対象者別実施活動（事業・取組）実施回数

	ポーツ 運動あそび・ス	伝承あそび	(ロビー機能) 居場所づくり	造形活動	音楽活動	劇遊び等表現 活動	画、鑑賞会(劇、映 画、音楽等)	季節行事	自然体験活動
平均	73.23	27.16	157.45	27.94	20.86	8.47	7.05	7.28	5.77
標準偏差	113.14	68.85	150.66	60.45	59.96	22.93	20.66	18.12	20.22
平均の標準誤差	3.00	2.03	6.62	1.58	2.37	1.07	0.57	0.46	0.68
平均の上側95%	79.11	31.15	170.45	31.04	25.52	10.57	8.17	8.18	7.11
平均の下側95%	67.35	23.16	144.44	24.84	16.21	6.38	5.94	6.39	4.43
N	1426	1145	518	1462	640	463	1325	1563	878
最小値	0	0	0	0	0	0	0	0	0
最大値	999	360	885	697	508	299	311	555	313
中央値	15	4	134	11	3	2	2	5	2

	食育	動 環境・エコ活	講習会	ボランティア 活動	伝統芸能活動	来館 ランドセル	学習支援	食事提供
平均	5.70	8.24	4.26	9.81	8.88	136.50	81.03	15.59
標準偏差	15.38	33.37	13.81	29.62	21.55	122.95	112.65	55.50
平均の標準誤差	0.46	1.28	0.68	1.08	1.05	6.44	5.89	3.32
平均の上側95%	6.61	10.75	5.59	11.93	10.94	149.17	92.61	22.12
平均の下側95%	4.79	5.73	2.93	7.68	6.81	123.83	69.45	9.06
N	1104	679	415	749	421	364	366	280
最小値	0	0	0	0	0	0	0	0
最大値	294	346	224	354	294	750	400	523
中央値	3	2	2	3	2	190	17	2

問 34. 移動児童館（出前児童館）等アウトリーチ活動の取組

移動児童館(出前児童館)に取り組んでいる児童館は 1,049(28.5%)であった(表 2-2-75)。

表2-2-75. 移動児童館（出前児童館）等アウトリーチ活動

項目	回答数	割合
取り組んでいる	1049	28.5%

取り組んでいない	2627	71.5%
合計	3676	100%

欠測値N 97

#### 問 35. 子どもが参画する取組

「問 32. 児童館ガイドラインに基づく活動内容」でも触れたとおり、子どもの参画に取り組んでいる児童館は6割未満であった。その中で具体的な取り組み内容として半数以上の児童館で取り組んだのは「行事等の実行委員会への参画」、「地域活動への参画」であった（表 2-2-76）。

表2-2-76. 子どもが参画する取組

	該当		非該当		合計		欠測値 N
	N	%	N	%	N	%	
行事等の実行委員会への参画	1591	66.4%	806	33.6%	2397	100%	1376
児童館運営委員会等への参画	188	7.8%	2209	92.2%	2397	100%	1376
地域活動への参画	1234	51.5%	1163	48.5%	2397	100%	1376
行政施策策定への参画	25	1%	2372	99%	2397	100%	1376
その他の実行委員会への参画	300	12.5%	2097	87.5%	2397	100%	1376

#### 問 36. 乳幼児とその親を対象とした子育て支援の取組

2,690(73.2%)の児童館で乳幼児とその親を対象にした支援を行っていた（表 2-2-77）。職員が中心となった取り組みが9割近くを占める一方、利用者を巻き込んだ取り組みは1～2割に留まっていた。なお、その中でも「地域の関係団体・機関等が中心となって実施」した取り組みが870（32.6%）あった（表 2-2-78、2-2-79）。

表2-2-77. 乳幼児とその親を対象とした子育て支援の取組

項目	回答数	割合
取り組んでいる	2690	73.2%
取り組んでいない	986	26.8%
合計	3676	100%

欠測値N 97

表2-2-78. 取り組んでいる内容

	該当		非該当		合計		欠測値
	N	%	N	%	N	%	
職員が中心となって実施	2321	86.9%	350	13.1%	2671	100%	1102
利用者が中心となって実施	418	15.6%	2253	84.4%	2671	100%	1102
利用者と職員が協働として実施	564	21.1%	2107	78.9%	2671	100%	1102
地域の関係団体・機関等が中心となって実施	870	32.6%	1801	67.4%	2671	100%	1102
その他の方法で実施	324	12.1%	2347	87.9%	2671	100%	1102

表2-2-79. 取り組んでいる回数についての要約統計量

	職員中心	利用者中心	利用者と職員 が協働	地域の団体等 が中心	その他の方法
平均	8.9175304	4.0862944	4.4911591	2.6471338	4.6853933
標準偏差	10.778237	5.3553298	5.2258462	4.5718828	8.6284137
平均の標準誤差	0.2288069	0.2697976	0.2316316	0.1631775	0.5280503
平均の上側95%	9.3662285	4.6167216	4.9462329	2.9674503	5.7250834
平均の下側95%	8.4688323	3.5558673	4.0360854	2.3268172	3.6457032
N	2219	394	509	785	267
最小値	1	1	1	1	1
最大値	99	48	48	77	80
中央値	6	3	4	1	2

問 37. 地域子ども・子育て支援事業（国庫補助対象のメニュー事業）の取組  
 地域子ども・子育て支援事業（国庫補助対象メニュー事業）については、2,139（60.5%）  
 が取り組んでいなかった。取り組みの中で最も多かったのが「地域子育て支援拠点事業」  
 1,273（36%）であった（表 79）。

表2-2-80. 地域子ども・子育て支援事業（国庫補助対象のメニュー事業）の取組

	該当		非該当		合計		欠測値
	N	%	N	%	N	%	
地域子育て支援拠点事業	1273	36%	2264	64%	3537	100%	236
利用者支援事業	227	6.4%	3310	93.6%	3537	100%	236
一時預かり事業	49	1.4%	3488	98.6%	3537	100%	236
子育て援助活動支援事業	123	3.5%	3414	96.5%	3537	100%	236

その他事業	25	0.7%	3512	99.3%	3537	100%	236
取り組んでいない	2139	60.5%	1398	39.5%	3537	100%	236

問 38. 地域の子育て支援ニーズの把握

8割を超える児童館で地域の子育て支援ニーズを把握する取り組みを行なっていた（表 2-2-81）。具体的な把握方法としては半数以上の児童館でアンケート調査、関係機関会議への参画を行なっていた（表 2-2-82）。

表2-2-81. 地域の子育て支援ニーズの把握

項目	回答数	割合
把握している	2228	61.1%
把握していない	1419	38.9%
合計	3647	100%

欠測値N 126

表2-2-82. 地域の子育て支援ニーズの把握の方法

	該当		非該当		合計		欠測値
	N	%	N	%	N	%	N
アンケートの実施	1196	55.1%	974	44.9%	2170	100%	1603
関係機関会議への参加	1167	53.8%	1003	46.2%	2170	100%	1603
その他の把握方法	285	13.1%	1885	86.9%	2170	100%	1603

問 39. 児童館独自の児童や地域等に関する調査

児童館独自の児童や地域等に関する調査について「実施している」児童館は 603 (16.5%) に留まった（表 2-2-83）。

表2-2-83. 児童館独自の児童や地域等に関する調査

項目	回答数	割合
実施している	603	16.5%
実施していない	3051	83.5%
合計	3654	100%

欠測値N 119

問 40. 障がい児の利用状況

障がい児の利用については、「障がい児が自由に来館して利用」2,504（68.5％）が最も多く、続いて「障がい児も含めた児童を対象とした行事の中で利用」1,438（39.3％）となっていた（表 2-2-84）。

表2-2-84. 障がい児の利用状況

	該当		非該当		合計		欠測値 N
	N	%	N	%	N	%	
障がい児のみを対象とした行事の中で利用	38	1%	3620	99%	3658	100%	115
障がい児も含めた児童を対象とした行事の中で利用	1438	39.3%	2220	60.7%	3658	100%	115
障がい児が自由に来館して利用	2504	68.5%	1154	31.5%	3658	100%	115
障がい児のその他の利用	412	11.3%	3246	88.7%	3658	100%	115
障がい児の利用なし	473	12.9%	3185	87.1%	3658	100%	115

問 41. バリアフリー設備の設置状況

バリアフリー対応施設の設置については、「トイレ」2,137（59.4％）、「スロープ」1,839（51.1％）、「手すり」1,659（46.1％）といった主に身体障害を対象とした設備は半数前後の児童館で設置されていた。一方、その他の設備の設置はまだまだ進んでいなかった（表 2-2-85）。

表2-2-85. バリアフリー設備の設置状況

	該当		非該当		合計		欠測値 N
	N	%	N	%	N	%	
トイレ	2137	59.4%	1462	40.6%	3599	100%	174
スロープ	1839	51.1%	1760	48.9%	3599	100%	174
手すり	1659	46.1%	1940	53.9%	3599	100%	174
エレベーター	443	12.3%	3156	87.7%	3599	100%	174
ステップ（段差解消用具）	192	5.3%	3407	94.7%	3599	100%	174
点字ブロック	684	19%	2915	81%	3599	100%	174

フラットフロア	1152	32%	2447	68%	3599	100%	174
その他設備	56	1.6%	3543	98.4%	3599	100%	174
障がい児対応設備なし	747	20.8%	2852	79.2%	3599	100%	174

問 42. 児童館職員が対応した相談（日常の悩みの聞き取り等を含む）の年間件数

児童館職員が対応した相談のうち、最も多くの児童館で保護者からの相談に対応していた。子どもからの相談では、半数以上の児童館で小学生以下の児童から相談を受けているのに対して、7割の児童館で中学生の相談への対応はなかった（表 2-2-86）。なお、自治体につなげた相談も保護者からの相談が多かった（表 2-2-87）。

表2-2-86. 相談件数

	相談なし		1～20件		21～40件		41～60件		61～80件	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
小学生以下	1234	44.3	964	34.6	163	5.9	99	3.6	36	1.3
中高生	1953	70.1	710	25.5	66	2.4	26	0.9	6	0.2
保護者	443	15.9	1238	44.4	302	10.8	207	7.4	87	3.1
その他の利用者	2352	84.6	375	13.5	24	0.9	14	0.5	0	0
相談件数合計	434	14.6	1068	35.9	357	12	220	7.4	126	4.2

	81～100件		101～250件		251件以上		すべて		欠損値
	N	%	N	%	N	%	N	%	N
小学生以下	59	2.1	162	5.8	69	2.5	2786	100	987
中高生	4	0.1	17	0.6	5	0.2	2787	100	986
保護者	101	3.6	261	9.4	147	5.3	2786	100	987
その他の利用者	1	0	8	0.3	7	0.3	2781	100	992
相談件数合計	101	3.4	370	12.4	302	10.1	2978	100	795

表2-2-87. 相談を自治体窓口に繋げた件数

	相談なし		1～20件		21～40件		41～60件		61～80件	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
小学生以下	1663	88.4	214	11.4	1	0.1	2	0.1	0	0
中高生	1777	94.4	104	5.5	0	0	0	0	1	0.1

保護者	1244	66.1	605	32.2	16	0.9	7	0.4	1	0.1
その他の利用者	1752	93.4	118	6.3	5	0.3	0	0	0	0
相談件数合計	1323	61	794	36.6	30	1.4	7	0.3	4	0.2

	81～100件		101～250件		251件以上		すべて		欠損値 N
	N	%	N	%	N	%	N	%	
小学生以下	0	0	0	0	1	0.1	1881	100	1892
中高生	0	0	0	0	0	0	1882	100	1891
保護者	0	0	5	0.3	3	0.2	1881	100	1892
その他の利用者	0	0	1	0.1	0	0	1876	100	1897
相談件数合計	0	0	7	0.3	3	0.1	2168	100	1605

#### 問 43. 相談員による相談対応の実施

約半数の児童館で相談員による相談対応を行っていた。そのうち、「保護者等からの子育て相談」に対応しているのは 695 (19.3%)、「両方実施している」は 949 (26.4%) であった (表 2-2-88)。

表 2-2-88. 相談員による相談対応の実施

項目	回答数	割合
保護者等の子育て相談	695	19.3%
子どもからの相談	67	1.9%
両方実施している	949	26.4%
実施していない	1887	52.4%
合計	3598	100%

欠測値N

175

#### 問 44. 子どもからの主な相談内容

子どもからも相談内容が多かったのが、「友人とのつきあいに関すること」で 2,429 (85.7%) に上った。続いて「遊びに関すること」1,611 (56.8%)、「学校に関すること」1,530 (54%)、「家族に関すること」1,249 (44.1%)、「自分自身に関すること」1,075 (37.9%) であった (表 2-2-89)。



表2-2-89. 子どもからの主な相談内容

	該当		非該当		合計		欠測値 N
	N	%	N	%	N	%	
友人とのつきあいに関する事	2429	85.7%	406	14.3%	2835	100%	938
遊びに関する事	1611	56.8%	1224	43.2%	2835	100%	938
学校に関する事	1530	54%	1305	46%	2835	100%	938
進学・進路に関する事	850	30%	1985	70%	2835	100%	938
家族に関する事	1249	44.1%	1586	55.9%	2835	100%	938
自分自身に関する事	1075	37.9%	1760	62.1%	2835	100%	938
その他の子どもからの主な相談内容	138	4.9%	2697	95.1%	2835	100%	938

問 45. 保護者からの主な相談内容

保護者からの相談内容として多かったのが「子育ての不安や悩みに関する事」2,522 (80.1%)、「病気や発育に関する事」2,234 (70.9%)、「日常生活のしつけや常識に関する事」2,054 (65.2%) が6割を超えており、保護者からの相談ニーズが高いことが分かった (表 2-2-90)。

表2-2-90. 保護者からの主な相談内容

	該当		非該当		合計		欠測値 N
	N	%	N	%	N	%	
病気や発育に関する事	2234	70.9%	916	29.1%	3150	100%	623
食事や栄養に関する事	1483	47.1%	1667	52.9%	3150	100%	623
進学・進路に関する事	635	20.2%	2515	79.8%	3150	100%	623
友人とのつきあいに関する事	1823	57.9%	1327	42.1%	3150	100%	623
遊びに関する事	1157	36.7%	1993	63.3%	3150	100%	623
日常生活のしつけや常識に関する事	2054	65.2%	1096	34.8%	3150	100%	623
自治体の施策や事業に関する事	591	18.8%	2559	81.2%	3150	100%	623
子育ての不安や悩みに関する事	2522	80.1%	628	19.9%	3150	100%	623
家族に関する事	941	29.9%	2209	70.1%	3150	100%	623
その他の保護者からの主な相談内容	194	6.2%	2956	93.8%	3150	100%	623

問 46. 相談対応について

相談対応について「マニュアルを策定している」児童館が 2,682 (89.7%)、「研修を実施している」児童館が 2,421 (81%)、「自治体の報告している」児童館は 1,975 (66.1%) であった (表 2-2-91)。

表2-2-91. 相談対応

	該当		非該当		合計		欠測値 N
	N	%	N	%	N	%	
記録を保管している	1045	35%	1944	65%	2989	100%	784
マニュアルを策定している	2682	89.7%	307	10.3%	2989	100%	784
自治体に報告している	1975	66.1%	1014	33.9%	2989	100%	784
研修を実施している	2421	81%	568	19%	2989	100%	784
ケース会議 (児童館職員のみ) を実施している	1194	39.9%	1795	60.1%	2989	100%	784
ケース会議 (館外の関係者を交えたもの) を実施している	2451	82%	538	18%	2989	100%	784

問 47. 連携・協力している社会資源

連携・協力している社会資源は様々であったが、特に子どもが通う小学校、中学校等の学校、そして地域の主任児童委員、民生・児童委員との連携が多かった (表 2-2-92)。

表 2-2-92. 連携・協力している社会資源

	該当		非該当		合計		欠測値 N
	N	%	N	%	N	%	
主任児童委員	2299	63.6%	1313	36.4%	3612	100%	161
民生・児童委員	2519	69.7%	1093	30.3%	3612	100%	161
P T A	1330	36.8%	2282	63.2%	3612	100%	161
母親クラブ	1133	31.4%	2479	68.6%	3612	100%	161
保育園	2292	63.5%	1320	36.5%	3612	100%	161
幼稚園	1392	38.5%	2220	61.5%	3612	100%	161
小学校	3236	89.6%	376	10.4%	3612	100%	161
中学校	2193	60.7%	1419	39.3%	3612	100%	161
高校	679	18.8%	2933	81.2%	3612	100%	161
大学・短大	773	21.4%	2839	78.6%	3612	100%	161
子育て支援センター	1750	48.4%	1862	51.6%	3612	100%	161

放課後児童クラブ（児童館外）	1148	31.8%	2464	68.2%	3612	100%	161
放課後子供教室	438	12.1%	3174	87.9%	3612	100%	161
公民館	1258	34.8%	2354	65.2%	3612	100%	161
図書館	1138	31.5%	2474	68.5%	3612	100%	161
その他の社会教育施設	297	8.2%	3315	91.8%	3612	100%	161
保健所・保健センター（保健師）	1624	45%	1988	55%	3612	100%	161
小児科	154	4.3%	3458	95.7%	3612	100%	161
産科・婦人科	64	1.8%	3548	98.2%	3612	100%	161
歯科	192	5.3%	3420	94.7%	3612	100%	161
その他の医療機関	128	3.5%	3484	96.5%	3612	100%	161
栄養士	629	17.4%	2983	82.6%	3612	100%	161
社会福祉士	98	2.7%	3514	97.3%	3612	100%	161
児童相談所	758	21%	2854	79%	3612	100%	161
家庭児童相談室	479	13.3%	3133	86.7%	3612	100%	161
福祉事務所	336	9.3%	3276	90.7%	3612	100%	161
社会福祉協議会	1407	39%	2205	61%	3612	100%	161
ボランティアセンター	524	14.5%	3088	85.5%	3612	100%	161
保護司	221	6.1%	3391	93.9%	3612	100%	161
地域女性会	409	11.3%	3203	88.7%	3612	100%	161
町内会・自治会	1839	50.9%	1773	49.1%	3612	100%	161
子ども会	786	21.8%	2826	78.2%	3612	100%	161
青年会議所	54	1.5%	3558	98.5%	3612	100%	161
スポーツ少年団・ボーイスカウト 等	234	6.5%	3378	93.5%	3612	100%	161
高齢者福祉施設	579	16%	3033	84%	3612	100%	161
障害者福祉施設	295	8.2%	3317	91.8%	3612	100%	161
警察署	1345	37.2%	2267	62.8%	3612	100%	161
消防署	1548	42.9%	2064	57.1%	3612	100%	161
老人クラブ	851	23.6%	2761	76.4%	3612	100%	161
NPO法人	506	14%	3106	86%	3612	100%	161
その他の社会資源	375	10.4%	3237	89.6%	3612	100%	161

問 48. 要保護児童対策地域協議会への参画

要保護児童対策地域協議会へ参画している児童館は 1,082（29.8％）に留まった（表

2-2-93)。

表 2-2-93. 要保護児童対策地域協議会への参画

項目	回答数	割合
参画している	1082	29.8%
参画していない	2553	70.2%
合計	3635	100%

欠測値N 138

問 49. 児童館が気付いた児童への虐待事案（平成 27 年度実績）

平成 27 年度に児童館が気づいた児童への虐待事案の自責がある児童館は 554（15.2%）であった（表 2-2-94）。対応の内訳としては「見守り」や「関係機関等とのケース会議」の割合が高かった（表 2-2-95、2-2-96）。

表 2-2-94 児童館が気付いた児童への虐待事案の有無

項目	回答数	割合
あり	554	15.2%
なし	3090	84.8%
合計	3644	100%

欠測値N 129

表 2-2-95. 対応の内訳

	児童への虐待事案の件数	見守り	関係機関等とのケース会議	児童相談所への通報	その他の対応
平均	2.6021898	1.204461	0.6784387	0.3011152	0.429368
標準偏差	7.6745117	5.3890553	1.4216796	0.6920933	3.1213257
平均の標準誤差	0.3278389	0.2323387	0.061293	0.0298383	0.1345699
平均の上側 95%	3.2461671	1.6608651	0.798842	0.3597293	0.693716
平均の下側 95%	1.9582125	0.7480569	0.5580353	0.2425012	0.1650201
N	548	538	538	538	538

合計	1426	648	365	162	231
最小値	1	0	0	0	0
最大値	140	100	20	6	70
中央値	1	0	0	0	0

表 2-2-96. 対応の内訳（件数）

	事例なし		1～ 4件		5～ 9件		10～ 19件		20～ 29件		30件 以上		合計		欠測 値
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	
児童への虐待事案の件数	3090	84.9	496	13.6	36	1	12	0.3	2	0.1	2	0.1	3638	100	135
見守り	3360	92.6	250	6.9	12	0.3	4	0.1	0	0	2	0.1	3628	100	145
関係機関等とのケース会議	3416	94.2	199	5.5	10	0.3	2	0.1	1	0	0	0	3628	100	145
児童相談所への通報	3506	96.6	119	3.3	3	0.1	0	0	0	0	0	0	3628	100	145
その他の対応	3520	97	104	2.9	2	0.1	1	0	0	0	1	0	3628	100	145

問 50. 児童館内での放課後児童クラブの実施

児童館内で放課後児童クラブを実施している児童館は約半数の 2,012（54.7%）であった（表 2-2-97）。

表 2-2-97. 児童館内での放課後児童クラブの実施

項目	回答数	割合
実施している	2012	54.7%
実施していない	1667	45.3%
合計	3679	100%
欠測値N	94	

（４）児童館内で実施する「放課後児童クラブ」について

問 51. 運営について

児童館内で実施している「放課後児童クラブ」の運営は、9割以上が「児童館運営団体（自治体法人）と同一」であった（表 2-2-98）。

表 2-2-98. 運営について

項目	回答数	割合
児童館運営団体（自治体法人）と同一	1839	92.2%
別団体が運営	128	6.4%
その他	28	1.4%
合計	1995	100%

欠測値N 1778

問 52. 放課後児童クラブの運営費に対する補助

放課後児童クラブの運営費に対する補助は 1,686 (88.5%) の児童館で国庫・都道府県・市町村の補助を受けていた。(表 2-2-99)

表 2-2-99. 放課後児童クラブの運営費に対する補助

項目	回答数	割合
国庫・都道府県・市区町村の補助あり	1686	88.5%
都道府県の単独補助のみあり	11	0.6%
市区町村の単独補助のみあり	136	7.1%
公的補助なし	73	3.8%
合計	1906	100%

欠測値N 1867

問 53. 登録児童人数

放課後児童クラブの平成 28 年 10 月 1 日現在の登録人数は「30～50 人未満」、「50～70 人未満」、「70～100 人未満」で 20%を越えていた。なお、100 人以上の放課後児童クラブも 309 (15.5%) あった(表 2-2-100)。

表 2-2-100. 登録児童人数（平成 28 年 10 月 1 日現在）

項目	回答数	割合
10 人未満	47	2.4%
10～30 人未満	257	12.9%
30～50 人未満	497	24.9%
50～70 人未満	482	24.2%
70～100 人未満	403	20.2%
100 人以上	309	15.5%

合計	1995	100%
----	------	------

欠測値N 1778

問 54. 平成 28 年度の開所日数

平成 28 年度の開所日数では「250～300 日未満」が最も多く 1,738 (87.9%) を占めていた (表 2-2-101)。

表 2-2-101. 平成 28 年度の開所日数

項目	回答数	割合
200 日未満	103	5.2%
200～250 日未満	95	4.8%
250～300 日未満	1738	87.9%
300 日以上	41	2.1%
合計	1977	100%

欠測値N 1796

問 55. 放課後児童支援員の人数

放課後児童支援員の人数は「4 人以上」が最も多く、1,287(67.2%)であった(表 2-2-102)。また、1 日の放課後児童支援員の実数も「4 人以上」283 (52.3%) が最も多かったが、ついで「2 人」414 (22.0%) であった (表 2-2-103)。

表 2-2-102. 放課後児童支援員総数

項目	回答数	割合
1 人	112	5.8%
2 人	286	14.9%
3 人	231	12.1%
4 人以上	1286	67.2%
合計	1915	100%

欠測値N 1858

表 2-2-103. 1 日の放課後児童支援員実数

項目	回答数	割合
1 人	146	7.8%
2 人	414	22.0%

3人	335	17.8%
4人以上	983	52.3%
合計	1878	100%

欠測値N 1895

問 56. 児童クラブの開設日

平日、および年始年末を除く春休み、夏休み、冬休み期間はほとんどの児童クラブが開設していた。日曜日、祝日、年始年末を休業する児童クラブが多かった（表 2-2-104）。

表 2-2-104. 児童クラブの開設日

	該当		非該当		合計		欠測値 N
	N	%	N	%	N	%	
平日	1981	99.2%	16	0.8%	1997	100%	1776
土曜日	1718	86%	279	14%	1997	100%	1776
日曜日	34	1.7%	1963	98.3%	1997	100%	1776
祝日	39	2%	1958	98%	1997	100%	1776
夏休み（お盆休みを除く）	1951	97.7%	46	2.3%	1997	100%	1776
冬休み（年末年始を除く）	1952	97.7%	45	2.3%	1997	100%	1776
春休み	1938	97%	59	3%	1997	100%	1776
お盆休み	1321	66.1%	676	33.9%	1997	100%	1776
年末年始	22	1.1%	1975	98.9%	1997	100%	1776
その他の開設日	439	22%	1558	78%	1997	100%	1776

問 57. 開設時間

平日の開設時間は学校の時間に合わせて12時から14時が多かった。学校休業日は9割以上の児童館で7～8時台となっていた。終了時間は平日、学校休業日とも5～6時台に終了する児童館が多かった（表 2-2-105）。

表 2-2-105. 開設時間

開始時間					終了時間				
項目	平日		学校休業日		項目	平日		学校休業日	
	N	%	N	%		N	%	N	%
6時台	0	0%	1	0.1%	12時台	0	0%	1	0.1%
7時台	16	0.9%	379	19.0%	15時台	0	0%	1	0.1%



8時台	215	12.3%	1542	77.4%	16時台	0	0%	1	0.1%
9時台	146	8.4%	56	2.8%	17時台	71	3.6%	71	3.6%
10時台	179	10.3%	4	0.2%	18時台	1058	53.2%	1073	53.9%
11時台	18	1.0%	0	0%	19時台	848	42.6%	831	41.8%
12時台	186	10.7%	1	0.1%	20時台	12	0.6%	11	0.6%
13時台	580	33.3%	7	0.4%	22時台	1	0.1%	1	0.1%
14時台	342	19.6%	0	0%	合計	1990	100%	1990	100%
15時台	57	3.3%	0	0%	欠測値N	1783		1783	
16時台	3	0.2%	0	0%					
17時台	1	0.1%	0	0%					
18時台	1	0.1%	1	0.1%					
合計	1744	100%	1991	100%					
欠測値N	2029		1782						

#### 問 58. 児童館内での専用室

児童館内での児童クラブの専門室を設けている児童館は 1,720 (87.3%) であった (表 2-2-106)。専用室の面積は「32～65 平方メートル未満」が 551 (33.1%)、「65～100 平方メートル未満」372 (22.3%)、「100～150 平方メートル」303 (18.2%) であった (表 2-2-107)。

表 2-2-106. 児童館内での専門室の有無

項目	回答数	割合
あり	1720	87.3%
なし	250	12.7%
合計	1970	100%

欠測値N 1803

表 2-2-107. 専用室の面積

項目	回答数	割合
32 平方メートル未満	115	6.9%
32～65 平方メートル未満	551	33.1%
65～100 平方メートル未満	372	22.3%
100～150 平方メートル未満	303	18.2%
150～200 平方メートル未満	207	12.4%
200 平方メートル以上	117	7.0%

合計	1665	100%
----	------	------

欠測値N 2108

#### 問 59. 利用できる学年

利用できる学年は1～3年生についてはほとんどの児童館が対象としていたが、その後は学年が上がるごとに減少し、6年生では74.4%であった（表 2-2-108）。

表 2-2-108. 利用できる学年

	該当		非該当		合計		欠測値 N
	N	%	N	%	N	%	
1年生	1970	99.1%	18	0.9%	1988	100%	1785
2年生	1969	99%	19	1%	1988	100%	1785
3年生	1963	98.7%	25	1.3%	1988	100%	1785
4年生	1695	85.3%	293	14.7%	1988	100%	1785
5年生	1519	76.4%	469	23.6%	1988	100%	1785
6年生	1480	74.4%	508	25.6%	1988	100%	1785
その他の形態	253	12.7%	1735	87.3%	1988	100%	1785

#### 問 60. 障がい児の受け入れ

1,374 (68.9%) の児童クラブで障がい児を受けて入れていた（表 2-2-109）。障がい児の受入人数は「1人」369 (30.4%)、「2人」302 (24.9%)、「3人」186 (15.3%)、で、「4人以上」を受け入れている児童クラブも357 (29.4%) あった（表 2-2-110）。障がい児の受入定数が定まっている場合は少なかった。その人数は表 2-2-111 の通りだった。なお、障がい児の受け入れに係る職員の加配があった児童館は997 (74.5%) であった（表 2-2-112）。

表 2-2-109. 障がい児の受け入れ

項目	回答数	割合
あり	1374	68.9%
なし	620	31.1%
合計	1994	100%

欠測値N 1779

表 2-2-110. 障がい児の受け入れ人数

項目	回答数	割合
1人	369	30.4%
2人	302	24.9%
3人	186	15.3%
4人以上	357	29.4%
合計	1214	100%

欠測値N 2559

表 2-2-111. 障がい児の受け入れ定数人数

項目	回答数	割合
1人	1	0.9%
2人	18	15.5%
3人	23	19.8%
4人以上	74	63.8%
合計	116	100%

欠測値N 3657

表 2-2-112. 障がい児の受け入れにかかる職員加配

項目	回答数	割合
あり	997	74.5%
なし	341	25.5%
合計	1338	100%

欠測値N 2435

問 61. 都道府県での放課後児童支援員認定資格研修の修了者数

8割近くの児童館で都道府県での放課後児童支援員認定資格研修の終了者がいたが、一方でまったくいない児童館も 453 (23.5%) あった (表 2-2-113)。

表 2-2-113. 都道府県での放課後児童支援員認定資格研修の修了者数

項目	回答数	割合
なし	453	23.5%
1人	869	45.1%
2人	409	21.2%

3人	107	5.6%
4人以上	90	4.7%
合計	1928	100%

欠測値N 1845

問 62. 放課後児童クラブ登録児童用保険（共済）の加入

放課後児童クラブ登録児童用保険（共済）の介入については「加入なし」が 55（2.8％）に留まり、殆どの児童館で介入していた。内訳としては「傷害保険（共済）」が 1,638（83.2％）、「賠償責任保険」が 1,388（70.5％）、「その他の保険（共済）」が 170（8.6％）であった（表 2-2-114）。

表 2-2-114. 放課後児童クラブ登録児童用保険（共済）の加入

	該当		非該当		合計		欠測値 N
	N	%	N	%	N	%	
傷害保険（共済）	1638	83.2%	330	16.8%	1968	100%	1805
賠償責任保険	1388	70.5%	580	29.5%	1968	100%	1805
その他の保険（共済）	170	8.6%	1798	91.4%	1968	100%	1805
加入なし	55	2.8%	1913	97.2%	1968	100%	1805

### 3. 分析・考察

全国児童館実態調査（小型児童館・児童センター）は、一般財団法人児童健全育成推進財団が5年に一度実施してきたものである。これまでは1996（平成8）、2006（平成18）、2011（平成23）年に実施している。なおこの他に、2001（平成13）年には、厚生労働省による「地域児童福祉事業等調査」のなかで児童館に関する調査に対して協力をし、全国の児童館の実態を把握した。今回の実態調査はこれらの流れを組み、経年で比較できるような項目と時宜に応じた項目を追加することで構成されている。

研究会では、児童館実態調査（小型児童館・児童センター）実施にあたり、児童館が活性化し、機能していくために必要とされる事項を導き出すために、この調査結果からいくつかの分析視点を抽出して、検討した。本項では、その分析視点に基づき、2つの分析を試みた。1つは、複数の項目間での連関をクロス集計し、統計上の検定を行った。もう1つは2011年の実態調査結果データから、回答した児童館をマッチングし、「児童館活性化の視点と要因」について比較考察を行った。

#### （1）クロス集計による特筆すべき考察

クロス集計では研究会で仮説として考えた「専任・常勤の児童館長を配置することが児童館活動に効果があるのではないか」についてと、「勤務経験年数の長い児童厚生員を配置することが児童館活動に効果があるのではないか」ということを検証するために統計上の検定を行った。

##### ① 専任・常勤の児童館長を配置する効果

常勤の児童館長が配置されている場合、「保護者の子育て支援」、「地域の健全育成の環境づくり」、「ボランティアの育成と活動」、「配慮を必要とする子どもへの対応」について、実施できている割合が有意に高かった。一方、「放課後児童クラブの実施」については、非常勤の児童館長が配置されている場合のほうが高くなっていた（表2-3-1）。

常勤の児童館長が配置されることにより、直接子どもに関わるサービスだけでなく、保護者の子育て支援、および地域の健全育成や環境づくりに対して効果があると言える。

表 2-3-1 児童館長の常勤・非常勤と児童館ガイドラインに基づく児童館の活動内容

	児童館長	実施している		実施して いない		合計		欠測値
		N	%	N	%	N	%	
遊びによる子どもの育成	常勤	2497	98.6	36	1.4	2533	100	7
	非常勤	777	98.1	15	1.9	792	100	3
	欠測値	334		23		357		73
子どもの居場所の提供	常勤	2433	96.1	100	3.9	2533	100	7
	非常勤	770	97.2	22	2.8	792	100	3
	欠測値	335		22		357		73
保護者の子育ての支援 ***	常勤	2313	91.3	220	8.7	2533	100	7
	非常勤	688	86.9	104	13.1	792	100	3
	欠測値	248		109		357		73
子どもが意見を述べる 場の提供	常勤	1565	61.8	968	38.2	2533	100	7
	非常勤	475	60	317	40	792	100	3
	欠測値	137		220		357		73
地域の健全育成の環境 づくり*	常勤	1945	76.8	588	23.2	2533	100	7
	非常勤	581	73.4	211	26.6	792	100	3
	欠測値	234		123		357		73
ボランティアの育成と 活動***	常勤	1645	64.9	888	35.1	2533	100	7
	非常勤	456	57.6	336	42.4	792	100	3
	欠測値	159		198		357		73
放課後児童クラブの実 施(*)	常勤	1371	54.1	1162	45.9	2533	100	7
	非常勤	463	58.5	329	41.5	792	100	3
	欠測値	149		208		357		73
配慮を必要とする子ど もへの対応*	常勤	1701	67.2	832	32.8	2533	100	7
	非常勤	499	63	293	37	792	100	3
	欠測値	194		163		357		73

※Fisher の正確有意確率検定を使用した。(\* p<0.05、\*\* p<0.01、\*\*\* p<0.001)

専任の児童館長が配置されている場合、すべての項目において、実施できている割合が高かった。専任の児童館長の配置は、児童館ガイドラインに基づく事業の実施にあたり、極めて効果的であるといえる（表 2-3-2）。

従って、児童館の活動を推進するためには、専任の児童館長が配置されることが望まし

いことが分かった。

表 2-3-2 児童館長の専任・兼務と児童館ガイドラインに基づく児童館の活動内容

	児童館長	実施している		実施していない		合計		欠測値
		N	%	N	%	N	%	
遊びによる子どもの育成***	専任	1605	99.6	6	0.4	1611	100	2
	兼任	1290	96.9	41	3.1	1331	100	4
	欠測値	713		27		740		77
子どもの居場所の提供**	専任	1567	97.3	44	2.7	1611	100	2
	兼任	1267	95.2	64	4.8	1331	100	4
	欠測値	704		36		740		77
保護者の子育ての支援***	専任	1521	94.4	90	5.6	1611	100	2
	兼任	1135	85.3	196	14.7	1331	100	4
	欠測値	593		147		740		77
子どもが意見を述べる場の提供***	専任	1120	69.5	491	30.5	1611	100	2
	兼任	676	50.8	655	49.2	1331	100	4
	欠測値	381		359		740		77
地域の健全育成の環境づくり***	専任	1339	83.1	272	16.9	1611	100	2
	兼任	901	67.7	430	32.3	1331	100	4
	欠測値	520		220		740		77
ボランティアの育成と活動***	専任	1185	73.6	426	26.4	1611	100	2
	兼任	676	50.8	655	49.2	1331	100	4
	欠測値	399		341		740		77
放課後児童クラブの実施***	専任	975	60.5	636	39.5	1611	100	2
	兼任	638	47.9	693	52.1	1331	100	4
	欠測値	370		370		740		77
配慮を必要とする子どもへの対応***	専任	1235	76.7	376	23.3	1611	100	2
	兼任	727	54.6	604	45.4	1331	100	4
	欠測値	432		308		740		77

※Fisher の正確有意確率検定を使用した。（\* p<0.05、\*\* p<0.01、\*\*\* p<0.001）

## ②経験豊かな児童厚生員を配置した効果

児童厚生員の勤続年数による児童館の活動内容の差を検討した。勤続年数5年以上、お

よび 10 年以上の職員の割合による児童館ガイドラインに基づく児童館の活動内容について Welch の検定を用いて検討した。その結果、「ボランティアの育成と活動」、「配慮を必要とする子どもへの対応」を実施している児童館では勤続年数 5 年以上の職員の割合が高かった。また、「地域の健全育成の環境づくり」、「ボランティアの育成と活動」、「放課後児童クラブの実施」、「配慮を必要とする子どもへの対応」を実施している場合、勤続 10 年以上の職員の割合が高かった（表 2-3-3）。

従って、経験豊かな児童厚生員を配置することにより、子どもや保護者に直接行うサービスだけではなく、地域の健全育成や環境づくりへの対応が進むことが分かった。

表 2-3-3 勤続年数 5 年、および 10 年以上の職員の割合と児童館ガイドラインに基づく児童館の活動内容

	勤続年数 5 年以上の職員の割合			勤続年数 10 年以上の職員の割合		
	該当	p	非該当	該当	p	非該当
	平均		平均	平均		平均
遊びによる子どもの育成	49.1%		40.4%	28.1%		20.9%
子どもの居場所の提供	49.0%		46.7%	28.1%		25.0%
保護者の子育ての支援	48.8%		50.3%	28.1%		27.2%
子どもが意見を述べる場の提供	48.4%		49.7%	27.7%		28.4%
地域の健全育成の環境づくり	49.3%		47.9%	29.1%	***	24.5%
ボランティアの育成と活動	50.0%	*	47.2%	29.5%	***	25.6%
放課後児童クラブの実施	49.3%		48.5%	29.5%	**	26.2%
配慮を必要とする子どもへの対応	49.8%	*	47.3%	29.3%	***	25.5%

※Welch の検定を使用し、平均値を比較した。（\* p<0.05、\*\* p<0.01、\*\*\* p<0.001）

続いて、職員の中でも、常勤職員に絞って、勤続年数 5 年以上、および 10 年以上の常勤職員の割合を検討した。その結果、「遊びによる子どもの育成」、「保護者の子育ての支援」、「ボランティアの育成と活動」を実施している児童館では、勤続年数 5 年以上の常勤職員の割合が有意に高かった。また、「遊びによる子どもの育成」、「保護者の子育て支援」、「地域の健全育成の環境づくり」、「ボランティアの育成と活動」、「配慮を必要とする子どもへの対応」を実施している児童館では、勤続年数 10 年以上の職員の割合が有意に高かった（表 2-3-4）。

つまり、ベテランの常勤職員が配置されることにより、児童館に求められる事業の多く



が推進されることが分かった。また、10年以上のベテランが配置されることにより、地域の健全育成環境づくりや配慮を要する子どもへの対応が充実することが分かった。

表 2-3-4 勤続年数5年、および10年以上の常勤職員の割合と児童館ガイドラインに基づく児童館の活動内容

	勤続年数5年以上の 常勤職員の割合			勤続年数10年以上の 常勤職員の割合		
	該当		非該当	該当		非該当
	平均	p	平均	平均	p	平均
遊びによる子どもの育成	28.8%	***	12.5%	17.0%	**	8.4%
子どもの居場所の提供	28.5%		29.5%	16.8%		16.8%
保護者の子育ての支援	29.2%	**	23.0%	17.4%	***	12.5%
子どもが意見を述べる場の提供	29.2%		27.5%	16.9%		16.7%
地域の健全育成の環境づくり	28.8%		27.5%	17.5%	**	14.8%
ボランティアの育成と活動	29.8%	**	26.4%	17.9%	**	15.0%
放課後児童クラブの実施	28.9%		28.0%	17.4%		16.2%
配慮を必要とする子どもへの対応	29.2%		27.2%	17.5%	*	15.5%

※Welchの検定を使用し、平均値を比較した。（\* p<0.05、\*\* p<0.01、\*\*\* p<0.001）

## （2）児童館活性化の視点と要因

2つ目の分析としては、本研究の結果に基づき、今後の地域における児童館の果たすべき機能と役割について、地域で求められているニーズを児童館の活動が充足することに結実しているのかということを検討の視点とした。考察の視点としては、児童館が地域のニーズを満たしていれば、おのずと児童館が活性化するという結果に表れるのではないかと考え、次の3つの側面をもって児童館活性化の指標と考えた。

- i) 児童館の延来館者数が増加している。
- ii) 活動内容に特徴がみられる。例えば、様々なニーズに対応した結果、ガイドラインが示す多様な活動内容が実施されている。逆に、地域独自のニーズがあり、他の地域の児童館と重点を置く活動内容が異なる。あるいは他館にはない独自の活動内容などがある。
- iii) 利用年齢の幅が広い。特に、過去の調査で来館者数の少ない中高校生や妊婦の来館者数が多いなどである。

児童館の活性化に影響を与える要因として、「児童館職員の所有する資格」、「活動内容」、「ニーズ調査」、「社会資源との連携」を取り上げ、相互の関連から、指標との関わりを分析した。

前回調査の2013年度と今回調査の2017年度の両方の年度に回答があったのは3,765館であった。3,765館のうち、年間の延来館者数と年間の開館日から1日当たりの平均利用人数を比較した結果は、表2-3-5のとおり2013年度より1日あたりの平均利用人数が増加した館は1,612館（42.9%）、減少した館は1,559館（41.4%）、不明は594館（15.7%）であった。

表2-3-5. 1日あたりの平均来館者数の比較(2017年度-2013年度)

n = 3765 館	度数	%
増加した館	1612	42.9
減少した館	1559	41.4
不明	594	15.7
合計	3765	100

不明とは、2013年度と2017年度のどちらかの年度において未回答の項目があり、比較することができない場合は不明とした。調査の結果、2013年度以降、来館者数が増加した館と減少している館があることがわかる。平成27年度の国勢調査では、全国の自治体において18歳未満人口の減少が継続しているなか、1日あたりの平均利用人数を増加させている児童館がある。今回の調査では、1日当たりの平均来館者数が増加した1,612館に注目して、増加の要因となった条件を考察した。

表2-3-6. 1日あたりの来館者数の増加した館の増加の内訳

10人未満	10人以上20人未満	20人以上40人未満	40人以上60人未満	60人以上80人未満	80人以上100人未満	100人以上200人未満	200人以上400人未満	400人以上800人未満	合計%
716	384	309	106	49	23	19	1	5	1612
44.4	23.8	19.2	6.6	3.0	1.4	1.2	0	0	%

表2-3-6をみると、平均来館者の増加が10人未満44.4%、10人以上20人未満19.2%となっており、全体の63.6%は20人未満の増加となっている。特に、注目したいのは、1日の平均来館者数が少なくとも20人以上増加している残りの36.4%の館である。地域における子どもの育ちや子育て支援ニーズを児童館が充足すればするほど、来館者数はお

のずと増えると考ええると、本調査の結果のように来館者数の増加のみられる児童館は地域において役割を果たしていると考ええる一つの指標になりうるのではないだろうか。

もちろん、来館者数という量的充足ではない、質的充足もある。量的充足のみを取り上げた場合、現行の児童厚生員の2名配置については、今回の調査結果のような、少なくとも来館者数が増え、より多くの子どもの活動の場として機能や役割を果たしている児童館には、配置される児童厚生員数の適正な人員を再検討していく必要があるのではないだろうか。

例えば、小学生を対象にした放課後児童クラブでは、放課後児童支援員の配置はおおむね40人までの児童に2人とある。また、小中学校のクラス編成においては児童生徒40人あたり教員1人とある。つまり、通常、子どもの教育や活動を支える現場では、利用する子どもの人数が増えれば、その増えた人数分、支援者の配置を増やすあるいは現場数(クラス数や事業提供機関数)を増やすという基準がある。これらを参考にして、全国の児童館のうち過去5年間の間に1日当たりの来館者の増加人数が一定数を超える児童館が検討対象の目安となる。

今後、来館者数とその来館者の安全性の確保とニーズに応える活動をするために、対象となる子どもに対して必要な児童厚生員の適正な配置という検討が必要になってくるのではないだろうか。また、保護者同伴の来館もありうるという児童館利用特有の条件をふまえての議論となることはいうまでもない。

表2-3-7は来館者数が増えた1,612館のうち、児童厚生2級指導員、児童厚生1級指導員、児童厚生1級特別指導員、児童健全育成指導士のいずれかの児童健全育成事業に関する有資格者(一般財団法人 児童健全育成推進財団認定)の配置状況をクロス集計した結果である。全体では36.2%の児童健全育成事業の有資格者がいることがわかる。全国調査の全体の結果と比較すると来館者数の増加した館が有資格者のいる割合が高い傾向にあることがわかる。特に1日あたり20人以上40人未満の来館者の増員があった館には57.9%の児童健全育成事業の有資格者がいる傾向がある。来館者の増加と職員が児童健全育成事業の専門性を有する職員の配置が関係する可能性が示唆された。

表 2-3-7 1日あたりの平均来館者数の増加館×児童健全育成事業関連の有資格者の配置

	10人未満	10人以上 20人未満	20人以上 40人未満	40人以上 60人未満	60人以上 80人未満	80人以上 100人未満	100人以上 200人未満	200人以上 400人未満	400人以上 800人未満	合計 %
N	716	384	309	106	49	23	19	1	5	1612
	44.4	23.8	19.2	6.6	3.0	1.4	1.2	0	0	%
あり	175	149	179	45	16	9	9	0	1	583
%	24.4	38.9	57.9	42.5	32.7	39.1	47.4	0.0	20.0	36.2
なし	528	230	125	61	30	13	7	1	4	999
%	73.7	57.3	40.5	57.5	61.2	56.7	36.8	100.0	80.0	62.0
無効	13	5	5	0	3	1	3	0	0	30
%	18.1	1.3	1.6	0.0	6.1	4.3	15.8	0.0	0.0	1.8

表 2-3-8 は平均来館者数の増加のあった館と児童館長の雇用条件をクロス集計したものである。来館者の増加のあった館については 50.7%の館長が常勤である傾向がみられる。ただし、専任と兼任の差が児童館の来館者の増加に影響しているかは、クロス集計では特徴的な結果はみられなかった。

表 2-3-8 1日あたり平均来館者数の増加した館×館長の雇用条件

	10人未満	10人以上 20人未満	20人以上 40人未満	40人以上 60人未満	60人以上 80人未満	80人以上 100人未満	100人以上 200人未満	200人以上 400人未満	400人以上 800人未満	合計
児童館数	716	384	309	106	49	23	19	1	5	1612
常勤・専任	196	97	76	28	13	7	6	0	1	424
%	27.4	25.3	24.6	26.4	26.5	30.4	31.6	0.0	20.0	
常勤・兼任	167	84	77	29	13	7	7	0	1	385
%	23.3	21.9	24.9	27.4	26.5	30.4	36.8	0.0	20.0	
常勤・不明	46	28	28	5	4	1	2	0	1	115
%	6.4	7.3	9.0	4.7	8.2	4.3	10.5	0.0	20.0	
非常勤・専任	67	39	34	12	4	4	0	0	0	160
%	9.3	10.1	11.0	11.3	8.2	17.4	0.0	0.0	0.0	
非常勤・兼任	54	21	19	9	2	2	1	0	0	108
%	7.5	5.5	6.1	8.5	4.1	8.7	5.3	0.0	0.0	
非常勤・不明	9	9	4	2	0	0	0	0	0	17
%	1.2	2.3	1.3	1.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
無回答	177	103	71	21	13	2	3	1	2	403
%	24.7	26.8	23.0	19.8	26.5	8.7	15.8	100	40.0	

表 2-3-9 は 1 日あたりの平均来館者数の増加のあった館の児童館ガイドラインに基づく児童館の活動内容 8 種類の実施状況をクロス集計したものである。一日あたりの来館者数が増加した館は、全国の実態調査の全体の結果と比べて、児童館ガイドラインに基づく活動内容が多様に行われている傾向が高くみられる。児童館ガイドラインで示す多様な活動内容を実施することは来館者の増加の要因の 1 つとなっている可能性がある。仮説に上げた地域の独自のニーズを重視するために多様な活動展開ではなく、活動内容の焦点を絞ることが児童館としての地域のニーズを果たすことになるかはこのクロス集計では検証することは難しい。

表 2-3-9 1日あたりの平均来館者数の増加した館×活動内容

	10人未満	10人以上 20人未満	20人以上 40人未満	40人以上 60人未満	60人以上 80人未満	80人以上 100人未満	100人以上 200人未満	200人以上 400人未満	400人以上 800人未満	合計
児童館数	716	384	309	106	49	23	19	1	5	1612
活動内容 1種類 %	8 1.1	4 1.0	2 1.0	1 1.0	0 0.0	0 0.0	1 5.2	0 0.0	1 20.0	17 1.0
活動内容 2種類 %	20 2.8	13 3.4	12 3.8	3 3.0	1 2.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 20.0	50 3.1
活動内容 3種類 %	39 5.4	25 6.5	16 5.1	1 1.0	2 4.0	0 0.0	1 5.2	0 0.0	0 0.0	84 5.2
活動内容 4種類 %	61 8.5	39 10.1	26 8.4	9 8.4	2 4.0	0 0.0	3 15.8	0 0.0	0 0.0	140 8.7
活動内容 5種類 %	82 11.4	42 11.0	42 13.6	14 13.2	1 2.0	3 13.0	2 10.5	0 0.0	0 0.0	186 11.5
活動内容 6種類 &	111 15.5	42 10.9	45 14.6	13 12.3	7 14.2	2 8.7	4 21.1	0 0.0	0 0.0	224 13.9
活動内容 7種類 %	118 16.5	56 14.6	52 16.8	25 23.6	10 20.4	7 30.4	2 10.5	1 100.0	1 20.0	279 17.3
活動内容 8種類 %	257 35.9	130 33.9	95 30.7	33 31.1	22 45.3	8 34.9	5 26.5	0 0.0	2 40.0	554 34.4
無効 %	20 2.8	23 6.0	19 6.1	7 6.6	4 8.1	3 13.0	1 5.2	0 0.0	0 0.0	78 4.4

表 2-3-10 は一日あたりの平均来館者数の増加した館のニーズ調査の実施の有無をクロス集計した結果である。全国調査の全体結果ではニーズ調査を実施している館が 59.9%あるのに比べると、やや低い傾向がみられる。現在行われているニーズ調査の実施方法は来館者の増加に与える要因として低い可能性がある。

表 2-3-10 1日あたりの平均来館者数の増加した館×ニーズ調査の実施の有無

	10人未満	10人以上 20人未満	20人以上 40人未満	40人以上 60人未満	60人以上 80人未満	80人以上 100人未満	100人以上 200人未満	200人以上 400人未満	400人以上 800人未満	合計
児童館数	716	384	309	106	49	23	19	1	5	1612
ニーズ調査あり %	434 60.6	228 59.3	19 62.5	69 65.1	27 55.1	15 65.2	9 47.4	1 100.0	3 60.0	805 50.1
ニーズ調査なし %	249 34.8	129 33.6	96 31.1	30 28.3	17 34.7	5 21.7	9 47.4	0 0.0	2 40.0	711 44.1
無効 %	33 4.6	27 7.1	20 6.4	7 6.6	5 10.2	3 13.1	1 5.2	0 0.0	0 0.0	96 6.0

表 2-3-11 は 1 日あたりの平均来館者数の増加した館の連携している社会資源先の種類をクロス集計した結果である。全国調査の全体の結果では、連携先として 10 か所未満の傾向がみられるが、来館者数の増加した館は、より連携先の種類が多くなる傾向がみられる。先述の表 2-3-9 の傾向と合わせて考えると、より多様な活動内容を限られた職員配置で実施するためには、より多くの社会資源との連携が必然的に活性化するのではないだろうか。

表 2-3-11 1日あたりの平均来館者数の増加した館×連携している社会資源

	10人未満	10人以上 20人未満	20人以上 40人未満	40人以上 60人未満	60人以上 80人未満	80人以上 100人未満	100人以上 200人未満	200人以上 400人未満	400人以上 800人未満	合計
児童館数	716	384	309	106	49	23	19	1	5	1612
連携先社会資源なし %	15 2.1	11 2.9	10 3.0	2 2.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	38 2.3
連携先社会資源10か所未満 %	296 27.4	160 41.7	105 40.1	36 40.1	15 30.6	5 21.7	8 42.1	0 0.0	3 60.0	625 38.8
連携先社会資源10以上20か所未満 %	323 45.1	155 40.4	145 34.0	47 44.3	21 42.9	11 47.8	9 47.3	0 0.0	1 20.0	712 44.2
連携先の社会資源20以上30か所未満 %	58 8.1	39 10.2	30 1.0	14 13.2	8 16.3	3 13.0	1 5.2	1 100.0	1 20.0	155 9.6
連携先の社会資源30か所以上 %	4 1.0	3 1.0	1 1.0	1 1.0	1 2.0	1 4.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	11 1.0
無効 %	20 3.0	16 41.7	18 6.0	6 5.0	4 8.2	3 13.0	1 5.2	0 0.0	0 0.0	68 4.2

### (3) まとめ

今回の全国児童館実態調査の結果を基に、「専任・常勤の児童館長配置」と「ベテラン児童厚生員の存在」が児童館活動に良い影響を与えていることをクロス集計と検定により明らかにすることができた。これらについては経験的に妥当性を感じる事柄であったが、統計上有意差が検証できたことは重要なことである。安定的な施設運営につながることはもちろんのこと、児童福祉施設としての専門人材の必要性が見出せた。特に、子育て支援や配慮を必要とする子どもへの対応など直接的な支援の面での実効性があることと同時に、ボランティア育成や地域の健全育成環境づくりといった間接的なソーシャルワークや働きかけにも良い影響が見えたことは、児童館に期待される今日的役割にもつながっているものと思われる。

一方、児童館の来館者が増加することが、児童館機能が活性化し、地域のニーズに応えている指標のひとつとして、今回の全国調査の結果を分析し、考察した。児童館業務の要



として、職員に注目してみると、児童館の来館者数が増えた児童館の館長に関しては、常勤であることが一つの要因として影響している可能性が推測された。ただし、今回の調査では、館長の職務内容の遂行状況や課題などに関する質問項目がなかったこともあり、館長がどのような業務内容を遂行することが来館者の増加につながるまでは論究できていない。

次に、来館者数の増えた館を、全国の全体の調査結果と比較すると、児童健全育成事業に関する有資格者が多い傾向がみられた。また、児童館ガイドラインに基づいて多様な活動を展開している傾向も高くみられた。その結果は社会資源との連携の種類の高さも傾向として現われている。しかし、地域の子育て支援ニーズとのかかわりに関しては、児童館来館者の増えた館が全国の全体の結果をやや下回る傾向もみられた。現在のニーズ把握方法の妥当性も再検討する必要があるのではないだろうか。

これらの考察から、今後の児童館ガイドラインの見直しや児童館の活性化検討にあたっては、専任・常勤の児童館長の配置勸奨が期待される場所である。現状として児童館長の配置がない児童館が330(8.9%)ある。まずは、運営の要となる館長が全ての児童館で位置づけられることが求められる。また、実際の事業運営に際しては児童厚生員の存在を検討しなくてはならない。今回の検討からは、ベテラン層の職員が有効であることはわかったが、児童厚生員の勤続年数が実態として「5～10年未満」が最も多かったこともあり、雇用継続の課題があることも推察される。雇用実態についても別途明らかにしていくことも期待される。

合わせて、今回のように「来館者数の増加した館」を検討対象に取り上げて、児童厚生員の適正配置について再検討していく必要性があると考えられる。現在の配置は2名以上とあるが、来館者を増やし、多様で活発な活動を展開している児童館に対しては、本来であれば、人員の加算配置が検討される場所である。他の児童福祉の現場では利用者が増えれば、その支援者が基準に基づいて整備されている。また、今後は、児童健全育成事業に関する専門資格を持つことの意義をさらに検証し、採用の基準により積極的に盛り込んでいくなどの児童館職員としての専門性の明確化を推進していく動きも必要である。児童館職員としての専門性としては、子どもに遊びと居場所を提供する中で、心身の発達や社会性の発達を育んできたことが挙げられる。今回の調査結果から、従来からの児童厚生員の専門性に加えて、地域のニーズを把握する調査力の改善と社会資源と連携していくソーシャルワーク機能も取り込んでいくことが児童館機能を高める一つのヒントとして把握することができた。ただし、来館者増という量的指標のみで検討されることの不安が児童館現場にあることも理解できる。多角的な分析が今後検討されることを望む。

## 第3章

### 全国児童館実態調査

#### (大型児童館)の結果



## 第3章 全国児童館実態調査（大型児童館）の結果

### 1. 調査の方法・内容と回収結果

#### （1）調査対象

全国にある大型児童館（A型・B型）を対象とした。（20施設）

#### （2）調査方法

質問紙の郵送配布により行った。回答方法は、①郵送（回答用紙を返信用封筒に同封し、返送）または、②電子メール（調査専用のメールアドレス宛にExcel版調査票の送付希望の連絡をし、回答後、電子メールで送信）である。

質問紙とあわせて、「事業報告書」「年報」「活動のまとめ」「事業案内パンフレット」等の参考資料の添付を依頼した。

#### （3）調査基準日、調査期間等

①調査基準日：平成28年10月1日

②調査期間：平成28年11月10日～平成28年12月12日

#### （4）調査内容

①調査名：2016年全国児童館実態調査（大型児童館用）

②調査項目：「児童館名・所在地、運営主体名等の児童館の概要」「児童館の施設・設備等」「児童館の運営」「児童館の職員」「児童館の活動（事業・取組）」に関する設問を記載した。設問の詳細は以下のとおりである。

- |                               |
|-------------------------------|
| 問1. 児童館の種別                    |
| 問2. 児童館の開設年月                  |
| 問3. 児童館の専有面積（①敷地総面積、②施設延べ床面積） |
| 問4. 常設する諸室および常用する設備等の状況       |
| 問5. バリアフリーの設備の設置状況            |
| 問6. 授乳室（コーナー）の設置の状況           |
| 問7. AED（自動対外式除細動器）の設置の状況      |
| 問8. 児童館の設置・運営の形態              |
| 問9. 年間開館日数                    |
| 問10. 平成27年度の利用者数              |
| 問11. 開館時間                     |
| 問12. 休館日                      |

- 問 13. 運営費用（平成 27 年度実績）
- 問 14. 利用者からの費用徴収
- 問 15. 児童館運営のための基本方針
- 問 16. 運営委員会（運営協議会）の設置・開催／構成メンバー
- 問 17. 職員の倫理規定の明文化の有無
- 問 18. 安全管理マニュアルの策定の有無
- 問 19. 防災マニュアルの策定の有無
  - 災害時等の事業継続計画（BCP）策定の有無
  - 災害時の一時避難受け入れのマニュアルの有無
- 問 20. 防犯マニュアルの策定の有無
- 問 21. 苦情処理の対応
- 問 22. 全県域を対象とする関係団体等の連絡調整業務（事務局的功能等）
- 問 23. ボランティアの参加の有無／ボランティアの属性
- 問 24. 実習生の受け入れ（大学、短大、専門学校）
  - 実習生の受け入れの方針やマニュアルの有無
- 問 25. 児童館利用者用保険（共済）の加入状況
- 問 26. 児童館長の配置の有無／常勤・非常勤の別、専任・兼任の別
- 問 27. 職員（館長を除く）の配置・体制
- 問 28. 職員の保有資格
- 問 29. 平成 27 年度に実施した活動（事業・取組）ジャンル
- 問 30. 子育て支援の取組の方法・回数（平成 27 年度実績）
- 問 31. 府県内児童館への支援活動の取組の方法・回数（平成 27 年度実績）
- 問 32. 地域児童館からのインターンシップ（実習生受け入れ）の有無
- 問 33. 地域児童館への支援活動において留意または配慮していること、課題等
- 問 34. 大型児童館として重視する取組、今後の課題等

#### （5）回収結果

①回収件数：20 件（対象客体数 20 件）

②回収率：100%

③集計作業

集計作業は数量データと自由記述部分に分け、それぞれの分析作業を行った。数量データは単純集計のみを分析した。自由記述は数量データとの相関関係が低い項目のため、個別に整理し、分析した。

## 2. 調査の集計・自由記述の結果

### (1) 本調査の趣旨

大型児童館を対象とした調査は当初の予定には含まれていなかったものであるが、本研究会において調査対象を精査する過程で、大型児童館については、「国の児童館ガイドライン(平成23年)が作成される過程で検討の俎上に載っていた経緯もあるので、今後のガイドライン見直し作業に資するためにも今回の調査に含めたほうがよい」との考えが出されたことから、あらたに質問紙調査(全館)とヒアリング調査(A型・B型各1館)を行うこととしたものである。

### (2) 大型児童館について

・「大型児童館」は、「児童館の設置運営要綱」の「第1総則 2種別 (3)大型児童館」で、「原則として、都道府県内又は広域の児童を対象とし、一定の要件を具備した児童館をいい、次のとおり区分する。ア A型児童館、イ B型児童館、ウ C型児童館」とされている。

・「大型児童館」が具備すべき「一定の要件」は、「児童館の設置運営要綱」によると以下の通りである。

#### 1 A型児童館

##### (1) 機能

第3の1(小型児童館)に掲げる機能に加えて、都道府県内の小型児童館、児童センター及びその他の児童館(以下「県内児童館」という。)の指導及び連絡調整等の役割を果たす中枢的機能を有するものとする。

##### (2) 設置及び運営の主体

設置及び運営の主体は、都道府県とする。ただし、運営については社団・財団法人、社会福祉法人及びその他の者に委託することができるものであること。

##### (3) 設備及び運営

ア設備 第3の3の(1)に掲げる設備(建物の広さに係る部分を除く。)に加えて、次によるものであること。

(ア)建物の広さは、原則として、2,000平方メートル以上とし、適当な広場を有すること。

(イ)必要に応じて研修室、展示室、多目的ホール、ギャラリー等を設ける

ほか、移動型児童館用車両を備えること。

イ職員 第3の3の(2)に掲げるところによるものとし、必要に応じ、その他の職員を置くこと。

ウ運営 第3の3の(3)に掲げるところによるほか、次によるものであること。

(ア) 県内児童館相互の連絡、連携を密にし、児童館清動の充実を図ること。

なお、県内児童館の連絡協議会等の事務局を設けること。

(イ) 県内児童館の児童厚生員等職員の研修を行うこと。

(ウ) 広報誌の発行等を行うことにより、児童館活動の啓発に努めること。

(エ) 県内児童館を拠点とする母親クラブ等の地域組織活動の連絡調整を図ること。

## 2 B型児童館

### (1) 機能

B型児童館は、豊かな自然環境に恵まれた一定の地域(以下「こども自然王国」という。)内に設置するものとし、児童が宿泊をしながら、自然をいかした遊びを通して協調性、創造性、忍耐力等を高めることを目的とした児童館であり、第2の1に掲げる機能に加えて自然の中で児童を宿泊させ、野外活動が行える機能を有するものであること。

### (2) 設置及び運営の主体

設置及び運営の主体は、都道府県、市町村、社団・財団法人、社会福祉法人及びその他の者とする。

### (3) 設備及び運営

ア設備 第2の3の(2)に掲げる設備(建物の広さに係る部分を除く。)に加えて、次によるものであること。また、A型児童館に併設(こども自然王国内に独立して設置する場合を含む。以下同じ。)する場合には、第2の3の(1)に掲げる設備を設置しないことができる。

(ア) 定員100人以上の宿泊設備を有し、建物の広さは、原則として1,500平方メートル以上の広さ(A型児童館に併設する場合は厚生労働大臣が必要と認める広さ)を有すること。なお、障害のある児童の利用にも資する設備を備えること。

(イ) 宿泊室、食堂・厨房、脱衣・浴室等を設けること。

(ウ) キャンプ等の野外活動ができる設備を設けること。

(エ) 必要に応じて、移動型児童館用車両を備えること。

イ職員 第2の3の(2)に掲げるところによるものとする。

ウ運営 第2の3の(3)に掲げるところによるほか、次によるものであること。

(ア)児童厚生施設等との連携、連絡を密にし、児童館活動の充実を図ること。

(イ)母親クラブ、老人クラブ等の地域組織や住民の協力の下に運営活動を行うこと。

(ウ)利用児童の野外活動に伴う事故防止等の安全管理に十分に留意すること。

- ・現在、「A型児童館」は13の府県（児童館数は分館的位置づけ施設を含めて16館）、B型児童館」は4県にある。なお、A型・B型両方のある県は1県、A型が2か所以上ある県が2県）。それぞれの「大型児童館」は、立地、環境、施設・設備の規模や内容が大きく異なるので、事業内容には、直接比較することが困難なものも含まれている。「児童館の設置運営要綱」には、この他に「C型児童館」があるが、「C型児童館」は「国立総合児童センターこどもの城」が閉館したため該当する児童館はない。

### (3) 項目毎の集計結果

#### 問1. 児童館の種別

	館数	大型A	大型B
合計	20	16	4

- ・大型児童館の総数は20館であり、A型児童館は16館（全体の80%、以下同じ）、B型児童館は4館（20%）であった。
- ・なお、全国47都道府県における大型児童館のある所は16府県で、設置率は約34%となる。

#### 問2. 児童館の開設年月

	館数	昭和34年	昭和55年	昭和56年	昭和63年	平成元年	平成2年	平成4年	平成7年	平成8年	平成11年	平成20年
合計	20	1	1	3	1	2	1	3	2	1	2	1

- ・最も古い館は、開設年が昭和34年であり、平成29年度で築58年目になる。
- ・一番新しい館は、平成20年開設であり、平成29年度で築9年目である。
- ・6館は、昭和の時代に開設され築約30年で、全体の30%となっている。



問2. 児童館の開設月（20館の内訳）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
館数	0	0	0	2	5	3	5	1	1	2	1	0

- ・4月開設が2館、これは新年度のスタートに合わせたもの、5月開設は5館、これはこどもの日や児童福祉週間等に合わせたものではないかと推察される。また、6月7月8月の開設は、子どもたちが多く利用できる夏休みを考慮して開設されたのではないかと推察される。

問3. 児童館の占有面積

敷地総面積（㎡）

	館数	平均	実数合計
合計	20	78,533.5	1,570,670

- ・大型児童館敷地総面積の平均は、78533.5㎡であった。
- ・20館の内、敷地総面積で最も少なかったのは、2,012㎡であり、最も多かったのは、350,000㎡であった。屋外・野外施設等を有する施設の敷地総面積が大きくなっている。

施設延べ床面積（㎡）

	館数	平均	実数合計
合計	20	16,028.9	320,578.6

- ・施設の延べ床面積の平均は、16,028.9㎡で、最も少なかったのは、1,593㎡であり、最も多かったのは、13,016㎡であった。大型展示物等を数多く備えている館は、この延べ床面積が多くなっている。

問4. 常設する諸室および常用する設備等の状況

	館数	プレイルーム	集会室	造形活動室	音楽室	静養室	乳幼児室	調理室	相談室	ボランティア室	視聴覚・観賞室	図書室	研修室	展示室
合計	20	18	9	15	5	9	14	7	8	9	6	15	15	13

多目的室	劇場	コンピューター室	トレーニング室	プール	宿泊室	浴室	喫茶室	レストラン	移動児童館用車両	屋外固定遊具	野外活動施設	その他
9	12	5	2	0	5	4	3	10	10	12	6	8

- ・設備等で多かったのは、プレイルームの 18 館（90%）、造形活動室・図書室・研修室の 15 館（75%）となっている。
- ・最も少なかった施設は、トレーニング室 2 館（10%）喫茶室 3 館（15%）浴室 5 館（25%）である。

#### 問 5. バリアフリー設備の設置状況

	館数	トイレ	スロープ	手すり	エレベーター	（段差解消用具） ステップ	その他	障害児対応設備 なし
合計	20	20	17	17	14	3	1	0

- ・大型児童館の設備のバリアフリー化については、トイレは 20 館すべてで設置済みであり、スロープ・手すりも 17 館（85%）で設置されている。
- ・ステップ（段差解消用具）の設置については、3 館（15%）と低くなっているが、これは、建物自体が建設当初からバリアフリー化された建築物であり、段差解消ステップ等を必要としていないものであるという可能性が高いと推察される。

#### 問 6. 授乳室の設置状況

	館数	あり	なし
合計	20	18	2

- ・授乳室の設置状況は、20 館中 18 館であり、全館の 90%と高い設置率となっている。これは、近年、子育て支援プログラムとして、乳幼児の親子を対象としたプログラムを実施する児童館が増加しており、そうした利用者のニーズに丁寧に対応している結果であると思われる。

#### 問 7. AED の設置状況

	館数	あり	なし
合計	20	20	0

- ・ A E D の設置状況は、100%であった。これは、安全対策がよく整備された結果であると考えられる。

#### 問 8. 設置・運営の形態

- ・ 全て指定管理者制度により運営されている（100%）。指定管理者は、公益法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人等となっている。2館（10%）は指定管理者が自治体（市・町）である。運営については、指定管理者から株式会社に業務委託している施設もある。

#### 問 8 - 付問 1 - 指定年数

	館数	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	平均	実数 合計
合計	17	2	0	13	0	0	0	1	0	1	5.4	91

- ・ 問 8 で児童館を指定管理者が運営している 17 館（無回答あり）の指定期間については、1 番多いのが 5 年であり 13 館、全体の約 76% である。他に 9 年と 11 年がそれぞれ 1 館ずつあった。平均指定管理期間は 5.4 年間であった。

#### 問 9. 年間開館日数

利用者総数（人） ※H27 大規模修繕のため休館期間のあった児童館を除く

	館数	無回答	平均	実数合計
合計	20	1	322.1	6120

- ・ 開館日数の平均は、約 322 日であった。最も開館期間が長い児童館は 348 日であり、最も短い期間の児童館は 286 日あった。開館日数平均 322 日ということは、毎月約 3.5 日の閉館日で運営をしているということになる。

#### 問 10. 平成 27 年度の利用者数

利用者総数（人） ※H27 大規模修繕のため休館期間のあった児童館を除く

	館数	無回答	平均	実数合計
合計	19	1	277,438.9	5,271,340

- ・ 平成 27 年度の大型児童館平均利用者数は、約 27 万 7 千人と言える。
- ・ A 型児童館で最も多い利用者数は、年間 692,318 人であり、最も少ない利用者数は、年間 31,526 人であった。
- ・ B 型児童館で最も多い利用者数は、年間 94,396 人であり、最も少ない利用者数は、24,148 人であった。

問 12. 休館日

	館数	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	土曜	日曜	祝日	祝日の翌日	お盆期間	年末	年始	その他
合計	20	14	3	1	0	0	0	0	0	7	0	18	18	13

- ・休館日で最も多い曜日は、年末・年始であり 18 館（90%）であった。次に多いのは、月曜日であり 14 館（70%）、祝日の翌日が 7 館（35%）であった。
- ・その他の 13 館については、設備メンテナンス休館や定期的設備点検といった施設の運営上のメンテナンスに必用な休館日であった。

問 13. 運営費用

事業費（指定管理料・業務委託費等）（万円）

	館数	平均	実数合計
合計	20	13,246.2	264,923

- ・事業費については、20 館の平均が約 13,246 万円、最も事業費が多かったところでは 38,415 万円、最も少なかったところでは 1,832 万円であった。全体的に科学展示物や造形物等の多いところ、あるいは、屋外遊具等を多く有しているところでは、事業費の計上も多くなっている傾向がある。

人件費（万円）

	館数	無回答	平均	実数合計
合計	19	1	6419.7	121974

- ・人件費 19 館の平均は約 6,419 万円であった。
- ・人件費の最も多いところでは 19,364 万円、最も少ないところでは 506 万円であった。

利用者収入（入館料・参加費等）（万円）

	館数	無回答	平均	実数合計
合計	19	1	3,318.8	66,375

- ・利用者収入においては、19 館の回答で集計すると平均は、約 3,318 万円、最も多いところで 16,888 万円、最も少ないところで 34 万円であった。なお、20 館の内 2 館は入館料・利用料を徴収していない。

その他の収入（補助金・事業委託費等）（万円）

	館数	無回答	平均	実数合計
合計	19	1	1435.4	25873

- ・その他の収入の平均は約 1,435 万円、最も多いところで 658 万円、最も少ないところで 88 万円であった。無回答 1 館、その他の収入なしは 2 館であった。

問 14. 利用者からの費用徴収

	館数	あり	なし
合計	20	7	13

- ・利用者から費用徴収をしているところは 7 館（35%）である。また、13 館（65%）は、利用者から費用徴収をしていない。

問 14-付問 1. 利用料（入館料）（円）

問 14. 利用者からの費用徴収…あり

	館数
大人	7
子ども	5

- ・利用者から費用徴収をしている 7 館の内 2 館は、子どもからの費用徴収をしていない。前問の結果と合わせて考えると、全国の大型児童館で、大人から費用徴収をしているところは 7 館（35%）であり、子どもから費用徴収をしているところは 5 館 25%であることが分かった。

問 15. 児童館運営のための基本方針

	館数	あり	なし	その他
合計	20	17	2	1

- ・児童館運営のための基本方針があるところは 17 館（85%）、ないところは 2 館（10%）、その他は 1 館（5%）であった。その他については、その大型児童館が他の施設との合築の複合施設で、建物全体の大きな運営方針はあるが児童館部分のものはない、とのことであった。
- ・児童館運営は、運営のための基本方針・理念等があつてこそ、その基に運営計画・事業計画等が作られるものであることから、小型・大型の児童館種別を問わず「運営のための基本方針」が必要であると考えられる。

問 16. 運営委員会（運営協議会）の設置・開催

	館数	あり	なし
合計	20	14	6

- ・運営委員会を設置しているところは14館（70%）であり、設置していないところは6館（30%）であった。

問 16-付問 1. 回数（平成 27 年度実績）

問 16. 運営委員会の設置・開催…あり

	館数	1回	2回	3回	4回	5回	平均
館数	14	5	7	0	1	1	2

- ・運営委員会の開催回数については、年間2回開催が7館（50%）で最も多く、次いで年間1回開催が5館（約35%）となっている。開催回数の平均は2回であった。
- ・年間4回・5回開催というところも各1館ずつあった。

問 16-付問 1 - 構成メンバー

	館数	地域住民代表	大学教員	学校教員	児童館連絡協議会役員	地域活動（母親クラブ） 連絡協議会役員	子ども会連絡協議会役員	児童福祉分野の専門職者	医療・保健分野の専門職者	教育分野の専門職者
合計	14	6	11	9	7	6	3	9	2	8

社会福祉協議会職員	民生・児童委員	青少年委員	行政担当者	ボランティア代表	利用者代表	児童代表	学生代表	その他	実数合計
2	4	1	11	1	3	0	0	15	98

- ・運営委員会・運営協議会の構成メンバーは、それぞれの児童館で様々な役職から構成されている。最も多かったのが「大学教員」「行政担当者」が11館であり、次に「福祉分野の専門職者」が8館であった。「学校教員」（9館分）、「教育分野の専門職者」（8館）であり、多い傾向が見られた。
- ・その他では、子ども家庭センター職員・栄養士・隣接施設代表・報道関係者・研究所職

員・保育関係団体職員・様々な団体職員・放課後児童クラブ職員等であった。

問 17. 職員の倫理規定

	館数	明文化されている	明文化されていない
合計	20	16	4

- ・倫理規定が明文化されているところは 16 館であり全体の 80%となる。明文化されていないところは 4 館であり、全体の 20%にあたる。

問 18. 安全管理マニュアル

	館数	策定している	策定していない
合計	20	18	2

- ・安全管理マニュアルを策定しているところは 18 館であり、全体の 90%にあたる。策定していないところは 2 館であり、全体の 10%であった
- ・完全管理マニュアルは、利用者の安心・安全を確保するための基本内容が示されているものであり、不特定多数の利用者がある大型児童館にとって必用不可欠なものである。安全管理マニュアルに従って、全職員が同じように点検作業や不測の事態にも対応し、利用者の安全を確保することに最大機能するものであると考えられる。児童館の安全、そして利用者の安全を確保するために、早急に備える必要のあるものである。

問 19. 防災マニュアル

	館数	策定している	策定していない
合計	20	18	2

- ・防災マニュアルを策定しているところは 18 館（90%）と多かった。策定していないところは 2 館（10%）であった。防災マニュアルは、主に災害発生時に、不特定多数来館されている利用者を安全に避難等をさせ、その生命と安心を確保するための最も大切なものである。本来、防災マニュアルに基づいて避難訓練や救急法等の多くの訓練を事業に位置づけて実施していくところである。策定していないところは、早急に備える必要がある。

問 19-付問 1. 災害時等の事業継続計画（BCP）策定

問 19. 防災マニュアル…ありと回答した 18 館について

	あり	なし	無回答
合計	6	11	1

- ・災害時等の事業継続計画の策定については、あると回答したのは 18 館中 6 館（約 33%）

であり、ないところは11館（約61%）であった。

問 19-付問 2. 災害時の一時避難受け入れのマニュアル

問 19. 防災マニュアル…ありと回答した18館について

	あり	なし	無回答
合計	2	14	2

- ・災害時の一時避難受け入れのマニュアルがあるのは2館（約11%）であり、ないところは14館（約77%）である。無回答が2館あった。
- ・大型児童館は、広い建物や敷地を有しているところも多いことから、自治体より広域避難所に指定されているところもある。防災マニュアルや一時避難受け入れマニュアルはなくてはならないものである。

問 20. 防犯マニュアル

	館数	策定している	策定していない
合計	20	17	3

- ・防犯マニュアルを策定しているのは17館（85%）であり、策定していないところは3館（15%）であった。

問 21. 苦情処理の対応（複数回答可）

	館数	受付担当者を決めて対応	受付担当者を決めずに対応	館長等解決責任者を決めて対応	第三者委員を設けて対応	実数合計
合計	20	6	5	13	2	26

- ・苦情処理の対応として、館長等解決責任者を決めて対応しているところが最も多く13館（65%）であった。第三者委員を設けて対応しているというところは2館（10%）であった。
- ・「受付担当を決めて対応」と「館長等解決責任者を決めて対応」の2つを回答したところが2館（10%）あった。
- ・「受付担当を決めずに対応」と「館長等解決責任者を決めて対応」の2つを回答した館が1館（5%）あった。
- ・「館長等解決責任者を決めて対応」「第三者委員を設けて対応」の2つを回答したところが1館（5%）あった。
- ・「受付担当を決めて対応」「館長等解決責任者を決めて対応」「第三者委員を設けて対応」の3つを回答したところが1館（5%）あった。



問 22. 全県域を対象とする関係団体等の連絡調整業務（事務局機能等）

	館数	児童館連絡協議会	地域活動（母親クラブ）連絡協議会	子ども会連絡協議会	その他	実数合計
合計	19	15	6	2	3	26

- ・児童館連絡協議会関係業務があるところが15館（75%）で最も多く、次に地域活動連絡協議会関係業務のあるところが6館（30%）であった。
- ・全県域を対象とする関係団体等の業務がないところは1館（5%）であった。
- ・「児童館連絡協議会」と「地域活動（母親クラブ）連絡協議会」の業務のあるところが4館（20%）あった。
- ・「児童館連絡協議会」「地域活動（母親クラブ）連絡協議会」「子ども会連絡協議会」の3つの業務のあるところが1館（5%）であった。

問 23. ボランティアの参加

	館数	あり	なし
合計	20	20	0

- ・全ての大型児童館でボランティアの参加があった。

問 23. ボランティアの参加延べ人数／平成 27 年度実績 8,435 名

- ・平成 27 年度の大型児童館 20 館のボランティア参加延べ人数の総数は 8,435 名であり、1 館あたりの平均にすると約 421 人となる。

問 23-付問 1. ボランティアの属性

問 23. ボランティアの参加…あり（複数回答可）

	館数	地域住民	保護者	医療・教育・福祉分野等の専門職者	学生	利用者	児童	その他
合計	20	16	5	5	18	2	7	5

- ・参加ボランティアの属性は「学生」が最も多く 18 館（90%）であり、次に「地域住民」の 16 館（80%）であった。
- ・「保護者」「医療・教育・福祉分野等の専門職者」をボランティアとして受け入れているところが 5 館（25%）ずつであった。
- ・「児童」をボランティアとして参画させているところが 7 館（35%）あった。

問 24. 実習生の受け入れ（大学、短大、専門学校）

	館数	あり	なし
合計	20	15	5

- ・実習生の受け入れ状況は、15館（75%）で受け入れている。
- ・実習生の受け入れ状況がないところは、5館（20%）であった。

問 24-付問 1. 実習生の受け入れの方針やマニュアルの有無

	館数	あり	なし
合計	20	8	7

- ・実習生の受け入れ方針やマニュアルのあるところは、8館（40%）であり、ないところは、7館（35%）であった。

問 25. 児童館利用者用保険（共済）の加入状況

1. 傷害保険（共済）に加入している

	館数	傷害保険（共済） に加入している	その他の保険（共済） に加入している	加入していない
合計	20	11	12	0

- ・傷害保険等に加入していないところはなかった。100%の加入率であった。
- ・傷害保険以外の保険に加入しているところは12館（60%）であった。
- ・複数の保険に加入しているところが4館（20%）あった。

問 26. 児童館長の配置

	館数	配置されている	配置されていない
合計	20	20	0

- ・児童館長の配置は20館であり100%であった。

問 26-付問 1. 常勤・非常勤

	館数	常 勤	非常勤
合計	20	16	4

- ・館長は、常勤は16館（80%）であり、非常勤は4館（20%）であった。

問 26—付問 2. 専任・兼任

	館数	専任	兼任
合計	20	16	4

- ・館長は、専任が 16 館（80％）であり、兼任が 4 館（20％）であった。

問 27. 職員（館長を除く）の配置・体制

児童館に従事する職員の総数

	館数	平均	実数合計
合計	20	26.5	529

- ・大型児童館に配置されている職員の数（館長を除く）の平均は 26.5 人だった。
- ・最も多い人数のところは 75 人であり、最も少ない人数のところは 4 人であった。

問 27. 職員（館長を除く）の配置・体制

【内訳 1】児童厚生員（合計）

	館数	平均	実数合計
合計	20	10.4	208

- ・児童厚生員の配置は、平均 10.4 人であった。
- ・最も多いところでは 27 人であり、最も少ないところでは 3 人であった。

問 27. 職員（館長を除く）の配置・体制

【内訳 2】運営主体所属職員かつ児童厚生員であり勤続年数 10 年以上の職員

	館数	平均	実数合計
合計	20	3.3	66

- ・10 年以上の勤務経験のある児童厚生員の配置は、平均 3.3 人であった。
- ・10 年以上の勤務経験のある児童厚生員の配置が最も多いところは 13 人、最も少ないところは 0 人で 5 館であった。

問 27. 職員（館長を除く）の配置・体制

【内訳 2】運営主体所属職員かつ児童厚生員であり勤続年数 3 年未満の職員

	館数	平均	実数合計
合計	20	5.2	103

- ・勤続年数 3 年未満の児童厚生員の配置については、平均 5.2 人であった。
- ・勤続年数 3 年未満の児童厚生員の配置が最も多いところで、14 人であり、最も少ないところでは 0 人で 3 館あった。

問 28. 職員の保有資格数（複数回答可）

	館数	一人あたり平均	実数合計
合計	20	1.1	429

- ・職員が有する資格については、様々であるが、一人あたり平均 1.1 の保有資格数であった。
- ・主な資格別有資格者の総数は、保育士 66 人、幼稚園教諭 53 人、小学校教諭 43 人、中学校教諭 58 人、高等学校教諭 55 人、社会福祉士 6 人であった。
- ・その他の資格としては、精神保健福祉士・学芸員・准看護師等であった。
- ・関係任意資格の内訳人数については、種別総数で児童厚生 2 級指導員 77 人、児童厚生 1 級指導員 44 人、児童厚生 1 級特別指導員 4 人、児童健全育成指導士 1 人であった。

問 28. 有資格職員の割合

	従事する職員総数	有資格者	無資格者
合計	529	380	149

- ・大型児童館に従事する職員総数 529 人中、何らかの資格を有する有資格職員は 380 人(72%) であり、無資格者は 149 人 (28%) であった。

問 29. 平成 28 年度に実施した活動

異年齢・多世代等の交流活動

	館数	実施している	実施していない
合計	20	15	5

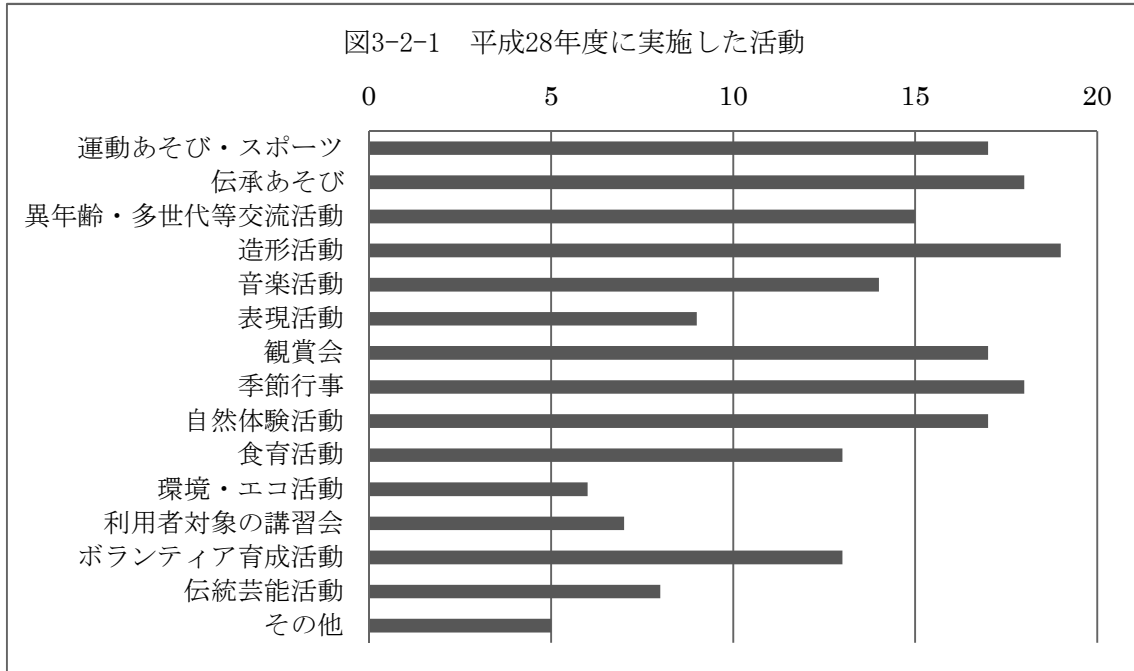
- ・異年齢・他世代等の交流活動を実施しているところは 15 館 (75%) であり、実施していないところは 5 館 (25%) であった。

問 29. 平成 28 年度に実施した活動

ボランティア育成活動

	館数	実施している	実施していない
合計	20	13	7

- ・ボランティア育成活動を実施しているところは 13 館 (65%) であり、実施していないところは 7 館 (35%) である。

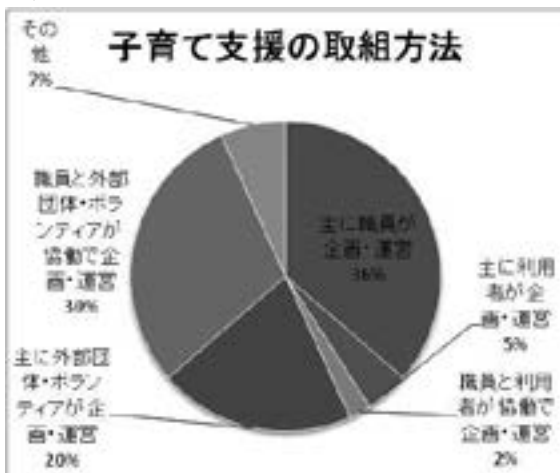


- ・大型児童館の活動では、「造形あそび」「伝承あそび」「季節行事」「運動あそび・スポーツ」「観賞会」「自然体験活動」等が多い。
- ・「環境・エコ活動」「利用者対象の講習会」等は少ない。

問 30. 子育て支援の取組方法・回数（平成 27 年度実績）

	主に職員が 企画・運営	主に利用者が 企画・運営	職員と利用者が協働で企 画・運営	主に外部団体・ボランティア が企画・運営	職員と外部団体・ボランティアが 協働で企画・運営	その他
館数	16	2	1	9	13	3
実施回数	1,301	115	1	215	275	不明

図 3-2-2

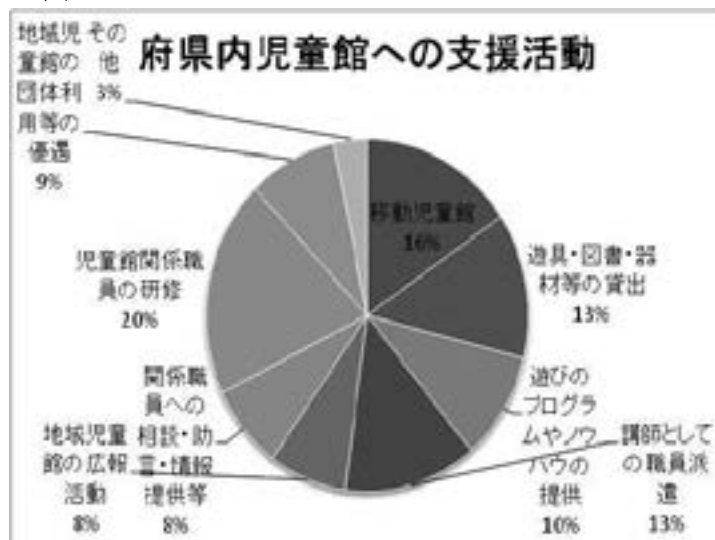


- ・子育て支援の取組方法については、主に職員が企画・運営する形で開催されていることが最も多く全体の 36%である。次いで職員と外部団体・ボランティアが協働で企画・運営の形 30%であった。
- ・職員と利用者が協働で企画・運営という形は、最も少なく 2%であった。
- ・実施回数でも、主に職員が企画・運営する形での実施が 1301 回で最も多く、次いで職員と外部団体・ボランティアが協働で企画・運営の形が 275 回であった。

問 31. 府県内児童館への支援活動の取組方法・回数（平成 27 年度実績）

	移動児童館（プレイバス巡回）でのプログラム提供	遊具・図書・器材等の貸出	遊びのプログラムやノウハウの提供	講師としての職員派遣	地域児童館の広活動	関係職員への相談・助言・情報提供等	児童館関係職員の研修	地域児童館の団体利用等の優遇	その他
館数	14	12	9	12	7	7	18	8	3
実施回数	1083	149	73	100	50	25	112	94	不明

図 3-2-3



- ・大型児童館の役割でもある府県内児童館への支援活動の取組については、さまざまな活動があるが、その中で「児童館関係職員の研修」「移動児童館」を実施しているところが多かった。
- ・「地域児童館の広報活動」「関係職員への相談・助言・情報提供等」は、少なかった。
- ・その他として、域内児童館が集まってくる行事や交流活動をしているところもあった。

問 32. 地域児童館からのインターンシップ（実習生の受け入れ）の有無

	館数	なし	無回答
合計	20	1	19

## 問 32-2 (自由記述の概要)

### ○実際に受け入れをしているところ

- ・近隣の大学及び大学院、高校から依頼がある都度、目的や内容を精査し受け入れている。今後、地域の児童館、市町村からも要請があれば、前向きに検討したいと考えている。
- ・実施のためには、職員スタッフの充実が必要である。現在、数多くの研修生を受け入れている。
- ・「研修生受入実施要綱」を定めて実施している。

### ○必要とされる条件など

- ・「費用負担を伴わない」「目的が明確である」こと
- ・繁忙期と閑散期の差が大きいため、繁忙期（夏休み期間）でなければ、実習生、当館とも成果が少ないのではないか。しかし、夏休みは地域児童館にとっても人手を必要とするはずであり、難しいと思われる。
- ・地域児童館業務に支障がないこと。受け入れる側のコンセプトが明確なこと。スタッフが適応できること。ネットワークで協力できる（しあえる）関係がつけられること。
- ・したくないというわけではなく、これまでに、そういう連携がなかったために、活用していませんでしたが、今後は検討して、お互いにメリットがあるようであれば、活用したいと考えます。
- ・長期間滞在でき、子どもと関わる仕事だけではなく宿泊、野外、レストラン等、すべての業務に関わること

## 問 33 (自由記述の概要)

### ●移動児童館

- ・移動児童館の実施に当たっては、地域の児童館から実施に関する希望をとり、実施時期、内容を調整するとともに、できるだけ県内市町村をまんべんなく巡回できるよう配慮している。
- ・地域児童館や母親クラブ等を対象に、移動児童館事業「あそびの出前」や遊びのプログラムを提供する「あそびの連携事業」を実施しているが、地域児童館からの希望は少ない。
- ・今後、移動児童館事業を行うときに、情報交換の場を作り、県内の児童館の状況をもっと把握しながら、遊びの発信を行う。

### ●府県内児童館の交流促進と支援、連絡協議会の事務局等

- ・ 県児連の事務局を会館内に設けていることもあり、年間を通して計画的に各児童館への情報提供や研修会の開催等を実施している。
- ・ 各児童館からのニーズ把握（研修会・交流会・フェスティバル等でアンケートを実施）を可能な限り行い、各事業や取組に反映できるように努めている。
- ・ 各児童館の遊びにおいて、普段と違った遊び方、皆で協調して遊ぶ事の喜びや楽しさ、ワクワク感、達成感の共有の発見仕掛け人として、遊びを紹介する。子供達にあらためて、感謝の気持ちを認識してもらい、思いやりの心を大切にする重要性（物を大切にする事＝人を大切にする事）を発信している。
- ・ 地域の児童館との連携を図り、次代の社会を担う児童の健全な育成に寄与する為、ネットワークづくりを推進し、遊びに関わる人材育成を図っている。
- ・ 同一プログラムを同時期に取り組む事業を推進している。
- ・ 情報共有を図り、県内の連携強化を配慮している。
- ・ IT環境が整備されていない児童館へは紙ベースの資料を送付する等の配慮を行っている。

### ●研修等

- ・ 地域の児童館職員のスキルアップや相互連携の強化と児童館全体の活性化を図るため、県内児童館の交流大会を開催し情報交換の場を設けている。また、地域の児童館が抱える問題や課題などに沿った研修やセミナーを開催し、参加者同士で考える機会としている。その他にも、あそびの相談事業や依頼があれば必要物品の貸出しも行っている。
- ・ 各児童館の職員研修などには、求めに応じ講師を派遣している。
- ・ 県内に限らず児童厚生員2級資格の問い合わせが多く、その都度情報を伝え、また、資格に向けて意欲的に参加する人が増えてきた人に役立てる場でありたい。
- ・ 研修会や講演会において、受付開始日を1週間早める等の優先受付を行っている。
- ・ 現場で今、困っていること等の意見をもらいながら、職員のスキルアップを目指す研修会を企画し運営している。

### ●今後の課題等

- ・ 近年、館長さんが短期で交替し、長年公民館の館長をしていた等の方がおられ、まずは組織のことについて理解してもらうよう配慮している。
- ・ 地域児童館の職員の雇用形態が悪化しており、支援活動を活用できるような状態ではないところが多くなっていることが課題である。



・当館イベントチラシ、HPでの地域児童館情報の掲載や移動ミュージアムの当方 10 万円経費負担など関係性の構築を行っているが、反応のない児童館にどのような支援をさせていただけるのか、そもそも必要でないのかニーズの確認をどのようなアプローチで行うか現状の課題である。

・地域児童館の活動が活発になり、子どもたちに還元できること。お互いの職員が情報を共有し、同じメニューを同時開催できたりするといいい。苦情や悩みを伝えあえる顔の見える関係になることも大切。

・地域や現場の状況により抱える問題や課題点の違いもあることも踏まえ、中核施設としての役割を活かした全体的な内容も織り込み、支援の活動の内容を検討していく必要があると考える。

・地域児童館がどのような支援を必要としているのか、必要の有無を含め、ニーズを把握することが課題と言える。

・今後の課題として、情報交換をしながら相互に連絡提携しやすい拠点になるよう創意工夫しながら活動できればと思っている。

#### 問 34 自由記述の概要

大型児童館 A 型と B 型に区分して、以下に概要を記した。

##### ①大型児童館 A 型

##### ○＜重視する取組＞

- ・遊びを通した全ての子どもたちへの継続的な育成支援、子育て支援
- ・県内児童館の運営支援、児童館相互の連絡提携
- ・地域における子どもの自主性・社会性を育む断続的な育成環境づくり
- ・大型児童館として県民ニーズの把握に努め、利用者目線にたった館の運営と事業の実施

- ・設置者である県との連携、各施策への協力

##### ＜今後の課題＞

- ・厳しい財政の中、施設の老朽化への対応
- ・次代を担う職員の人材確保と将来を見据えた人材育成
- ・次期指定管理の受託に向けた各数値目標の達成と数値以外の目標設定
- ・地域の児童の実状（放課後児童クラブ併設、子ども食堂実施予定等で職員の負担が大きく、児童館本来の自由来館事業に対応するマンパワーが手薄になっている）に応じた大型児童館に期待される役割に関する整理と支援の在り方

○＜重視する取組＞

（小型館に対して）

・児童館職員を対象に、放課後児童支援員の研修会では行わないような実技や講義、魅力的な遊びを来館者に提供するために必要な専門的な知識の向上や実践力を高められるような研修会を実施していく。

（大型館として）

・施設規模や予算、スタッフ数等から、“大型児童館だからこそできる”プログラムの実施や来館者ニーズに沿ったイベント等を行い、充実したサービスの提供に努める。

・児童だけを対象にするのではなく、子どもから子育て中の父母、祖父母が子どもと一緒に楽しめるような施設づくりを行っていく。

・地域の企業や団体等と連携した事業を行い、地域と共に存在する児童館を目指していく。

・平日と休日の利用者層が異なるため、乳幼児から高学年児童までが楽しめるようなプログラム等を展開していく。

＜今後の課題＞

・専門性を持つスタッフの確保

・スタッフのスキルアップ

・大型児童館としての組織力の向上

・三世代が楽しめる施設づくり

・地域児童館の存在を地域住民に知ってもらうための広報等の取組

○地域に出向き、遊びやプログラム運営のノウハウを提供するなど、地域との連携を深めながら、子どもの育成環境の充実を図る。地域児童館、放課後児童クラブ等へプレーバス、遊びの出前事業の充実に努める。

○当館は収入のほとんどを利用者負担に頼っているため、入館者数と単価の上昇は、必要であり、収支バランスを維持した上で、大型児童館として、域内児童館のサポート、移動ミュージアム活用地域のニーズに沿った子育て支援事業の新規取り組みを行っていきたいと考えている。

○・数値に見るエビデンス、数値に表れにくいエビデンスの分析

・県内児童館の連携強化

・全国的な取り組みへの対応

・職員研修のさらなる充実を図る

- ・児童館としての広報活動の強化（調査研修等）

○・子どもの発達に応じた健全な遊びの開発や提供、また、子どもや、地域の児童館等のニーズに沿った遊びの開発や提供などを行い、子どもの遊び及び遊び環境の充実に取り組む。

- ・県内外の博物館、美術館、科学館などと連携し、多様な専門領域を活かした、豊富な内容の遊びプログラムを整え、子どもの豊かな遊び体験を支援する。

- ・県内の児童館等と連携し、地域の児童館の児童健全育成活動を支援するとともに、県内の児童館等との連絡調整を図り、県域全体における児童健全育成活動の推進に取り組む。

- ・児童館や放課後児童クラブ等の職員を対象に、児童館の役割や機能、遊びの支援や子どもへの問題への支援等について、職員の専門性を高めるための研修会を実施する。

- ・親子の関係に焦点をあて、親の子育てについての自信の回復、子どもの自己肯定感の向上等に役立つプログラムを作成し、子育てや健全育成の啓蒙に係る活動に取り組む。

- ・自然災害などにより、地域の児童館や子どもの遊び環境が被災した際に、県内の児童館、放課後児童クラブ等と連携し、児童館の運営や活動の支援、子どもの遊びの支援等の活動に取り組む。

○国の施策の変更や施設の老朽化などから閉館、他事業施設への統合となる県内児童館も少なくない。県内児童館のセンター的役割を担う大型児童館としての機能を再認識し、児童館の本来の理念や役割に沿って県内児童館の活性化を図り、児童館の必要性をあらためてPRしていきたい。

○中高生をまき込んだ活動や、中高生専用時間としての夜間開放、そのための人材や財源確保。異年齢の子どもたちが協力して、大きな工作や取り組みイベント（コンサートやダンス）が出きる事、音楽、科学、読み聞かせなど質の高いものに触れる機会を増やすこと。地域の歴史や伝統をきちんと伝えあうこと。食に興味関心をもち、生活の面で自立する一歩があること。

○県立児童館の機能を重視し、児童館職員を対象とした研修や移動児童館、新しいあそびの開発やあそびの情報発信と同時に地域の児童館が抱える問題や課題点などをくみ上げていく必要があると考える。また、経年による施設の維持管理については、施設利用者の安心安全を第一によりよい環境のづくりを目指しているが、大規模な修繕など費用の問題もあることから県主管課とも情報を密にし、適切な対応を行うことが必要と考えている。

○＜重視する取組＞

- ・当館では、年間を通じ、いろんな盛り沢山の企画、イベントを実施し、職員が一丸となって、当館の持てる機能発揮に頑張っている。そして、この機能をもっともっと広くの方に体験してもらい、子供達の育成に役立ちたいと考えている。
- ・地域社会とともに、子供の成長を応援する事を目的に、館内サービスの充実と多様化、地域と共に歩む運営より、地域からの支援協力をもらい、多様な人々との連携を図りながら、サービス向上に努めている。

＜今後の課題＞

- ・プラネタリウムの利用者を増やしたい。
- ・点から線へ、線から面となるように健全育成の和（輪）を広げる。（児童館相互の連携の強化、情報の発信等）
- ・近年では児童クラブの増加にともない、平日は小学生の来館が少なくなって来たが、幼児や中高生の来館が多く、幼児用の遊具等を増やしている。今後については、土・日・祝日の来館者は天気がよければ多いので、そちらの行事を充実していきたい。
  - ・放課後児童クラブへ通う児童の増加や、小学校の放課になる時間が遅くなってきていることに対する対応が課題である。

②大型児童館 B 型

○＜重視する取組＞

- ・大型 B 型児童館として、自然の景観や環境を活かした事業の取り組みは今後も重要視していきたい。
- ・これまでもそうだが、安全に安心して子どもを遊ばせることのできる施設であり、時代のニーズに合わせつつも、子どもの自由に遊べる環境や自然の景観を守る取り組みを継続していきたい。
- ・現在は、児童関係以外の団体も増えてきているが、施設の性質等もよく理解していただいた上で活用していただけるように注意をして受け入れている。
- ・これまでは児童を対象とした事業計画が多かったが、ここ数年で乳幼児に対応できる子育てカフェ等の事業を行っているため、地域における子育ての拠点的施設である取り組みを今後も続けていきたい。
- ・今後の少子化を考えると、乳幼児から高齢者まで幅広いニーズに応えていく必要がある。単に児童対象としての施設ではなく、多世代に利用しやすい環境作りが求められる。

ている。

<今後の課題>

- ・地域の関係団体やボランティア、学生と連携しており、今後はより継続的に行える事業計画の取り組みを行う必要がある。
- ・アスレチックや設備面で老朽化してきており、県と協議をしつつ利用者にとってより使いやすい施設を目指していきたい。

○・県内の児童館（児童クラブ）のネットワークの強化及びボランティアの育成。冬期間、スキー場の運営とあわせて移動児童館を行うため、県内それぞれの地域でボランティア登録をしながら、実施していく方向で進めている。

- ・全国的な取り組みも反映しながらも、地域の課題にあった事業を行う。（単年度事業ではなく、新たな展開から広げていく）
- ・指定管理制度の中で、スタッフの人材育成（自然体験活動のスキルアップ含め）と、人材の確保。
- ・集客するためには、地域や類似施設と連携した地域づくりにも必要を感じる。

○・中学生や高校生の参加（ボランティアも含む）をもっと積極的に取り入れる。

- ・育児相談の充実（物的環境とPRの強化）

○県立の大型児童館として、県内外を問わず、大型児童館の立地環境にある湖に触れて体験して親しんでいただくための湖に関わる体験プログラムを重視している。湖を知り、県の特色を知ることで、地域活性化へとつながると考える。児童館として、ゲーム機や、スマートフォンなど、時代の流れに流されてしまわないということは、大切なことだと思いますし、地域の伝統や、体を使ったあそびを伝えていくことは、子どもの成長にも大変良い影響があると思う。しかし、ほぼ毎日不特定多数の来園者を対象としている大型児童館では、まず「楽しい！」「また来たい」と思ってもらえることが重要で、その中で色々な体験をしてもらいたいと思っている。児童館が収益に重きをおくことが悪ととらえられがちですが、存在価値を高め、自治体の支援を得るための努力をするべきだと考えます。「児童館は大切」とばかり言っても何も変わらない。本児童館は昨年度過去最高の来園者数を記録し、今年度はそれを上回る数字を維持している。そして、県の補助金を上回る事業収入を得ている。

### 3. 分析・考察

今回の調査結果からは、大型児童館は立地環境・施設規模や内容、人員体制等が大きく異なっているため単純な比較や一般化はさげなければいけないが、20館すべてが国の「児童館の設置運営要綱」に基づいた運営をしており、そのため共通することも多くあることが明らかになった。

#### (1) 大型児童館相互の交流

大型児童館で実際に取り組みされている活動については、事業名がここに異なっていることが多いため、一見異なる事業のようにみえても、類似点の多いものもみうけられた。大型児童館がお互いの活動の特徴とその背景を知ることによって刺激しあうことが数多くあることが考えられる。

また、アンケート調査とあわせて送っていただいた「参考資料」の中には、個々に館での独創的な企画も見受けられた。それらを交流することによって新たな活動の可能性を広げていくことも可能になるのではないかと考えられる。

今回の調査を契機にして、大型児童館相互の交流や全国の大型児童館が一堂に会して実践交流をして、具体的な情報の共有を促進させることで、大型児童館全体の運営内容の充実・発展に寄与することと推察される。

#### (2) 運営委員会の役割

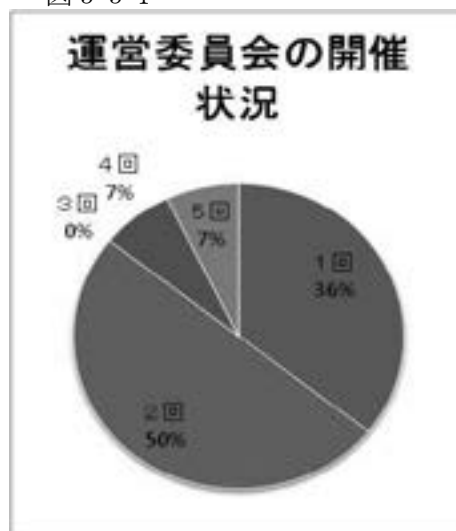
大型児童館における運営委員会は、児童館運営に関して様々な専門分野からの視点や広く地域からの意見を集め、児童館運営の方向性を確認したり、または改善したりするために設けられるものであり、児童館の運営方針・計画立案上重要な意見交換の場である。

そこでは、児童館の運営理念・方針をはじめ、具体的な事業についても、子どもの最善の利益を保持しているか、中立・公平さは保たれているか、域内の現状等を鑑みて今年度の事業内容は如何か、今までの事業展開での評価・課題はどうだったか等の意見を集めて、児童館運営の円滑化と充実を図ることができる。

調査結果では、設置している大型児童館は14館であるが、運営委員会は全ての大型児童館に設置する必要があるといえる（問16参照・図3-3-1は問16より作成）。

また、実施回数は、年2回が最も多いが、これは、事業運営の一年のサイクルを考慮して年度の前半と後半に開催していると考えられ、実際の運

図 3-3-1



営に役立てるために必要な回数と思われる。なお、運営委員会の委員は、実際の児童館事業に参画する等の工夫も考えられる。

### (3) 大型児童館独自の運営内容

国の「児童館の設置運営要綱」が、A型児童館に、独自に取りあげるべき運営内容として示していることは、以下の4点である。

- ・ 県内児童館相互の連絡、連携を密にし、児童館活動の充実を図ること。なお、県内児童館の連絡協議会等の事務局を設けること。
- ・ 県内児童館の児童厚生員等職員の研修を行うこと。
- ・ 広報誌の発行等を行うことにより、児童館活動の啓発に努めること。
- ・ 県内児童館を拠点とする母親クラブ等の地域組織活動の連絡調整を図ること。

これらの点については、内容方法の違いはあるが全てのA型児童館で取り組まれていた（問22、問31、問32、問34参照）。また、B型児童館においても県立の大型児童館としてこれらの事項を積極的に運営に取り入れているところもみられた。

「児童館の設置運営要綱」が示しているこの4点は、本来、A型児童館の有無にかかわらず、全ての都道府県が取り組むべきことでもある。A型児童館を設置していない都道府県がこれらの事項をどのような方法でおこなっているのか、A型児童館を設置しているところとどのような差異があるのかを具体的に検証して、今後のA型児童館の運営内容の改善とA型児童館自体の設置促進につなげていく必要がある。

### (4) 国の「児童館ガイドライン」とのかかわり

今回の調査結果からは、A型児童館・B型児童館共に内容方法の違いはあるが、全ての児童館において「児童館の設置運営要綱」に準拠した運営・活動が行われ、一定の成果をあげていることを明らかにすることができた。今後は、この大型児童館独自の活動内容や運営内容を「児童館ガイドライン」に反映させていくことも必要になると考えられる。

なお、大型児童館については、その実際を紹介することとあわせて、ヒアリング調査を行っている（A型・B型各1か所）ので、あわせて参照していただきたい。

## 第4章

# 児童館の機能・役割に関する ヒアリング





## 第4章 児童館の機能・役割に関するヒアリング

### 1. 児童館へのヒアリングの方法・内容

児童館への質問紙調査と並行して、子ども・子育て支援新制度や今日的福祉課題に対応において児童館を効果的に活用している自治体の取組を検証するため、10か所の児童館等へのヒアリング調査を実施した。選定にあたっては、研究員からの情報や関係機関からの資料、先行研究も参考にし、以下の基準で選考した。なお、同時に県立大型児童館（A型・B型各1館）のヒアリングも行った。

- ・平成27年度の市町村への児童館実態調査の結果から特筆すべき児童館
- ・平成24年度以降に新設した児童館
- ・児童館ガイドラインを意識した先駆的または独創的な取組を行う児童館
- ・研究会にて先駆的あるいは独創的な取組をしているとして推薦された児童館

ヒアリング調査及び研究員による報告は、事前に、調査及び報告の趣旨とヒアリング及び報告の内容について説明を行い、同意を得て実施した。また、ヒアリング結果の報告の資料は、提供者の同意を得て掲載することとした。

選定結果およびヒアリング実施日等は、表4-1-1の通りである。

表4-1-1 ヒアリング調査対象（施設種別順）

	所在地	施設名	種別	運営主体	児童クラブ 実施	訪問者
1	宮城県 山元町	山元町 こどもセンター	小型	町（直営）	○	柳澤 野中
2	熊本県 合志市	合志市西児童館	小型	社会福祉法人	○	植木 阿南
3	栃木県 野木町	あかつか 児童センター	児童 センター	株式会社	△ (別運営)	柳澤 有村
4	埼玉県 さいたま市	尾間木 児童センター	児童 センター	社会福祉法人	×	柳澤 依田
5	愛知県 半田市	板山ふれあい センター	児童 センター	任意団体 (業務委託)	×	阿南 山本
6	広島県 府中町	児童センター バンビーズ	児童 センター	社会福祉法人	×	中川 友川
7	東京都 町田市	子どもセンター まあち	大型児童 センター	市（直営）	×	有村 依田
8	愛媛県 松山市	松山市南部 児童センター	児童 センター	社会福祉法人	△ (別運営)	植木 友川
9	兵庫県 姫路市	兵庫県立 こどもの館	大型A	公益財団法人	×	中川 依田
10	新潟県 柏崎市	新潟県立 こども自然王国	大型B	(指定管理) 柏崎市	×	植木 阿南

ヒアリング対応者は、所管課担当職員ならびに児童館長を基本にして依頼した。ヒアリング時に自治体や運営団体の担当者が同席した児童館もある。

調査者である研究員は、複数を派遣することにより正確性を担保し、且つ多角的な分析を実施することを基本とした。

ヒアリングは半構造化面接（90～120分）とし、構造化された項目（表 4-1-2）は、研究会にて検討し、事前に対応者に送付しておいた。

ヒアリングを効率的にすすめるため、児童館には、以下の事柄について可能な範囲で事前に資料提出を求め、研究員があらかじめ読み込んで、訪問することとした。

- （1）自治体における児童館の概要（活動内容が記載されたもの）
- （2）児童館を所管する部署が明記されたもの
- （3）児童館数や運営主体の内訳等が明記されたもの（一覧表など）
- （4）児童館に関する公報資料（パンフレット等）
- （5）児童館にかかる「条例」「指針」「実施要綱」「答申」「計画」その他の通知
- （6）児童館関係予算（公表可能なもの）
- （7）倫理規範や安全対策に関する資料
- （8）その他、公表されている資料で参考になりそうなもの

表 4-1-2 ヒアリング項目

1. 児童館の理念・方針・計画・ビジョン等
2. 児童館の運営状況 (1) 家庭との連携 (2) 学校との連携 (3) 地域との連携 (4-1) 児童館長 (4-2) 児童厚生員 (5) 児童館職員研修 (6) 設備面 (7) 運営主体 (8) 運営管理
3. 児童館ガイドラインの「活動内容」に当てはまる活動事例 (1) 次の項目に沿った活動の有無 ①遊びによる子どもの育成 ②子どもの居場所の提供 ③保護者の子育ての支援 ④子どもが意見を述べる場の提供（子ども参画・子どもの権利） ⑤地域の健全育成の環境づくり ⑥ボランティアの育成と活動 ⑦放課後児童クラブの実施 ⑧配慮を必要とする子どもの対応 (2) 児童館として力をいれている活動 ①遊びによる子どもの育成 ②子どもの居場所の提供 ③保護者の子育ての支援 ④子どもが意見を述べる場の提供（子ども参画・子どもの権利） ⑤地域の健全育成の環境づくり ⑥ボランティアの育成と活動 ⑦放課後児童クラブの実施 ⑧配慮を必要とする子どもの対応
4. 児童館ガイドラインの活用 (1) 児童館ガイドラインの周知方法（例：研修、常備など） (2) 運営や質の向上に活用されている事例（研修、事業評価、マニュアルなど）
5. 児童館ガイドラインに対する評価
6. 福祉的課題等家庭・地域のニーズ把握、地域連携体制 ※虐待防止、非行対策、ひとり親家庭支援、貧困対策、学習支援、妊娠期支援など
7. 児童館の評価方法 ※自己評価（運営者・児童厚生員）・利用者評価・第三者評価
8. 児童館運営に関する課題・今後の活動に関する展望 自己評価（運営者・児童厚生員）・利用者評価・第三者評価

## 2. 結果

### (1) 宮城県・山元町こどもセンター

訪問調査日	平成 29 年 2 月 9 日 (木)
ヒアリング対象者	児童館長、児童館主査
研究調査員	柳澤 邦夫、野中 賢治



#### ① 山元町こどもセンターの概況<sup>1</sup>

山元町は、宮城県の南方に位置し、人口約 12,000 人、小学校 4 校と中学校 2 校がある。山元町は、平成 23 年 3 月の東日本大震災で大きな被害を受けた。大津波により町の約 4 割が浸水・流失し、多くの方が犠牲となった。町の交通の要であった JR 常磐線も不通となり、平成 28 年 12 月にようやく山下駅等が移設され、運転再開となったばかりである。

本センター付近一帯、更地からの整備によって復興した地域である。

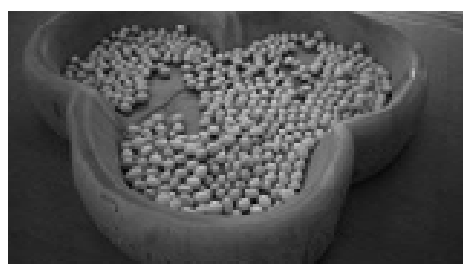
児童館は、本センターが初めてであり、住民ニーズにより平成 28 年 7 月に開館したばかりである。本センターの運営方針は、4 つの柱（i 児童健全育成 ii 子育て家庭支援 iii 地域交流促進 iv 放課後児童健全育成事業）からなる。位置づけは、地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、または情操を豊かにすることを目的とする児童福祉施設であるとしている。

建物全体は、円形状ガラス張りできていてとても明るい。中央部分には広くて天井の高い多目的ホールがあり、その周りに様々な部屋や活動場所が存在するように造られている。子育て支援センターや放課後児童クラブもその中に組み込まれる形で整備されている。集会室・創作活動室・図書室・和室など、木製を基本とした明るく清潔感あふれる部屋が多くある。それぞれの部屋は、5 色に色分けをされ、子どもたちが落ち着く色合いが取り入れられている。

本センターを一步外に出ると、目の前には「山下第二小学校」があり、北側には「つばめの杜保育所」がある。さらに、西側には、大型遊具がたくさんある広い「つばめの杜中央公園」が広がっている。本センターや保育所にとって、ここは広い園庭ともいえる場所である。町は、この場所を「子育て支援エリア」として町の復興と合わせて整備してきた。本センターの立地を見ると、小学校・児童館・保育所・児童公園・子育て支援センター・放課後児童クラブがコンパクトながら全部揃っているという地域である。児童の健全育成と子育て支援、教育と、子どもを中心においた町の施策の拠点地域ができあがっている。館内は、復興支援として、寄贈

<sup>1</sup> 掲載している写真は山元町ホームページ (<http://www.town.yamamoto.miyagi.jp/>) から転載した。

品も多くある。



## ② 児童館における職員体制と具体的な活動

### ○職員体制

本センターは、町直営であり、職員は、常勤の館長の他に常勤の児童厚生員3人が配置されている。館長は本センターに隣接している小学校の校長OBであり、児童厚生員は幼稚園教諭・保育士等の資格を有している。本センターの運営は、4人の職員の内、通常は2人を基本体制で運営している。

### ○児童館長

館長は、前職の小学校長という経験から、地域の児童や保護者のことがよく分かる。さらに、行政において社会教育主事の経験をもつ社会教育・地域教育・生涯学習

の専門的知見を有しており、町が子育て支援の拠点地域として機能させていくうえで、地域のネットワークづくり等で力量を発揮している。児童館として、地域の社会資源と積極的につながり、児童の育成について総合的に育成・支援をしていくことが望まれるが、館長のそうしたスキルが本センターを利用する児童の理解や育成に大きく機能しているといえる。復興が始まったばかりであり、本センターだけでなく、地域にある全ての民家や建物が新築である。そのため、自治会組織や子ども会といった地域組織化もこれからである。そのような地域にあって、学校・地域・行政等に積極的に密につながって連携しながら児童館運営ができる館長の役割は大きいものがある。

### ○児童厚生員

児童厚生員3人の内1人は、町の主査で中堅職員である。役場内各課を理解し、本センターで必要ができた場合、どの分野とも連絡・調整が早くとれる。本センター事業にも積極的に取り組み、地域の児童と大人を理解し、つながろうと努力している。児童厚生員たちは、児童センター新設にあたり多くの児童館視察や1事業についてもプログラム研究をされており、開館半年の本センターではあるが、多彩なプログラムが行われている。

### ○こどもセンターの催し・プログラム

本センターでは、児童の利用に際し、何かの時に直ぐに家庭と連絡がとれるように、「山元町児童館利用登録申請書」（氏名・学年・学校・住所・電話番号等を記入）を保護者に書いてもらっている。この用紙は、1年間有効として登録し、それによって子どもには「児童館利用カード」というものを発行し、児童館に来たときに出してもらおうようにしている。各学校などにチラシ案内を配付し、そうしたしくみは理解をしてもらえるようにしてきた。児童館利用の集計にも使用できるが、災害やケガのときに、早く家庭へ連絡できるツールを有していることの安心感は大きい。

カウンター前におもちゃカードの袋があり、そこにカードが残っていれば、直ぐに借りられるようになっている。本センターの特徴として、ICTツールを活用した事業がある。企業から寄贈された電子黒板とiPadがあり、館内はWi-Fiが整備されているので、それらを活用して様々なICT活動ができる。

子育て支援センター部分には、杉の木を材料とした遊具が数多く有り、人気を集めている。これは、造形作家が山元町の子どもたちのためにと一つ一つ手作りで製作したものである。木のぬくもりを感じながら、子どもたちは、乗ったり、滑り降りたり、掘んだりと存分に遊ぶことができる。他に、「毎月チャレンジ」といういろいろな遊びで回数を競ったりするプログラムも実施している。

#### ○家庭との連携

親子で遊びに来ている母親から、子どもの発達のことや相談をされ、町の保健指導につなぎ、その相談支援にあたってもらった結果、抱えていた発達上の課題や不安が解消されたということがあった。改まった相談というよりも、こうした日常の利用の中での気軽な会話が重要だと考えている。

#### ○館内における飲食

当初、施設内は、子育て支援センター以外は禁止であったが、子どもたちと活動をしていく中で、その必要性も生じたことから、受付カウンターの前のエリアとか、場所を指定してそこでの飲食を可能とした。子どもたちの発達や夏場の水分補給等を考えると、そのようにして良かったと思っている。

#### ○学校との連携

町の小学校・中学校を対象に事業の説明をさせていただきながら案内を配付したり、学校の職員に災害等のときのことも想定し、この施設を知っていただくために利用してもらったりしている。月1回の小中学校長会議にも参加させていただき、利用カードのことや事業等についても説明をさせてもらう機会を得ている。

また、下校時刻や学校行事の把握のために、学校行事予定表等をいただき情報交換をしている。さらに、町教育委員会で作っている「生涯学習カレンダー」により、町内小中学校での行事が分かり、その他の地域のイベントや行事も把握できるので、それを見ながら本センターの行事調整などもしている。

#### ○地域との連携

地域の方に講師を依頼して、事業を実施したり、イベントを開催する際に地域の方に協力依頼をしたりと、地域の方々との関わりを積極的にもつようにしている。まちびらきイベントで熱気球体験や茶道体験を本センターで実施したり、生涯学習の講座の人たちや愛好会の人たちに来ていただいたりしながら、いろいろなコラボレーションをしている。人形劇を実施したときに、地域のお年寄りの方々が「大人も行っていいですか」との話があったが、「どうぞ」と声をかけたら、たくさん来てくださり、結局いろいろな話しをする中で、今度、本を寄付し

てくれるとか、手編みのもの持ってきてあげるとか、話題が広がったのと同時に本センターへの様々な協力を得ることができたということもあった。

隣の保育所ともいろいろな交流がある。それぞれが開催する研修には職員の行き来があり、園児が遊びに来たりとしている。小学校、保育所、児童センターとで合同で避難訓練も実施してきた。お互いに協力し合って、いい効果が出ていると感じている。

### ③ 児童館ガイドラインに対する評価

児童館ガイドラインは、児童館運営をどのような方向性で運営していけばいいのかということについて、詳細に解説されているので役立っている。事務室に置いて時々利用し、振り返りに活用している。また、次年度への事業計画や予算組みなどの作業を考える際にも、基本的な方向や枠を考えるときに使用している。大きくポイントで書かれているので分かりやすい、あまり細かく書かれているとその通りにできない部分も生じてくるのではないかと考えている。児童館ガイドラインをもっと理解し、運営に生かしていきたい。

### ④ 児童館運営に関する課題および今後の展望

本センターのあるつばめの社区だけではなく、町全域の方々に利用していただきたいと考え、文化協会などにも協力していただき、子どもたちに対し大正琴や書道等の文化的な講座を開催し、そのことを通して地域の方々との触れ合いの場を設けたいと思っている。また、次年度は、中高生を対象としたことにも計画していきたいと考えている。

まだ開館間もないこともあり、職員の研修がさらに必要だと感じている。全員初めてということもあるので、このようなプログラムをこのようにやるということから、自分ではこのように工夫したら子どもたちに喜んでもらえたなど、そういったことも経験させていきたい。館長研修も計画されたものがあるが、職員が手薄になってしまうこともあり、なかなか研修で空ける訳にはいかないというのが現状である。児童厚生員たちも、乳幼児から高校生までを相手にすることから、子どもとの関わり方については不安もあるため、児童理解に関する内容の研修も必要だと考えている。

さらに、自由来館児童と放課後児童クラブの児童が共に交流したり遊んだりする時間もあるので、児童館と放課後児童クラブの職員が今以上に連携・協力し合いながら、子どもたちにより遊びや仲間づくりの活動が提供できるように努力していく必要がある。



## (2) 熊本県・合志市西児童館

### 【ヒアリング調査概要】

訪問調査日 平成 29 年 2 月 22 日(水)

ヒアリング対象者 合志市福祉保健部子育て支援課長  
運営法人事務局長、同法人こども支援センター課長

研究調査員 植木 信一、阿南 健太郎

### ① 児童館の概況

平成 18 年 2 月に、菊池郡合志町と西合志町が合併して現在の合志市が発足した。熊本市の北東部に位置し人口は 60,768 人（平成 29 年 1 月末）である。熊本市のベッドタウンとして人口が増加し共働き世帯の転入も多く、待機児童解消は行政課題となっている。合併当初のスローガンは、「日本一の子育て支援のまちづくり」である。

市内には、泉ヶ丘市民センター児童館、東児童館、西児童館の 3 つの児童館がある。このうち、泉ヶ丘市民センター児童館と東児童館は市の直営である。西児童館は社会福祉法人に運営委託となっていて、合志市保健福祉センターふれあい館のなかにある。同じく放課後児童クラブもふれあい館のなかであり、同法人による委託運営となっているが、西児童館とは別の業務となっている。平成 28 年 7 月からは、市内 3 つの児童館のあり方を検討するために、児童厚生員を中心とした勉強会を実施している。

西児童館の運営主体では、子育て支援関連事業（合志市からの委託 9 種類 14 事業 31 事務事業）および子育て支援自主事業等を実施している。具体的には、児童館、放課後児童クラブの他に、病児、病後児保育、ファミリーサポートセンター、認可保育園などがある。

利用者の 9 割程度は市内からの利用者であるが、熊本市に隣接した地域に位置しているため 1 割程度は市外からの利用者となっている。



こども支援センターの事業紹介

### ② 児童館における具体的活動

#### ○子育て支援「プラットフォーム」

同法人では、以下の 6 つの柱をたてて子育て支援を実施している。i. 支援を一極（同じ法人）で行うので、ワンストップで即応性がある（横断的地域包括子育て支援）。ii. 子育て支援を次世代育成の視点で行い、地域づくりとしての将来性がある。iii. 多職種（保育士、看護師、栄養士、療育指導員、社会福祉士、介護士等）でかわりをもつことで、課題に応じた支援が可能となる。iv. 支援にとどまることなく、福祉の必要性や理解を求めるための活動や仕組みづくりを一貫して行っ

ている（福祉学習会やワークキャンプ等）。v. 地域との交流や地域住民とのかかわりを通じた支援は、子どもの感性を豊かに育てることができる。vi. 行政からの委託事業と指定管理、認可事業を行うことで、支えあいの仕組みを検証できる。

このような法人の子育て支援に対する理念や事業の柱のなかに児童館が組み込まれ、「子育て支援プラットフォーム」構想を進めている。たとえば、児童館が進める「合志市西児童館新たなネットワーク創造事業」は、法人内の各事業所だけでなく、地域のボランティアの協力を得ることを想定している。

以前は、同法人では、子育て支援関連事業を進めるなかで、それぞれの事業どうしのつながりが弱かったという。子ども関連課に相当する「こども支援センター」においても、4つの係（健康支援、家庭支援、児童センター、地域子育て支援）がそれぞれ活動内容や課題を共有できていなかった。そのため、高齢者支援部門や障がい者支援部門に比べ、こども支援センターには、総合的に子育て支援を行う専門職が育っていないという課題を抱えていた。

一方で、児童館の利用者には、子育てに関心が深い母子利用者が多く、横断的なつながりを求めてもそのきっかけがなかった。その他、父親の児童館利用が少なくもっと子育てに関心を寄せてほしい、そのための事業を立ち上げてほしいなどの要望が寄せられていた。また、児童館に中高生の居場所がないなどの意見が寄せられていた。

これら両者の課題を解決するために、子育て支援プラットフォーム構想を基盤にした児童館活動が進められることになった。

#### ○職員のスキルアップ

まず、定期的な連携会議を開催し、高齢者支援担当者や障がい者支援担当者とともに、こども支援センターの職員が参加することによって、法人内の連携を強化した。これにより、地域の課題が共有され、結果的に児童厚生員のケースマネジメント力を高めることにつながった。これらの児童厚生員のスキルアップは、児童館の利用者から寄せられていたさまざまな課題に対応する具体的な事業の立ち上げにつながっていく。

#### ○地域組織活動としての「プレーパーク」

たとえば、児童館の利用者のネットワーク形成のために「児童館クラブ」を結成し、親子・世代間交流活動、文化活動、事故防止活動、子育て支援・あそびボランティアなどの定期的な活動のほか、子育て講演会等の学習会を実施している。

また、子育て家庭の父親たちの集まりを組織化するために、出張児童館としてのプレーパーク（冒険遊び場づくり）を実施している。

近隣の竹林を地域のおとなたちが見守るプレーパークとして整備し、自由に遊べるように開放するなどの工夫をしている。子どもたちが、竹馬作りや、マイ箸マイ器を作りそれを使って流しそうめんを食べる企画等、プレーパークを中心に月に一回イベントを開催している。そのような体験活動を通して、父親ネットワーク「よかパパネット」が組織化さ

れた。モノづくりや食事会、スポーツなどの活動を通して、パパ同士の仲間作りの場として活動を展開している。

地域で展開される出張児童館としてのプレーパークの実践は、子育て中の父親だけでなく、地域のおとなを含めた地域ボランティアをも取り込む多世代交流の場となっている。なお、父親の育児参加に関する事業は、閉館した国立総合児童センターこどもの城が呼びかけたモデル事業としてスタートしたものである。



プレーパーク

#### ○中高生向けの「延長児童館」

利用者から、児童館に中高生の居場所がないなどの意見が寄せられていたことをふまえ、現在は、中高生の居場所づくりのための「延長児童館」を毎週月曜日の17～19時に実施している。中高生向けプログラムとして、年に2回程度「ドラムレッスン」を実施している。昨年には、特別支援学校の子どもたちと高校の子どもたちが一緒にメンバーを結成するなど、これまでにはなかったことが実現した。

また、中学生のときから参加していた卒業生が社会人となり、今度は指導者として児童館にかかわっているという。

特徴的なのは、同法人が経営している認可保育園の中に彼らの活動スペースを設けたことである。児童館の活動は館の中に限定されるものではない。結果的に、保育園児が中高生の活動の様子を感じることができ、交流機会も生まれている。

### ③児童館ガイドラインに対する評価

#### ○ボランティアの育成

地域のボランティア育成は、児童館の本来の仕事でもあるという。さらに、ボランティアは育成しても活動の場がなければ衰退する。また、地域全体からみれば、児童館利用者も地域のサポーターであるという。そのために、利用者向けのサポーター養成も実施している。

西児童館の地域組織活動は多岐にわたっていることがわかる。児童館が、地域の健全育成の環境づくりのための拠点となる可能性がある。

#### ○児童厚生員の配置

西児童館の職員は2名（常勤1名、非常勤1名）である。市では行革の一環で、市内の各施設に任期制の導入が検討されているという。しかし、西児童館における児童厚生員の取り組みをみると、正規職員を配置してあたらなければ、児童館業務は成り立たないことがわかる。それは、地域組織活動の実績と相談援助業務の実績から、職員が頻繁に交代するような勤務体系では、地域向けの相談窓口として耐えられないとの認識によるものであ

る。同館では、担当部署であるこども支援センター内で情報が共有され、他職員でも児童館業務に関われるようになっている。

#### ④児童館運営に関する課題および今後の展望

##### ○地域福祉施設としての児童館

児童館は、制度的に児童福祉施設（児童福祉法）の枠組みにより規定される。しかし今回のヒアリングからわかることは、児童館の位置づけを狭義の児童福祉施設から、より広義の地域福祉施設へと転換するような考え方が示唆される。

それは、地域住民のニーズを的確にとらえ、それを児童館プログラムに反映させるための重要な視点であると考えられる。そのために、西児童館では、「子育て支援プラットフォーム」のシステムを構築して、地域福祉の視点を児童福祉（子育て支援）に援用する試みを進めている。

##### ○子育て包括支援センターとしての児童館

そもそも運営主体である社会福祉協議会は、地域福祉の推進を目的としていることから、地域福祉の枠組みのなかに「子育て包括支援センター」の役割を組み込むことが可能である。社会福祉協議会が子育て支援を実施しようとする場合、児童館が子育て支援のワンストップサービスの窓口になる可能性がある。

##### ○ソーシャルワーカーとしての児童厚生員

児童厚生員には、地域の課題を見定めてそれを事業につなげるソーシャルワーカーとしての役割が求められる。

児童厚生員は、館内で実施される遊びのプログラムを遂行するのみならず、利用者からの相談援助業務や、他分野との連携による相談援助業務に従事することが可能である。

しかし、このような児童厚生員のスキルは一朝一夕に獲得できるものではない。専門的な研修等による支援者支援が必須であると考えられる。児童厚生員によるソーシャルワーク業務の実態を顕在化させ、広く周知させるような措置が必要である。あるいは、現行の児童厚生員向け研修体系のなかにソーシャルワークに関する科目を強化するなどの措置があってもよい。

### (3) 栃木県野木町・あかつか児童センター

訪問調査日	平成 29 年 1 月 23 日 (月)
ヒアリング対象者	センター長、法人指定管理事務担当者
研究調査員	柳澤 邦夫、依田 秀任



あかつか児童センター全景

#### ① 児童館の概況

野木町は栃木県の南方に位置し、人口約 25,000 人、JR 宇都宮線や国道 4 号線により、東京へ約 60 km、宇都宮へ約 40 km で結ばれた首都圏に位置している。小学校 5 校・中学校 2 校があり、児童館は 2 館、児童クラブは 6 ケ所である。

本センターは、公設民営であり、株式会社が指定管理を受託し、5 年間の運営の今年 1 年目である。会社は、この児童センターの他に、児童館・児童クラブを 43 か所の運営を受託している。本センターは、以前の 3 年間は、別の会社が運営をしていた。野木町のもう一つの児童館（新橋児童館）も同じ指定管理者が運営をしている。本センター内にある放課後児童クラブは、NPO 法人が運営をしており、本センターと児童クラブは、別組織の運営となっている。町内の他の放課後児童クラブは、すべて町直営で運営している。本センター内の児童クラブは、民営ということもあって、キャンプやお誕生会、そして季節の行事と多彩なプログラムを保護者と共に実施している。本センターには、中学生にも人気の体育館規模に近い大きなプレイルームがあるので、そこで児童クラブの子どもたちと児童センターの子どもたちとで仲良く遊んでいる。児童センターと放課後児童クラブの職員同士も連絡を取り合い、うまく運営ができています。本センターの回りは、ほとんどが雑木林であり、子どもだけでは行ってはいけない約束になっている。暗くなるまで本児童センターで遊んだ子は、ほとんどの保護者が車で迎えに来ている現状である。本センターの経営理念は、「人をはぐくみ、人と人の絆をつむぎ、社会へ貢献する、はぐくむ、大切なことすべて」という大きな視野のものとなっている。

#### ② 児童館における具体的活動

本センターでは、プログラムの対象が小学生以上のものが多く、いろいろと工夫を凝らしている。けん玉や竹馬などを定期的に数多く実施し、子どもたちにどんな種目でもいので自信を付けさせてあげたいとの思いから実施している。また、「楽しくスタディー」というプログラムがあり、例えば小学校で日本地図を学習する時期になったとき、本センターの児童厚生員と一緒に、都道府県を当てるゲームなどで、一緒になって盛り上がり人気

となっているものである。

平成 27 年度利用児童数は概数で、乳幼児 2,800 人・小学生 2,700 人・中高生 600 人・大人 5,300 人であり、開館日数は年間 330 日であった。

#### ○学校との連携

近隣の小学校とは、日常の下校時刻や長期休業中の予定などの情報交換をしている。また、学校のきまりなども教えていただき、児童館のきまりとも合わせて考え、子どもたちにとって生活しやすいように調整を図ったりしている。学校へ出向き、校長先生との面識を深めたり、「児童センターだより」を持参し、掲示してもらったりしている。また、たよりは、月 1 回児童への配付もお願いしている。下校時刻や詳細行事等の調整はしていない。

#### ○家庭との連携

本センター利用に際しては、利用者に連絡先を書いてもらっていないため、直接のやりとりはなく、特別な事例の際は学校より連絡をしてもらうことになる。利用票は名前を記入し、来館時と帰るときにチェックを入れるしくみになっている。緊急連絡先などを記入することを現在検討しているところである。学校の下校時刻等の情報は、館内で実施している放課後児童クラブからもらっている。

#### ○地域との連携

本センターも地域の催しに積極的に参加したり、また、行事のお手伝いを地域の方に依頼したりしている。そして、町内各所、スーパー、図書館等に「児童センターだより」を掲示させてもらっている。地域の人からは、「児童センター」イコール「放課後児童クラブ専用施設」という理解が多く、児童センターとしての機能や役割の理解を、さらに浸透させる努力が必要である。

#### ○職員

常勤 4 名と非常勤 1 名である。館長は中学校・高校教員免許を有し、その他の職員は、社会福祉士や保育士資格を有している。毎日 3 名体制で運営をしている。

職員が子どもとの関わり方で、どのようにしたらいいのかよく分からないときがある。友達に乱暴をしてしまうような行動をとってしまう児童がいて、どうしても頭ごなしに叱ってしまっているが、それで良かったのかどうかと、職員同士で悩むことがよくある。



広いプレイルーム

本センターには、広いプレイルームがあり、乳児から中高生まで利用頻度が高い。

小学生はドッジボール、中高生はバスケットボールをやっている。みんな一緒だと危険もあるので、時間を区切って使用学年を分けたりして工夫をして使っている。本センターの閉館時刻は 18 時であるが、冬季では既に真っ暗でもあり、人気がないところなので、そ

の時間まで遊ばせることはできない。暗くなると、本センターの周りが真っ暗なので、防犯上、市の交通安全課のスクールサポーターの方に、定期的巡回をお願いしている。

#### ○遊びのプログラム・催し

遊びによる子どもの育成については、主に「トランポリン教室」「スポーツ鬼ごっこ」、その他に「スリッパ飛ばし」や「豆つかみ」などをやる「120パーセントチャレンジ」、「楽しくスタディー」等となっている。



スポーツ鬼ごっこは、スポーツ鬼ごっこ協会の方に来ていただき、7人制のルールを教えていただいた結果、さらに人気が出てきている。子育てサロンは、職員だけでプログラムを行ってはいない。幼児クラブは職員がやっているが、サロンに関しては、地域の子育てボランティアグループが毎月来て実施をしている。ボランテ

ィアは、地域で子育てを終えられた方々であり、民生委員や主任児童委員をされており、50～60代の方が多い。

幼児クラブは、毎週火曜日が0～2歳児、木曜日が3～5歳児を対象にして約50分間で季節の歌を歌ったり、手遊びをしたり、いろいろな物の製作したり、プレイルームでの遊びをしたり、と多彩な活動をしている。その他に、幼児クラブで一緒になったお母さんたちで作っている活動グループ「ママサークル」という団体も活動している。

他の子育て中のお母さんたちとの交流できることが楽しいということがあるようで、2年前からずっと続いている活動である。

#### ○子どもの参画の場

改まって、子どもが参画するという行事はないが、アンケートをしたり日常会話の中で子どもの意見を聞いたりしている。次年度は、子ども委員会を実施する予定である。

現在、アンケートで、「先生たちとは話しやすいですか」「今日は、どういう目的で来ましたか」「児童センターはどれくらい来ますか」等で意見を集めている。子ども委員をつくりたいと考えているが、毎日よく来館する児童もいないので、どのように進めていったらたらいいのか迷っているところである。

#### ○児童館運営委員会

児童館運営委員会は、年に1回、毎年2月に開催している。自治会長や小学校長などに委員をお願いし、本センターの活動や地域の子どもたちの様子について、意見をいただいている。子育てサロンの団体からも、1名出ていただいている。また、町の担当者も同席し、どのような意見が集まるのかということについてよくみていただいている。

#### ○意見や苦情の受付

本センターでは、利用される方の意見等を紙に書いてもらい集めている。そして、職員

が目につかないところに箱を置き、そこに入れていただいている。集まった意見等は、こちらで集計して、会社と町へ提出している。そして、運営委員会にも集計結果として出している。

過去には、「おもちゃの消毒はどのようにされていますか。おもちゃが常に出ていますけど？」ということがあった。受け付けた後は、回答として、ホワイトボードに、「このようなご意見がありました、その結果このようにしました。」と掲示しておくようにしている。

### ③ 児童館ガイドラインに対する評価

本センターの運営に当たっては、児童館ガイドラインや野木町の子育てプランなどを参考にした。児童館ガイドラインは、とても細かく運営内容が書かれているので分かりやすかった。

児童館ガイドラインは、日々利用している訳ではないので、詳細には分からないこともあるが、指定管理者の立場からいうと、最も気にしているところは評価ということかもしれない。何をやっても、どうだったのかについて、意見や人数に気持ちがいつてしまうところがある。その結果、人が集まりやすい行事をまた計画してしまうという傾向があると自分たちで感じている。児童館の行事は、決して人数だけではないというのも分かっているが、行事の結果の評価、つまり実績ということに気にしなくてはいけないことも大きな課題である。児童館は、いろいろなプログラムを展開することが大切だと思っているが、参加人数を第一に考えて企画してしまうのはよくないと考えている。

児童館ガイドラインに、そうした児童館の評価の指標ともなるようなことが書かれているとよいのかもしれない。人を育てる、子どもたちの能力を育てるプログラムであるから、人数だけが評価の指標ではないといった部分があって欲しい。

### ④ 児童館運営に関する課題および今後の展望

児童館の今後の課題は、児童館理解の周知が一番である。「児童センターは、放課後児童クラブの子どもが行くところ」で理解が終わってしまわないように、もっと地域に啓発していかないといけないと考えている。児童センターの理解をしていただける取り組みを増やしていかなくてはいけない。また、職員も、さらに研修したり、勉強したりして啓発の方法や児童センターの役割や機能を理解していく努力も必要だと考えている。また、ボランティアの育成ということも現在実施していないので、今後検討して取り組みたい。どのように募集したり養成したりしたらいいのか、具体的に分からないので、情報を集めて取り組んでいきたい。

本センターの建物の周りの環境として、雑木林が多く、夕方ともなると周辺がかなり暗くなるので、街灯を増やしたり林の整備等をしたりして、何とか子どもたちが、安心・安全に、自然の中で存分に遊べるように、町とも相談しながら改善に努めていきたい。



#### (4) さいたま市・尾間木児童センター

訪問調査日	平成 29 年 1 月 22 日 (日)
ヒアリング対象者	センター長
研究調査員	柳澤 邦夫、有村 大士

##### ① 尾間木児童センターの概況

さいたま市は、人口約 128 万人、埼玉県の県庁所在地である。東北・上越など新幹線 5 路線を始め、J R 各線や私鉄線が結節する東日本の交通の要衝となっている。平成 13 年 5 月に旧浦和・大宮・与野の 3 市合併により誕生し、平成 15 年 4 月 1 日に政令指定都市となった。市は、10 区の行政区からなり、児童館は 18 館、放課後児童クラブは 74 ヶ所ある。尾間木児童センターは、人口約 118,000 人の緑区にあり、市の南東部に位置している。本センターは区内 1 館目の児童館である。



尾間木児童センター全景・右側は消防署

本センターは、平成 28 年 4 月 1 日に開館し、同時期に、併設のさいたま市緑消防署とさいたま市尾間木公民館も開所し、児童館・消防署・公民館が一つになっている全国的に珍しい建物である。鉄筋コンクリート造・地上 3 階・延床面積約 5,600 m<sup>2</sup>。

館長は、社会福祉法人の職員であり、市内高齢者福祉施設・障害者（児）福祉施設等で 20 年以上勤務歴がある。同法人は、職員 940 人の大きな団体であり、指定管理者制度が導入され公募で選定を受け、本センターの運営を請け負っている。本センターの他に児童センターを 18 館、放課後児童クラブ 74 ヶ所を運営している。指定管理者は通常 5 年間で切り替わるが、他の児童館の指定管理者の切り替え時期と合わせるため、本センターは 3 年後に切り替わる予定である。

##### ② 児童館における具体的な活動

###### ○児童センターの運営理念

児童センターだけの理念はなく、法人全体の理念に基づいて施設運営をしている。基本方針は「『子ども・青少年、子育て家庭、地域社会が笑顔で繋がる児童センター』を目指して」としており、その方針の下 4 つの基本目標、さらに基本事業、具体的事業を定めている。基本目標の 4 つは、◎子育て家庭を支える児童センター◎子ども・青少年が遊びをとおして健全育成を図る児童センター◎ティーンズセンター（中高生の居場所）としての児童センター◎地域から親しまれ、信頼される児童センターである。

## ○職員

職員は、館長の他に職員が4名、うち1名は法人の正規職員で児童館職員としての勤務経験がある。もう1名の法人の嘱託職員も少し経験がある。その他2名の臨時職員は児童館勤務の経験がないが、うち1名は保育士の経験が長い。職員には埼玉県児童館連絡協議会の開催する児童厚生員等の研修にできるだけ参加してもらうように計画をしている。

## ○児童館長

同法人ではエリアマネージャー制度を取っている。市内の児童センターも18ヶ所もあると、まとまりや情報交換に課題が出る。各エリアの児童センターを中心として、市内74ヶ所の放課後児童クラブを管理していくしくみになっている。本センターの域内には8つの放課後児童クラブがあり、本センターでとりまとめをしている。各児童センターの館長が、スーパーバイザーの位置づけとなっており、座っているのが館長の仕事ではなく、積極的に動き、課題の解決等に努力する必要がある。館長としてさらに学びたいところは、事業責任者をしているということも影響しているが、社会福祉の援助の技術、ケースワークやグループワークの技術である。日々の業務や子どもたちへの対応で困ることがたくさんあり、自分の対応が良くなかったと反省することも多いからであり、さらにスキルを上げたいと考えている。

## ○児童厚生員

4名の職員の研修参加状況は、法人の児童課で研修を所管しており、年間20回の研修が計画されているので、計画的に参加を調整して出ている。虐待や高齢者、配慮を要する子どもへの対応、救急法、コミュニケーション、中学生への対応など多岐にわたる。救急法やCAPなどは毎年実施しているが、それ以外は職員の声を取り入れて研修内容を入れ替えている。児童センターは乳幼児への対応から小学生、中高生への子どもの対応も必要であるので、そうしたスキルも今後充実させていく必要がある。放課後になるとすぐに小学生が利用しているが、17時から中高生タイムということにして、一番大きな部屋は中高生が使えるようにしたり、好きなことができるようにしたりしている。中高生は、児童センターに来て、ゲームをしたり、歓談したり、勉強したりと自由な活動を満喫している。

## ○児童センターの催し・プログラム

「メッセージカードをつくろう」「べっこあめをつくろう」「もこもこキーホルダーをつくろう」「映画会の開催」など多彩なプログラムで子どもたちを楽しませている。また、「おやこあそびのひろば」「赤ちゃんサロン」「育児相談」「ベビーマッサージ」などの乳幼児向けプログラムも多彩に開催され人気が高い。地域の子育て家庭への子育て支援としての役割にも大きく寄与している。小学生ミーティングや中高生会議など、子どもが意見を述べる場や機会も設けられている。おもちゃの修理をしてくれる「おもちゃ病院」も開設している。高校生と赤ちゃんのふれあい交流事業や高校生のインターンシップの受け

入れも実施しており、年長児童を対象とした事業も実施されている。これらの実施事業の詳細を「センターだより」に掲載し、毎月発行している。

#### ○家庭との連携

障がいのある子どもや近くの特別支援学校の子どもたちも、一人で来られる子は遊びに来ている。そのため、その子たちにどのような支援が必要なのか分からないこともあり、職員が普段のように対応し、うまく対応できずに苦慮したことがあった。その後、学校と連絡をとり、保護者と話をすることができ、対応の方法や配慮すべきことなどのやり取りをした。個別に家庭とやり取りし、地域の児童の保護者との連携や信頼を深めることができている。利用者の声を反映し、「児童センター利用表（学校名・学年・人数・名前・住所・電話番号を記入するもの）」を登録制に変更した。この利用表は、本センターの利用者集計や緊急時の学校や家庭への連絡の手段として役立っている。

#### ○館内における飲食

同法人が運営する児童館は原則的には、館内飲食禁止である。しかし、開館以来たくさんの改善要求の声が束になるほど多かったため、1ヶ月に1回実施している複合施設内の調整会議で取り上げて検討を進め、合築の他の2施設とも相談して了解をいただき、指定した場所での飲食を実現することができた。本センターでは利用者の意見を集めるために「皆様の声」を用意している。そこに書かれたことは基本的に全てについて今後の対応や改善に向けた取組等も明示して、館内に貼り出している。「皆様の声」を書くところは、館内でもいつもみんなが居たり、通ったりするところではない廊下の隅の方に置き、自由に書きやすい環境を用意している。さいたま市の児童センター18館の館長は、法人の児童課という組織で1ヶ月に1回の定例会議を開いているので、こうした会議で児童センターでの問題についても相談解決している。「皆様の声」だけでなく、法人の苦情解決制度もある。苦情解決体制チャートがあり、児童センター、法人、県の他の法人、第三者委員の電話番号も書いてあるので、第三者委員に電話をかけて話すこともある。児童センターがオープンしてから1件だけあった。

#### ○学校との連携

センターの紹介を学校で児童・生徒に手渡しで配布して欲しいと校長、教頭をお願いしている。学校側の理解・協力が大きいので助けられている。学校から情報をいただき、クラス別に数を整え、直接区分箱に入れるようにしている。そうしたやりとりの中から学校との信頼関係もでき、卒業式や入学式にも御招待をいただき出席したり、学校の評議員になることもある。月1回のセンターだよりの配付を通じて、小学校・中学校と、とても丁寧な情報交換をさせていただき、学校行事・児童理解といった面で助けられている。

#### ○地域との連携

要保護児童対策地域協議会に参加している。開館当時、民生委員、主任児童委員の方々に挨拶に行くと共に見学にも来ていただきセンターの説明をした。会議にも入れて欲しい

と伝え、初年度から参加させていただいた。すると一石二鳥で、子育て支援に関わる人たちの顔が分かった。そのつながりを活用し、少しずつ民間の保育園や地域の様々な児童に関わる施設とつながってきた。まだ具体的に何をしていくかは決まっていないが、地域のつながりが広がり始めている。地域で居づらい子どもたちにも丁寧に接し、その記録も残している。いろいろな子どもたちに利用してもらいたいため、最初は把握するのが難しかったが、地域の方々との結びつきの中から、はみ出てしまう、居場所のない子どもたちについても少しずつ把握できるようになってきている。

#### ○公民館との連携

公民館には調理室があるので、来年何回か借りる予約をしている。遊戯室も公民館の方が広く、ボール遊びができるように整備されている。本センターのガラスが柔らかくてドッジボールができないので、公民館が開いている時には借りて実施したい。

#### ○運営評価

法人では施設を順番に第三者評価を実施している。年間2ヶ所位ずつ、法人の予算で行っている。もう一つ、法人の中での監査があり、経理が事務局であり、経理的なことだけでなく、ファイルや書類がきちんと整理されているか、掲示物が適切かなど細かいところまでチェックをしている。監査委員の中には、他の児童センターの館長も入っている。

### ③ 児童館ガイドラインに対する評価

職員は全員よく理解している。事業団では「児童館マニュアル」を作成しており、職員1名に1冊ずつ、各自持ちで利用している。そのマニュアルの巻末の資料に児童館ガイドラインを掲載しており、読み合わせをすることもある。危機管理用の冊子もある。社会福が専門の法人ではあるが、この児童館ガイドラインに沿って「児童館マニュアル」を見直すこともあった。児童館の運営の基本となるガイドラインがあって良かったと考えている。児童館の地域への展開について触れられているところがとても参考となっている。

### ④ 児童館運営に関する課題および今後の展望

これまで、本センターでは運営委員会は開催していないが、学校教員などをお呼びして、懇談会を実施している児童センターもあった。現在要綱を作っており、次年度から全児童センターで実施する予定である。ガイドラインに運営協議会の設置が盛り込まれており、きちんと実施する必要があることも理解できた。そのためには、行政とも協議をしていくことが必要である。設備面では、遊戯室のガラスが柔らかく、ボール遊びができないので、この課題をなんとか改善し、ドッジボール等できるようにしていきたい。児童センターのプログラムを充実させていくことも大事であるが、地域の子どもたちと接する機会を増やし、学校や関係機関との連携を密にしながら、様々なサポートができるような児童館の力も必要だと考えている。

(5) 愛知県半田市・板山ふれあいセンター

訪問調査日	平成 29 年 2 月 1 日(水)
ヒアリング対象者	館長、副館長、児童厚生員（主任）
研究調査員	阿南 健太郎
研究協力者	山本 克彦（日本福祉大学准教授）

① 市・児童館の概況

愛知県半田市は、知多半島の中央東側に位置しており、JR・私鉄2路線9駅あり、名古屋市へのアクセスもよい。人口は118,824人（平成28年10月1日）である。昭和50年以降人口は増加傾向にあるが、同時に15歳未満の年少人口は減少傾向にある。少子高齢化が進む自治体である。

小学校は13校、中学校は5校ある。加えて、情緒障害児短期治療施設併設分校が小中1校ずつ設置されている。放課後児童クラブは市内17ヶ所で実施されているが、児童館併設ではない。

児童館は7館設置されており、調査対象施設を含めて2施設が民間団体に業務委託、他5施設は直営である。開館時間等は表4-2-5-1、利用状況は表4-2-5-2の通りである。

表 4-2-5-1 半田市児童館開館時間等

開館時間	(4～9月) 9時30分～18時 (10～3月) 9時～17時30分
休館日	日曜日、第1・第3月曜日及び祝日と年末年始（ただし、板山ふれあいセンターのみ 日曜日、第1・第3土曜日及び祝日と年末年始）

表 4-2-5-2 半田市児童館利用状況（平成27年度）

施設名	設置 運営	利用者数（人）				
		幼児	小学生	中学生	その他	計
成岩児童センター	公設 公営	3,329	6,991	803	5,404	16,527
亀崎児童センター		3,377	9,960	664	5,118	19,119
半田児童センター		3,517	9,525	1,305	7,591	21,938
乙川児童センター		5,019	10,253	1,180	5,569	22,021
有脇児童館		1,683	6,482	560	4,581	13,306
板山ふれあいセンター	公設	7,968	7,627	382	8,624	24,601
青山児童センター花・はな	民営	4,863	15,882	378	6,185	27,308

板山ふれあいセンターは、平成3（1991）年4月に公民館として利用していた施設を活

用して開所された。鉄筋コンクリート2階建、約530㎡の児童センターであり、地域の子育て支援団体「子育て支援よもぎっこ」が受託している。同団体は板山地域で平成13(2001)年から板山幼稚園<sup>1</sup>を拠点として、子育ての孤立化を防ぐために情報提供などの活動を開始した。その後、空保育室を利用して子育て親子の交流が図れるよう支援室も開設した。これらの経験が評価され、これまで受託していた社会福祉法人の撤退に伴い、平成24(2012)年度からセンターの業務委託を受けている。

## ② 児童館における具体的活動

### ○福祉的課題への対応について

乳幼児の子育て支援の取組に力を注いでおり、保護者とのやりとりから妊娠期からの支援活動が重要であることに気づき、事業化している。平成26(2014)年から妊婦とパートナーを対象とした「OYA♥OYA」を実施。これは、月に1回土曜日に、地域で開業している助産師によるアドバイスや先輩ママ・パパとの交流を楽しめる企画である。毎回10組程度の会で初めてでも入りやすい。ベビーマッサージや骨盤底筋体操に加えて、人気なのは、実際に新生児が参加する沐浴体験。初めて妊娠した方にとっては、赤ちゃんを触るのが初めてという方もいて、その感触やぬくもりに感動するとのこと。父親になるパートナーも緊張しながら参加する様子がある。

参加によって、月齢が近い夫婦同士をつなぐことや、出産後も児童館をいつでも利用できることを周知し、少しでも不安を解消できるような配慮がある。参加経験者が沐浴体験のボランティアとして赤ちゃんを連れてくることも多い。今年からは、参加経験のある方が「もっとゆっくり、じっくり関わりたい」ニーズがあることから、「おや♥おや～ Bearfruit～」という3ヶ月に1回のペースで再度集まれる機会も作り、マタニティヨガやパステリア書、茶話会を実施し、フォローアップにつながっている。

また、父親やプレパパが持っているニーズも把握しており、先輩パパとのつながりや育児参加に向けた事業を準備している。

板山ふれあいセンターは隣接するこども園の子育て支援室としての役割も担っており、降園後の居場所等に利用されている。また、地域子育て支援拠点事業等を実施する場でもある乳幼児専用室(プレイルーム)を設けていることから、乳幼児親子にとっては利用しやすい環境がある。来館者が無記名で書くことができるノートが置いてあり、子育てに関する相談や誰かに伝えたい思い、要望などが書かれていた。毎日スタッフは目を通し、必ず返信を記入する。そのやりとりを他の来館者が見ることができ、見るだけでも情報収集やストレス解消などにもつながっているのではないかと感じた。

---

<sup>1</sup> 平成26年度末で閉園し、板山保育所と統合し、平成27年度から「板山こども園」へ移行。

#### ○子どもが意見を述べる場の提供について

夏に実施する「こどもふれ愛なつまつり」（板山こども園との合同行事であるセンターまつり）や地域資源を発見するウォークラリー等の行事では、子どもスタッフを募集し、子どもたちによる会議を実施し、意見を取り入れた企画を子どもたちと一緒に準備している。まつりでは約2ヶ月間をかけて準備を行っている。自由来館主体のセンターでは、子どものモチベーション維持は必要不可欠であり、毎日顔を合わすわけではない分、子どもの意見を引き出すことには苦労もある。しかしながら、職員のファシリテーション能力の高さと子どもの意見を尊重する姿勢が、子どもの参加満足度を上げている。また、児童館の特徴である異年齢のつながりも生まれている。

これ以外にもさまざまな行事のなかで、子どもが役割をもって参画する機会を増やしており、受け身ではなく利用している子どもの姿がある。

#### ○地域との連携について

運営団体の職員は全て地域の住民である。そのため、地域と連携するということに対して、特別なものと感じていない。むしろ、地域と共に運営することが団体の強みであると考えている。乳幼児親子から高齢者まで顔見知りが多くいることにより、職員が地域を歩く際にも情報収集の指向性が働き、事業につなげることが容易にできている。

竹炭研究会、民踊や茶道等の研究や趣味のグループに事業に定期的に協力してもらったり、個人のボランティアスタッフを呼びかけるなど、行事に積極的に参加してもらう工夫がある。先述の父親の育児参加促進に向けては、地域の大工と開発した積み木セットを作る講座を企画するなど、地域住民の力を効果的に事業につないでいる。

公民館にも隣接していることから、年間の行事にセンターの行事を組み込んでもらい、共催事業とするなど、機関連携にも注力している。

団体の結成時から大事にしている「広報・情報提供」についてはセンターでも意識して実施している。地区内の掲示板にも掲示したり、地域の回覧板でおたよりを広報するなどして活動に理解・協力が得られるようにしている。幹線道路に面して「開館中」の大型横断幕が掲げられており、地元住民以外にもその存在をアピールしている。

#### ○学校との連携について

毎月のおたよりの配布や行事の調整などの日常的なやりとりから、気がかりな児童の状況に関する情報交換まで積極的に展開している。

小学校の教諭にセンター行事に参加してもらっている。餅つきの手伝いや、センターまつりの際には15人ほどのチームで演奏やコーラスをしてもらった。学校での先生の姿と違う一面を子どもたちも見るができる。また、幼児の保護者からは普段は接点の無い小学校教諭の姿を見て、学校の雰囲気を感じてもらうことができている。学校側が地域への関心を高めていることを察知し、児童館が適度に情報提供し、参加を促している。もちろんのこと、センターの職員も学校行事に参加し、相互協力関係も生み出している。

これらの動きは、先述の地域との連携にも通じるが、児童館事業への多彩な人材の巻き込みや地域丸ごとの視点での子育て・健全育成環境づくりを意識して行っている。

#### ○活動の評価について

毎年12月に利用者にアンケートを実施し、施設・設備や職員の対応についての意見聴取を行い、運営面に関しての参考としている。また、行事ごとにアンケートを実施することや職員の積極的なコミュニケーションによって、利用者や地域住民のニーズを把握している。これをミーティングや普段の職員間の会話でも話題にして、新たな事業化や事業の改善に努めている。

児童厚生員に対しても評価、反省と課題について書面での提出で把握し、運営者としては総合的な評価を実施している。

#### ○安全への配慮

各部屋に地震時の対応がイラスト入りで呼びかけられている。部屋ごとの状況を想定した文言になっている。また廊下にはヘルメット、玄関から遠い、2Fの子育て支援室にはすぐに逃げられるように非常時用サンダル等が用意されている。

### ③ 児童館ガイドラインに対する評価

センターにはガイドラインが常備してあり、日常的に取り出して読むことは無いが、次年度の計画を立てる時に読み返すなどして活用されている。また、市から示されている委託仕様書にもガイドラインの内容が反映されており、受託者としては仕様書に沿った運営をするため、必然的にガイドラインが反映された運営となっている。

妊娠期からの切れ目の無い支援については、児童福祉法等改正でも盛り込まれている点のため、保健系部署や専門職との連携によって実施する方向で、ガイドラインに記載してはどうかという提案があった。

### ④ 児童館運営に関する課題および今後の展望

土曜日の来館が少ない現状から、市内の他館と休館日が異なって、板山ふれあいセンターのみ第1・3土曜日を休館日としている。学校行事等に合わせて休館日を変更することもある。利用者のニーズや実態に合わせた運営の柔軟性が感じられる。同一市内で異なる団体によって運営される場合、市民に対するサービスの均衡化は求められるが、いかにその団体の強みを生かしていくかも重要視される。同市では研修や館長会議、厚生員会議を全館合同で行っており、情報共有が進んでいる一方、妊娠期支援などのパイロット的な事業の広がりには課題がある。

また、団体の現状として、委託料（センター運営）と補助金（地域子育て支援拠点事業）で運営しているため、施策の変更などによる資金面の不安が残るとのこと。安定的な児童館運営の基盤構築への支援が望まれている。



## (6) 広島県府中町・児童センターバンビーズ

訪問調査日	平成 29 年 2 月 14 日(火)
ヒアリング対象者	センター長、府中町子育て支援課こども家庭係主任、 運営法人事務局次長兼総務課長、児童厚生員
研究調査員	友川 礼、中川 一良

### ① 児童館の概況

府中町は周囲を広島市に囲まれ、安芸郡の飛び地という全国的にみても特徴のある形態をしている。町面積は 10.41 km<sup>2</sup>と他の市町と比べてコンパクトなつくりで行政機関や病院、買い物など、非常にアクセスが良く、広島駅にも JR やバス等で 15～20 分で行くことが出来る。人口は 5 万 2139 人（平成 29 年 2 月現在・府中町ホームページより）を数え、「町」としては日本で最大規模の人口で知られている。また、自動車メーカーの本社が所在する企業城下町であるため、主要産業は同社及び、その関連会社である。以前は飲料メーカーの広島工場があったが、現在は大型ショッピングモールとなっている。町内には、保育所 5 ヶ所、認定こども園 1 ヶ所、幼稚園 5 園、小学校 5 校、放課後児童クラブ 5 ヶ所、児童センター 1 ヶ所、中学校 2 校、県立高校 1 校などが設置されている。



本センターは、府中町の南部に位置し「府中南交流センター」の主には 2 階部分にあり、床面積は 732 m<sup>2</sup>で、バスケットボール(1 ゴール)が可能な遊戯室や各種楽器が揃う音楽スタジオ(2 室)等が設けられている。ちなみに 1 階には「行政サービスコーナー」と「老人集会所及び地区センター」が置かれている。

開館時間は 10～20 時、休館日は毎月第 3 日曜日及び年末年始となっている。12～13 時は昼休みとなり、一旦閉館となる。その意図は、子どもたちが一度昼に家へ帰ることによって、保護者に子どもの無事を確認してほしい、子どもの姿を見てほしい、そんな思いを込めている。また、設備や備品チェック、スタッフの引継ぎ等の時間としても必要との考えによる。

設置主体は府中町、運営主体は社会福祉法人の公設民営で、指定管理者制度が導入されている。平成 21 年に開館、1 期目は N P

図 4-2-6



○法人が指定管理者として運営にあたっていたが、2期目を迎えるにあたって指定管理者の見直しがあり、平成26年度から現在の同法人が指定を受け、指定管理期間の5年間のうち3年間を経ようとしている。

表 4-2-6-1 利用状況（平成27年度）

乳幼児	13,136人
小学生（自由来館）	10,302人
中学生	2,923人
高校生	2,512人
大人（保護者・地域住民等）	12,793人
合計	41,666人

職員は館長（センター長）、児童厚生員（常勤2名・非常勤6名）からなり、通常時の人員体制は常勤・非常勤合わせて3名となっている。ただし行事の時には4名～5名体制になる。

放課後児童クラブは、児童センターでは実施していない（各小学校内で実施）。また、放課後児童クラブが児童センターを利用するなどの交流はなく、その活動は学校の敷地内での取組がほとんどであると認識している。なお、平成29年4月には町北部に児童センターが新設予定のため、これにより町内の児童センターは2か所となる。



## ② 児童館の運営状況

### ○家庭との連携状況

児童の利用にあたっては、登録制という形ではないので（利用にあたっては学校名、名前、学年と入館・退館時間を記入することになっている）、家庭と直接やり取りすることはあまりないが、行事などのお知らせ等の活動内容について個別でお便りを送ることはある。基本的に学校と密に連携を取っているため、家庭には学校を通して伝えることが多い。

### ○学校との連携状況

月に2回程度、内部で児童に関する事例検討をおこなっており、「リスク会議」と呼んでいるが、その中で気になる子どもの事案について、小学生・中学生の場合は各担当が学校と定期的に協議している（中学校は月に1回、小学校は四半期に1回）。事例としてそんなにあるわけではないが、例えば怪我を負わせたり、盗難があったりしたときは学校に間に入ってもらい対処している。また、実際に児童センターを知ってもらうために年に一度

は小学校・中学校とも先生に来てもらっている。長期休暇中の見回りなどに自主的に先生が来館している。学校では見せない子どもたちの顔や、学校では把握していない情報をセンターが持っていることもあり、学校の先生方も熱心に話を聞いてくれ、表面的・形式的な会議ではない真剣な協議が可能となっている。

#### ○地域との連携状況

本センターにおける地域との連携は、「ポパイの会」から始まった。メンバーは特別な資格を持っているわけではなく、地域の住民が集まって縁の下の力持ち（ポパイの会というネーミングの由来でもある）としてセンターを支えている。はじめの取組は、夜に中高生が徘徊しているという話を受けて夜回りを行った。現在も続いており、第4金曜日に会議を開催し、そのあと9時頃まで職員も一緒に5～6名で夜回りに出ている。

「食」についての不安（孤食や食事を満足に得られない）の解消の問題として、近くのコンビニエンスストアの前や駐車場の塀に座って一人でパンを食べているということが注目され、取組が始まった。発端はポパイの会であるが、そこから「一升飯の会」が出来て、予算などない中で地域の皆さんやスタッフの持ち寄りで続けている。

具体的には、おむすびを作るのだが、お米を炊くところから始め、お味噌汁を作り、食べさせてあげるといよりも、自分でお米を炊き、味噌汁を作り、おむすびを握ることが出来るようになってほしい、そんな思いがあって取り組んできている。また、おにぎりづくりには、相手のことを思いながらおにぎりを握るといふ情緒教育の意図も込められている。センターの中は衛生上の問題もあり飲食禁止のため、本センターの1階の調理場を借りておむすびを作り、同じ1階の和室で食べるなど工夫をしている。時期的には、夏休みや春休み等の長期休暇中に1回～2回、昼食時に実施している。

#### ○児童館長

専任の児童館長（センター長）が配置されており、保育士と幼稚園教諭の資格を有し、現場が大好きで実際現場に出ることを通して、利用者のニーズなどの把握に努めている。運営統括責任者としての役割も果たしつつ、スタッフと同じ目線に立てるよう自身も担当（小学生担当等）を持ち業務にあたっている。

#### ○児童厚生員

子どもの対応・指導だけにとどまらず地域ニーズや実態を把握するため地域へ積極的に出て行き、地域ニーズに即した事業を展開していくように心がけている。常勤と非常勤の職員との間に勤務時間の長短や処遇面での違いはあるが、「意欲」や「スキル」についてその差はないとのこと。このセンターの仕事が大好きで、センターでのボランティアの経験があるなど、本センターを良く知ったうえで勤めてくれていると捉えている。非常勤職員の笑顔が確かにそれを物語っていた。

## ○児童館職員研修

月に一度実施している全体会議で、職員研修についてもその計画を立てている。多くは外部の研修への参加となるが、全体会議の中で、怪我やクレーム対応の課題が出てきた時などは、その課題について内部研修を行うこともある。研修は業務研修として業務時間内に行われている。

## ③ 特に注目すべき活動

前掲の「利用状況」から分かる通り、中学生、高校生の利用が大変多い。しかも活動内容は、「ジョイントフェローシップ（中高生委員会）」の取組など中高生の自主性を発揮・重んじるものとなっている。ジョイントフェローシップが企画・実施するスポーツ大会やクイズ大会・カルタ大会などにおいては、小さな子から中高生までが一緒になって遊んだり競ったりできるよう、ハンデを設けるなどして工夫している。また、中高生だからできるチャレンジをともに謳い、役割分担をしてそれぞれが責任を持って役割をこなし、それぞれに自主性と責任感を持たすなどが活動のねらいとされ、お化け屋敷やクリスマス会、冬イベントへの振り返りや今後の展開についてしっかりと議論されている。

中高生への対応について、印象的であったのは、「児童館などによくある乳幼児向けの壁面装飾は、本センターでは、あまり行っていない。それは中高生の居場所・活動場所として中高生の感覚を大事に考えたいからです。」とのセンター長の話であった。そうした中高生を生み出す基となるであろう小学生が企画・運営する「青空カフェ」の活動にも注目したい。小学生と地域支援者によるカフェの運営、地域支援者・個人商店との合同プログラムの実施など、小学生を中心しつつ地域の多世代にわたる交流を基本目的とした取組である。この取組の中で、小学生は、もてなす心や相手の気持ちになって考える力、責任感や達成感を味わい、コミュニケーション能力や言語スキル、表現力が育成されている。そして事業の運営資金は、地元の企業による助成から確保するなど地域の社会資源を上手く取り入れるなどの運営の工夫がみられる。他にも子育て支援や障害のある児童とその保護者への取り組みなど、多岐・多種にわたっている。

今後の課題として、i 府中町の転入転出の多さに着目した幅広いネットワークの構築、ii セーフティネットに漏れた子どもへの対応強化、iii ひとり親家庭に対する児童センターの役割の明確化、iv 児童館の原点である「遊びを通しての健全育成」の弱体化への対応を掲げている。

## (7) 東京都町田市・子どもセンターまあち

訪問調査日	平成29年1月18日(水)
ヒアリング対象者	町田市子ども生活部児童青少年課 青少年係長 同 館長
研究調査員	有村 大士、依田 秀任

### ①児童館の概況

町田市子どもセンター「まあち」は、市内5つめの児童館として平成28年4月30日に開館した公設公営の大型児童センターである。市の公共施設は複合が多いが単独施設として、市債（地方債）も活用し総工費約7億8千万円で整備された。JRと小田急が乗り入れ、1日14万人以上が乗降する町田駅に近いことから、乳幼児親子から中高生まで誰もが気軽に立ち寄れるよう機能面や設備面でいろいろな工夫がなされている。日当たりのいいウッドデッキテラスや親子で飲食できるカフェスペース、乳幼児が終日利用することができる専有スペース、中高生のためのスタジオや学習スペース、子ども委員会や多目的スペース、また館内の各所に少人数が集うことができるスペースが設えられている。市内の児童館ではもっとも大きい1,973㎡の面積を有する。開館時間は10時から21時。開館初年度は12万人の利用者数を見込んでおり、単独施設であっても効果的な行政コストであると評されている。

市では、平成8年に基本構想を策定し、5つの地域にそれぞれ1児童館を整備する計画を進めてきた。計画を完了した今後についても、さらに中学校区を基準に小型児童館の建設が予定されている。放課後児童クラブは遠距離通所の解消のため小学校内への移設を平成28年度に解消されたため、児童館と放課後児童クラブの機能は分け併設しない方針である。放課後子ども教室と放課後児童クラブは市内42小学校で実施し、加えて常設の冒険遊び場の設置等、地域の子どもたちが自分の居場所を選べる総合的な育成環境づくりを目指している。



子どもセンターまあち(正面から)

### ②児童館における重点活動

「まあち」は、恵まれた施設環境と最新の設備により、地域の子どもたちが日常的に集まり自然な交流が図られるよう配慮されている。その運営面での特徴として「子ども委員会」の設置がある。委員会は、建設前から立ち上げられ、施設・設備に子どもの意見が反映され、施設名は子ども委員会が発案し

た「まあち」という名称を、市長へ直接プレゼンして、決定している。子ども委員は小学校3年生から18歳までの児童で構成し、月2回の委員会を開いている。忙しい中学生の参加が少ない傾向というが、地域の子どもたちの代表として、また児童館利用者の代弁者として、開館後の利用のルールや活動の企画運営等について意見し、参画できる場となっている。開館時間が21時までになったのは、1号館である子どもセンター「ばあん」の子ども委員会たちの意見であった。その意見を実現するために、議会で市の予算化がなされ人を配置するに至った。委員会では、地域のイベント等に参加して資金づくりの活動も行っている。

また、市内の子どもセンターを利用しながら育ってきた大学生たちが子どもたちに関わる循環を大切にする観点から、18時から21時の間は大学生を嘱託職員として起用している。



子ども委員の部屋「子ども委員がいいはいれません」

### ③児童館ガイドラインに対する評価

#### ○子どもの居場所の提供

町田市5館の子どもセンターでは、利用者の約4割が乳幼児となっているが、「まあち」に限っては約6割が乳幼児の利用となっている。児童館は、乳幼児の生活から小学生の生活につなげて行くことができる場所であり、その役割を明確にしていく必要がある。小学生の子どもたちが居場所を選ぶことができることが重要であり、また中学生が放課後に雑談したり勉強したり自由に過ごせる地域の貴重な場である。地域全体を見渡すことができる児童館の存在は重要と考えている。



乳幼児親子の専有スペース



子どもたちが自由にくつろぐ解放感のあるホール

#### ○子どもが意見を述べる場の提供

「まあち」では、子ども委員会に象徴されるように、子どもたちを信じて委ねることが大事にしている。子どもに児童館内のルールを決め、そのための役割を担ってもらい、子どもたちが自発的にやっていくように援助するよう心掛けている。大人が主導するプログラムは放課後子ども教室でできるが、子どもたちがやってみたいことができることに児童館の意味がある。子どもに意見を聞くからには、それをどのように保障していくかが大事で、中途半端に話を聞くだけでは大人を信じなくなる。子どもたちの発言が大人に都合よく使われるということにならないよう、その後の関わりについても児童館ガイドラインに盛り込んでいくことが重要だと考えている。

#### ○中高生の利用

中学生は夕方から「まあち」にやってくるが、「18時か19時頃には家に帰り、家族と一緒にご飯を食べるのが通常ではないか」と学校から指摘されたことがあった。中学校では夕方には家に帰るよう指導していると思うが、家にまっすぐ帰りたくない子や、中には学校に行きたくない子がいるということも理解していることが重要であるという。様々な生活状況の中で、親や大人を信じられないと言う子や自分の居場所を探している子どもがいることは現実であり、学校でも家でもない児童館の存在は重要だと考えている。

#### ○家庭との連携

児童館は、問題を抱えた子どもたちを受け止められる場になっている。頻繁に利用することで、そういった子どもが変わっていくことがあるという。また、地域の活性化のためには、若い世代の活躍が不可欠であり、父親も母親も子どものことであれば参加してもらいやすく、児童館を軸に裾野を広げていくことができる。地域への愛着が薄いとされる父親層を「子ども」を通してネットワーク化していくことなどについても検討している。

#### ○地域との連携

開館1年目の「まあち」は、目下、地域とのつながりを深めているところである。地域との連携には、児童館が受け身になるのではなく、広い視点で地域を見て児童館から積極的にアプローチする必要があると考えている。学校や児童相談所と関わることもある。

町田市の児童館では職員主体で考えるプログラムでなく、地域の人たちとの繋がりを大切に「来る者拒まず」の考え方でいろいろな人材を活用している。地域の会館等で児童館活動を展開するアウトリーチプログラムの考え方もひとつである。職員だけの出張児童館など限界があるが、地域にすべて委ねるということも難しい課題である。屋内での活動だけではなく、公園など屋外での活動にどう展開していくのか。また、子どもや子育てに関係する他の施設や事業と共存していくことで児童館の存在価値を上げることになるという。衰退している子ども会への支援などは、大型児童センターが旗を振る必要があると考えている。

#### ○児童厚生員の職務

児童館に来る子どもたちがやりたいことはバラバラで、児童館でやりたいことを見つけ、それがやれ

る場所であるかが重要となる。子どもは自分の居場所として意識したところでは悪いことはしない。当たり前と思われることもできない子は必ずいて、その事情をきちんと理解し、子どもへの声かけや関わり方を間違わないようにしなければならない。「援助」「支援」という言葉で片付けるのではなく、課題のある子どもの気持ちを受け止めていく考え方や姿勢を児童館ガイドラインに盛り込むべきだと考えている。また、児童館からの単なるプログラムの提供ではなく、職員の専門性によって導いていくような働きかけができるのか。職員が持つノウハウをどのように地域に活かしていくのか。児童厚生員は子どもと関わる仕事であるが、時代の流れに合わせて地域で子どもを育てるシステムを作っていく黒子の役割であり、営業感覚を持った地域の健全育成プランナーであることが大切である。そういった意味でも児童厚生員は専任でなければならない職種だと考えている。

#### ④児童館運営に関する課題および今後の展望

町田市は人口はまもなく頭打ちになり、子どもの数も減ることが想定されている。地域の中核施設として、地域の乳幼児と中高生に視点を向けた取り組みを実施し、保護者も地域も巻き込み、地域のサイクルの核となる場でなければ児童館としては厳しくなると考えている。児童館を施設管理するだけではなく、単にプログラムを提供するだけでもなく、地域の人たちが関わりやすい中核施設としての運営が重要である。子どもが大人になった時のこと、あるいは15年後の地域がどうなっているかという視点、「そこに住み続けたい」「関わり続けたい」と思える愛着を育むためのビジョンが必要だと考えている。また、放課後子ども教室を今後どのように関係づけていくのか検討する必要がある。児童館は、例えるなら、自動ドアのようにそこに来れば誰にでも開かれる敷居の低さが大事であり、子どもたちの多様な個別的需要も受け止めるような運営が求められている。



## (8) 愛媛県・松山市南部児童センター

訪問調査日	平成 29 年 2 月 3 日 (金)
ヒアリング対象者	館長、主任児童厚生員
研究調査員	植木 信一、友川 礼



### ① 児童館の概況

松山市南部児童センターは、愛媛県の県庁所在地、松山市（人口約 52 万人：中核市）にある。松山市をはじめ四国地方は、転出入が全国で最も多い地域であり、平成 28 年度に同市では市外からの転入者数が転出者数を上回った。そのため、転入者支援は市のニーズの特徴の 1 つである。同市が平成 27 年度に公開している「松山市地区別年齢別住民基本台帳登録者数 平成 27 年度 1 月 1 日現

在」によると、本センターは市の年少人口（0～14 歳）68,487 人のうち 8,946 人（13%）がいる、子育て世帯の多い石井地区に設置されている。市内の児童館設置数は小型児童館 5 館・児童センター 3 館（本センターを含む）、大型児童館 1 館の全 9 館である。運営形態は公設民営で、社会福祉法人が指定管理者として本センターを含めて大型児童館を除く市内の 8 館を運営している。

自治体の年少人口の割合からみて、来館者数の多い児童館である。平成 22 年度の年間来館者数が約 11 万人で、全国トップ 10 を記録している<sup>1</sup>。平成 27 年度には延来館者数は 13 万人を超えている。隣接する市町から車で 30 分以内の立地であることから、市外の来館者も多い。建物は 2 階建ての複合施設となっており、1 階は保健センター分室、2 階は本センターと放課後児童クラブ、屋上には庭園がある。放課後児童クラブとはドア 1 枚でつながっており、トイレを共有している。また、ランドセル来館（事前登録をした小学校 3 年生以上が小学校から直接来館できる仕組み）を導入し、放課後児童クラブに通わないが、放課後に家庭以外に過ごす場所を必要とするニーズを補完している。ハード面・ソフト面において併設の放課後児童クラブと連携している。



自然体験活動を可能にする屋上庭園

<sup>1</sup> 平成 23 年度「全国児童館実態調査」（財団法人児童健全育成推進財団調査）による。

## ② 児童館における具体的活動

### ○地域の社会資源との連携について

本センターが立地する石井地区には多様な子育て関連の組織が多くあり、開設当初より、地区内の幼稚園、子育て支援センター、民生児童委員などで構成される子育て支援関係者の会議や公民館などで地域の住民が組織した会議に常に参加するようにしていた。その後、児童館主催の運営委員会や関係者会議にも参加してもらい、相互に情報交換ができる体制をつくっていった。年2回運営委員会を開催し、本センターの説明や情報交換を行っている。地区内の会議に参加することで、地域ニーズを把握することができるようになるとともに、児童館の認知度をあげることになった。このような進め方が市内の他の児童館にも波及していった。毎月校区内の小中学校には、本センターの通信(広報物)を届けて、直接的にコミュニケーションを図るようにしている。学校関係者の人事異動により、児童館の認知度の高低による差はあるものの、顔の見える関係づくりを強化するようにしている。過去には、不登校の中学生が授業時間帯に来館してくることがあり、中学校には報告をしながら、中学生の話を聴くなどの対応をしていたこともある。地域からの依頼で行事に出向き移動児童館を行ったり、地域の清掃活動や地方祭に参加したりつながりを強化している。

### ○中高校生への関わりについて

中高校生の来館のしやすさを意識して開館時間を21時までに行っている。18時以降は学習室としてスペースを確保している。中高校生専用の通信を作成、配布している。体育館および卓球台やダンス練習ができる多目的室は中高生優先の時間帯を設けている。またドラムやキーボードを備えた中高校生優先の練習室があり、市内全域の高校生の来館がある。

### ○ボランティアの育成について

ボランティアの延人数が450人である。幼児や小学校低学年の時に来館していた子どもが小学校高学年から高校生になってジュニアボランティアクラブに入るという流れがある。2ヶ月に一度、登録しているクラブ員には活動内容の連絡とボランティア依頼をしている。児童館がして欲しいことではなく、子どもが児童館で取り組みたいことを主体的に企画、運営できるように支援するようにしている。

### ○自治体の施策と児童館施策との関係性について

松山市とは、基本的に児童館ガイドラインに沿った事業内容を実施することで協議している。運営にあたり、同法人が多様な福祉施設の指定管理を受けていることもあり、そのノウハウを活かした幅広い対応も期待されている。

### ○福祉的課題について

同法人が指定管理を行っている市内の児童発達支援センターで療育の経験のある保育士が人事異動で児童館に配置されることがある。本センターでも、療育経験のある保育士が配置されている。現時点で、本センターの活動に障がい児に特化した内容はなく、保護



利用ルールの説明の工夫  
(誰にでもわかりやすい配慮)

者からのニーズも顕在化はしていない。ただし、普段の活動の様子で発達が気になる子どもがいる場合は、様子をケース記録に残したり、保護者に確認したりすることがある。保護者から情報がない場合は学校に確認し、適切な対応を図っている。日常的な活動で気になる子どもは、小中学校との情報交換ができる関係づくりができています。他にもすべての利用者にわかりやすい利用ルールの掲示物や案内表示などの工夫が

ある。

問題行動の多い子や気になる様子の子どものいれば、適度に声をかけ、様子を見守っている。そこから大きな問題や支援に繋がったケースはないが、例えば「昼食を食べていない」、「家に帰りたくない」といった言動や、必要以上にお小遣いを持っていたり服装が乱れていたりとといった子どもの様子などから、「もしかしたら」という意識を持って見守るようにしている。対応内容は所定の記録に残し、かつ、朝礼や終礼で口頭でも職員間で情報共有を図り、対応内容を同じにするなどの工夫をしている。何かトラブルがあったときには、学校や保護者にも連絡を入れている。それ以外に、市の総合相談センターから依頼があり、子どもの様子を見守ることがある。1階の保健センターとも連携し、保護者の悩みや子どもの様子に合わせて、保健センターへ案内することもある。

#### ○民営の経営感覚および運営感覚を生かした体制づくり

児童館は福祉施設であると同時に、サービス施設であるという認識のもと、常に来館者はお客様であるという意識で運営に取り組んでいる。来館者の利用満足度を大切に考え、マネジメントサイクル（PDCA）の視点から、来館者の要望は、コスト面も考慮しながら取り組むこととしている。安心安全の確保に精力を注ぎ、口頭及び書面での「ハウレンソウ」（報告・連絡・相談）をあらゆる場面で徹底している。

松山市内の全児童館では、新規採用職員を対象に交換研修を実施している。他館で業務を行うことで、自館との違いや新たな発見もあり、よい刺激となっている。また、職員研修として、児童館勤務歴の長い職員が講師となり、様々なテーマに沿って研修を実施している。さらに、愛媛県児童館連絡協議会主催の研修（児童厚生2級指導員取得科目）や、松山市の子育て支援拠点事業の研修、その他職員が興味のあるものには、積極的に参加できるよう研修体制を整備している。

#### ○児童館の評価について

指定管理者施設管理評価シートによる評価と四半期報告を行っている。子どもと保護者のニーズに沿った事業が提供されていれば、おのずと来館者数が増えると考え、延来館者数は評価の1つとして職員および自治体、利用者に意識されている。館内の掲示内容にも、

来館者目線での表現が意識されている。延来館者数の達成度が示されており、節目の人数では来館者と一緒にセレモニーを行っている。ニーズ充足度は多方面から確認している。例えば、事業別参加者アンケート、来館者の意見箱『あなたのこえ』、子どもに年間工作の中から総選挙方式で人気のある工作を選んでもらう等を行っている。特に『あなたのこえ』には子どもからの活動内容の提案が多く含まれており事業計画の参考にしている。

### ③ 児童館ガイドラインに対する評価

本センターは児童館ガイドラインの内容をもとに作成した『来館者アップマニュアル』というセンター独自のマニュアルを全職員に配布して周知している。また、市内全児童館で年度初めには児童厚生員としての基礎を学ぶ研修を行い、ガイドラインを活用している。

本センターでは、児童館ガイドラインは児童館が持つべき役割および対象（子ども・保護者・地域など）は理想的な内容であるにとらえ、日々の目標として取り組むことで児童館ガイドラインを実現する児童館づくりができると考えている。本センターでは、8割が児童の健全育成事業、2割が福祉的課題に関する事業であると認識している。健全育成事業は、乳幼児から中高生までの多様な来館者層のニーズをくみ取り、多様な活動を実現できており、延来館者数の結果からも一定の成果を実感している。しかし、福祉的課題に関する事業は、現在の児童健全育成事業の達成状況を維持しつつ、同時に取り組むことにはハードルを感じている。現在の児童厚生員の人的配置で行うことは困難であり、福祉的課題などに取り組む場合は、「本センターで取り組む意義」について、地域の他の社会資源の支援状況やニーズを考慮しつつ、現在の児童健全事業の精査と見直しが必要である。特に、福祉的課題に関する事業は、個別のニーズに長期的かつ継続的な対応を要するため、児童厚生員の配置人数の増員は必須の要望事項と考えている。

### ④ 児童館運営に関する課題および今後の展望

本センターは、大多数に共通するニーズと個別または希少なニーズの両方の充足を図る難しさを感じている。すでに子どもや保護者の声をふまえて、多様で魅力的な活動内容を提供し、日頃から多くの来館者でにぎわい、日常的にも多くの子どもたち・保護者が居場所として過ごすことができている。一方で、活動内容の充実のための準備に追われる状況もあり、一人ひとりの子どもや保護者に寄り添い、何気ない話をする時間の中で信頼関係を築き、児童館に求められる新たなニーズを見つけ、児童館運営のヒントを得ていく時間の確保は難しくなっている。今後、来館者目線での事業の見直しや安全管理を徹底していく必要があると考えている。具体的には、日頃から丁寧な対応を心がけ、地域にとって欠かせない場所になることを第一義的目標と考え、子どもにとっては楽しく親しまれる場所に、保護者にとっては信頼のおける安心できる場所であることを目指していくことである。

## (9) 兵庫県・県立こどもの館

訪問調査日	平成 29 年 1 月 27 日(金)
ヒアリング対象者	館長、副館長兼総務課長、総務調整専門員、児童指導専門員
研究調査員	中川 一良、依田 秀任

### ① 児童館の概況

兵庫県立こどもの館は、「現代社会における児童問題の重要性にかんがみ、児童及び児童にかかわる人々に対して総合的専門的な施策を講じることの必要性から全県的な児童健全育成の中核的拠点として」（「平成 28 年度要覧」より）、兵庫県によって平成元年 7 月に大型児童館として姫路市太市に設置された。設立から平成 25 年度までは県の直営により運営されてきたが、平成 26 年度からは指定管理者制度が導入され（非公募で期間は 3 年）、公益財団法人が指定管理者として運営にあたっている。主な施設は本館（地上 3 階地下 1 階建 7,000.69 m<sup>2</sup>）と工作館（地上 2 階建 168.52 m<sup>2</sup>）からなり、その設計は我が国を代表する建築家安藤忠雄氏である。屋外には遊具は設置されておらず、一見遊具に見えるものはモニュメントで、すべて「美術品」・「作品」とのこと。平成 27 年 11 月から平成 28 年 3 月には、老朽化した館内設備の更新のため、全館冷暖房工事をはじめとする開設後初の大規模な改修工事を実施、同時に壁面の清掃も行われた。また、災害時の照明等に活用するため、本館屋上に太陽光発電設備も設置された。

敷地面積は 82,647.37 m<sup>2</sup>にも及び、山の緑と水の美しい自然豊かな桜山貯水池に隣接している。近隣には「自然観察の森」、「宿泊型児童館（星の子館）」、「姫路科学館（アトムの館）」、「桜山公園」等が整備され、これら施設との連携による相乗効果も期待されている。交通機関としては J R や路線バスもあるが、多くは自動車による利用となっている。

### ② 「大型施設」の維持・管理について

設置されて 28 年目の施設であり、その維持・管理については、まず老朽化への対策が問われていたが、平成 27 年度の大規模改修工事の実施によって一定の対応はなされた。しかし、今後例えば 40 年 50 年を迎えた時に全体のリニューアルが問われてくるが、その財源となる修繕費用等、対応のあり方が大きな課題となっている。もうひとつの課題は、ユニバーサルデザインやバリアフリーへの対応である。平成元年開設時には、まだまだこうした考え方が薄かったことと設計者の安藤忠雄氏のコンセプトが「発見」・「わくわく感」などにあり、「表示もなく自分で何かを探したい、長い坂道を上がってきた時に目の前にぱつと空と一緒に開ける景色の中にこの雄大な建物があるという、子どもの感動をコンセプトに自然との調和を目指してこの場所が選ばれたと聞いている」（館長言）のこと。しかし、今やハード面において誰もが利用できる施設であることが求められており、車いす利用者

や子どもと一緒に来館する高齢者の方が多い中、そうした方々にとって利用しづらいことに対して考えていかねばならないとのことであった。

### ③ 職員体制について

従事する職員は、館長を除くと、常勤 12 人・非常勤 21 名の合計 33 名で、常勤職員は県からの派遣でそのうち 4 名が教員でそのほかは一般職の職員である。教員については、以前は中高生の利用が少なかったため、ほぼ全員で乳幼児親子向けの取組に関わっており、学校からの派遣もまれに高校の教員がいたが、ほとんどが小学校の教員であったとのこと。この間、高校生利用・取組が大変増加してきているので、来年は高校の先生を一名派遣要請しているとのこと。なお、職員のうち児童厚生員の資格を有する者は非常勤職員の 7 名となっている。

常勤の職員は県の人事ルールに基づき、県からの出向・派遣という形になっており、年限は基本 3 年の 2 年延長で最大 5 年となっている。非常勤の職員については、5 年の任用規定があり、もっと続けたい、続けてほしいと思っても現状として難しく、館長曰く、「例えばしばらく離れて自己研鑽を積むとか、違う施設などで働いてまた帰ってきてもらえたらと思っている、そうでないと児童館で働く職員がいなくなってしまう。また、職員数については、この三年間で 45 人から 33 人に 12 人減少したが、そんな中で平成 26 年度には過去最高の来館者数を記録しており、手前みそながら職員みんながいかに頑張ったかということである。」とのことであった。

### ④ 利用状況について

表4-2-9-1 年間利用者数

(単位：人)

区分		館内事業						館外事業		
開館		利用者数			一日平均			利用者数		
月	日数	児童	成人	計	児童	成人	計	児童	成人	計
元～22年	6,417	3,984,826	3,096,294	7,081,120	621	483	1,104	240,322	184,233	424,555
23年	299	180,001	143,049	323,050	602	478	1,080	19,015	14,629	33,644
24年	297	190,087	138,809	328,896	640	467	1,107	18,454	15,650	34,104
25年	297	209,985	144,473	354,458	707	486	1,193	20,856	16,418	37,274
26年	296	228,088	151,133	379,221	771	511	1,282	14,151	15,039	29,190
27年	182	150,683	93,583	244,266	828	514	1,342	9,199	9,925	19,124
計	7,788	4,943,670	3,767,341	8,711,011	635	484	1,119	321,997	255,894	577,891

※平成 27 年 11 月 9 日から平成 28 年 4 月 9 日まで大規模修繕工事のため休館していたが、職員は平常通り勤務し、移動児童館等館外事業・活動に従事するなど稼働はしていた。

## ⑤ 力を入れているプログラムについて

### ◎高校生等による子育て体験事業の推進

高校生等が、自分と地域に誇りを持つとともに、将来親になることへの期待を高めるなど地域全体で子どもを育てる事業を推進する。

#### (ア) ふれあい体験ひろば事業

高校生等が、NPOや障害福祉サービス事業等と連携し、保育体験活動や授産商品の販売、イベント等を企画・立案・運営することで、地域への愛着から自分に誇りを持つとともに地域の子育て力のアップにつなげる。

#### (イ) チャレンジファミリーキャンプ

発達障害のある子どもとその家族を対象に、子どもの特性を理解し、発達を支援した宿泊を伴う体験活動を提供し親子の絆を深める援助を行う。

また、高校生等がサブリーダーとして参加することで、高校生等と発達障害のある子どもとの相互理解を進める。

この取組にあたり館内で実施する時は館の仕組みの中で活動するが、館外事業にも力を入れている。例えば赤穂高校で赤穂の塩を使ったクッキー開発を西宮のパティシエと一緒にこなった時は、パティシエの方や高校生の時間に合わせて職員も午後6時7時になることもあるが、館の勤務時間に縛られずにおこなっている。

プログラムにおいて、高校生にはスタッフである大人と幼児とのつなぎ役として、頼れるお兄ちゃんお姉ちゃんとして、幼児のお母さん・お父さんに褒めてもらっている。そのことによって自分に誇りを持つとともに地場産業をからめることによって、自分の生まれ育った地域に愛着を感じてもらい、地域創生の色も入れて地域で役に立つ人間、人のために役に立つ人になりたいと思う地域の人材育成を目指しているとのこと。

募集については、近隣高校に依頼して学校の掲示板を使って呼びかけており、学校から「ボランティアに行ってくれ」と勧められて来るケースと、もう一つはクラブ活動の一環で例えば吹奏楽部やコーラス部がここに社会的貢献として来てくれるようになった。また、高校生等ボランティアの口コミや館のHPでこの事業が知られるようになり、ボランティア数の増加となった。当館が駅から遠く、交通費もかかることから、高校生だからと便利使いせず交通費にあたる1,000円だけであるが図書券を渡している。大学生になってリーダー的な役割でボランティアに来てくれることもあり、辞めたくないで、できたらこどもの館で働きたいと言ってくれる子もいたそうである。

県立の児童館として市町と同じ仕事をするのではなく、例えばこどもの館が出向いて行ったことで西脇高校の生徒が幼稚園児の制服をデザインして作りだし、それに梅田の阪急デパートの子ども服売り場が絡んで、幼稚園も関わって幼稚園児服のファッションショーが開催されるまでに発展していく、そこに県立館としての存在意義があるとのこと。こどもの館としては、デザイナーを連れて行ったり、阪急デパートへ連れて行ったり、高校生

と幼稚園を出合わせたり、行政の協力を促したり、織物組合の人を巻き込んだり、つまりきっかけづくりに徹しているのだとのこと。こどもの館が表に出ることはないが、自分たちが動かなかつたらできなかつたとの自負が、県立館としての役割意識を支えているのであろう。また、そのきっかけづくりの中で高校生たちに一流の人（人間として）との出会いを用意することも広い人脈を有している県立館としての役割だと考えているとのこと。

そのほか、「動く・こどもの館号」を県内各地の「まちの子育てひろば」や小規模保育施設等へ年間約 400 回派遣し家庭や地域の子育て力向上を支援する事業、父親のための子育てを応援するための「星の子館」と連携しての「父と子のふれあいキャンプ」、発達障害児と家族との一泊キャンプの実施など、県立の大型児童館として普及性と先駆性に富んだ取組も行われている。

また、幼稚園教諭・保育士等を対象にした「幼児教育研修会（夏休み集中実施）」の開催・関係施設の職員に加えてボランティアの方なども対象にしたあそびの実技講座「こどもの館あそび実技講座」の開催・電話相談員等子育て支援者を対象にした「カウンセリング研修講座」の開催・ボランティア対象の演劇、図書、創作、展示等多彩な分野にわたって実施されているボランティア活動推進事業などの実施は、児童館職員だけにとどまらず、子どもと子育て支援に関する研修実施機関としてその役割を拡充していこうとする強い姿勢を感じることができた。

もちろん、県立の大型児童館としての基本的マターである県内の児童館・放課後児童クラブに対する指導・連絡調整の実施や県内児童館等が参画するネットワーク会議の開催、児童厚生員等研修会（13 科目）の実施など、しっかりその役割を果たしている。

## ⑥ 今後の課題と方向性について

県の直営から平成 26 年度に指定管理者制度が導入され、兵庫県立こどもの館は大きな転機を迎えていた。丁度その最中に現館長が着任され、そのリーダーシップのもと今までの大型児童館の枠組みを超えた事業が展開されてきた。中でも高校生プログラムが、上述したように発展し得たのは、職員の皆さんの努力はもちろんとして、マスコミの効果的な活用や県庁への発信、様々な人や企業との出会いをコーディネートするなど館長のアイデアやネットワーク力があってこそだと言える。そして、現在、嘱託を含む職員全員を「研修」「広報」「魅力作り」の三つのチームに分けて、副館長を総括リーダーに新たな組織体制を作り、発表会を設けて職員各々が自ら感じ考えたことを発言することにより、館長の発信力にプラスして職員の発信力を引き出し、組織の活性化と事業の発展を目指している。

最後に、これからの県立こどもの館として重視すべき取組について聞いたところ、一つ目は市町、小規模施設も含めたネットワーク化、二つ目は貧困や発達障害、児童虐待、不登校など困難を抱えた子どもたちへの対策、この二つは絶対的な使命として取り組んで行かねばならないとの答えが返ってきた。これは益々目が離せないとの印象を強く持った。



## (10) 新潟県・県立こども自然王国

訪問調査日	平成 29 年 1 月 13 日(金)
ヒアリング対象者	館長、副館長兼総務企画課長
研究調査員	植木 信一、阿南 健太郎

### ① 児童館の概況<sup>1</sup>

柏崎市は、新潟県のほぼ中央に位置し、海岸線から佐渡島を望む日本海に面した地方都市である。人口 91,451 人（平成 22 年国勢調査）、34,104 世帯（平成 22 年国勢調査）、面積 442.03 km<sup>2</sup>（平成 26 年 10 月 1 日時点）である。

平成 17 年 5 月 1 日に、刈羽郡高柳町と西山町と合併し、平成 19 年度を初年度とする「第四次総合計画」がスタートした。市民と行政との協働による柏崎市の創造を目指していた矢先、平成 19 年 7 月 16 日に新潟県中越沖地震が発生し、市内全域が甚大な被害を受けたが、現在は、震災前以上の活力を備えた復興に向けた歩みを続けている。



市内には、放課後児童クラブを併設した西山児童館（小型児童館）と、新潟県立こども自然王国（大型児童館 B 型）の 2 つの児童館がある。このうち、ヒアリング先のこども自然王国は、旧高柳町に位置し郊外の山間部にある大型児童館である。



平成 7 年 7 月に設置され、現在は柏崎市が指定管理者となり、市からの業務委託を株式会社生態計画研究所が受託（2 期目継続中）している。同社では、市内でこども自然王国と高柳スキー場の管理運営を業務としている。このうち児童館に従事する職員は 15 名（うち児童厚生員 9 名）である。



平成 27 年度の運営実績は、利用者総数 87,129 人（県内利用者 74,477 人、県外利用者 12,652 人）であり、内訳は、宿泊利用者 7,077 人、キャンプ利用者 2,016 人、日帰り利用者 78,036 人である。

<sup>1</sup> 写真は、新潟県立こども自然王国案内リーフレットから転載した。

## ② 児童館における具体的活動

### ○広域向けの役割

大型児童館は全国にあるとはいえ、運営内容はそれぞれに異なることが想定される。

こども自然王国は、平成7年7月に設置されてから21年が経過している。自然豊かな場所に設置されているため野外体験型施設を活用したプログラムが多彩である反面、現地への移動が不便な場所にある。利用者を増やすためには、このような特有な地域性を意識した活動や運営上の工夫が不可欠である。

もともとは施設誘致の目的の一つに観光交流拠点施設としての地域活性化の意味合いが強かったため、これまで児童館としての機能を対外的に十分に発信できずにいた。しかし、大型児童館であっても、地域の児童館としての機能を取り入れて、地域の人たちとまちづくりをすすめる意識がないと地域の魅力が発信できないことに気がつき始める。

そこで、今年度はこれまで4年間実施できなかった「移動児童館」の取組を再開することにした。冬場はスキー場経営を兼務していること等から、移動児童館としての取組ができなかったが、今年から本来の児童館機能としての遊びのプログラムを取り入れながら頑張ろうとしているところである。

今年の秋に「児童館まつり」を実施した際は、県下の複数の児童館・放課後児童クラブが「あそびの屋台」を出店してくれて、いろいろな地域からの参加者があった。大型児童館を拠点にすることで、県下のネットワークを広げることができることを再確認することができた。大型児童館の役割としてのネットワークづくりを進めていくことが必要だと感じた出来事だった。

平成7年7月にオープンしたころは、地元の学校との連携やつながりをもつことが難しかった。利用者数は多かった一方で、宿泊型の観光交流拠点施設のようなイメージがあったため、地元住民からは縁遠いように捉えられていた。児童館自体が同地区にはなかったこともあり、その理解を求めることも難しかったと想像される。そこで、体験プログラムを地元の人たちと組んで指導してもらうような方法に変え、現在は地元との連携がかなり綿密にできるようになった。そこからプログラムに幅がでてきて、学校等の宿泊体験としての外部からの受け入れが増えてきている現状がある。

### ○地域向けの役割

平成14年ころに、地元の出生数が増えた時期があり、「くるるクラブ」という子育て支援を立ち上げた。当時は地域の子育て中の人たちが集まれる場が少なく、徐々に地域の人たちが集まってくるようになった。そこには、母親だけではなくおばあちゃんやおじいちゃんも来てくれるようになり、そこから地域とこども自然王国の存在が近くなっていったきっかけとなった。そこで、地域の人たちが利用しやすい身近な児童館を目指した結果、地域の顔が見えてきて、それが少しずつ連携につながり、児童館プログラムに関わってかれるようになった。

一方で、その後は子育て世帯が減少し見通しがたたない時期があったが、ちょうど市町村合併により広域の柏崎市になり、子育て支援の対象が拡大した。その後は、子どもたちが、宿泊体験「ガルルキャンプ」に参加したり、ボランティアとして継続的に関わってくれるようになった。子どもたちのなかには、将来はこども自然王国で働くのが夢だと言っていた子どもがスタッフになった例もあるという。

このように、体験型プログラムに1回だけ参加して終わるのではなく、もっと長い目で地域の子どもたちと関わっていくことを意識することで、スタッフの力量も増してきている。現在は、「ジュニアリーダーズクラブ」を立ち上げて、リーダー性をもった子どもたちが、地域に還元できるような活動を提供できるような場所にしたいと考えている。

#### ○広域と地域をつなぐ役割

こどもの城合唱団ミュージックパークに参加するダウン症の子どもたちが、毎年キャンプにやってくる。また、沖縄県の放課後児童クラブも毎年やってきて10年近くになっている。しかし、このような外部利用が恒例化しているのに、地元の子どもたちとの交流がほとんどないことに気がついた。

そこで今年は、ジュニアリーダーズクラブの子どもたちとの交流活動を実施した結果、普段では体験できない「多様性」のふれあいが、子どもたちによい影響を及ぼすことがわかった。

「広域と地域をつなぐ役割」こそが宿泊型の大型児童館の特長であり、さらに、こども自然王国特有の「自然の力」を活用することで「広域」と「地域」をつなぐ媒介となることがわかった。

### ③ 児童館ガイドラインに対する評価

#### ○職員のスキルアップ

室内体験型ではなく野外体験型の大型児童館であることから、職員の不得意な部分がどうしてもでてくる。自分の興味のないことを子どもへ伝えるには限界があるし、たとえ児童館が好きでも自然の知識を知らなければ仕事にならない。したがって、職員の研修や指導をとおしてスキルアップを図っていかなければならない。そのうえで、職員配置のバランスを配慮する必要がある。

#### ○運営管理

大型児童館の場合、児童厚生員のほかにフロント業務やレストランスタッフも職員の人である。たとえばレストランメニューの改善やフロント業務のスキルアップのために、クレームや反省を毎日確認する作業を繰り返している。そこから丁寧な対応が生まれリピーターの増加につながっている。

宿泊型なので長い時間スタッフと利用者が関わるが多く、たとえば、児童厚生員との「おしゃべりタイム」を設けるなどの児童館プログラムの導入が、利用者との信頼関係

の構築につながっている。つまり、ホテルでもない社会教育施設でもない児童厚生施設であることや、特にB型（宿泊型）の大型児童館であることの特長が活かされている。

#### ○指定管理者制度

新採用の職員のなかには、指定管理者制度で雇用に不安を抱えているものもいる。職員の定着のためには、将来にわたって生活給を保障される条件が必要である。大型児童館として自分たちで稼いでいかなければならない部分と、行政側の支援の両方がなければ成り立たない分野なのではないか。児童健全育成を推進することのできるスキルを備えた職員の育成は不可欠であり、職員の定着のための条件整備が必要である。

### ④ 児童館運営に関する課題および今後の展望

#### ○「多様性」への気づき

宿泊型の大型児童館の特長は、多様な利用者が訪れて一定期間滞在することである。それはホテル等への滞在とは性質が異なる。児童館には児童健全育成のスペシャリストである児童厚生員がいる。遊びのプログラムによって多様な利用者同士の交流を促すことが可能である。さらに地域の子どもたちが参加すれば、地域の子どもたちにとっても「多様性」に触れる有効な機会となるだろう。

#### ○移動児童館による「協働」の意義

大型児童館による移動児童館のプログラムは、移動先の児童館との「協働」を育む可能性がある。

大型児童館がもつスキルを移動先の児童館で展開する場合、いわゆるイベント屋に来てもらって、その時間はすべてお任せになってしまうとは意味がない。たとえば、移動児童館による遊びのプログラム当日までに、移動先の児童館職員とある程度の打ち合わせをすることや、当日は「協働」してプログラムを遂行できるようにすることなどの工夫が考えられる。また、終了後も、同じく「協働」して振り返りを行うことで、大型児童館による遊びのプログラムを移動先の児童館のプログラムとして残せるような工夫が可能である。

#### ○広域と地域を「つなぐ」役割

大型児童館は、その特性から広域対応が可能である。そのため、利用者がまた利用したいと思うようなリピーターが生まれるような対応が、大型児童館を維持するためにも不可欠である。一方で、地域の児童健全育成を果たす役割も重要である。たとえば、地元ジュニアリーダーズクラブ等の地域組織を育成するなど、地域の児童健全育成を推進する役割も担っている。

つまり大型児童館は、これらの「広域」と「地域」の両方に対応する機能を持つと考えられる。さらに、広域と地域を「つなぐ」役割こそが大型児童館の特長であり、こども自然王国の場合は、野外体験型の「自然の力」を活用することで「広域」と「地域」をつなぐ媒介となることが期待される。

### 3. 考察

本研究では、他の調査と並行して、研究会で選定した10の児童館へ訪問してのヒアリング調査を実施した。これは、全国児童館実態調査（質問紙調査）の内容を実証的に把握する意味合いで実施したものである。

本項では、（1）ヒアリング先の調査結果について要約し、（2）横断的に共通するテーマを抽出し、そのそれぞれについて検討を行う。（2）に関しては、比較検討が可能になるよう昨年度の調査研究で用いたテーマ①～⑥を基本にした。加えて、本年度調査の結果ならびに、研究会で検討したテーマ⑦～⑨で考察した。合わせて、（3）児童館ガイドラインに対する評価を整理した。

#### （1）各ヒアリング先の調査結果要約

##### ① 宮城県・山元町こどもセンター

東日本大震災の津波被害のため、集団移転先として新たに切り拓かれたエリアに建つこどもセンター（児童館）は、子育て支援センター、放課後児童クラブを館内に併設している。また、隣地に小学校と保育所、大型遊具のある公園が設置され、子育てに関する施設が集約されている。同町の復興に合わせて、子ども・子育て支援に力を入れていこうとしている姿が見受けられる。

また、新設であるこの施設運営の方向性を考える際に、児童館ガイドラインが活用されている。まさにガイドとなるものがあつたことが支えになっている。また、館長の先導のもとで、新しいまちづくりの拠点として、活動内容の工夫や地域住民の参加度合いを高めていく努力があることも興味深い。

##### ② 熊本県・合志市西児童館

保健福祉センターの中に児童館のほかに、保健センター、高齢者支援施設が併設され、市の保健福祉拠点となっている。児童館はそのなかで、病児保育、ファミリーサポートセンター、放課後児童クラブなどの委託事業を積極的に展開し、総合的な子ども・子育て支援体制を構築している。また、自主事業としての隣接保育所内への中高生の居場所（児童館が利用できる部屋）の設置、放課後児童クラブでの夕食提供など、受託している法人の福祉全体への視野の広さや先見性も感じられる。また、利用者のニーズを包括的に支援していく体制があり、社会福祉施策の方向性の中に、児童館がしっかりと位置づけられていると感じた。

##### ③ 栃木県野木町・あかつか児童センター

学校からは離れていることや、周囲が雑木林に囲まれているなど、立地や育成環境

としては困難があるが、放課後児童クラブを併設しており、最大限の利活用を検討していることがわかる。なお、放課後児童クラブは別法人による運営であり、連携への努力が見受けられる。しかしこれは、地域住民から「児童センター＝放課後児童クラブ専用施設」というイメージを持たれていることを払拭していく上でも、別法人運営による運営が功を奏することも想定される。活動の中に、母親クラブ（地域組織活動）的な活動グループや、ボランティアグループを巻き込んでいくなどの取組が、今後の児童館運営の刺激となるのではないかと感じた。

#### ④ さいたま市・尾間木児童センター

消防署、公民館との併設というユニークな施設である。乳幼児から中高生世代まで、対象年齢ごとの取組が平均的に行われており、児童館の継続的利用を促しやすい。運営法人によるマネジメントには注目に値するものがある。児童館と放課後児童クラブのエリア内マネジメント、館長の位置づけ、職員研修、苦情解決制度、第三者評価など多岐に亘るが、利用者主体の施設運営を目指す姿勢を感じさせる。また同時に、効率的な運営ということだけでなく試行や挑戦する姿勢も感じる。そこに、利用者ニーズを正確に把握する努力や工夫があり、その実現に伴う課題解決やルールの変更などに真摯に向かうところから見受けられた。

#### ⑤ 愛知県半田市・板山ふれあいセンター

切れ目のない子育て支援が求められる中、児童館における妊娠期の支援活動は全国的にまだ取組が少ない。同センターでは、利用者との関わりの中から、必要性に気づき、事業化している。妊婦だけではなく、パートナーが参加しやすい、参加したくなるような取組を用意することによって、出産直後からの子育てへの不安を軽減することにつながっている。

また、地元で根ざした団体が運営していることもあり、児童館活動への地域住民（学校教職員も含めて）のコーディネートが容易にしているが、その取組の実際には職員のコーディネート能力の高さが垣間見られる。

#### ⑥ 広島県府中町・児童センターバンビーズ

町に1ヶ所の児童館として、特に中高生世代をターゲットにした活動に積極性がある。多様な機関・団体・企業等とつながり、豊かな児童館活動を生み出していることがわかる。また、小学生からの企画・運営体験を引き継いでいく、中高生世代の運営への参画や意見を述べる場の提供を行うことにより、子どもの長期的関わりや育ちへの寄り添いが見られる。

子ども・子育て家庭の課題を発見する目を養っており、課題解決に向けたフォーマ

ル、インフォーマルな取組を上手に使い分けているように感じた。食事提供の取組手法は児童館のコミュニティワーク実践としても興味深い。

⑦ 東京都町田市・子どもセンターまあち

平成 28 年 4 月 30 日に開館したばかりの大型児童センターで、乳幼児親子から中高生まで誰もが気軽に立ち寄れるよう、機能面や設備面でのさまざまな工夫がなされている。その特徴として「子ども委員会」の設置がある。委員会は、建設前から立ち上げ、施設・設備に子どもの意見が反映された。施設の愛称も公募により子ども委員会で「まあち」と決定した。子ども委員は小学校 3 年生から 18 歳までの児童で構成されている。子ども委員会の専用室が設けられており、月 2 回の委員会が開かれている。21 時までの開館も子どもたちの意見で決められた。また、子どもセンターで育ってきた大学生を嘱託職員として採用し子どもたちに関わる循環をつくっている。

⑧ 愛媛県・松山市南部児童センター

平成 23 年度全国児童館実態調査において、小型児童館・児童センター種別において年間利用者数が 10 位となった施設である。利用者への対応はもちろんこと、地域や学校との連携も重要視しており、その基盤となる「認知度の向上」のための積極的な地域への関わりや会議出席を業務に位置づけている。子どものボランティア活動を促進する役割も果たし、自己有用感を高めることにつながっていることと想像される。

多い利用者の満足度を高めると同時に、少数の福祉的課題への取組も積極的であり、保健センターとの併設という利点を生かしている。また、運営法人の専門性から要支援、要保護児童や家庭への継続的観察などが行われている。

⑨ 兵庫県・県立こどもの館

県立の大型児童館 A 型として、地域の児童館活動支援やネットワーキング、移動児童館など、普遍的な役割発揮を行っている。

近年はこれに留まらず、積極的なアウトリーチを行っている。県立児童館として有するノウハウと県立施設だからこそそのダイナミックなフットワークを生かした中高生世代向けの活動を生み出している。地元にある産業や資源に着目し、新たな仕掛けで地域を盛りあげていく取組は興味深い。利用者や地域住民に対するプログラム提案力や、ファシリテート能力の高さを施設が有していることがわかる。またこれらの動きを黒子として実現させていくことが、県立ならではのスタンスとしていることが感じられる。

⑩ 新潟県・県立こども自然王国

宿泊利用が可能な大型児童館B型である。児童館が元々無く、児童館利用に対しての理解が乏しかった街に誕生し、一次は観光交流施設のようなまなざしが向けられたが、地元住民の巻き込みによる関心層の拡大や文化や食などの「そこに在るもの」を生かして来館者に提供していくという姿勢や努力により、地域との距離感が大幅に変化したことが推察される。

大型児童館では珍しく、地域住民のための子育て支援やジュニアリーダー育成など、一見すると小型児童館のような取組もある。地元指向ということだけではなく、そこにモデルを作っていくという気概が感じられる。生み出されたプログラムを県域に伝えていくという流れができつつあり、地域の児童館との距離感も詰めてきている。

## (2) 横断的なテーマの考察

### ① 福祉的課題への対応

全国的には、児童館は法的位置づけのある要保護児童対策地域協議会のメンバーに入っていないところも多い。今回の調査でも少なかった。しかしながら、どの施設も児童福祉施設としての機能を発揮するためにも、福祉的課題の発見、解決していくための体制づくりに努力していることがわかった。また、支援実績も蓄積されていることがわかる。次の利用者支援につながっていくようなノウハウ整理や、スーパーバイズやソーシャルワークスキルを上げていくような研修も期待されている。

包括的支援という今日的福祉の方向性に沿った支援を展開している施設もあった。厚生労働省で検討されているいわゆる「我が事・丸ごと」<sup>1</sup>にも通じ、児童館がどのように位置付けていくべきなのか示唆を与えてくれた。

### ② 利用者意向への対応

利用ルールにおける飲食の扱いについて、複数の施設での状況が報告された。必要性を児童館職員が感じたり、改善要求の声を計数して検討するなど、主観・客観の両面からルール変更への検討が見られた。

各児童館ではアンケートや意見箱などを施設状況や事業に合わせて設定しており、利用者の声を元にして、事業をより良くする動きが見られた。

また、特に民営施設では苦情解決制度についても周知広報されていることがわかった。利用者主体の福祉施設運営が浸透している。

### ③ 子どもの意見を述べる場の提供

「ジョイントフェローシップ」「ジュニアボランティアクラブ」「ジュニアリーダー

---

<sup>1</sup> 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部や、同省「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）」で検討されている。



ズクラブ」「子どもスタッフ」などの取組は、活動内容は様々であるが、子どもの意見表明や運営参画などを取り入れている。児童館ガイドラインに沿った活動が広がりを見せていることがわかる。

職員のファシリテーション能力や、参加する子どもの募集など課題もあるが、児童館が子ども主体で運営されようと努力し続ける姿勢が見て取れる。

#### ④ 研修と職員体制

多くの施設で研修を積極的に受講するようしていた。しかしながら、職員体制に左右され、なかなか参加しづらいという声も聞かれた。資質向上や新たな情報は質の高い運営を目指すためには不可欠である。安心して受講し、それが共有されるような環境が望まれる。

#### ⑤ ボランティアコーディネーション

昨年度の調査研究では「ボランティア育成」としていたが、今回の調査では人材の育成だけではなく、調整や連携、協働を生み出していく「コーディネーション」機能を発揮している施設が多かったことが特徴的である。

地域住民の特技、興味関心、専門性を生かし、子どもたちや保護者に接続していくことを事業の中で柔軟に展開しているところが多い。また、企業やNPOとの連携・協働なども増えていることも感じた。

子どものボランティア活動は先述の(③)を参照されたい。

#### ⑥ 中核的なセンター

今回の調査では「山元町こどもセンター」「合志市西児童館」などがこれに当たると思われる。自治体における中核的な施設であり、その機能を発揮するような努力が見受けられる。これについては、自治体の人口規模や面積などの諸条件に依る部分が多いにあるのではないかと感じるため、児童館実態調査と重ねて分析していくことが今後求められる。

今回のヒアリング調査では、県立児童館2館も調査対象とした。県域を対象とする中核的施設としてのアプローチは様々であるが、広域な地域を対象としながらも、個別地域のニーズや課題に対応する姿勢が興味深い。

#### ⑦ マネジメント（管理運営）

ヒアリング対象者のほとんどが館長であったためか、マネジメントに関する指摘が多く寄せられた。館長のリーダーシップが重要視されてきた時代もあったかと思うが、多様な職員が働く職場となっている児童館では、一人ひとりの職員の力量や個性を把

握し、利用者が求めているものを実現させていくような人材マネジメントが期待されていることを感じた。また、関係機関連携などの基盤となる安定的な運営、そしてそのことを周知していくことの必要性、また周知方法、人脈形成など、検討していくべき課題が散見された。

#### ⑧ 事業・運営に関する評価

P D C A のマネジメントサイクルや、量的・質的な評価指標を実施、検討する施設もあった。いかに職員や関係者が共有できる指標にしていくのかは今後の課題に思われる。本研究でも第三者評価について取り上げているが、現状としては全国的な傾向として、第三者評価を受審している施設が少ない。第三者評価のみならず、事業評価が自治体毎に多様な方法で実施されている。評価手法の分析も必要ではあるが、その目的や評価軸の検証も求められる。つまりは、どうしても自治体経営上注目されがちなコストパフォーマンスも無論重要であるが、児童館が果たしている機能に注目し、中長期的視野に立ったアウトカムに光が当たっていくことが望ましい。

#### ⑨ 放課後児童クラブとの連携

調査対象の4施設で放課後児童クラブを併設していた。運営方法はそれぞれ異なっていた。山元町は直営という点では共通ではあるが、こどもセンターの管轄ではない。野木町は別法人（N P O 法人）が受託、松山市は地域の運営委員会に運営を委託している。合志市は同一法人が受託している。

児童館と放課後児童クラブの連携の内容や度合いも様々であった。併設ならではのメリット、すなわち自由来館児童と放課後児童クラブ登録児童の交流機会や、放課後児童クラブで提供される以上の異年齢児童との関わりがあることは既知のことであるが、今後はいかに有機的な連携につなげていくかが課題ではないかと思われる。この場合の有機的というのは、場を共にし、双方の職員からの情報共有があり、意思疎通が生まれ、そして新たな活動や関係の発展が生まれていくイメージである。

#### (3) 児童館ガイドラインに対する評価

各施設でのヒアリング結果によると、概ね好意的に児童館ガイドラインの存在を捉えている。その活用方法や頻度などは施設によって大きく異なった。

活用方法としては、事業計画や事業の振り返り、委託や指定管理者制度での提案書の作成への参考、マニュアルの見直し、研修などが挙げられた。

頻度としては、「時々」としたところが多かった。職員マニュアルに掲載し、読み合わせを行う機会を持っているところもあり、意識的に目を通そうとする工夫もあった。

児童館ガイドラインが平成 23 年に発出されて以後の業務委託や指定管理者の公募にお

ける仕様書に活用されていることがわかった。

昨年度研究では児童館ガイドラインの周知広報に課題があることを明らかにしたが、実際の活用方法を周知していくことが必要だと思われる。

## 第5章

児童館第三者評価

に関する調査



## 第5章 児童館第三者評価に関する調査

### 1. 児童館第三者評価プリテストの方法・内容

#### (1) 経緯

児童館の第三者評価については、昨年度の調査研究<sup>1</sup>において、過去の調査研究や各都道府県での第三者評価の状況を整理し、児童館ガイドラインと照合して研究会版の第三者評価項目（案）を作成した。研究計画上はこれを用いて、プリテストを実施することとしていたが、評価を希望する児童館との時期の折り合い等の面から、年度内の実施ができなかったため、児童館第三者評価受審の実績や児童館運営経験のある児童館長、運営法人理事等から意見聴取を行い、研究会版第三者評価項目（案）の妥当性を検証する作業を行った。集約するに留まった。そのため、今年度の調査研究では、その結果に基づいて第三者評価のプリテストを実施することとした。

#### (2) 研究会版第三者評価項目（案）

昨年度検討し作成した研究会版第三者評価項目（案）は、表 5-1-1 のような構造となっている。総項目数は、105 である。昨年度作成版のオリジナリティは、児童館ガイドラインに準拠したものということである。

なお、この評価項目の構成は、「東京都福祉サービス第三者評価推進機構」の方式に基づいている。共通項目（事業全般に関する項目）と付加項目（児童館に関する項目）とに分けるのではなく、児童館に関する事項はカテゴリーVIの中で評価を行うというものである。これは、児童館版のオリジナリティを高めることにつながる。

「児童館ガイドライン」の内容を反映して新たな評価項目を盛り込んだ内容は、カテゴリーVI-2に盛り込んだ（詳細は表中に記載した）。

表 5-1-1

カテゴリー	サブカテゴリー	項目数
I. リーダーシップと意思決定	I-1. 事業所が目指していることの実現に向けて一丸となっている	5
II. 経営における社会的責任	II-1. 社会人・福祉サービス事業者として守るべきことを明確にし、その達成に取り組んでいる	5
	II-2. 地域の福祉に役立つ取り組みを行っている	8
III. 利用者意向や地域・事業環境の把握と活用	III-1. 利用者意向や地域・事業環境に関する情報を収集・活用している	6

<sup>1</sup> 一般財団法人児童健全育成推進財団（主任研究者：野中賢治）「児童館における子育て支援等の実践状況に関する調査研究」平成 27 年度厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業, 2016

IV. 計画の策定と着実な実行	IV-1. 実践的な課題・計画策定に取り組んでいる	7
	IV-2. 利用者の安全の確保・向上に計画的に取り組んでいる	4
V. 職員と組織の能力向上	V-1. 事業所が目指している経営・サービスを実現する人材の確保・育成に取り組んでいる	5
	V-2. 職員一人ひとりと組織力の発揮に取り組んでいる	4
VI. サービス提供のプロセス	VI-1. サービス提供の情報	5
	VI-2. サービスの実施	
	VI-2-1 遊びの環境整備を行っている	4
	VI-2-2 乳幼児と保護者への対応を行っている	3
	VI-2-3 小学生への対応を行っている（核となる児童館活動）	4
	VI-2-4 中学生・高校生世代への対応を行っている	2
	VI-2-5 子どもの権利を尊重した支援を行っている	2
	VI-2-6 配慮を要する児童・家庭への支援を行っている	3
	VI-2-7 地域の児童の育成環境づくり	3
	VI-3. サービスの開始・終了時の対応【放課後児童クラブ併設の場合のみ該当】	6
	VI-4. 特に配慮を要する児童・家庭の個別状況に応じた計画策定・記録	10
VI-5. プライバシーの保護等個人の尊厳、権利の尊重	6	
VI-6. 事業所業務の標準化	9	
VII. 情報の保護・共有	VII-1. 情報の保護・共有に取り組んでいる	4

### (3) 方法・内容

第三者評価は、児童館2館で実施した。評価者は一般財団法人児童健全育成推進財団である。これは、当財団が東京都福祉サービス第三者評価機関として認証を受けており、評価者講習修了者が複数在籍していること、平成27年度までに児童館17館で評価を行った実績があり、新たな評価項目（案）を作成した研究主体であること等から、適切であると判断したものである。実施手法は表5-1-2の通りである。これは東京都福祉サービス第三者評価事業を準用したものである。東京都は全国で一番数多く第三者評価を実施しており、手法も毎年検証が加えられ、高い精度を目指している。実施にあたっては、プリテストの目的が「評価項目の妥当性検証」であり、その施設を評価すること自体ではないため、職員調査は参考として扱い、実施していない施設がある。利用者調査については、自由来館主体の児童館もあり、対象者選定や回収が難しいケースがあるため、今回は実施しなかった。これらについては今後の評価手法検討の際の課題としたい。

表 5-1-2

評価プロセス	児童館側の業務	評価者側の業務	備考
施設理解	施設概要(事業プロフィール)の作成	施設概要(事業プロフィール)の確認	
自己評価	評価項目(案)について調査票に自己評価を記入する。	—	
職員調査	—	—	1施設で実施あるが、プリテストの範疇としない。
利用者調査	—	—	実施なし
自己評価分析	—		
訪問調査	評価者が訪問し、現地視察や調査票に記載された内容を裏付ける資料の確認、ヒアリングを実施する。(4時間程度)		
報告書(案)作成	—	報告書(案)作成	
報告書確定	報告書(案)内容を確認し、修正依頼	報告書を確定させる	
公表	—	公表	当財団ホームページを使用

なお、施設概要(事業プロフィール)については、表 5-1-3 の内容を記入してもらった。

表 5-1-3

項目	内容
フェイスシート	事業所名、運営主体、設置主体、所在地、館長名、連絡先、併設の福祉施設(サービス)
職員の状況	職員数、資格(国家資格、当財団認定資格)取得者の人数、非常勤職員の勤務形態と業務内容、前年度採用・退職の状況、常勤職員の平均年齢、常勤職員の平均在職年数
サービス内容	放課後児童クラブの定員・利用者数、放課後児童クラブの開設状況、子育て支援活動、中高生世代の活動、特筆すべき活動、子ども・子育て支援新制度等の実施事業
組織マネジメント	理念・方針、サービス提供の考え方、期待する職員像、現在のサービス提供能力と利用者数、3年後の見通し、事業者として力を入れて取り組んでいる点、今後の運営にあたって重要だと考えるもの、実習生の受け入れ状況
業界動向	運営に影響を与えると思われる事業環境の変化
付加質問	児童館ガイドラインについて、評価機関に伝えておきたいこと



実際の評価にあたっては、この施設概要を含む事前資料を研究員・評価者で読み込み、対象施設に関する理解を深める努力をおこなった。

また、昨年度同様に、関係者の意見聴取を行うことで、評価項目の妥当性を検証することとした。これは、評価項目をあらかじめ対象者（児童館所管課担当職員、児童館長）に配布し、それに対して個別自治体・館の状況に合わせて、自己評価や検討を行ってもらい、それをヒアリングしたものである。今回は、児童館長だけではなく、自治体の所管部署の協力を得て、管理・運営を総合的に聴取することとした。

調査対象・時期は 表 5-1-4 の通りである。なお、研究協力者は全て、当財団所属の第三者評価者である。

表 5-1-4

内容	対象施設	実施日	研究員	研究協力者
プリテスト	東京都A市B児童館 (公設公営)	平成 29 年 1 月 16 日	有馬 秀人 阿南 健太郎	渡部 博昭
	京都府C市D児童館 (公設民営)	平成 29 年 2 月 8 日	中川 一良 依田 秀任	渡部 博昭 熊澤 桂子
意見聴取	東京都E区 (公設公営)	平成 29 年 1 月 19 日	依田 秀任	西島 結
	東京都F区 (公設公営)	平成 29 年 1 月 20 日	有馬 秀人 阿南 健太郎	

## 2. 結果・考察

### (1) プリテストの結果

東京都A市B児童館は公設公営児童館である。これまでA市内の児童館では第三者評価を受審した経験は無い。施設概要（事業プロフィール）は表 5-2-1 の通りである。

表 5-2-1

設置運営	設置・A市 運営・A市	
職員数	常勤4人、非常勤11人	
非常勤職員	子育て支援活動	嘱託1人、臨時1人
	放課後児童クラブ	嘱託5人、臨時3人（障害児加配）
資格取得数	保育士2人、幼稚園教諭2名、教諭4人	
平均在職年数	1年3ヶ月	

自己評価は、館長と所管課職員が合議して作成してもらった。訪問調査では、施設視察を行った後に、調査票を元にしてヒアリングや、資料閲覧を行った。

評価結果の概要は次ページの通りである。

評価の際に注目したのは、自己評価の段階で「実施していない・できていない」としたものである。これは児童館にそぐわない評価項目の可能性があるからである。また、訪問調査により「実施している・できている」と評価が変化したものにも注目した。これは、評価項目のミスリードや理解度合いの差などが影響したものである可能性があり、項目の評価に有効であると考えたからである。

A市B児童館の評価結果（概要：分析視点に基づく項目のみ抽出）

**I. リーダーシップと意思決定**

該当項目なし

**II. 経営における社会的責任**

1. 社会人・福祉サービス事業者として守るべきことを明確にし、その達成に取り組んでいる  
 II-1-1-2 第三者による評価の結果公表、情報開示などにより、地域社会に対し、透明性の高い組織となっている

	平成27年度研究会作成項目案	自己評価	訪問調査結果	分析
1	第三者による評価の結果公表、情報開示など外部の導入を図り、開かれた組織となるように取り組んでいる	-1	-	公設公営の場合、そのほとんどが、第三者評価を実施していない。

2. 地域の福祉に役立つ取り組みを行っている

- II-2-2 ボランティア受け入れに関する基本姿勢を明確にし、体制を確立している

	平成27年度研究会作成項目案	自己評価	訪問調査結果	分析
1	ボランティアの受け入れに対する基本姿勢を明示している	-	-	実習生やインターンシップに関する受け入れマニュアルはあるが、現在はボランティアの受け入れは無かった。
2	ボランティアの受け入れ体制を整備している（担当者の配置、手引き書の作成など）	-	-	

- II-2-3 地域の関係機関との連携を図っている

	平成27年度研究会作成項目案	自己評価	訪問調査結果	分析
2	地域ネットワーク内での共通課題について、協働して取り組めるような体制を整えている	-	-	会議等での連携はあるが、協働しての事業運営体制は無かった。

1 「実施していない・できていない」の意

**Ⅲ. 利用者意向や地域・事業環境の把握と活用**

1. 利用者意向や地域・事業環境に関する情報を収集・活用している

Ⅲ-1-1-1 利用者一人ひとりの意向（意見・要望・苦情）を多様な方法で把握し、迅速に対応している（苦情解決制度を含む）

	平成 27 年度研究会作成項目案	自己評価	訪問調査結果	分析
1	苦情解決制度を利用できることや事業者以外の相談先を遠慮なく利用できることを、利用者に伝えている	—	—	市では福祉オンプズマンの制度なども整備しているが、児童館では明示等していない。

Ⅲ-1-1-3 地域・事業環境に関する情報を収集し、状況を把握・分析している

	平成 27 年度研究会作成項目案	自己評価	訪問調査結果	分析
1	地域の福祉ニーズの収集（地域での聞き取り、地域懇談会など）に取り組んでいる	—	—	関係会議に出席しているが、情報交換に留まっている。「聞き取りをする」までの積極的な取り組みでは無かった。

**Ⅳ. 計画の策定と着実な実行**

1. 実践的な課題・計画策定に取り組んでいる

Ⅳ-1-1-1 取り組み期間に応じた課題・計画を策定している

	平成 27 年度研究会作成項目案	自己評価	訪問調査結果	分析
1	理念・ビジョンの実現に向けた中・長期計画を策定している	—	—	年間計画はあるが、中・長期計画は無かった。ただし、同市では児童館のあり方検討を外部委員と実施しており、今後中長期計画が策定される予定。

Ⅳ-1-1-3 着実な計画の実行に取り組んでいる

	平成 27 年度研究会作成項目案	自己評価	訪問調査結果	分析
2	計画推進にあたり、目指す目標と達成度合いを図る指標を明示している	—	—	達成状況を事業報告書に記入しているが、指標までは無かった。

V. 職員と組織の能力向上

2. 職員一人ひとりと組織力の発揮に取り組んでいる

V-2-1 職員一人ひとりの主体的な判断・行動と組織としての学びに取り組んでいる

平成27年度研究会作成項目案		自己評価	訪問調査結果	分析
1	職員の判断で実施可能な範囲と、それを超えた場合の対応方法を明示している	-	-	特に定まったものが無かった。

VI. サービス提供のプロセス

2. サービスの実施

VI-2-1 遊びの環境整備を行っている

平成27年度研究会作成項目案		自己評価	訪問調査結果	分析
2	乳幼児から中高生までの児童すべてが日常的に気軽に利用できる環境がある	-	<input checked="" type="checkbox"/>	中高生の利用が多いわけではないが、中高生世代の専用利用時間を設定していることや中高生対応事業を実施していることから評価を変更した。
3	利用者が自発的かつ創造的に活動できるように環境を整備している	-	<input checked="" type="checkbox"/>	3階+屋上まであるが、古い建物のため、使い勝手はあまり良くない。しかし、工夫や努力の跡があるため、評価を変更した。
4	幅広い年齢の児童が交流できる場が日常的に設定されている	-	<input checked="" type="checkbox"/>	自由来館児童と放課後児童クラブ利用児童も交流できようようにしており、異年齢の関わりが見られたため、評価を変更した。

VI-2-3 小学生への対応を行っている(核となる児童館活動)

平成27年度研究会作成項目案		自己評価	訪問調査結果	分析
2	職員が個別・集団援助技術を念頭において、個人や集団の成長に向けて働きかけている	-	<input checked="" type="checkbox"/>	個別・集団援助技術という用語に反応したようだが、活動内容をヒアリングしたところ、個別的、集団的関わりや、支援の方向性を感じたため、評価を変更した。
3	障害の有無や国籍の違いを超えて、児童が一緒に遊びお互いに理解を深め合える取り組みが行われている	-	<input checked="" type="checkbox"/>	学童クラブや自由来館でも障害のある子どもからの受入体制があり、交流しながら過ごしていることから評価を変更した。

2 「実施している・できている」の意。

VI-2-4 中学生・高校生世代への対応を行っている

平成27年度研究会作成項目案	自己評価	訪問調査結果	分析
1 日常的に中学生・高校生世代の利用がある	—	—	中学生・高校生世代の専用時間を設けたり、併設ホールでの企画もあるが、日常的な来館にまではつなげていない。

VI-2-7 地域の児童の育成環境づくり

平成27年度研究会作成項目案	自己評価	訪問調査結果	分析
2 地域社会で児童が安全に過ごせるような取り組みをしている	—	<input checked="" type="checkbox"/>	学童クラブ児童を中心に、地域の安全マップ作成があったことと、児童館運営会議（運営委員会）での意見交換があったため、評価を変更した。

3. サービスの開始・終了時の対応【放課後児童クラブ併設の場合のみ該当】

VI-3-1 サービスの開始にあたり保護者に説明し、同意を得ている

平成27年度研究会作成項目案	自己評価	訪問調査結果	分析
3 放課後児童クラブに関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している	—	<input checked="" type="checkbox"/>	児童の育成状況を記録する書類に保護者意向の記載ができるようになってきているため、評価を変更した。

4. 特に配慮を要する児童・家庭の個別状況に応じた計画策定・記録

VI-4-1 定められた手順に従って情報収集、分析および課題設定を行い、子ども・家庭の課題を理解した個別の支援を計画している

平成27年度研究会作成項目案	自己評価	訪問調査結果	分析
1 配慮を要する子どもや保護者の心身状況や生活状況、ニーズ等を、明示する手続きを定め、記録し把握している	—	—	
2 支援の計画は定期的見直しの時期と手順を定めている	—	—	
3 個別の支援内容は、子どもの様子や保護者の希望を尊重して計画的に作成されている	—	—	自由来館児童についての個別対応はヒアリングから理解できたが、記録や計画的支援の状況は見られなかった。
4 計画を保護者にわかりやすく説明している	—	—	

VI-4-2 子どもに関する記録が行われ、管理体制を確立している

平成27年度研究会作成項目案	自己評価	訪問調査結果	分析
2 計画に沿った具体的な支援内容と、その結果子ども の状態がどのように推移したのかについて具体的に記 録している	—	—	自由来館児童に関しての記録推移は見られなかった。口頭で の報告（昼礼など）はある。

VI-4-3 配慮を要する子どもの状況等に関する情報を職員間で共有化している

平成27年度研究会作成項目案	自己評価	訪問調査結果	分析
1 計画の内容や個人の記録を、支援を担当する職員すべ てが共有し、活用している	—	—	自由来館部分に関して、館日誌等への記録はあるが、個別的 な記録が見られなかった。

5. プライバイシーの保護等個人の尊厳、権利の尊重

VI-5-1 子どものプライバイシー保護を徹底している

平成27年度研究会作成項目案	自己評価	訪問調査結果	分析
1 子どもに関する情報（事項）を外部とやりとりする必 要が生じた場合には、保護者の同意を得るようにして いる	—	—	自由来館児童については登録制ではないため、保護者への 直接的な連絡が難しい状況がある。学校や子ども家庭支援 センターとの連携による支援が行われている。

6. 事業所業務の標準化

VI-6-2 サービスの向上をめざして、事業所の標準的な業務水準を見直す取り組みをしている

平成27年度研究会作成項目案	自己評価	訪問調査結果	分析
1 提供しているサービスの基本事項や手順等は変更の 時期や見直しの基準が定められている	—	<input checked="" type="checkbox"/>	運営マニュアルが整備されており、変更記録も視認できる ように毎年改訂されているため、評価を変更した。
2 提供しているサービスの基本事項や手順等の見直し にあたり、職員や保護者等からの意見や提案、子ども の様子を反映するようにしている	—	<input checked="" type="checkbox"/>	ヒアリングで、マニュアルの改訂時は職員の意見聴取、館 長等のワーキンググループにより実施されていることを聴 取したため、評価を変更した。
3 職員一人ひとりが工夫・改善したサービス事例などを もとに、基本事項や手順等の改善に取り組んでいる	—	<input checked="" type="checkbox"/>	ヒアリングで、館長と職員のコミュニケーションの状況や 会議内容について聴取したため、評価を変更した。

**Ⅶ. 情報の保護・共有**

1. 情報の保護・共有に取り組んでいる

VII-1-1-1 事業所が蓄積している経営に関する情報の保護・共有に取り組んでいる

	平成27年度研究会作成項目案	自己評価	訪問調査結果	分析
1	情報の重要性や機密性を踏まえ、アクセス権限を設定している	—	<input checked="" type="checkbox"/>	正規職員用とそれ以外の職員用パソコンではアクセス権限が異なり、パスワード管理されていることや、資料の管理状況をヒアリングしたため、評価を変更した。



京都府C市D児童館は公設民営児童館である。指定管理者制度により、市内の社会福祉法人が運営している。同法人は所管する児童館において第三者評価を計画的に受審してきた。その一環としてプリテストにご協力いただいた。

施設概要（事業プロフィール）は表 5-2-2 の通りである。

表 5-2-2

設置運営	設置・C市、運営・社会福祉法人（指定管理者制度）	
職員数	常勤5人、非常勤1人	
非常勤職員	放課後児童クラブ	準職員1人
資格取得数	保育士2人、幼稚園教諭1名	
平均在職年数	5年	

自己評価は、組織マネジメント項目は運営法人本部にて、福祉サービス項目については館長と運営法人本部職員が合議して作成している。訪問調査は、施設視察を行った後に、調査票を元にしてヒアリングを進めたり、資料を閲覧したりした。

評価結果の概要は次ページの通りである。

なお、分析視点としては、A市B児童館と同様である。

C市D児童館の評価結果（概要：分析視点に基づく項目のみ抽出）

I. リーダーシップと意思決定 該当なし

II. 経営における社会的責任 該当なし

III. 利用者意向や地域・事業環境の把握と活用 該当なし

IV. 計画の策定と着実な実行 該当なし

V. 職員と組織の能力向上 該当なし

VI. サービス提供のプロセス

2. サービスの実施

VI-2-7 地域の児童の育成環境づくり

	自己評価	訪問調査結果	分析
平成27年度研究会作成項目案 児童館運営協議会等を設け、地域住民と共に育成環境 づくりを検討する機会がある	—	—	未設置のため。現在、設立準備をしている。

VII. 情報の保護・共有 該当なし

## (2) 意見聴取の結果

第三者評価の受審実績が無い公設公営の児童館を運営する2つの自治体でプレテストを補うための、意見聴取を実施した。

### ①E区

E区では、児童館所管課職員を対象にして、意見聴取を行った。所管課職員の中には児童館勤務経験者が含まれており、児童館現場の視点から意見も聴取することができた。

#### ア. 全体的な意見

##### (ア) 用語の整理

例えば「事業所」は「児童館」とするなど、現場に即した用語に修正した方が良いのではないか。

##### (イ) 視点や活動の範囲

公設公営の児童館は、小地域の視点と自治体全体への視点からの対応が重要となっている。

##### (ウ) 第三者評価の必要性

直営の児童館のため事業評価をしていないが、客観的に確認する第三者評価等の機会は必要である。

##### (エ) 直営児童館における評価項目

行政全体の施策に沿った運営を行っており、共通して実施していることが多い。児童館単体の評価になりにくいものがあり、評価項目が期待しているところとの差が発生するものがある。

#### イ. 評価項目に対する意見

次ページ以降の通りである。

E区 イ. 評価項目に対する意見

I. リーダーシップと意思決定

1 事業所が目指していることの実現に向けて一丸となっている

I-1-1 事業所が目指していること（理念、基本方針）を明確化・周知している

平成27年度研究会作成項目案		意見
1	事業所が目指していること（理念・ビジョン、基本方針など）を明示している	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童館の不特定多数の利用者に理念・ビジョン・基本方針を説明することがなじまないのではないかと。</li> <li>・地域懇談会で児童館は既に地域に認知されているため、周知されていると考えている。</li> <li>・行政担当課として児童館の運営指針、年間事業計画に立て、それに基づいて各館が自館の運営方針、年間計画、目標を書類にする。それにあたって職員間で、目標、到達点を話し合い具体的事業にしていけるのだが、どのあたりを指すかわかりにくい。</li> </ul>
3	事業所が目指していること（理念・ビジョン、基本方針など）について、利用者本人や家族等の理解が深まるような取り組みを行っている	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政として区全体の理念、ビジョン、基本方針の中に児童館がある。区の理念、ビジョン、基本方針は住民全体への広報を行っているが「利用者本人や家族等の理解が深まる取り組み」に該当するかがわからない。</li> </ul>

I-1-2 経営層（運営管理者含む）は自らの役割と責任を職員に対して表明し、事業所をリードしている

平成27年度研究会作成項目案		意見
1	経営層は、自らの役割と責任を職員に伝えている	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政組織の「経営者層」の整理が必要かと思う。「経営者層」の定義には児童館長も明記されているが、公立公営の児童館の場合、専門職か事務職かで答えられる内容が異なることがある。</li> </ul>

II. 経営における社会的責任

1. 社会人・福祉サービス事業者として守るべきことを明確にし、その達成に取り組んでいる

II-1-1 社会人・福祉サービスに従事する者として守るべき法・規範・倫理などを周知している

平成27年度研究会作成項目案		意見

1	福祉サービスに従事する者として、守るべき法・規範・倫理（個人の尊厳）などを明示している	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区の事業は、法の定めによるところで、すべて区としてクリアしていなければならないので問題無いかと思う。</li> <li>・公務員にはそもそも社会的責任があり省くことができるのではない。</li> </ul>
2	全職員に対して、守るべき法・規範・倫理（個人の尊厳）などの理解が深まるように取り組んでいる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公務員にはそもそも社会的責任があり省くことができるのではない。</li> </ul>
3	事業所のコンプライアンスや社会的責任を明確にして、職員保護や法令遵守に対する取り組みをおこなっている	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公務員にはそもそも社会的責任があり省くことができるのではない。</li> </ul>

II-1-2 第三者による評価の結果公表、情報開示などにより、地域社会に対し、透明性の高い組織となっている

	<b>平成27年度研究会作成項目案</b>	<b>意見</b>
1	第三者による評価の結果公表、情報開示など外部の導入を図り、開かれた組織となるように取り組んでいる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童館は個人情報保護について神経質になっているところがあるが、情報開示しないということはないと思われる。</li> </ul>
2	透明性を高めるために、地域の人の目にふれやすい方法（事業者便り・会報など）で地域社会に事業所に関する情報を開示している	<ul style="list-style-type: none"> <li>・透明性を確保するために情報公開して地域に意見を聞いている。</li> <li>・予算や地域からの要望・クレームの開示は難しいことがある。なぜならば、クレームの内容を示すことで地域に密着しているほど個人が特定される可能性が高いためである。</li> </ul>

2. 地域の福祉に役立つ取り組みを行っている

II-2-2 ボランティア受け入れに関する基本姿勢を明確にし、体制を確立している

	<b>平成27年度研究会作成項目案</b>	<b>意見</b>
1	ボランティアの受け入れに対する基本姿勢を明示している	<ul style="list-style-type: none"> <li>・II-2-2は答えやすい。</li> <li>・まずボランティアの募集をしているかどうか聞く項目があるといいのではない。</li> </ul>

II-2-3 地域の関係機関との連携を図っている

	<b>平成27年度研究会作成項目案</b>	<b>意見</b>
1	地域の関係機関のネットワーク（連絡会など）に参画している	<ul style="list-style-type: none"> <li>・II-2-3は答えやすい。</li> </ul>

### Ⅲ. 利用者意向や地域・事業環境の把握と活用

#### 1. 利用者意向や地域・事業環境に関する情報を収集・活用している

##### Ⅲ-1-1-1 利用者一人ひとりの意向（意見・要望・苦情）を多様な方法で把握し、迅速に対応している（苦情解決制度を含む）

	平成27年度研究会作成項目案	意見
1	苦情解決制度を利用できることや事業者以外の相談先を遠慮なく利用できることを、利用者に伝えていく	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Ⅲ-1-1 行政のシステムとして苦情対応窓口を設けられていて、区長への手紙やメールで区役所所管担当係に回ってくる。</li> </ul>
2	利用者一人ひとりの意見・要望・苦情に対する解決に取り組んでいる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政全体への苦情と児童館の利用に関する苦情は質が異なるかと思うので、整理ができると良いのではないか。</li> <li>・各児童館へのクレームも、直接来ることとあれば電話もある。それぞれに対応も異なる。</li> <li>・民生委員や町会の人など地域連絡会のメンバーから地域の情報が入ることもある。</li> </ul>

##### Ⅲ-1-1-2 利用者意向の集約・分析とサービス向上への活用に取り組んでいる

	平成27年度研究会作成項目案	意見
1	利用者アンケートなど、事業所側からの働きかけにより利用者の意向を把握することに取り組んでいる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見箱を用意して子どもたち・保護者の意見を入れるようにしている児童館がある。</li> </ul>
3	利用者の意向をサービス向上につなげることに取り組んでいる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の意向として子どもたちの意見を聞き取る仕組みはないが、各館の職員が子どもと日常的に接する中ですくい取るようにしているが、該当するか。</li> </ul>

##### Ⅲ-1-1-3 地域・事業環境に関する情報を収集し、状況を把握・分析している

	平成27年度研究会作成項目案	意見
1	地域の福祉ニーズの収集（地域での聞き取り、地域懇談会など）に取り組んでいる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域子育てネットワークが地域の福祉ニーズを収集している。</li> </ul>
2	福祉事業全体の動向（行政や業界などの動き）の収集に取り組んでいる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉事業全体の動向は課が取りまとめ、館長会や研修で全館に説明している。</li> </ul>

**IV. 計画の策定と着実な実行**

1. 実践的な課題・計画策定に取り組んでいる

IV-1-1-1 取り組み期間に応じた課題・計画を策定している

	平成27年度研究会作成項目案	意見
1	理念・ビジョンの実現に向けた中・長期計画を策定している	・児童館だけの中長期計画はない。
2	年度単位の計画を策定している	・年度単位の短期計画にはすべて☑がつく。

IV-1-1-3 着実な計画の実行に取り組んでいる

	平成27年度研究会作成項目案	意見
2	計画推進にあたり、目指す目標と達成度合いを図る指標を明示している	・IV-1-3 利用施設の子童館で達成度の指標の設定は難しいかと思う。 ・個別支援計画も、集団支援計画も児童館ではどのあたりを指すのか、わかりにくい。 ・児童館の利用者の質的な達成度合いは、数では明示しづらい。

2. 利用者の安全の確保・向上に計画的に取り組んでいる

IV-2-1-1 利用者の安全の確保・向上に計画的に取り組んでいる

	平成27年度研究会作成項目案	意見
1	事故、感染症、侵入、火災、自然災害などの事例や情報を組織として収集し、予防対策を策定している	・安全確保は、今すぐ求められている。
2	事故、感染症、侵入、火災、自然災害などの発生時でもサービス提供が継続できるよう、職員、利用者、関係機関などに具体的な活動内容が伝わっている	・児童館職員も区職員としての震災対応をしたが、地域住民が児童館に避難してきたときに適切に対応して、安全を確保し避難所に誘導する仕事に当たる人となっている。 ・インフルエンザが流行した場合、児童館は休館するが学童クラブは実施するようになっている。 ・地震の際、学童はお迎えまで預かるが、児童館の利用は安全確保して帰すようになっている。 など、ケースにより異なるがどのように評価するか。

V. 職員と組織の能力向上

1. 事業所が目指している経営・サービスを実現する人材の確保・育成に取り組んでいる

V-1-1-2 職員の質の向上に取り組んでいる

平成 27 年度研究会作成項目案		意見
1	職員一人ひとりの能力向上に関する希望を把握している	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童館独自で児童館・学童クラブに必要な専門的な知識研修を実施している。</li> <li>・公務員の人材育成を課として実施している。</li> <li>・課の研修計画に基づいて、階層別、専門研修をおこなっている。</li> <li>・参加対象をイメージした年間研修計画を出し、年度当初に希望に沿って申し込む。</li> </ul>

2. 職員一人ひとりと組織力の発揮に取り組んでいる

V-1-2-2 職員のやる気向上に取り組んでいる

平成 27 年度研究会作成項目案		意見
1	事業所の特性を踏まえ、職員の育成・評価・報酬（賃金、昇進・昇格、賞賛など）が連動した人材マネジメントを行っている	<ul style="list-style-type: none"> <li>・V-2-2 児童館の特性を定義しないと難しいところがあるかもしれない。</li> <li>・常勤職員には、区統一で課長が評価する。数が多いところは館長が補助、個人へのヒアリングで確認する。</li> <li>・年度始めに各職員が自己評価票を提出し、年末に自己評価し、館長がまとめて課長に報告する。</li> <li>・館長評価を課長が聞く課長ヒアリングがある。</li> <li>・非常勤、嘱託員とパートは自分の館専用の評価シートで課に上げる。</li> </ul>



VI. サービス提供のプロセス

1. サービス提供の情報

VI-1-1-1 利用者や地域住民に対してサービスの情報を提供している

平成 27 年度研究会作成項目案		意見
1	利用者や地域住民が入手できる媒体で、事業所の情報を提供している	・行政の仕組みの中で区全体の児童館として対応している。
4	放課後児童クラブの利用が困難な場合には、理由を説明したうえで、他の相談先紹介など支援の必要に応じた対応をしている	・公設公営館の中にある児童クラブが、民間の放課後等デイサービス事業などの事業者そのものを紹介することはあまりない。

2. サービスの実施

VI-2-1-1 遊びの環境整備を行っている

平成 27 年度研究会作成項目案		意見
2	乳幼児から中高生までの児童すべてが日常的に気軽に利用できる環境がある	・『乳幼児から中高生まで児童全てが日常的に気軽に利用できる環境がある』状況について、区では課題になっている。児童館で受け止めきれないだけのニーズがあるということである。 ・中高生に特化したり、乳幼児に特化したりしている児童館もあるので、0～18歳を前提とした設問はこれか らなじまないところも増える可能性があるのではないか。

VI-2-6 配慮を要する児童・家庭への支援を行っている

平成 27 年度研究会作成項目案		意見
1	保護者からの相談に日常的に対応できる体制がある	・要配慮児童、家庭はしっかりやっているのですべて☑がつくと考えた。 ・『配慮を要する子ども』とは、被虐待児童、障害のある子どもが読み手の解釈で違うのではないか。

3. サービスの開始・終了時の対応【放課後児童クラブ併設の場合のみ該当】

VI-3-1 サービスの開始にあたり保護者に説明し、同意を得ている

	<b>意見</b>
3	<p>放課後児童クラブに関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している</p> <p>・記録とはどういうものを指しているかがわかりにくい。</p>

VI-3-2 サービスの開始及び終了の際に、環境変化に対応できるよう支援を行っている

	<b>意見</b>
3	<p>放課後児童クラブ利用の終了時には、子どもや保護者の不安を軽減し、支援の継続性に配慮した支援を行っている</p> <p>・『放課後児童クラブ利用の終了時』は新基準になってから卒会は多様になっている状況がある。</p> <p>・『子どもや保護者の不安を軽減し、支援の継続性に配慮した支援を行っている』とはわかりにくい。</p>

4. 特に配慮を要する児童・家庭の個別状況に応じた計画策定・記録

VI-4-1 定められた手順に従って情報収集、分析および課題設定を行い、子ども・家庭の課題を理解した個別の支援を計画している

	<b>意見</b>
2	<p>支援の計画は定期的見直しの時期と手順を定めている</p> <p>・虐待を受けている子どもを発見したとしても、保健センターや子ども家庭支援センターで支援計画を立てるのであって、定期的に見直すその時期や手順を定める仕組みは児童館事業としてではない。立てられた計画に児童館、学童クラブも関わることになっている。</p>

5. プライバシーの保護等個人の尊厳、権利の尊重

VI-5-1 子どものプライバシー保護を徹底している

	<b>意見</b>
1	<p>子どもに関する情報(事項)を外部とやりとりする必要がある場合には、保護者の同意を得るようにしている</p> <p>・『外部とのやりとりの必要が生じた場合』の原則だが、要保護、要支援児童の場合、あえて同意求めないケースが増えてきている。</p>
2	<p>子どもの羞恥心に配慮した支援を行っている</p> <p>・羞恥心に配慮した支援の具体的なケースが分かりづらい。着替え、お漏らし、叱られる場面、おむつが必要な子どもなどだろうか。</p>

VI-5-2 サービスの実施にあたり、子どもの権利を守り、子どもの意思を尊重している

	平成27年度研究会作成項目案	意見
1	日常活動の中で子ども一人ひとりを尊重している	・子ども一人ひとりを尊重することについて具体的な指標があればよいのではないか。

## 6. 事業所業務の標準化

VI-6-1 手引書等を整備し、事業所業務の標準化を図るための取り組みをしている

	平成27年度研究会作成項目案	意見
1	手引書(基準書、手順書、マニュアル)等で、事業所が提供しているサービスの基本事項や手順等を明確にしている	・プログラムやマニュアルは職員で作っている。改編時期や見直しの基準は定めていない。

## VII. 情報の保護・共有

## ②F区

F区では、児童館長と児童館所管課職員を対象にして、意見聴取を行った。所管課職員には児童館勤務経験者が含まれており、児童館現場の視点からの意見も聴取することができた。

### ア. 全体的な意見

#### (ア) 主語の明確化

質問によって、主語が不明確な項目があることから、主語を明確にする必要がある。

#### (イ) 具体例

質問によって、どのような取り組みが求められているか、わかりにくい項目があることから、他自治体における具体的な事例が記載されていると、回答がしやすい。

#### (ウ) 抽象的な質問

実施していることの根拠が示しにくい質問があることから、上記イ同様、具体的な事例が記載されていると、回答がしやすい。

#### (エ) チェック項目

チェック項目ではなく、取組の程度（4段階程度）を聞くほうが良い。

### イ. 評価項目に対する意見

次ページ以降の通りである。

F区 イ. 評価項目に対する意見

I. リーダーシップと意思決定

1. 事業所が目指していることの実現に向けて一丸となっている

I-1-1 事業所が目指していること（理念、基本方針）を明確化・周知している

平成27年度研究会作成項目案		意見
1	事業所が目指していること（理念・ビジョン、基本方針など）を明示している	・「明示」の対象は区民か、それとも職員か、主語を明確に。
3	事業所が目指していること（理念・ビジョン、基本方針など）について、利用者本人や家族等の理解が深まるような取り組みを行っている	・「利用者本人への理解」とあるが、例えば小学校低学年にも理解を促すような取組みを期待しているのか。

II. 経営における社会的責任

1. 社会人・福祉サービス事業者として守るべきことを明確にし、その達成に取り組んでいる

II-1-1 社会人・福祉サービスに従事する者として守るべき法・規範・倫理などを周知している

平成27年度研究会作成項目案		意見
3	事業所のコンプライアンスや社会的責任を明確にして、職員保護や法令遵守に対する取り組みをおこなっている	・コンプライアンスの説明（法令遵守）があっただけがわかりやすい。

2. 地域の福祉に役立つ取り組みを行っている

II-2-2 ボランティア受け入れに関する基本姿勢を明確にし、体制を確立している

	平成27年度研究会作成項目案	意見
2	ボランティアの受け入れ体制を整備している (担当者の配置、手引き書の作成など)	・今後の検討にあたり、他自治体の先進事例等を示してもらいたい。

II-2-3 地域の関係機関との連携を図っている

	平成27年度研究会作成項目案	意見
2	地域ネットワーク内での共通課題について、協働して取り組めるような体制を整えている	・「体制を整えている」には程度差がある。(主体的な体制なのか参加程度なのか具体的事例を問う必要がある。)
3	小学校等利用者が関係する機関との連携を図っている	・左記が想定している小学校以外の具体的な機関の例示が必要。

III. 利用者意向や地域・事業環境の把握と活用

1. 利用者意向や地域・事業環境に関する情報を収集・活用している

III-1-3 地域・事業環境に関する情報を収集し、状況を把握・分析している

	平成27年度研究会作成項目案	意見
1	地域の福祉ニーズの収集(地域での聞き取り、地域懇談会など)に取り組んでいる	・福祉ニーズでは幅が広すぎるので、児童の健全育成に関するニーズに限定してはどうか。

IV. 計画の策定と着実な実行

1. 実践的な課題・計画策定に取り組んでいる

IV-1-3 着実な計画の実行に取り組んでいる

	平成27年度研究会作成項目案	意見
1	計画推進の方法(体制、職員の役割や活動内容など)を明示している	・誰(職員または区民または両方)に対しての明示を想定しているのか、主語を明確にする必要がある。 ・どのような方法を想定しているのか、具体例が必要。
2	計画推進にあたり、目指す目標と達成度合いを図る指標を明示している	

V. 職員と組織の能力向上

1. 事業所が目指している経営・サービスを実現する人材の確保・育成に取り組んでいる

V-1-2 職員の質の向上に取り組んでいる

	平成27年度研究会作成項目案	意見
4	職員一人ひとりの個人別の育成(研修)計画に基づいて、必要な支援をしている	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人別の計画は立てませんが職員が希望する研修を受講できるように支援しています。</li> <li>・区及び担当課の研修受講が当てはまるのか、わかりづらい。</li> <li>・区と課で実施する研修計画に基づき、年次別・対象別の研修を受講している</li> </ul>

2. 職員一人ひとりと組織力の発揮に取り組んでいる

V-2-1 職員一人ひとりの主体的な判断・行動と組織としての学びに取り組んでいる

	平成27年度研究会作成項目案	意見
1	職員の判断で実施可能な範囲と、それを超えた場合の対応方法を明示している	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「実施可能な範囲と、それを超えた場合の対応方法」とは、どのようなことを想定しているのか、具体的な事例が必要。</li> <li>・「明示」とはどの程度を想定しているのか、具体的な事例が必要</li> </ul>

VI. サービス提供のプロセス

1. サービス提供の情報

VI-1-1 利用者や地域住民に対してサービスの情報を提供している

	平成27年度研究会作成項目案	意見
5	事業所の利用促進につながるよう創意ある広報活動がおこなわれている	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記2の質問項目と重複していると思われる。</li> <li>・質問の差別化または統合が必要。</li> </ul>

## 2. サービスの実施

### VI-2-1 遊びの環境整備を行っている

平成27年度研究会作成項目案		意見
3	利用者が自発的かつ創造的に活動できるように環境を整備している	・利用者が自発的に遊べない環境とはどのような状態をイメージしているのか。
4	幅広い年齢の児童が交流できる場が日常的に設定されている	・「児童」を「児童（利用者）」に置き換えてはどうか。

### VI-2-3 小学生への対応を行っている（核となる児童館活動）

平成27年度研究会作成項目案		意見
1	職員が個々の児童の状態や心理を考慮して適切に援助している	・「適切に援助」とは職員の主観で判断してよいか。具体的な事例が必要。
2	職員が個別・集団援助技術を念頭において、個人や集団の成長に向けて働きかけている	・「技術援助」の説明を記載するか、または言葉を言い換えてはどうか。

### VI-2-5 子どもの権利を尊重した支援を行っている

平成27年度研究会作成項目案		意見
2	子どもからの相談に日常的に対応できる雰囲気がある	・「雰囲気の有無」は、職員の主観で判断してよいか。具体的な事例が必要。

### VI-2-6 配慮を要する児童・家庭への支援を行っている

平成27年度研究会作成項目案		意見
2	障害のある児童の利用に対応する支援策が整っている	・施設面のバリアフリーを指しているのか、それともソフト面を指しているのか。

### VI-2-7 地域の児童の育成環境づくり

平成27年度研究会作成項目案		意見



2	地域社会で児童が安全に過ごせるような取り組みをしている	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記1との違いがわかりにくい。</li> <li>・質問の差別化または統合が必要。</li> </ul>
---	-----------------------------	--

4. 特に配慮を要する児童・家庭の個別状況に応じた計画策定・記録

VI-4-1 定められた手順に従って情報収集、分析および課題設定を行い、子ども・家庭の課題を理解した個別の支援を計画している

<b>平成27年度研究会作成項目案</b>		<b>意見</b>
2	支援の計画は定期的見直しの時期と手順を定めている	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童館は配慮を要する児童・家庭の支援を行う専門機関ではないことから支援計画の作成に違和感がある。</li> <li>・そもそも児童館に求められているのか疑問が残る質問である。</li> </ul>
3	個別の支援内容は、子どもの様子や保護者の希望を尊重して計画的に作成されている	

5. プライバシーの保護等個人の尊厳、権利の尊重

VI-5-1 子どものプライバシー保護を徹底している

<b>平成27年度研究会作成項目案</b>		<b>意見</b>
1	子どもに関する情報（事項）を外部とやりとりする必要がある場合には、保護者の同意を得るようにしている	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待が疑われる場合等、保護者の同意を得ない場合もあり得る。</li> </ul>
2	子どもの羞恥心に配慮した支援を行っている	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「羞恥心」のみ取り上げるのには理由があるのか。</li> </ul>

VI-5-2 サービスの実施にあたり、子どもの権利を守り、子どもの意思を尊重している

<b>平成27年度研究会作成項目案</b>		<b>意見</b>
1	日常活動の中で子ども一人ひとりを尊重している	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「尊重」は職員の主観で判断してよいのか。具体的な事例が必要。</li> </ul>
2	子どもと保護者の価値観や生活習慣に配慮した支援を行っている	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「支援」を「運営」に置き換えてはどうか。</li> </ul>

3	<p>子どもの気持ちを傷つけるような職員の言動、放任、虐待、無視等が行われることのないよう、職員が相互に日常の言動を振り返り、組織的に予防・再発防止対策を徹底している</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「職員が相互に」を「職場の中で」に置き換えてはどうか。</li> </ul>
---	---	---

6. 事業所業務の標準化

VI-6-3 さまざまな取り組みにより、業務の一定水準を確保している

4	<p><b>平成27年度研究会作成項目案</b> 職員は、わからないことが起きた際に、指導者や先輩等に相談し、助言を受けている</p>	<p><b>意見</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「指導者」とは上司を指すのか。</li> </ul>
---	---	--

### (3) 考察

#### ①評価受審施設の体制や運営形態への配慮について

児童館の運営は多様であるため、中には自己評価や職員調査、利用者調査に対する負担を感じる施設もあるように感じる。また費用面の問題から受審を断念せざるを得ないところもあると思われる。施設の運営体制への配慮（時間的、経費的）も検討されることを期待する。

今回の検証では、主に公設公営児童館における評価項目の妥当性について見る事ができた。行政機構における児童館の位置づけから、事業者・事業所の関係性や評価項目の整合性も検証していくことが望まれる。

運営主体によっては一部、評価項目については非該当となるものもあるだろう。しかしながら、「直営だから該当しない」「民営だから回答しづらい」ということを容認するようになっていくと、同じ児童館でありながら、評価システム自体が成り立たなくなる恐れもある。特に福祉サービス評価項目については、事業の質に直結する項目のため、児童館事業のレベルを落とすことの無いように、今後の児童館のあり方を見据えて検討すべきと思われる。

#### ②評価項目について

プリテストと意見聴取から、昨年度研究会版の評価項目にいくつかの修正を要する点が見出されたが、今回の研究では再修正は行わず、プリテスト結果と意見聴取結果を提示することにとどめている。

課題として考えられるのが、配慮を要する児童・家庭への支援に関して、支援計画が設定されているかどうかである。プリテスト、意見聴取の両方で、直営児童館では「支援計画」を想定していないことがわかった。自由来館が主たる児童館では「支援計画」という用語自体が馴染まない可能性がある。しかしながら、実態としては個別的な支援が実施されており、関係機関（行政担当課、子ども家庭支援センター、児童相談所等）へのリファーがあったり、通告したりということが行われており、記録も一部見られる。そのような実態を評価項目としてどのように表現するのか、検討を要する。

このこととも関係するが、自由来館主体、放課後児童クラブ併設、放課後児童クラブが利用の大半など、児童館利用児童の状況が異なると、それに対応する職員の体制、意識にも影響し、運営に大きく異なることがあり、評価で期待されていることとのずれを生じる場面が散見された。

今後、本研究の結果が生かされ、正式な児童館ガイドライン準拠版第三者評価項目が策定されることが期待される。

プリテストと意見聴取の結果からは、放課後児童クラブに関する評価項目の策定も期待

されていることを感じた。特に、併設児童館の場合は、児童館における放課後児童クラブ運営のあり方が評価にも影響が出てくる。今後、検証が望まれる事項である。

### ③児童館ガイドラインとの関係性

児童館における第三者評価を実効性あるものにしていくためにも、児童館ガイドラインに準拠した評価項目による第三者評価の実施をすることを勧奨すること、児童館ガイドライン本文に記載することについても一考の余地があると考えられる。

### ④児童館等の第三者評価に期待するもの

平成17年度 児童関連サービス調査研究等事業報告書 参照

平成17年度 児童関連サービス調査研究等事業報告書「児童館等の第三者評価における評価基準項目の検証に関する調査研究（主任研究者：林 幸範）」において、「児童館等で第三者評価を実施する意義」について考察されている。

ここで指摘されていることは、今後の児童館における第三者評価のあり方を検討していく上でも有効であると考えられることからその考察結果を参考に、期待されるポイントを列挙する。詳細については、平成17年度の報告書を参照していただきたい。

#### ○児童館等にとっての意義

- ・第三者評価を通じて自施設の実践の質や貢献度、運営管理の適正さを外部に向けて証明することにより、利用者に選ばれ、地域に支えられる児童館等になることが出来る。
- ・職員にとっては、一児童館内の評価基準ではなく、広く、社会全体の水準からの実践の質を再確認し、今後の研鑽につなげることが出来る。
- ・設立の目的やプロセス、地域において担っている役割や機能、職員の属性が異なる多様な児童館等のそれぞれの現在の姿を明らかにし、職員の日々の実践を支持し、励まし、その質を将来に向けて高めていくことが期待される。

#### ○行政にとっての意義

- ・児童館等を委託している場合、行政には事業者の管理運営の適正さを精査するとともに、その団体に運営を委託していることの正当性を証拠付けるためにも第三者による評価が必要。

#### ○利用者にとっての意義

- ・利用者は、第三者評価の結果を知ることを通じて、自分が求めるサービスに関して、特に高い評価を得ている施設を選んで利用することができる。

#### ○社会にとっての意義

- ・第三者評価の結果を公表することにより、現管理者が児童館等の存在意義の核心を捉えて実践しており、これを運営し続けていくのに適切な組織であるという事実を

社会的に確認することができる。

- 児童館等の存在を活かした社会づくりを促進し、児童厚生員の実践の意味を明確にし、地域の児童福祉を推進していく好機となる。
- 第三者評価の対象施設の範囲に児童館等が入るということは、我が国における社会福祉の枠組みのなかに、健全育成や課題発生の予防的な取り組みを位置づけ、児童福祉をさらに推進する原動力となる。

## 第6章

### まとめと提言



## 第6章 まとめと提言

### 1. まとめ

本調査研究は、子どもの健全育成の拠点となる児童館が、地域において果たすべき今日的機能及び役割を調査によって整理し、「児童館ガイドライン」の見直しや関係する法令等を検討していく上での方向性及び具体的な検討項目を明らかにすることを目的として行われた。

#### (1) 全国児童館実態調査（小型児童館・児童センター）のまとめ

まずは、全国児童館実態調査結果を基にして、分析・検討した事項をまとめる。検討した事項は、「延来館者数が増加している」「活動内容にニーズに対応した特徴がみられる」「利用年齢の幅が広い」という特徴のある児童館を「児童館が地域のニーズを満たしていれば、おのずと児童館が活性化するという結果に表れるのではないか」という視点から分析したものである。

その結果、以下のような条件が明らかになった。

- ①専門的な資格を有する職員が多く配置されている児童館は、利用者が増加する傾向がある。
- ②勤務年数の長い児童厚生員の配置（5年ないし10年以上）は、児童館ガイドラインに基づく「児童館の活動内容」を実施するにあたって効果的である。
- ③「常勤」の館長が配置されている児童館には、利用者が増加する傾向がある。
- ④「専任」の館長の配置は、児童館ガイドラインに基づく「児童館の活動内容」を実施するにあたって効果的である。
- ⑤児童館ガイドラインに基づく「児童館の活動内容」が多様に実施されている児童館は、利用者が増加する傾向がある。
- ⑥利用者数の増加した児童館は、連携する社会資源の種類が多くなる傾向がある。
- ⑦児童厚生員によって現在行われているニーズ調査の専門的力量的の向上が必要である。
- ⑧以上のような条件を満たすためには、対象となる利用者の増加に対応した児童厚生員の適正配置が必要である。

専門的な資格を有する職員とは、児童厚生2級指導員、児童厚生1級指導員、児童厚生1級特別指導員、児童健全育成指導士のいずれかの有資格者のことである。これらの資格を有する職員が配置されている児童館では、利用者が増加する傾向がみられた。



児童館ガイドラインでは、児童館の職員には「児童の遊びを指導する者」（児童厚生員）の資格を有する者を2人以上置くことが規定されている。そこに、現任者研修の積み重ねによる職員の資格取得などの資質向上が加わって、児童館の利用者の増加に寄与している可能性がある。

また、勤務年数の長い児童厚生員の配置（5年ないし10年以上）は、児童館ガイドラインに基づく「児童館の活動内容」を実施するにあたって重要な要素であることがわかる。逆に、任期制による職員の短期間雇用のしくみは、児童館機能の質の向上に寄与しないことが読み取れる。

今後は、職員が専門資格を持つことの意義と構造をさらに検証し、職員採用の基準に明確に取り込むなどの措置を講じて、児童館職員としての専門性の明確化を推進していくことも必要であると考えられる。

館長の配置については、「常勤」であることが効果的な要因として影響している可能性がある。また、「専任」の館長の配置は、児童館ガイドラインに基づく「児童館の活動内容」を実施するにあたって極めて効果的であることがわかった。ただし、今回の調査では、館長がどのような業務内容を遂行することが利用者の増加につながるまでは明らかにできていない。

児童館ガイドラインに基づく活動内容が多様に実施されている児童館は、利用者の増加につながり、結果的に地域のニーズを満たすことにつながるのではないかということ、その結果が連携している社会資源の種類の高さにも関連することがわかった。

さらにこれらの結果から、児童館ガイドラインの見直しにあたっては、「利用者数の増加した児童館」を対象として、児童厚生員の適正配置についても再検討していく必要があると考えられる。現在の配置は1児童館あたり2名以上となっているが、本来であれば、利用者数に応じて人員の加算配置が検討されてよい。

また、児童厚生員によって現在行われているニーズ調査については、調査の視点や方法、分析等についての専門的力量的向上が必要である。地域のニーズを把握することに専門的力量的を培うことは、社会資源と連携する児童厚生員のソーシャルワーク機能の向上につながると考えられる。

## （2）全国児童館実態調査（大型児童館）のまとめ

次に、大型児童館の全国実態調査から明らかになったことをまとめる。

①大型児童館相互の交流機会は、互いの活動の特徴とその背景を知り、運営内容の充実発展を図るうえで重要な意見交換の場となりうる。

②運営委員会の役割を再認識し、実際の「児童館の活動内容」の活性化に役立てることが必要である。

③大型児童館独自の活動内容や運営内容を児童館ガイドラインに反映させることが必要である。

今回の調査対象である20か所の大型児童館は、すべて、国の「児童館の設置運営要綱」に基づいた運営をしていることから、共通の活動内容や運営内容を持っている。一方で、他の大型児童館には見られない独自性も併せ持つことがわかった。このような大型児童館がもつお互いの特徴を知ることは、他の大型児童館の利益になると考えられる。そのために、大型児童館相互の交流事業の創設や、大型児童館の事業や特徴を知る機会を得るための研修会等の創設が有効である。

大型児童館における運営委員会は、多様な専門分野や広く地域からの意見を集めることができる。また、大型児童館の運営の方向性を確認したり、改善したりするために設けられる重要な意見交換の場でもある。このようなことから、大型児童館で実施される運営委員会の役割を再認識し、実際の「児童館の活動内容」に活用することが必要である。

「児童館の設置運営要綱」が示している内容は、大型児童館の有無にかかわらず、全ての都道府県が取り組むべきことでもある。大型児童館を設置していない都道府県と、設置している都道府県とどのような差異があるのかを具体的に検証する必要があるだろう。

また、大型児童館独自の活動内容や運営内容を児童館ガイドラインに反映させることで、今後の大型児童館の運営内容の改善と大型児童館自体の設置促進につなげていくことができると考えられる。

### (3) 児童館の機能・役割に関するヒアリングのまとめ

次に、児童館の機能・役割に関するヒアリング調査から明らかになったことをまとめる。

- ① 福祉的な課題への対応を果たす児童館
- ② 子ども包括支援センターとしての児童館
- ③ 利用者主体の児童館運営の浸透
- ④ 子どもの意見を述べる場の提供
- ⑤ 職員研修の積極的な受講体制の整備
- ⑥ 職員のボランティアコーディネーション能力
- ⑦ 地域ニーズを実現するためのマネジメント能力
- ⑧ 職員が共有可能な事業・運営に関する評価指標の必要性
- ⑨ 放課後児童クラブとの有機的連携
- ⑩ 児童館ガイドラインの実際の活用方法

いずれの施設も、要保護児童対策地域協議会への参加など児童福祉施設としての機能を

発揮しながら、福祉的な課題の発見や解決していくための体制づくりに努力していることがわかった。福祉的な課題に対応する児童館の役割は、普遍的な活動になりつつあると考えられるため、児童館ガイドラインへの反映が必要である。

たとえば、「子ども包括的支援センター」のような地域福祉の方向性に沿った支援を展開している施設もあった。厚生労働省で検討されているいわゆる「我が事・丸ごと」にも通じ、児童館が児童福祉施設としての機能のみならず、広義の地域福祉施設としての機能を果たすことができる。

各児童館ではアンケートや意見箱などを施設状況や事業に合わせて設定していたり、特に民営施設では苦情解決制度についても周知広報されていることがわかった。利用者主体の児童館運営が浸透している。

子どもの意見表明や運営参画などを取り入れる取り組みは、「ジョイントフェロシップ」「ジュニアボランティアクラブ」「ジュニアリーダーズクラブ」「子どもスタッフ」など各児童館で多様性を確認することができ、児童館ガイドラインに沿った児童館が子ども主体で運営されるようすが見て取れる。

多くの施設で研修を積極的に受講するようにしていた。しかしながら、職員体制に左右され、なかなか参加しづらいという声も聞かれた。資質向上や新たな情報は質の高い運営を目指す以上は不可欠である。安心して受講し、それが共有されるような環境が望まれる。

また、今回の調査では「ボランティア育成」などの役割だけではなく、調整や連携、協働を生み出していく「コーディネーション」機能を発揮している施設が多かったことが特徴的である。

多様な職員が働く職場となっている児童館では、マネジメントに関する館長のリーダーシップが重要視され、一人ひとりの職員の力量や個性を把握しながらも、利用者が求める地域ニーズを実現させていくような人材マネジメントが期待されていることが確認できた。

P D C Aのマネジメントサイクルや、量的・質的な評価指標を検討する施設もあった。いかに職員や関係者が共有できる指標にしていくのかは今後の課題に思われる。

児童館と放課後児童クラブの連携の内容や度合いもさまざまであった。併設ならでのメリット、すなわち自由来館児童と放課後児童クラブ登録児童の交流機会や、放課後児童クラブで提供される以上の異年齢児童との関わりがあることは既知のことであるが、今後はいかに有機的な連携につなげていくかが課題である。

指定管理者となっている多くの児童館で、児童館ガイドラインが、業務委託や指定管理者の公募における「仕様書」に活用されていることがわかった。しかし、それだけで、児童館ガイドラインが活用されているとは言い難い。昨年度研究では児童館ガイドラインの周知広報に課題があることを明らかにしたが、今後は、実際の活用方法を調査検討していくことが必要である。

#### (4) 児童館第三者評価に関する調査のまとめ

次に、児童館第三者評価に関する調査から明らかになったことをまとめる。

- ① 評価受審施設の体制や運営形態への配慮
- ② 評価項目について
- ③ 児童館ガイドラインとの関係性

本調査研究では、昨年度の調査研究で実施することができなかった評価項目の妥当性についてプリテストにより検証することができた。今後は、事業者・事業所の関係性や評価項目の整合性も検証していくことが望まれる。評価対象者のなかには、第三者評価に特有の自己評価や職員調査、利用者調査に対する負担を感じる施設もある。また費用面の問題から受審を断念せざるを得ないところもあるなど、施設の運営体制への時間的、経費的配慮も再度検討する必要がある。

さらに、プリテストと意見聴取から、昨年度研究会版の評価項目にいくつかの修正を要する点が見出されたが、今回の研究では再修正は行わず、ヒアリングと意見聴取結果を提示することにとどめている。今後、本研究の結果が反映され、正式な児童館ガイドライン準拠版第三者評価項目が策定されることが期待される。

また、プリテストと意見聴取の結果からは、放課後児童クラブに関する評価項目の策定も期待されていることを確認した。特に、併設児童館の場合は、児童館における放課後児童クラブ運営のあり方が評価にも影響が出てくるため、再度検証が必要である。

児童館における第三者評価を実効性あるものにしていくためにも、児童館ガイドラインに準拠した評価項目による第三者評価の受審を勧奨することが期待される。

## 2. 提言

### (1) 調査研究結果からの提言

#### ①児童館機能の多様性に関すること

○多様な「児童館の活動内容」を反映した遊びのプログラムを実施することが求められる。

児童館ガイドラインに規定する「児童館の活動内容」を反映した遊びのプログラムを実施することは、来館者の増加の要因の一つとなっている。

○福祉的な課題に対応可能な児童館機能が必要である。

今日、福祉的な課題に対応する役割は、児童館の普遍的な機能になりつつあると考えられるため、児童館ガイドラインへの反映が必要である。

○地域のニーズを把握するための包括的な相談窓口としての機能が求められる。

児童館は児童福祉施設としての機能を持つが、必要に応じて広義の地域福祉施設としての機能が求められる。

#### ②職員の専門性に関すること

○児童厚生員の研修機会の拡大による各種専門資格の取得が児童館機能を活性化させる。

調査研究対象とした各種専門資格とは、児童厚生2級指導員、児童厚生1級指導員、児童厚生1級特別指導員、児童健全育成指導士のいずれかの有資格者のことである。

○児童厚生員が長く勤務できるような環境条件の整備が「児童館の活動内容」を充実させることにつながる。

任期制等による職員の短期間雇用のしくみは、構造的に「児童館の活動内容」の充実に寄与しにくいことになる。

○利用者の増加にともなう児童厚生員の適正配置によって「児童館の活動内容」に十分な対応が可能となる。現在の配置は1児童館あたり2名以上となっているが、本来であれば、利用者数の増加に応じた人員の配置基準が検討されてよい。

#### ③館長の配置に関すること

○常勤の館長配置を進めることは、児童館ガイドラインの「児童館の活動内容」を進めるにあたって効果的である。

○常勤の児童館長が配置されている場合、児童館ガイドラインの「児童館の活動内容」のうち、「保護者の子育て支援」、「地域の健全育成の環境づくり」、「ボランティアの育成と活動支援」、「配慮を必要とする子ども（要保護児童）への対応」について実施

できている割合が有意に高かった。

- 専任の館長配置を進めることは、児童館ガイドラインの「児童館の活動内容」を進めるにあたって極めて効果的である。

専任の児童館長が配置されている場合、児童館ガイドラインの「児童館の活動内容」に関するすべての項目において実施できている割合が高かった。専任の児童館長の配置は、児童館ガイドラインに基づく事業の実施にあたり極めて効果的であるといえる。

#### ④児童厚生員のソーシャルワーク能力に関すること

- 利用者数の増加した児童館は、連携する社会資源の種類が多くなる傾向があることから、多様な社会資源とつなぐマネジメント能力が必要である。

児童館には、利用者が求める地域ニーズを実現させていくような人材マネジメントが期待されている。

- 地域のニーズを把握するソーシャルワーカーとしての力量の向上が必要である。

児童厚生員は、地域のニーズを把握する調査力を身に着け、適切な社会資源との連携のために必要なソーシャルワーカーとしての力量の向上が必要とされる。

#### ⑤大型児童館の活動内容に関すること

- 大型児童館による交流研修等の機会を確保することが必要である。

全国 20 か所の大型児童館には、共通の活動内容や運営内容があるため、丁寧な情報交換や職員交流を促す研修会の創設が効果的である。

なお、それぞれの大型児童館には、他では見られない独自性があることがわかった。

このような大型児童館がもつお互いの特長を知ることは、大型児童館どうしの発展や新設のために必要である。

- 大型児童館独自の活動内容を把握して児童館ガイドラインに反映させることが必要である。

## (2) 児童館ガイドラインの見直しに向けた提言

今年度の調査結果から、主に次のような児童館ガイドラインの効果や課題が明らかにされた。(一部再掲)

- ・児童館ガイドラインに基づく「児童館の活動内容」が多様に実施されている児童館は、利用者が増加する傾向がある。
- ・勤務年数の長い児童厚生員の配置（5年ないし10年以上）は、児童館ガイドラインに基づく「児童館の活動内容」を実施するにあたって効果的である。
- ・常勤の館長配置を進めることは、児童館ガイドラインにある「児童館の活動内容」を進めるにあたって効果的である。
- ・各施設でのヒアリング結果によると、概ね好意的に児童館ガイドラインの存在を捉えている。その活用方法や頻度などは施設によって大きく異なった。活用方法としては、事業計画や事業の振り返り、委託や指定管理者制度での提案書の作成への参考、マニュアルの見直し、研修などが挙げられた。
- ・今日、福祉的な課題に対応する役割は、児童館の普遍的な機能になりつつあると考えられるため、児童館ガイドラインへの反映が必要である。
- ・昨年度研究では児童館ガイドラインの周知広報に課題があることを明らかにしたが、今後は、実際の活用方法を調査検討していくことが必要である。
- ・児童館ガイドラインの見直しにあたっては、「利用者数の増加した児童館」を対象として、児童厚生員の適正配置についても再検討していく必要があると考えられる。
- ・児童館における第三者評価を実効性あるものにしていくためにも、児童館ガイドラインに準拠した評価項目による第三者評価の実施をすることを勧奨することが期待される。
- ・大型児童館独自の活動内容を把握して、児童館ガイドラインに反映させることが必要である。

これらの結果とあわせて、調査結果の分析を通して得られた研究会委員による児童館ガイドラインの見直しに関する意見は、“現在の児童館ガイドラインは今日の児童館活動を充実・発展させるうえで有効な内容を備えているが、この5年間に発出された新たな法令や、福祉的な課題への対応に関する一層の促進などの社会的状況の変化に対応したものに改善する必要がある”というものであった。

なお、児童館ガイドライン発出（平成23年3月31日）以降に発出・改訂された主な法令等は表6-2-1の通りである。

表 6-2-1 児童館ガイドライン以降に発出・改訂された主な法令等

発出年	法令等（主に新しく発出されたもの）
平成 23 年	障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）
平成 25 年	子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）
	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）
	いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）
平成 26 年	アレルギー疾患対策基本法（平成 26 年法律第 98 号）
	障害者の権利に関する条約（平成 26 年条約第 1 号）
	「子供の貧困対策に関する大綱」（平成 26 年 8 月 29 日閣議決定）
平成 27 年	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（平成 27 年 2 月 24 日閣議決定）
	「障害者差別解消法 福祉事業者向けガイドライン ～福祉分野における事業所が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針～」（平成 27 年 11 月 11 日厚生労働大臣決定）
平成 28 年	「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（平成 28 年 3 月 31 日府子本第 192 号・27 文科初第 1789 号・雇児保発 0331 第 3 号内閣府子ども・子育て本部参事官、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）
	「社会福祉施設等における入所者等の安全の確保について」（平成 28 年 7 月 26 日雇児総発 0726 第 1 号・社援基発 0726 第 1 号・障障発 0726 第 1 号・老高発 0726 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、同局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局高齢者支援課長通知）
	「要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供にかかる保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」（平成 28 年 12 月 16 日雇児総発 1216 第 2 号・雇児母発 1216 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知）

また、児童館に関連する箇所が改訂された法令等は表 6-2-2 の通りである。

このほか、感染症や食物アレルギーに関するガイドライン等<sup>1</sup>が発出されている。

表 6-2-2 児童館に関連する法令で改訂されたもの

法令等（児童館に関連する箇所が改定されたもの）
児童福祉法（平成 22 年法律第 164 号）（一部は平成 29 年 4 月 1 日から施行）（児童館に関連する改定部分は、第 1 条、第 2 条、第 3 条など）
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年 12 月 29 日厚生省令第 63 号）（児童館に関連する改定部分は、第 1 章総則）
社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）
発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）
児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）

<sup>1</sup> 平成 27 年に「保育所における感染症対策ガイドライン」（平成 24 年 11 月 30 日雇児保発 1130 第 3 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）が改訂され、同年に「学校給食における食物アレルギー対応指針」（文部科学省、平成 27 年 3 月）が発出された。



以下にこれらのことを踏まえた「児童館ガイドライン」見直しに向けた提言を箇条書きに示した。

①児童館ガイドライン発出後に発出・改訂された法令に則した表現や項目、内容を検討し、見直す必要性がある。

②個別事項の提案としては以下の通りである。

- ・「1 児童館運営の理念と目的（1）理念」の内容について、改正児童福祉法第1条および第2条の内容に沿った修正が必要である。
- ・「2 児童館の機能・役割」について、地域のニーズを把握するための包括的な相談窓口としての機能を加える。
- ・「3 児童館の活動内容（8）配慮を必要とする子どもの対応」のなかに、「地域のニーズを把握して社会的な課題があると判断した場合には、必要な社会資源との連携による適切な支援を行うこと。」を加える。
- ・「4 児童館と家庭・学校・地域との連携」のなかに、「社会資源との連携」を加える。
- ・「5 児童館の職員（1）館長の職務」もしくは、「6 児童館の運営（3）運営管理⑧職員体制と勤務環境の整備」のなかに、「常勤または専任の館長を置くこと。」を加える。
- ・「5 児童館の職員（2）児童厚生員の職務」のうち、「①子どもの育ちと子育てに関する地域の実態を把握する。」を「①子どもの育ちと子育てに関する地域の実態を的確に把握する。そのための資質の向上に努める。」に修正する。
- ・「5 児童館の職員（2）児童厚生員の職務」のなかに、「必要に応じて、地域のニーズを把握するソーシャルワーカーとしての役割を果たすように努める。」を加える。
- ・「5 児童館の職員（4）児童館職員の研修」のなかに、児童厚生員の研修機会の拡大による各種専門資格の取得を奨励する規定を加える。
- ・「6 児童館の運営（3）運営管理⑧職員体制と勤務環境の整備」のうち、「ア 児童館の職員には、児童福祉施設最低基準・・・」を省令の改正に伴って、「ア 児童館の職員には、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準・・・」に修正が必要である。
- ・「6 児童館の運営（3）運営管理⑧職員体制と勤務環境の整備」のうち、「ア 児童館の職員には、・・・資格を有する者を2人以上置き、必要に応じその他の職員を置くこと。」を「ア 児童館の職員には、・・・資格を有する者を2人以上置き、利用者数の増加にともないその他の職員を置くこと。」に修正する。
- ・全体として、大型児童館独自の活動内容を把握して児童館ガイドラインに反映させることが必要である。

## 參考資料



# 全国児童館実態調査

～平成28年10月1日現在の状況をご記入ください～

## 児童館用 (小型児童館・児童センター)

### I. 貴児童館の名称や所在地等についてお伺いします

①児童館名 (ふりがな)				
②開設年月	1. 昭和	2. 平成	年	月
③延床面積 ※ (専有面積)	平方メートル(m <sup>2</sup> ) ※四捨五入して整数で記入 (例)302.8m <sup>2</sup> → 303m <sup>2</sup>			
④所在地 (複合施設内の場合は、施設〈建物〉名も記入)	〒	—	都 道 市 区 府 県	市 区 郡
⑤電話番号	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )			
⑥FAX番号	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )			
⑦E-mail	@			
⑧運営主体の名称				
⑨記入者氏名	役職	氏名		
※休館中の場合は、右の口にチェックを入れ、II以下の回答は不要です。	<input type="checkbox"/> 休館中			

### II. 貴児童館の施設概要についてお伺いします

問1. 児童館の種類 (別添の参考資料「児童館種別」参照) [1つだけO]

1. 小型児童館    2. 児童センター    3. 大型児童センター

4. その他の児童館 → 付問1-1. その他の児童館である理由

問2. 設置・運営の形態 [1つだけO]

1. 公設公営    2. 公設民営    3. 民設民営    4. その他

↳ 付問2-1へ    ↳ 付問2-2へ

付問2-1. 児童に直接関わる業務(清掃等は除く)の委託 [1つだけO]

1. 無し    2. 有り    ⇒ 回答後は、問3へ

付問2-2. 運営の形態 [1つだけO]

1. 指定管理 → 指定年数  年間    2. 業務委託    3. PFI

4. その他    ⇒ 回答後は、問3へ

### 問3. 諸室等の状況 [該当するすべてにO]

1. 遊戯室(フレイルーム)
2. 図書室
3. 集会室
4. 創作活動室(工作室)
5. 音楽室(スタジオ)
6. 静養室
7. 乳幼児室
8. 調理室
9. 相談室
10. ボランテア室
11. 視聴覚・鑑賞室(DVD鑑賞や読み聞かせ等の部屋)
12. 事務室(スタッフルーム)
13. 多目的室
14. 館庭(子どもが遊べる屋外スペース)
15. その他

具体的に

具体的に

### 問4. 併設する施設 [該当するすべてにO]

1. 保育所
2. 保育所以外の児童福祉施設
3. 高齢者福祉施設
4. 障害者福祉施設
5. 保健所・保健センター
6. 幼稚園
7. 小学校
8. 中学校
9. 公民館
10. コミュニティセンター
11. 集会所
12. 児童遊園
13. その他
14. 併設施設なし → 問5へ

### 付問4-1. 併設する施設がある場合、その施設と共有している諸室 [該当するすべてにO]

併設する施設	問3でOをつけたものうち共有している諸室														
	遊戯室	図書室	集会室	創作活動室	音楽室	静養室	乳幼児室	調理室	相談室	ボランティア室	視聴覚・鑑賞室	事務室	多目的室	その他	
保育所	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
保育所以外の児童福祉施設	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
高齢者福祉施設	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
障害者福祉施設	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
保健所・保健センター	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
幼稚園	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
小学校	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
中学校	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
公民館	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
コミュニティセンター	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
集会所	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
児童遊園	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
その他	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15

### 問5. 最寄りの学校から児童館までの所要時間と利用状況 [数値を記入]

小学校から	【徒歩】 約	分 ※	その小学校の児童の利用割合	約	%
中学校から	【徒歩】 約	分 ※	その中学校の児童の利用割合	約	%

※【徒歩】…職員(大人)の足でかかる時間(目安)

### Ⅲ. 貴児童館の施設運営についてお伺いします。

問6. 児童館運営のための基本方針 [1つだけO]

- 基本方針が明文化されている
- 基本方針が明文化されていない
- その他

具体的に

問7. 児童館の開館時間 [数値を記入]

	開館時間		閉館時間	
平日	時	分	時	分
土曜日	時	分	時	分
日曜日	時	分	時	分
学校休業日	時	分	時	分

(注) 時間は24時間制でご記入ください

例) AM9:00 → 9時 0分 PM6:30 → 18時30分

その他、時間延長等の変則

【午前中開館している児童館へお尋ねします。】

付問7-1. 午前中の活動内容 [該当するすべてO]

- 児童館主催の子育て支援事業
- 児童館以外の主催する子育て支援事業
- 幼児集団保育 ※
- 母親クラブ
- 地域住民が利用
- その他

具体的に

※「3. 幼児集団保育」については別添の参考資料をご参照ください。

問8. 休館日 [該当するすべてO]

- 月曜
- 火曜
- 水曜
- 木曜
- 金曜
- 土曜
- 日曜
- 祝日
- お盆
- 年末
- 年始
- 休館日なし
- その他

具体的に

問9. 正午から午後1時まで(昼休み時間中)の運営 [1つだけO]

- 開館
- 一部の部屋に限り利用可
- 閉館
- その他

具体的に

問10. 児童館の利用対象 [該当するすべてO]

- 乳幼児と保護者
- 小学生
- 中学生
- 高校生世代
- 地域住民
- 高齢者
- その他

具体的に

問11. 平成27年度の延べ利用人数 [数値を記入]

	平成27年度の利用人数 ※				
	十 万	千	百	十	人
① 乳幼児(0才～2才)					
② 乳幼児(3才～就学前)					
③ 小学生(1年生)					
④ 小学生(2年生)					
⑤ 小学生(3年生)					
⑥ 小学生(4年生)					
⑦ 小学生(5年生)					
⑧ 小学生(6年生)					
⑨ 自由(一般)来館計 ※③～⑧の計					
⑩ 小学生(1年生)					
⑪ 小学生(2年生)					
⑫ 小学生(3年生)					
⑬ 小学生(4年生)					
⑭ 小学生(5年生)					
⑮ 小学生(6年生)					
⑯ 放課後児童クラブ登録児童計 ※⑩～⑮の計					
⑰ 小学生計 ※⑨+⑯					
⑱ 中学生					
⑲ 高校生					
⑳ 保護者等(地域住民含む)					
合計 ※①～⑳+⑰+⑱					

※平成27年度とは、平成27年4月1日～平成28年3月31日の期間とします。

問12. 平成27年度の開館日数 [数値を記入]

日/年

問13. 児童館長の配置 [1つだけO]

1. 配置されている

2. 配置されていない

付問13-1. 常勤・非常勤の別 [1つだけO]

- 常勤
- 非常勤

※常勤とはフルタイムで勤務している人となります。

付問13-2. 専任・兼任の別 [1つだけO]

- 専任
- 兼任



問33. 小学生以上の対象者別実施活動（事業・取組）の内容と頻度（該当するすべてに○）

活動（事業・取組）	小学生	中学生	高校生	頻度※
運動あそび・スポーツ	1	1	1	回
伝承あそび	2	2	2	回
居場所づくり（ロビー機能）	3	3	3	回
造形活動	4	4	4	回
音楽活動	5	5	5	回
劇遊び等表現活動	6	6	6	回
鑑賞会（劇、映画、音楽等）	7	7	7	回
季節行事	8	8	8	回
自然体験活動	9	9	9	回
食育	10	10	10	回
環境・エコ活動	11	11	11	回
講習会	12	12	12	回
ボランティア活動	13	13	13	回
伝統芸能活動	14	14	14	回
ランドセル来館 ※別途参考資料参照	15	15	15	回
学習支援	16	16	16	回
食事提供	17	17	17	回

※計測可能な場合は、実施回数（小学生・中学生・高校生の合計）を記入してください。

問34. 移動児童館（出前児童館）等アウトリーチ活動の取組（1つだけ○）

1. 取り組んでいる
2. 取り組んでいない

問35. 子どもが参画する取組（該当するすべてに○）

1. 行事等の実行委員会への参画
2. 児童館運営委員会等への参画
3. 地域活動への参画
4. 行政施策策定への参画

5. その他

具体的に

問36. 乳幼児とその親を対象とした子育て支援の取組 ※「幼児クラブ」や「親子教室」等の名称で実施されている児童館独自の取組（1つだけ○）

1. 取り組んでいる
2. 取り組んでいない

付問36-1. 取り組んでいる内容（該当するすべてに○）

内容	回数
1. 職員が中心となって実施	回/月
2. 利用者が中心となって実施	回/月
3. 利用者と職員が協働として実施	回/月
4. 地域の関係団体・機関等が中心となって実施	回/月
5. その他の方法で実施	回/月

具体的に

問26. 防犯マニュアルの策定（1つだけ○）

1. 策定している
2. 策定していない

問27. 避難訓練の実施（1つだけ○）

1. 実施している →  回/年
2. 実施していない

問28. 苦情処理の方法（該当するすべてに○）

1. 苦情解決責任者を決めている
2. 苦情受付担当者を決めている
3. 第三者委員を決めている
4. 特決めていない

問29. 評価の実施（該当するすべてに○）

1. 自己評価
2. 利用者評価
3. 行政のモニタリング評価

付問29-1. 受審の状況（1つだけ○）

1. 定期的に受審している
2. 不定期だが、これまでに受審したことがある

問30. 利用者からの費用徴収（該当するすべてに○）

1. 毎回利用料（入館料）を徴収している →  円
2. 特定の行事等必要に応じて参加費を徴収している
3. 保険料を徴収している →  円
4. まったく徴収しない
5. その他

具体的に

問31. 児童館利用者用保険（共済）の加入状況（該当するすべてに○）

1. 傷害保険（共済）に加入

保険・共済の名称

保険・共済の名称

保険・共済の名称

3. その他の保険（共済）に加入

4. 加入していない

IV. 真児童館の活動（事業・取組）についてお伺いします。

問32. 児童館ガイドラインに基づく児童館の活動内容（該当するすべてに○）

1. 遊びによる子どもの育成
2. 子どもの居場所の提供
3. 保護者の子育ての支援
4. 子どもが意見を述べる場の提供
5. 地域の健全育成の環境作り
6. ボランティアの育成と活動支援
7. 放課後児童クラブの実施
8. 配慮を必要とする子ども（要保護児童）への対応

問37. 地域子ども・子育て支援事業（国庫補助対象のメニュー事業）の取組 [該当するすべてに○]

1. 地域子育て支援拠点事業
2. 利用者支援事業
3. 一時預かり事業
4. 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
5. その他
6. 実施していない

問38. 地域の子育て支援ニーズの把握 [1つだけ○]

1. 把握している → 付問38-1. 把握の方法 [該当するすべてに○]
  2. 把握していない
1. アンケートの実施
2. 関係機関会議への参加
3. その他

問39. 児童館独自の児童や地域等に関する調査 [1つだけ○]

1. 実施している
2. 実施していない

問40. 障害児の利用状況 [該当するすべてに○]

1. 障害児のみを対象とした行事の中で利用
2. 障害児も含めた児童を対象とした行事の中で利用
3. 障害児が自由に来館して利用
4. その他
5. 利用なし

問41. バリアフリー設備の設置状況 [該当するすべてに○]

1. トイレ
2. スロープ
3. 手すり
4. エレベーター
5. ステップ（段差解消用具）
6. 点字ブロック
7. フラットフロア
8. その他
9. 障害児対応設備なし

問42. 児童館職員が対応した相談（日常の悩み等を含む）の年間件数（平成27年度実績）（数値を記入）

	年間相談件数	うち、自治体の窓口等に つなげた件数			
		件	件	件	件
① 小学生以下から					
② 中学生から					
③ 保護者から					
④ その他					
合計 ※①～④の計					

問43. 相談員による相談対応の実施 [1つだけ○]

1. 保護者等の子育て相談
2. 子どもからの相談
3. 両方実施している
4. 実施していない

問44. 子どもからの主な相談内容 [該当するすべてに○]

1. 友人とのつきあいにすること
2. 遊びに関すること
3. 学校に関すること
4. 進学・進路に関すること
5. 家族に関すること
6. 自分自身に関すること
7. その他

問45. 保護者からの主な相談内容 [該当するすべてに○]

1. 病気や発育に関すること
2. 食事や栄養に関すること
3. 進学・進路に関すること
4. 友人とのつきあいにすること
5. 遊びに関すること
6. 日常生活のしつけや常識に関すること
7. 自治体の施策や事業に関すること
8. 子育ての不安や悩みに関すること
9. 家族に関すること
10. その他

問46. 相談対応について [該当するすべてに○]

1. 記録を保管している
2. マニュアルを策定している
3. 自治体に報告している
4. 研修を実施している
5. ケース会議（児童館職員のみ）を実施している
6. ケース会議（館外の関係者を交えたもの）を実施している

問47. 連携・協力している社会資源 [該当するすべてに○]

1. 主任児童委員
2. 民生・児童委員
3. PTA
4. 母親クラブ
5. 保育園
6. 幼稚園
7. 小学校
8. 中学校
9. 高校
10. 大学・短大
11. 子育て支援センター
12. 放課後児童クラブ（児童館外）
13. 放課後子供教室
14. 公民館
15. 図書館
16. その他の社会教育施設
17. 保健所・保健センター（保健師）
18. 小児科
19. 産科・婦人科
20. 歯科
21. その他の医療機関
22. 栄養士
23. 社会福祉士
24. 児童相談所
25. 家庭児童相談室
26. 福祉事務所
27. 社会福祉協議会
28. ボランティアセンター
29. 保護司
30. 地域女性会
31. 町内会・自治会
32. 子ども会
33. 青年会議所
34. スポーツ少年団・ボーイスカウト等
35. 高齢者福祉施設
36. 障害者福祉施設
37. 警察署
38. 消防署
39. 老人クラブ
40. NPO法人
41. その他

問48. 要保護児童対策地域協議会への参画 [1つだけ○]

1. 参画している
2. 参画していない



問49. 児童館が気付いた児童への虐待事案（平成27年度実績）〔1つだけ〇〕

1. あり →  件      2. なし

見守り	<input type="text"/>	件
関係機関等とのケース会議	<input type="text"/>	件
児童相談所（室）への通報	<input type="text"/>	件
その他 <small>具体的に</small>	<input type="text"/>	件

問50. 児童館内での放課後児童クラブの実施〔1つだけ〇〕

1. 実施している →  引き続き、問51. 以降もご回答ください。
2. 実施していない →  質問は以上で終了です。  
ご協力ありがとうございました。

**V. 貴児童館内で実施する「放課後児童クラブ」についてお伺いします。**

問51. 運営について〔1つだけ〇〕

1. 児童館運営団体（自治体法人）と同一
2. 別団体が運営  
具体的に
3. その他

問52. 放課後児童クラブの運営費に対する補助〔1つだけ〇〕

1. 国庫・都道府県・市区町村の補助あり      2. 都道府県の単独補助のみあり
3. 市区町村の単独補助のみあり                  4. 公的補助なし

問53. 登録児童人数（平成28年10月1日現在の人数）〔数値を記入〕

人

問54. 平成28年度の開所日数〔数値を記入〕

日/年

問55. 放課後児童支援員の人数〔数値を記入〕

放課後児童支援員総数  人      1日の放課後児童支援員実数  人

問56. 児童クラブの開所日〔該当するすべてに〇〕

1. 平日                                  2. 土曜日                                  3. 日曜日
4. 祝日                                  5. 夏休み（お盆休みを除く）      6. 冬休み（年末年始を除く）
7. 春休み                                  8. お盆休み                                  9. 年末年始
10. その他   
具体的に

問57. 開設時間〔数値を記入〕

平日	<input type="text"/> 時 <input type="text"/> 分	～	<input type="text"/> 時 <input type="text"/> 分	終了時間
学校休業日	<input type="text"/> 時 <input type="text"/> 分	～	<input type="text"/> 時 <input type="text"/> 分	

（注）時間は24時間制でご記入ください  
例） AM9:00 → 9時 0分      PM6:30 → 18時30分

その他の変則

問58. 児童館内の専用室の有無〔1つだけ〇〕

1. あり → 約  平方メートル（㎡）      2. なし  
※整数でご記入下さい（例）40.8㎡ → 41㎡

問59. 利用できる学年〔該当するすべてに〇〕

1. 1年生      2. 2年生      3. 3年生      4. 4年生      5. 5年生
6. 6年生      7. その他   
具体的に

問60. 障害児の受け入れ〔1つだけ〇〕

1. あり →  人      2. なし

付問60-1. 障害児の受け入れ定数〔1つだけ〇〕

1. 決まっている →  人      2. 決まっていない

付問60-2. 障害児の受け入れにかかる職員加配〔1つだけ〇〕

1. あり  人  
その配置基準
2. なし

問61. 都道府県での放課後児童支援員認定資格研修の修了者数〔数値を記入〕

人

問62. 放課後児童クラブ登録児童用保険（共済）の加入状況〔該当するすべてに〇〕

1. 傷害保険（共済）に加入  人  
保険・共済の名称
2. 賠償責任保険に加入  人  
保険・共済の名称
3. その他の保険（共済）に加入  人  
保険・共済の名称
4. 加入していない

質問は以上で終了です。ご協力ありがとうございました。



問11. 開館時間（数値を記入）

	開館時刻	閉館時刻
①平日	時 分	時 分
②土曜日	時 分	時 分
③日曜日	時 分	時 分
④学校休業日	時 分	時 分

記入例) AM9:00 → 9時 0分 PM6:30 → 18時30分

その他、時間延長等の変則  
自由記述

問12. 休館日（該当するすべてに○）

1. 月曜 2. 火曜 3. 水曜 4. 木曜 5. 金曜 6. 土曜 7. 日曜  
 8. 祝日 9. 祝日の翌日 10. お盆期間 11. 年末 12. 年始  
 13. その他 → 自由記述

問13. 運営費用（平成27年度実績）（数値を記入）

①事業費（指定管理料・業務委託費等）	万円
（うち）人件費	万円
②利用料収入（入館料・参加費等）	万円
③その他の収入（補助金・事業委託費など）	万円

※施設の修繕、改築等整備費を除く  
 ※上記の区分で記載できない場合は、別紙添付にてご回答をお願いします

問14. 利用者からの費用徴収（該当するすべてに○）

1. 利用料（入館料等）を徴収 → 大人  円 / 子ども  円  
 2. プログラムの一部で参加費を徴収  
 3. 費用徴収はない  
 4. その他 → 自由記述

問15. 児童館運営のための基本方針（1つだけ○）

1. 基本方針が明文化されている  
 2. 基本方針が明文化されていない  
 3. その他 → 自由記述

問16. 運営委員会（運営協議会等）の設置・開催（1つだけ○）

1. あり →  回開催 / 平成27年度実績  
 2. なし

付問16-1. 構成メンバー（該当するすべてに○）

1. 地域住民代表 2. 大学教員 3. 学校教員 4. 児童館連絡協議会役員  
 5. 地域活動（母親クラブ）連絡協議会役員 6. 子ども会連絡協議会役員  
 7. 児童福祉分野の専門職者 8. 医療・保健分野の専門職者 9. 教育分野の専門職者  
 10. 社会福祉協議会職員 11. 民生・児童委員 12. 青少年委員 13. 行政担当者  
 14. ボランティア代表 15. 利用者代表 16. 児童代表 17. 学生代表

18. その他 → 自由記述

問17. 職員の倫理規定（1つだけ○）

1. 明文化されている 2. 明文化されていない

問18. 安全管理マニュアル（1つだけ○）

1. 策定している 2. 策定していない

問19. 防災マニュアル（1つだけ○）

1. 策定している → 付問19-1. 災害時等の事業継続計画（BCP）策定 1. あり 2. なし  
 2. 策定していない → 付問19-2. 災害時の一時避難受け入れのマニュアル 1. あり 2. なし

問20. 防犯マニュアル（1つだけ○）

1. 策定している 2. 策定していない

問21. 苦情処理の対応（該当するすべてに○）

1. 苦情受付担当者を決めて対応 2. 苦情受付担当者を決めずに対応  
 3. 館長等苦情解決責任者を決めて対応 4. 第三者委員（部外者）を設けて対応

問22. 全県域を対象とする関係団体等の連絡調整業務（事務局機能等）（該当するすべてに○）

1. 児童館連絡協議会 2. 地域活動（母親クラブ）連絡協議会 3. 子ども会連絡協議会  
 4. その他 → 自由記述

問23. ボランティアの参加 [一つだけ〇]

1. あり →  参加延べ人数  人 / 平成27年度実績
2. なし

付問23-1. ボランティアの属性 [該当するすべてに〇]

1. 地域住民  2. 保護者  3. 医療 教育・福祉分野等の専門職者
4. 学生  5. 利用者  6. 児童
7. その他 →  [自由記述]

問24. 実習生の受け入れ (大学、短大、専門学校) [一つだけ〇]

1. あり →  付問24-1. 実習生の受け入れの方針やマニュアルの有無
2. なし  1. あり 2. なし

問25. 児童館利用者用保険 (共済) の加入状況 [該当するすべてに〇]

1. 傷害保険 (共済) に加入している →  名称
2. その他の保険 (共済) に加入している →  名称
3. 加入していない

IV. 児童館の職員についてお伺いします

問26. 児童館長の配置 [一つだけ〇]

1. 配置されている →  付問26-1. 常勤・非常勤の別 1. 常勤 2. 非常勤
- ※常勤とは、所定労働時間を通じて勤務する労働形態とします
2. 配置されていない →  付問26-2. 専任・兼任の別 1. 専任 2. 兼任

問27. 職員 (館長を除く) の配置・体制 [数値を記入]

児童館に従事する職員の総数  人

【内訳1】 そのうち、児童厚生員とそれ以外の職員体制

	a. 運営主体所属職員		b. 派遣・業務委託先所属職員	合計 (a+b)
	常勤	非常勤		
①児童厚生員※	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
②上記以外の職員	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

※児童厚生員とは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条に規定する「児童の遊びを指導する者」をいう

※常勤とは、所定労働時間を通じて勤務する労働形態とします

【内訳2】 上記内訳1の「a. 運営主体所属職員」かつ「①児童厚生員」である職員の勤続年数

	a. 運営主体所属職員		合計
	常勤	非常勤	
①1年未満	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
②1年以上3年未満	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
③3年以上5年未満	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
④5年以上10年未満	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
⑤10年以上15年未満	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
⑥15年以上20年未満	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
⑦20年以上	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
平均勤続年数	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

※常勤とは、所定労働時間を通じて勤務する労働形態とします

問28. 職員の保有資格 (1人の職員が複数の資格をもっている場合は重複回答可) [数値を記入]

	保有資格		館長		常勤		非常勤		合計
	①保育士	②教諭	③社会福祉士	④その他の国家資格※	⑤関係任意資格	⑥上記の資格を取得していない職員			
幼稚園	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
小学校	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
中学校	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
高等学校	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
資格名	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
資格名	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
児童厚生2級指導員	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
児童厚生1級指導員	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
児童厚生1級特別指導員	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
児童健全育成指導士	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

※「④その他」は、①～③以外の児童に関係する国家資格を保有する職員がいる場合にご記入下さい

※「⑤関係任意資格」は、保有する上位資格をご記入下さい

## V. 児童館の活動（事業・取組）についてお伺いします

問29. 平成27年度に実施した活動（事業・取組）ジャンル [該当するすべてに○]

1. 運動あそび・スポーツ
2. 伝承あそび
3. 異年齢・多世代等の交流活動
4. 造形活動
5. 音楽活動
6. 表現活動（劇遊び等）
7. 鑑賞会（劇、映画、音楽等）
8. 季節行事
9. 自然体験活動（野外活動）
10. 食育活動
11. 環境・エコ活動
12. 利用者対象の講習会
13. ボランティア育成活動
14. 伝統芸能活動
15. 上記以外の特筆すべき活動（※下欄に記入してください）

※上記の区分で記載できない場合は、別紙添付にてご回答をお願いします

問30. 子育て支援の取組の方法・回数（平成27年度実績） [該当するすべてに○/数値を記入]

1. 主に職員が企画・運営する 

--	--

 回
2. 主に利用者が企画・運営する 

--	--

 回
3. 職員と利用者が協働して企画・運営する 

--	--

 回
4. 主に外部の団体やボランティア等が企画・運営する 

--	--

 回
5. 職員と外部の団体やボランティア等が協働して企画・運営する 

--	--

 回

6. その他 自由記述

問31. 府県内児童館への支援活動の取組の方法・回数（平成27年度実績） [該当するすべてに○、数値を記入]

1. 移動児童館（プレイバス巡回）でのプログラム提供 

--	--

 回
2. 遊具・図書・器材等の物品の貸し出し 

--	--

 回
3. 遊びのプログラムやノウハウの提供 

--	--

 回
4. 講師等としての職員派遣 

--	--

 回
5. 地域児童館の広報活動 

--	--

 回
6. 児童厚生員等への相談・助言・情報提供等 

--	--

 回
7. 児童厚生員等関係職員の研修（貴館主催または共催のもの） 

--	--

 回
8. 地域児童館の団体利用等の優遇 

--	--

 回

9. その他 自由記述

問32. 地域児童館からのインターンシップ（実習生受け入れ）の有無 [1つだけ○]

1. 現在あり
2. 現在は無いがかつてあった
3. なし

付問32-1. 上記のインターンシップ制度があれば活用したいですか [1つだけ○]

1. 活用したい
2. したくない

付問32-2. 上記のインターンシップ制度にはどのような条件が必要ですか [自由記述]

問33. 地域児童館への支援活動において留意または配慮していること、課題等 [自由記述]

問34. 大型児童館として重視する取組、今後の課題等 [自由記述]

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

平成27年度事業報告書の残部がありましたら、あわせてご提供をお願いします。

## 【参考文献】

- ・財団法人児童健全育成推進財団『児童館レポート データ比較・分析2006-2011』,2013
- ・財団法人児童健全育成推進財団『児童館データブック2011』,2012
- ・財団法人児童健全育成推進財団『児童館データブック2008』,2009
- ・財団法人児童健全育成推進財団『平成18年度全国児童館実態調査結果』（ホームページでのみ公開：[http://kodomo-next.jp/pdf\\_files/research06report.pdf](http://kodomo-next.jp/pdf_files/research06report.pdf)）,2007
- ・社団法人全国児童館連合会『児童館の運営並びに事業内容に関する調査研究－全国児童館実態調査報告書－（平成8年）』,1997
- ・林幸範（主任研究者）平成17年度児童関連サービス調査研究等事業報告書『児童館等の第三者評価における評価基準項目の検証に関する調査研究』,財団法人こども未来財団,2006
- ・野中賢治（主任研究者）平成26年度児童福祉問題調査研究事業報告書『児童館の運営内容等に関する調査研究』,秋草学園短期大学,2015
- ・野中賢治（主任研究者）平成27年度子ども・子育て支援推進調査研究事業報告書『児童館における子育て支援等の実践状況に関する調査研究』,2016
- ・吉澤英子（主任研究者）平成16年度児童関連サービス調査研究事業報告書『児童館等の第三者評価についての調査研究（福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目との照合を含めて）』,財団法人こども未来財団,2005
- ・吉澤英子（主任研究者）平成15年度児童環境づくり等総合調査研究事業報告書『児童館等の第三者評価についての調査研究』,財団法人こども未来財団,2004
- ・吉澤英子（主任研究者）平成14年度児童環境づくり等総合調査研究事業報告書『児童館等の第三者評価についての調査研究』,財団法人こども未来財団,2003

このほか、第3章は各大型児童館発行資料、第4章は各自治体、児童館発行資料を参考にした。

【研究会、ワーキンググループの開催概要】

【研究会】

	日 時	場 所	出席委員
第 1 回	平成 28 年 9 月 20 日 (火) 10:00～12:00	日本薬学会ビル会議室	植木、有馬、柳澤、 野中、有村、友川、 依田、阿南
第 2 回	平成 28 年 10 月 24 日 (月) 16:00～18:00	日本薬学会ビル会議室	植木、有馬、柳澤、 中川、野中、有村、 友川、依田、阿南
第 3 回	平成 28 年 12 月 14 日 (水) 15:00～17:00	日本薬学会ビル会議室	植木、有馬、柳澤、 中川、野中、有村、 友川、依田、阿南
第 4 回	平成 29 年 1 月 25 日 (水) 16:00～18:00	日本薬学会ビル会議室	植木、有馬、柳澤、 中川、野中、有村、 友川、依田、阿南
第 5 回	平成 29 年 2 月 17 日 (金) 13:00～15:00	日本薬学会ビル会議室	植木、有馬、柳澤、 中川、野中、有村、 友川、依田、阿南

【ワーキング】

	日 時	場 所	出席委員
第 1 回	平成 28 年 11 月 14 日 (月) 17:00～19:00	国立オリンピック記念 青少年総合センター	野中、柳澤、依田
第 2 回	平成 29 年 2 月 20 日 (月) 14:00～16:00	児童健全育成推進財団 会議室	植木、野中、有村、 依田、阿南
第 3 回	平成 29 年 3 月 13 日 (月) 16:00～18:00	児童健全育成推進財団 会議室	植木、野中、依田、 阿南

【執筆者一覧】

第1章 調査研究の目的と方法	野中 賢治
第2章 全国児童館実態調査（小型児童館・児童センター）	
1. 調査の方法・内容と回収結果	ワーキンググループ
2. 調査の集計の結果	有村 大士
3. 分析・考察	有村 大士・友川 礼
第3章 全国児童館実態調査（大型児童館）	
1. 調査の方法・内容と回収結果	ワーキンググループ
2. 調査の集計・自由記述の結果	柳澤 邦夫・野中 賢治
3. 分析・考察	
第4章 児童館の機能・役割に関するヒアリング	
1. 児童館へのヒアリングの方法・内容	ワーキンググループ
2. 結果	
(1) 宮城県・山元町こどもセンター	柳澤 邦夫・野中 賢治
(2) 熊本県・合志市西児童館	植木 信一・阿南 健太郎
(3) 栃木県野木町・あかつか児童センター	柳澤 邦夫・依田 秀任
(4) さいたま市・尾間木児童センター	柳澤 邦夫・有村 大士
(5) 愛知県半田市・板山ふれあいセンター	阿南 健太郎・山本 克彦
(6) 広島県府中町・児童センターバンビーズ	中川 一良・友川 礼
(7) 東京都町田市・子どもセンターまあち	有村 大士・依田 秀任
(8) 愛媛県・松山市南部児童センター	友川 礼・植木 信一
(9) 兵庫県・県立こどもの館	中川 一良・依田 秀任
(10) 新潟県・県立こども自然王国	植木 信一・阿南 健太郎
3. 考察	阿南 健太郎
第5章 児童館第三者評価に関する調査	有馬 秀人・阿南 健太郎
第6章 まとめと提言	植木 信一
参考文献等	ワーキンググループ



### 【成果の公表方法】

本研究の成果は、全国的な児童館活動を推進する見地から、一般財団法人児童健全育成推進財団のホームページでの公開が妥当と考え掲載する。

(<http://www.jidoukan.or.jp/project/research/old.html>)

また、全国児童館実態調査に協力を得た自治体・児童館向けに、報告書の要点を記した概要版を作成・配付した。

当財団は、社団法人全国児童館連合会を前身とし、児童厚生員等研修をはじめとして、児童館活動に関する総合的な支援事業をおこなっており、この研究成果は今後の学術研究や自治体における施策の推進の参考として活用する。